

妙高市地域防災計画

令和5年7月修正

妙高市防災会議

妙高市地域防災計画目次

第1編 総 則

第1節	計画作成の趣旨等	1
第2節	住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	妙高市の特質と過去の主な災害	9
第4節	積雪期における地震と対応	18
第5節	地震被害の想定	22

第2編 風水害等共通対策編

第1章 災害予防

第1節	防災教育計画	26
第2節	防災訓練計画	29
第3節	自主防災組織育成計画	31
第4節	防災都市計画	33
第5節	集落孤立対策計画	36
第6節	建築物等災害予防計画	38
第7節	気象等防災観測体制の整備	41
第8節	道路、橋梁等の風水害対策	44
第9節	鉄道事業者の風水害対策	47
第10節	土砂災害予防計画	49
第11節	河川災害予防計画	56
第12節	農地・農業用施設等の災害予防計画	60
第13節	防災通信施設の整備と風水害対策	63
第14節	電気通信事業者の風水害対策	65
第15節	電力供給事業者の風水害対策	67
第16節	ガス事業者等の風水害対策	69
第17節	上水道事業者の風水害対策	72
第18節	下水道事業者の風水害対策	76
第19節	危険物等施設の風水害対策	80
第20節	火災予防計画	83
第21節	水防管理団体の体制整備	86
第22節	廃棄物処理体制の整備	89

第 23 節	救急・救助体制の整備	91
第 24 節	医療救護体制の整備	95
第 25 節	避難体制の整備	100
第 26 節	要配慮者の安全確保計画	110
第 27 節	食料・生活必需品等の確保計画	117
第 28 節	文教施設における風水害対策	121
第 29 節	文化財の風水害対策	125
第 30 節	ボランティア受入れ体制の整備	127
第 31 節	事業所等の事業継続	129
第 32 節	行政機関等の業務継続計画	131

第 2 章 災害応急対策

第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画	135
第 2 節	風水害等配備体制	140
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制	142
第 4 節	気象情報等伝達計画	149
第 5 節	洪水予報・水防警報伝達計画	157
第 6 節	災害時の通信確保	162
第 7 節	被災状況等情報収集伝達計画	168
第 8 節	広報計画	179
第 9 節	住民等避難計画	187
第 10 節	避難所運営計画	196
第 11 節	避難所外避難者の支援計画	203
第 12 節	自衛隊の災害派遣計画	205
第 13 節	輸送計画	212
第 14 節	警備・保安及び交通規制計画	220
第 15 節	消火活動計画	224
第 16 節	水防活動計画	229
第 17 節	救急・救助活動計画	236
第 18 節	医療救護活動計画	244
第 19 節	防疫及び保健衛生計画	254
第 20 節	こころのケア対策計画	260
第 21 節	児童生徒に対するこころのケア対策計画	266
第 22 節	廃棄物処理計画	269
第 23 節	トイレ対策計画	274
第 24 節	入浴対策計画	277
第 25 節	食料・生活必需品等供給計画	279
第 26 節	要配慮者の応急対策	287
第 27 節	文教施設における応急対策	292

第 28 節	文化財応急対策	298
第 29 節	障害物の処理計画	300
第 30 節	遺体等の捜索・処理・埋葬計画	304
第 31 節	愛玩動物の保護対策	310
第 32 節	災害時の放送	314
第 33 節	公衆通信の確保（電話）	315
第 34 節	電力供給応急対策	318
第 35 節	ガス供給対策	321
第 36 節	給水・上水道施設応急対策	325
第 37 節	下水道等施設応急対策	332
第 38 節	危険物等施設応急対策	338
第 39 節	道路・橋梁等の応急対策	344
第 40 節	鉄道事業者の応急対策	348
第 41 節	土砂災害応急対策	351
第 42 節	河川施設の応急対策	356
第 43 節	農地・農業用施設等の応急対策	361
第 44 節	農林業応急対策	365
第 45 節	観光商工業応急対策	371
第 46 節	応急住宅対策	374
第 47 節	被害認定調査・罹災証明書発行対策	382
第 48 節	ボランティア受入計画	385
第 49 節	義援金の受入れ・配分計画	388
第 50 節	義援物資対策	390
第 51 節	災害救助法による救助	392

第 3 章 災害復旧・復興

第 1 節	民生安定化対策	395
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画	403
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	415
第 4 節	災害復興対策	420

第 3 編 個別災害対策編

第 1 章 風水害対策

第 1 節	水防管理団体等の体制整備	423
第 2 節	洪水予報・水防警報伝達計画	426
第 3 節	水防活動計画	429

第2章 雪害対策

第1節	降雪等に関する気象注意報・警報及び予報	433
第2節	孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備	435
第3節	建築物の雪害予防計画	436
第4節	消・融雪施設等の整備	438
第5節	積雪期の交通確保計画	439
第6節	豪雪地帯の教育条件の整備	442
第7節	雪崩防止施設等の整備	443
第8節	雪崩事故の防止と応急対策	444

第3章 火山災害対策

第1節	火山災害予防計画	446
第2節	火山災害応急対策	458

第4章 林野火災対策

第1節	林野火災予防計画	466
第2節	林野火災応急対策	469

第5章 地すべり災害対策

第1節	地すべり災害予防計画	472
第2節	地すべり災害応急計画	474

第4編 震災対策編

第1章 災害予防

第1節	防災教育計画	475
第2節	防災訓練計画	477
第3節	自主防災組織育成計画	479
第4節	防災都市計画	480
第5節	集落孤立対策計画	482
第6節	地盤災害予防計画	483
第7節	建築物等災害予防計画	486
第8節	道路・橋梁等の地震対策	489
第9節	鉄道事業者の地震対策	490
第10節	農地・農業用施設等の地震対策	491
第11節	防災通信施設の整備と地震対策	493
第12節	電気通信事業者の地震対策	493
第13節	電力供給事業者の地震対策	493

第 14 節	ガス事業者等の地震対策	493
第 15 節	上水道事業者等の地震対策	494
第 16 節	下水道事業者等の地震対策	498
第 17 節	危険物等施設の地震対策	501
第 18 節	地震火災予防計画	502
第 19 節	廃棄物処理体制の整備	504
第 20 節	救急・救助体制の整備	506
第 21 節	医療救護体制の整備	506
第 22 節	避難体制の整備	506
第 23 節	災害時要援護者の安全確保計画	506
第 24 節	食料・生活必需品等の確保計画	506
第 25 節	文教施設における災害予防計画	507
第 26 節	ボランティア受入体制の整備	510
第 27 節	積雪期の地震災害予防計画	511
第 28 節	事業所等の事業継続	514
第 29 節	行政機関等の業務継続計画	514

第 2 章 災害応急対策

第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画	515
第 2 節	職員の配備体制	515
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制	515
第 4 節	災害時の通信確保	515
第 5 節	被災状況等情報収集伝達計画	515
第 6 節	広報計画	516
第 7 節	住民等避難計画	519
第 8 節	自衛隊の災害派遣計画	519
第 9 節	輸送計画	519
第 10 節	警備・保安及び交通規制計画	519
第 11 節	消火活動計画	520
第 12 節	救急・救助活動計画	524
第 13 節	医療救護活動計画	524
第 14 節	防疫及び保健衛生計画	524
第 15 節	こころのケア対策計画	524
第 16 節	児童生徒に対するこころのケア対策計画	524
第 17 節	廃棄物処理計画	524
第 18 節	トイレ対策計画	524
第 19 節	入浴対策計画	524
第 20 節	食料・生活必需品等の供給計画	524
第 21 節	災害時要援護者の応急対策	524

第 22 節	建物の応急危険度判定計画	525
第 23 節	宅地等の応急危険度判定計画	527
第 24 節	文教施設における応急対策	529
第 25 節	障害物の処理計画	529
第 26 節	遺体等の捜索・処理・埋葬計画	529
第 27 節	愛玩動物の保護対策	529
第 28 節	公衆通信の確保	529
第 29 節	電力供給応急対策	529
第 30 節	ガスの安全、供給対策	530
第 31 節	給水・上水道施設応急対策	532
第 32 節	下水道等施設応急対策	535
第 33 節	危険物等施設応急対策	535
第 34 節	道路・橋梁等の応急対策	536
第 35 節	鉄道事業者の応急対策	537
第 36 節	治山・砂防の応急対策	540
第 37 節	河川施設の応急対策	542
第 38 節	農地・農業用施設等の応急対策	544
第 39 節	農林業応急対策	546
第 40 節	観光商工業応急対策	548
第 41 節	応急住宅対策	548
第 42 節	ボランティア受入計画	548
第 43 節	義援金の受入れ・配分計画	548
第 44 節	災害救助法による救助	548

第 3 章 災害復旧・復興

第 1 節	民生安定化対策	549
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画	549
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	549
第 4 節	災害復興対策	549

第 5 編 化学工業地帯等対策編

第 1 章 総 則

第 1 節	対策の基本方針	550
第 2 節	指定区域の範囲	551
第 3 節	想定される災害	552
第 4 節	防災組織及び防災体制	553

第2章 災害予防対策	
第1節 危険物施設等の災害予防対策	555
第2節 航空機事故に対する災害予防対策	558
第3節 防災教育及び防災訓練の計画	559
第4節 防災施設及び防災資機材の整備	561
第3章 災害応急対策	
第1節 災害情報等の収集及び通報伝達	562
第2節 災害防御対策	565
第3節 災害広報	567
第4節 避難対策	569
第5節 警戒区域の設定	571
第6節 救出・救急・救護対策	573
第7節 交通対策	575
第8節 応援協力要請	576
第4章 災害復旧対策	577

第6編 資料編

[防災組織に関する資料]

資料 1 妙高市防災会議条例	578
資料 2 妙高市防災会議委員名簿	579
資料 3 妙高市災害対策本部条例	580
資料 4 妙高市災害対策本部規程	581
資料 5 妙高市災害救助条例	589
資料 6 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例	590
資料 7 妙高市消防団組織図	593
資料 8 妙高市消防団火災発生時における出動計画	594

[危険区域に関する資料]

資料 9 砂防指定区域	596
資料 10 地すべり防止区域	598
資料 11 地すべり危険箇所	600
資料 12 急傾斜地崩壊危険区域	601
資料 13 山腹崩壊危険地区	601
資料 14 崩壊土砂流出危険地区	601
資料 15 土石流危険溪流	602

資料 16	雪崩発生危険箇所	603
資料 17	土砂災害警戒区域	606
[防災施設及び資材に関する資料]		
資料 18	水防倉庫備蓄資材	613
[避難及び輸送に関する資料]		
資料 19	避難所施設一覧	614
資料 20	ヘリポート適地一覧	619
資料 21	浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧	620
[伝達体制に関する資料]		
資料 22	防災関係機関連絡先	621
資料 23	放送機関の連絡先	622
資料 24	自衛隊の派遣要請連絡窓口	623
資料 25	移動系防災行政無線配備状況	624
資料 26	新潟県緊急時情報伝達連絡会規約	625
[医療防疫等に関する資料]		
資料 27	医療機関一覧表	627
資料 28	し尿収集運搬業者一覧表	628
資料 29	一般廃棄物収集運搬業者一覧表	628
[各種協定]		
資料 30	災害対応関係協定締結状況	629
[様式集]		
資料 31	自衛隊災害派遣要請依頼書	631
資料 32	緊急通行車両等事前届出関係様式	632
資料 33	消防防災航空隊出場要請書	634
資料 34	避難指示等発令情報（報道機関、新潟県宛て）	635
資料 35	災害報告取扱要領、被害報告（速報）	636
資料 36	被害状況調	640
資料 37	被害状況判定基準	641

作	成	昭和38年
修	正	昭和43年10月
修	正	昭和50年3月6日
修	正	昭和51年4月21日
修	正	昭和53年2月14日
修	正	昭和59年3月5日
修	正	昭和60年5月22日
修	正	昭和61年6月10日
修	正	昭和63年5月23日
修	正	平成元年5月31日
修	正	平成2年9月1日
修	正	平成3年5月20日
修	正	平成4年6月1日
修	正	平成5年4月30日
修	正	平成6年11月29日
修	正	平成7年9月8日
修	正	平成8年8月6日
修	正	平成9年2月25日
修	正	平成10年8月12日
修	正	平成11年8月6日
修	正	平成13年5月25日
修	正	平成14年5月21日
修	正	平成15年5月14日
修	正	平成15年12月9日
修	正	平成16年4月23日
修	正	平成17年5月26日
修	正	平成18年3月15日
修	正	平成18年5月1日
修	正	平成19年4月13日
修	正	平成20年4月8日
修	正	平成26年5月23日
修	正	平成30年3月3日
修	正	令和4年3月31日
修	正	令和5年6月21日

第1編 総則

6 計画の習熟等

妙高市及び防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、本計画の習熟並びに周知に努めるとともに、本計画に基づき具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策に配慮するものとする。

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

また、危機事象発生時において、継続的に必要な最低限の業務や、復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画として、業務継続計画（BCP）の整備に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、住民の生命、身体及び財産の保護のため、救急活動や住民の救助のほか、警戒や予防・指導などを行う。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

(4) 警察

警察は、住民等の生命、身体及び財産の保護のため、犯罪の予防、混乱の予防、交通規制その他秩序の保持に必要な措置を行う。

(5) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(8) 住民等

住民、企業等は、日ごろから大規模災害に備え、市、県その他防災関係機関が実施する防災活動に参加、協力するとともに、「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」という自助、共助の意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

2 各機関の事務又は業務の大綱

市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
妙 高 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関する事 2 市内の公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び避難指示等に関する事 6 被災者の救助及び心のケア、避難・救護所設置に関する事 7 県知事の委任を受けて行う災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 11 被災要援護者に対する相談、援護に関する事 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 15 水道、下水道等公営事業の災害対策に関する事 16 自衛隊の災害派遣要請又は要望に関する事 17 災害時相互応援協定締結市町村及び他の市町村に対する応援要請に関する事 18 災害復旧の実施に関する事
上越地域消防事務組合 (新井消防署) (頸南消防署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防、災害防止対策及び指導に関する事 2 災害応急対策に関する事 3 災害時における救助活動に関する事 4 災害時における傷病者等の緊急輸送に関する事 5 消防に関する防災施設、設備の整備に関する事

<p>新 潟 県</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議に関する事 2 市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示等に関する事。 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関する事 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関する事 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 13 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 16 緊急通行車両の確認に関する事 17 消防、浸水対策、救助その他防災対策に関する業務施設及び設備の整備に関する事 18 自衛隊の災害派遣要請に関する事 19 他の都道府県に対する応援要請に関する事
<p>新潟県警察本部 (妙高警察署)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事 3 行方不明者調査及び死体の検視に関する事 4 犯罪の予防、取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事
<p>指 定 地 方 行 政</p>	<p>北陸地方整備局</p> <p>地方公共団体への応援等</p> <p>地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、又はおそれがある場合は、次の事項について応援を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、人員の派遣、資機材の提供等 ○避難活動等 ○応急仮設住宅の建築支援等 ○飲料水の確保、支援等 ○消防活動への支援等

機 関	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関する事 2 洪水予報指定河川の洪水予報業務に関する事 3 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関する事 4 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関する事
	北陸農政局笹ヶ峰ダム管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 ダム施設の安全管理並びに災害復旧に関する事 2 災害に関する情報の収集、伝達に関する事
	北陸農政局新潟県拠点	災害時における応急食料の緊急引き渡しに関する事
	上越労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における産業安全確保に関する事 2 平時における産業安全及び防災教育に関する事
	関東森林管理局 上越森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林整備による災害防止に関する事 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理に関する事 3 災害時における木材（国有林）の払い下げに関する事
	新潟地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の発表と通知に関する事 2 地震及び津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表に関する事 3 気象、地象、水象の観測に関する事
陸上自衛隊高田駐屯地 第2普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事 2 災害発生時の情報収集活動への協力に関する事 3 災害出動要請又は出動命令に基づく、人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関する事 	
指 定 公 共 機 関	東日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) えちごトキめき鉄道(株)	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関する事
	東日本電信電話(株) 新潟支店 (株)NTT ドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備及び防災管理に関する事 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関する事
	日本赤十字社 新潟県支部妙高市地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の輸血用血液の供給に関する事 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関する事 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関する事

	日本放送協会 (新潟放送局)	1 気象警報、津波予警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	東日本高速道路(株) 新潟支社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
	東北電力ネットワーク (株)上越電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
	日本郵便(株)	1 災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること 2 避難場所、物資集積場所等の提供に関すること 3 被災者の避難情報等の収集及び提供に関すること
指 定 地 方 公 共 機 関	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	上越運送(株) 頸城運送倉庫(株) 頸城自動車(株)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟	1 気象警報、津波警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	(株)新潟日报社	災害時における広報活動に関すること
	えちご上越農業協同組合 頸南森林組合 新潟県農業共済組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
そ の 他 の 公 共 的 団 体 及 び	上越ケーブルビジョン(株) 新井有線放送農業協同組合 (株)上越タイムス	1 災害時における広報活動に関すること 2 放送施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 3 災害時における緊急通話の確保に関すること
	商工会、商工会議所	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること
	(社)上越医師会	災害時における医療救護に関すること
	病院、診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	一般建設事業者 (建設業協会)	1 災害時における応急復旧の協力に関すること 2 災害時における緊急輸送の協力に関すること
	管工事業協同組合	災害時におけるガス・水道施設の安全管理及び災害復旧への協力に関すること

防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	危険物関係施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における危険物の保安措置に関すること 2 自衛防災体制及び共同防災体制の確立 3 施設、設備の自主点検及び保安検査の励行 4 防災教育の徹底及び防災訓練の実施 5 防災に関する施設、設備及び資機材の整備 6 安全操業の確保及び労働安全の徹底 7 異常現象時の通報連絡体制の整備 8 従業員の避難措置 9 火災等災害の防衛 10 関係企業との相互応援体制の確立 11 その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置
	妙高市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅要援護者の応急対策に関すること 2 市が行う災害対策への協力に関すること 3 市災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 4 被災者の保護及び救援物資の支給に関すること
	認定こども園・保育園・小中特別支援学校・高等学校	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難体制の整備及び避難訓練の実施に関すること 2 災害時における園児・児童・生徒の安全措置に関すること 3 市が実施する災害応急対策への協力に関すること 4 避難所の管理・運営等への協力に関すること
	頸南バス(株) くびき野バス(株) 頸城自動車(株) (株)妙高ハブネット	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	旅館業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における客の安全措置に関すること 2 災害時における炊き出し等の協力に関すること
	自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 平時の防災訓練、意識啓発に関すること 2 災害時の情報収集・伝達、避難誘導に関すること 3 災害弱者の安否確認、避難支援に関すること 4 初期消火に関すること 5 応急救護に関すること

第3節 妙高市の特質と過去の主な災害

1：妙高市の地理的概要

本市は、新潟県の南西部、北緯37度1分、東経138度15分に位置している。面積は445.63km²と広大であり、北は上越市、南は長野県信濃町等と接している。

市のほぼ中央部に上信越自動車道と国道18号及びえちごトキめき鉄道が平行して南北に走っており、西には妙高山、火打山、焼山といった妙高連峰がそびえ、妙高戸隠連山国立公園が広がっている。

2：地形、地質

本市は、北に高田平野の最南端に位置する市街地が形成され、西に妙高山(2,454m)、火打山(2,462m)、大毛無山(1,429m)、東に斑尾山(1,135m)等の連山で囲まれ、地形は東西、南から北へ傾斜し、妙高山麓に源を持つ関川、矢代川が日本海に向かって流下している。

高田平野は、南から北にかけて緩やかに傾斜し、扇状地の中央部は細粒の河川堆積物の土砂がほとんどを占め、上端部の本市内では、かなり粗粒の砂礫層もみられ、流域は沖積低地となっている。

丘陵地は、段丘堆積物、火山破屑物等によって形成されており、土砂は主に砂礫層で地表にはシルト層や粘土層からなる洪積層である。

県境付近の山地は妙高山の火山活動による火砕堆積物、泥流堆積物などのもろい地質からなりたっており、これらの山地では、地震動に伴う地すべり、土石流等の土砂災害の発生が考えられる。

さらに、東側の関田山脈一帯は、砂岩と泥岩との互層からなっており、場所によっては礫岩層、凝灰岩層が堆積する新第三紀層で、特にこの地域一帯では地滑りが多発する傾向がある。

3：気候の概要

気象は四季の変化に富むが、夏は日本海に発生する高気圧の影響で、平野部で高温多湿となる一方、高原地帯は冷涼で過ごしやすいい日が続き、冬は日本海を渡って吹き込む大陸からの季節風によって大量の雪がもたらされ、全国有数の豪雪地帯となっている。

降水量は降雪期を除くと、7月の梅雨期と9月の台風の時期に多く、4月、5月は少ない。

積雪は昭和59年に465cm(妙高地域)、昭和60年に412cm(同)、平成18年、平成24年には390cm(妙高高原地域)という大雪を記録しており、通常でも平野部で1~2m、山地で2~3mの積雪がある。早い年は11月から雪が降り始め、遅い年には5月まで降雪がある。

気温、降水量

(新井消防署)

区分 年	気温(℃)			降水量(mm)		
	平均	最高	最低	合計	日最大雨量	月日
平成7年	12.7	34.5	-5.0	1,226.0	79.0	7月11日
平成8年	11.9	36.8	-4.3	1,114.0	96.0	6月25日

平成9年	13.5	35.0	-3.3	1,293.1	57.5	9月14日
平成10年	15.4	33.5	-2.0	1,590.5	104.0	9月16日
平成11年	14.2	37.4	-3.3	1,352.5	138.0	9月15日
平成12年	14.1	36.5	-2.3	1,005.5	39.0	10月20日
平成13年	13.6	33.2	-3.5	1,312.5	65.5	8月12日
平成14年	14.4	38.2	-2.9	1,350.5	84.0	10月1日
平成15年	13.7	33.0	-3.3	1,203.5	46.0	9月1日
平成16年	13.9	38.6	-4.2	1,690.0	142.5	10月20日
平成17年	11.9	34.3	-6.0	961.2	89.0	8月23日
平成18年	13.1	39.6	-6.8	1,449.5	71.0	10月8日
平成19年	13.5	38.2	-2.5	847.6	89.5	6月29日
平成20年	12.9	35.0	-5.0	1,083.0	54.0	8月19日
平成21年	12.2	32.8	-6.5	1,178.5	105.0	10月8日
平成22年	11.9	35.2	-6.2	1,002.5	55.0	10月26日
平成23年	13.0	37.3	-8.5	1,515.0	70.5	8月25日
平成24年	12.3	37.5	-8.0	797.0	88.0	9月30日
平成25年	12.7	35.0	-6.5	1,570.5	140.0	10月16日
平成26年	12.2	36.0	-7.0	1,265.0	77.0	10月6日
平成27年	12.6	38.0	-6.0	1,006.5	47.0	9月18日
平成28年	13.7	34.0	-3.0	1,435.5	90.0	8月23日
平成29年	14.0	36.0	-1.0	1,745.0	186.0	10月23日
平成30年	15.5	38.0	-2.0	1,083.5	52.5	8月16日
令和元年	15.6	38.0	-2.0	1,435.5	157.0	10月12日
令和2年	14.7	39.3	-4.4	1,053.0	68.0	8月1日
令和3年	14.3	38.0	-5.8	1,258.5	73.5	8月13日

(観測点：新井消防署…令和2年から気温の測定廃止)

(令和2年以降の気温はアメダス高田観測所の数値)

(頸南消防署)

年	気温 (℃)			降水量 (mm)		
	平均	最高	最低	合計	日最大雨量	月日
平成7年	7.3	31.4	-13.3	945.0	148.0	7月11日
平成8年	9.8	33.0	-10.5	979.1	87.6	6月25日
平成9年	8.5	30.9	-9.1	1,054.2	87.0	7月9日
平成10年	11.1	32.3	-8.8	1,206.2	74.0	9月16日
平成11年	10.3	34.0	-9.8	1,119.6	127.0	9月15日
平成12年	9.6	33.0	-10.0	1,155.4	65.5	6月23日
平成13年	10.5	33.0	-9.0	1,180.4	90.5	8月4日
平成14年	10.7	34.0	-9.0	889.0	94.0	7月10日
平成15年	10.5	32.5	-9.0	1,177.0	70.0	8月26日

平成 16 年	11.4	34.0	-7.5	1,149.5	97.0	10月20日
平成 17 年	10.1	33.0	-9.0	※欠測あり		
平成 18 年	9.8	35.0	-11.5	1,112.0	77.0	10月7日
平成 19 年	10.4	34.5	-9.0	735.0	57.0	10月27日
平成 20 年	8.7	31.3	-9.5	741.0	65.5	6月29日
平成 21 年	5.7	28.5	-9.5	819.7	102.0	10月8日
平成 22 年	※欠測あり	25.0	-10.0	918.5	63.0	9月23日
平成 23 年	9.0	32.0	-11.0	1,426.2	78.5	5月29日
平成 24 年	9.0	33.0	-13.5	889.5	84.0	9月30日
平成 25 年	8.0	31.5	-11.0	1,392.0	139.0	10月16日
平成 26 年	※7.7	※33.0	※-11.0	1,002.5	80.5	10月6日
平成 27 年	8.5	34.0	-11.2	970.5	64.0	7月23日
平成 28 年	8.8	33.0	-10.5	1,224.5	61.5	7月26日
平成 29 年	7.9	33.0	-9.0	※914.0	※151.0	7月1日
平成 30 年	9.0	35.0	-10.0	986.5	83.0	7月5日
令和 元年	8.8	35.0	-9.0	※1,346.5	※224.0	10月12日
令和 2 年	8.9	34.0	-11.0	※1,081.0	64.0	7月8日
令和 3 年	7.6	29.0	-8.0	-	-	-

(観測点：頸南消防署 ※機器の故障等により欠測あり)

4：妙高市の社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、令和2年国勢調査によると30,383人で、平成27年調査に比べ2,816人、8.5%減少している。また、年齢区分別では、年少人口（15歳未満）が10.3%、生産年齢人口（15～64歳）が52.4%、老年人口（65歳以上）が37.3%となっており、平成27年調査に比べ、年少人口が△0.8ポイント、生産年齢人口が△2.6ポイント、老年人口がプラス3.4ポイントと、高齢化の傾向が顕著に表れている。

■世帯数・人口の推移

単位：人、%

項目 年	世帯数	人 口			増減率		1世帯当 り人口
		総 数	男	女	世帯	人口	
昭和 40 年	10,231	47,421	22,637	24,784			4.64
45 年	10,382	44,158	21,100	23,058	1.5	△6.9	4.25
50 年	10,708	42,720	20,443	22,277	3.1	△3.3	3.99
55 年	11,005	41,980	20,176	21,804	2.8	△1.7	3.81
60 年	11,168	41,704	20,196	21,508	1.5	△0.6	3.73
平成 2 年	11,359	41,072	19,822	21,250	1.1	△1.5	3.62
7 年	11,949	40,744	19,811	20,933	1.7	△0.8	3.41
12 年	12,180	39,699	19,319	20,380	1.9	△2.6	3.26
17 年	11,975	37,831	18,288	19,543	△1.7	△4.7	3.16

22年	11,801	35,457	17,101	18,356	△1.4	△6.3	3.00
27年	11,562	33,199	16,097	17,102	△2.0	△6.4	2.87
令和 2年	11,306	30,383	14,740	15,643	△2.2	△8.5	2.69

資料：国勢調査（10月1日現在）

(2) 土地利用

現状（R4年度）の土地利用を見ると、市の総面積のうち宅地が2.4%、田畑6.9%、山林51.8%となっている。えちごトキめき鉄道新井駅を中心に市街地が形成され、周辺地域には宅地及び優良農地が広がっており、山間地域には集落が点在している。

山岳丘陵地帯は妙高戸隠連山国立公園に指定されており、自然環境を保護するとともに、温泉やスキー場など観光・リゾート地として活用が図られている。

■土地利用状況（平成30年度、令和4年度）

単位：ha

年度	合計	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地・その他	池沼
H30	44,563.0	2,531.6	816.5	1,066.5	20,787.1	3,780.4	15,557.6	23.3
R 4	44,563.0	2,399.3	664.9	1,077.3	23,099.7	3,996.1	13,302.8	22.9
増減	—	△132.3	△151.6	10.8	2,312.6	215.7	△2,254.8	△0.4

資料：「固定資産概要調書」

(3) 産業

本市の産業構造を産業別就業人口比率で見ると、第3次産業が6割を超え、次いで第2次産業が3割を超えている。

古くから稲作を中心にした農業が発達してきたが、半導体製造業を中心に工場立地と観光地としての特徴を示している。

■産業別就業人口

単位：人、%

区分 年	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比
昭和 45年	10,572	41.2	6,533	25.5	8,530	33.3
50年	7,863	33.1	6,868	28.9	9,054	38.0
55年	5,768	25.1	7,488	32.6	9,728	42.3
60年	4,772	20.7	8,375	36.4	9,854	42.9
平成 2年	3,360	15.0	8,443	37.6	10,646	47.4
7年	2,698	12.0	8,458	37.8	11,249	50.2
12年	1,961	9.5	7,843	37.8	10,945	52.7
17年	1,969	10.2	6,752	34.9	10,633	54.9
22年	1,235	7.4	5,602	33.4	9,931	59.2
27年	992	6.0	5,207	31.6	10,299	62.4
令和 2年	804	5.4	4,945	33.0	9,229	61.6

※分類不能は第3次産業に含む。

資料：国勢調査（10月1日現在）

(4) 交通

本市の広域道路体系は、市域の中央部を南北に国道18号と上信越自動車道が縦貫しており、東部の国道292号は長野県飯山市とを結ぶ動脈となっている。

上信越自動車道は、平成18年に新井スマートインターチェンジが恒久化され、その後、平成30年には24時間通行可能となり、翌令和元年には市内全区間の4車線化が完了し、利便性と安全性の向上が図られてきている。

また、市街地と幹線道路とを結ぶ都市計画道路や生活道路の整備を計画的に実施しながら、災害時における避難路の確保と災害に強いまちづくりを進めている。

(5) 防災をめぐる社会構造の変化と対応

ア 人口減少が進む中山間地域などでは、集落の衰退、地域経済力の低下等がみられる。

これらに対応するため、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策が必要である。

イ 高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の増加が見られる。

このため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救助・救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を、他の福祉施策との整合を図りながら行う必要がある。

この一環として、要配慮者関連の施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、平時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

ウ ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が高まっているが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。

このため、これら施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

エ 住民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。

このため、地域コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的な防災訓練、防災意識の徹底等を図る必要がある。

オ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

5：既往の主な災害

本市の災害は、主に集中豪雨に伴う土砂崩れ、地すべり、低地の浸水、田畑の冠水のほか、台風の襲来に伴う家屋の倒壊、豪雪による被害などである。

なお、地震もたびたび発生しているが、大きな被害の起きる震度5（強震）以上は発生していない。

発生年	災害種別	被害状況
昭和33年	台風	(妙高地域) 橋流失 10箇所 道路決壊 30箇所 耕地冠水流出 8ha 被害総額 5,000万円
昭和44年	大洪水	(妙高地域) 床下浸水 7棟 田流冠水 17箇所 道路決壊 29箇所 農業用施設被害 14箇所 橋梁流失 2橋 堤防決壊 1箇所 被害総額 4,800万円
昭和45年	雪崩 (表層なだれ)	(妙高地域) 死者 2名 負傷者 3名 建物、リフト等の被害総額 3,300万円
昭和49年	火山噴火 (水蒸気噴火)	(新潟焼山) 噴石により山頂付近でキャンプ中の登山者 3名死亡 火砕流降下 泥流 降灰域は北東 100km 降灰 65万トン
昭和53年	地すべり 土石流	(妙高高原地域) 死者 13名 負傷者 1名 住家全壊 13棟 住家半壊 5棟
昭和56年	地すべり	(新井地域・上馬場) 住家全壊 8棟 非住家全壊 10棟 被害総額 6億4,980万円
昭和57年	台風	(新井地域) 住家流出 3棟 非住家流出 1棟 床上浸水 7世帯 床下浸水 18世帯 道路決壊 35箇所 河川護岸決壊 78箇所 被害総額 31億2,311万円
昭和60年	豪雪	(新井地域) 死者 6名 負傷者 28名 住家一部損壊 1,052棟 非住家全壊 32棟 非住家半壊・一部損壊 546棟 床上浸水 17世帯 床下浸水 115世帯
平成7年	集中豪雨	住家流出 11棟 非住家流出 22棟 住家半壊・一部損壊 5棟 床上浸水 52世帯 床下浸水 48世帯 道路決壊 36箇所 落橋 6箇所 河川護岸決壊 92箇所 田流冠水 39.5ha 被害総額 120億9,267万円
平成18年	豪雪	死者 7名 負傷者 23名 住家半壊・一部損壊 6棟 非住家全壊 11棟 非住家半壊・一部損壊 7棟 床下浸水 10世帯 自衛隊災害派遣 (30人・5日間) 災害救助法の適用に伴う除雪支援実施 85世帯
平成23年	豪雪	負傷者 13名 住家一部損壊 7棟 非住宅全壊 2棟 非住宅半壊 1棟 非住宅一部損壊 8棟 床下浸水 1棟 災害救助法の適用に伴う除雪支援実施 336世帯
平成24年	豪雪	死者 3名 負傷者 42名 住宅全壊 1棟

		住宅半壊・一部損壊 16 棟 非住家全壊 27 棟 非住家半壊・一部損壊 26 棟 床上浸水 1 棟 床下浸水 14 棟 災害救助法の適用に伴う除雪支援実施 829 世帯
平成 25 年	豪 雪	負傷者 3 名 床下浸水 1 棟
平成 25 年	台 風	(新井地域 和田地区) 床下浸水(住家) 3 棟 床下浸水(非住家) 2 棟 道路決壊 12 箇所 河川護岸決壊 1 箇所 農地浸水 3.15ha
平成 29 年	台 風	床下浸水(住家) 5 棟 床下浸水(非住家) 1 棟 屋根一部 破損(非住家) 2 棟 河川護岸決壊 28 件 市道被害 54 箇所 農道被害 42 箇所 用水路被害 35 箇所 農地被害 7 件・ 1.1ha 林道被害 70 箇所 避難勧告 120 世帯・227 人
令和元年	台 風	床上浸水(住家) 1 棟 床下浸水(住家) 10 棟 床下浸水 (非住家) 6 棟 全壊(非住家) 1 棟 半壊(住家) 1 棟 一部破損(住家) 3 棟 一部破損(非住家) 1 棟 市管理河 川護岸崩壊 4 箇所 市道被害 29 箇所 農道被害 46 箇所 用水路被害 64 箇所 農地被害 51 件 頭首工等被害 18 件 林道被害 100 箇所 避難勧告・避難指示 5,543 世帯・14,578 人
令和 3 年	豪 雪	死者 2 名 負傷者 14 名 住宅一部損壊 6 棟 非住家 全壊 4 棟 非住家一部損壊 3 棟 床下浸水 1 棟 災害救助法の適用(新井地域)に伴う除雪支援実施 330 世帯
令和 4 年	豪 雪	負傷者 17 名 住宅全壊 1 棟 住家一部損壊 2 棟 非住家全壊 7 棟 非住家半壊・一部損壊 5 棟 住家床下浸水 4 棟 県災害救助条例の適用(全域)に伴う除雪支援実施 262 世帯

■近隣地域に被害を与えた地震とその被害（明治以降）

理科年表等による

発生日月日	規模	地名	震源	災害の状況等
1886. 7. 23 (明治 19)	6.1	信越国境	北緯 37. 1° 東経 138. 4°	東頸城郡仁上村で土蔵破損
1914. 11. 15 (大正 3)	6.1	高田付近	北緯 37. 0° 東経 138. 2°	高田・直江津・桑取谷で家・土蔵の 壁の落下・亀裂等あり
1947. 4. 14 (昭和 22)	5.7	能生川上流	北緯 37. 0° 東経 138. 1°	高田震度 3、能生谷地滑りの原因と なる
1951. 8. 2 (昭和 26)	5.0	東頸城	北緯 37. 1° 東経 138. 5°	東頸城奴奈川で被害、高田震度 3
1964. 6. 16 (昭和 39 年)	7.5	粟島付近	北緯 38. 3° 東経 139. 2°	新潟地震 高田震度 4

1971. 2. 26 (昭和46年)	5.5	中・東頸城	北緯 37. 1° 東経 138. 3°	高田震度 4 負傷者 13 名、雪崩数箇所、小規模な地割れ、山崩れ
1990. 12. 7 (平成2年)	5.3	高柳町付近	北緯 37. 2° 東経 138. 6°	高田震度 4
1993. 2. 7 (平成5年)	6.6	能登半島沖	北緯 37. 7° 東経 137. 3°	高田震度 4
1995. 9. 14 (平成7年)	3.6	上越市	北緯 37. 1° 東経 138. 2°	高田震度 4
2004. 10. 23 (平成16年)	6.8	中越地方	北緯 37. 17° 東経 138. 52°	川口町震度 7、新井震度 4 死者 68 名、住家全壊 3, 175 半壊 13, 810 一部損壊 105, 682 避難者は最大 10 万人を超えた
2007. 7. 16 (平成19年)	6.8	中越地方沖	北緯 37. 33° 東経 138. 36°	長岡市、柏崎市、刈羽村 震度 6 強 妙高市震度 4 死者 15 名、住宅全壊 1, 319 半壊 5, 621 一部損壊 65, 700 (新潟県のみ)
2011. 3. 12 (平成23年)	6.7	長野県北部	北緯 36. 59° 東経 138. 35°	上越市震度 5 強 妙高市震度 4 死者 0 名 住宅全壊 29 半壊 165 一部損壊 1, 573 (新潟県のみ)

6：妙高市の災害発生の傾向

本市において、特に注意すべき災害は、次のとおりである。

(1) 豪雪による災害

近年は暖冬少雪傾向が続いていたが、令和3年1月は災害救助法、4年2月は新潟県災害救助条例の適用を受けるほどの豪雪となっている。

また、被害発生の傾向をみると、家屋の倒壊などの被害から近年は雪下ろし作業中の人身事故の増加が目立っている。

(2) 大雨による被害

大雨は、台風、梅雨前線の活動及び日本海と太平洋に低気圧があつて、本州を挟んで東に進むときに起こる傾向がある。

過去の集中豪雨、地すべり等の災害の多くは、豪雪時の融雪出水や山間地の第三紀層である乾燥土壌が比較的雨に弱いことに起因しており、集中豪雨には十分警戒する必要がある。

また、関川、矢代川等は上流からの出水により、常に水害の危険性が高く水防活動に十分な警戒が必要である。

＜関川の水位上昇によるもの＞

災害名称	発生日	最大日雨量	最大時間雨量	関川最高水位
昭和57年 台風18号	9月12日～ 13日	9月13日 213.5mm	9月12日 22.5mm	9月12日 23時 3m
平成7年 集中豪雨	7月11日～ 12日	7月12日 144mm	7月11日 27.0mm	7月11日 21時 2.79m
令和元年 台風19号	10月12日～ 13日	10月12日 299mm	10月12日 28.0mm	10月12日 24:30 5.80m

＜矢代川の水位上昇によるもの＞

災害名称	発生日	最大日雨量	最大時間雨量
平成25年 台風18号	9月16日～ 17日	9月16日 158mm	9月12日 23.0mm
令和元年 台風19号	10月12日～ 13日	10月12日 299mm	10月12日 28.0mm

(3) 土砂災害

山間地域を中心に地すべり地帯が多く存在し、雪崩危険箇所や土石流危険渓流も多い。これらについては、個別に整備が図られつつあるが、土砂災害を被る危険性はいまだに高い。

(4) 大火災

火災は、風向、風速、湿度などに関係し、出火時の状況や家屋の連担状況により大火災になる恐れがある。

4月から5月にかけて「妙高おろし」といわれる南東の強風が山を越えて吹き降ろすため、フェーン現象を招き乾燥するので、火気の取り扱いには十分な注意が必要である。

本市においては、明治以降大火災といわれるものは発生していない。

(5) 地震災害

本市が直接被害を被る大規模な地震はこれまで発生していないが、2011年の東日本大震災をはじめ近年、全国各地で大地震が相次いで発生し、家屋の倒壊やライフライン等に大きな被害が生じている。

地震は他の災害と異なり、発生の予測が困難なことから特に日頃からの注意が必要である。

また、積雪期の地震は、災害状況や被災者の避難、支援活動をはじめ応急対策が夏期とは異なり、相当の困難が予想されることから体制整備と警戒が必要である。

(6) 火山災害

本市には、新潟焼山と妙高山の二つの活火山が存在しており、新潟焼山については、活動火山対策特別措置法第3条の規定に基づき、火山災害警戒地域に指定されていることから、噴火警戒レベルが運用されている。本市においては、この噴火警戒レベルに応じた入山規制や立入規制等の対応について、留意しておく必要がある。

第4節 積雪期における地震と対応

1：積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本市は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

2：積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

本市の雪は、高緯度地方の雪と異なり湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

本市の最大積雪深の観測記録は、昭和60年1月7日の412cm（妙高地域）、同年2月6日の370cm（新井地域）、平成17年、23年の390cm（妙高高原地域）などであり、例年、最深積雪は平野部で2m、山地で3m前後に及んでいる。

降積雪

（新井消防署）

年度	区分	総降雪量 (cm)	日最大降雪量		最大積雪深	
			(cm)	(月日)	(cm)	(月日)
平成7年度		620	93	2月1日	190	2月2日
平成8年度		576	109	1月30日	150	2月19日
平成9年度		498	70	1月25日	140	1月29日
平成10年度		723	102	2月3日	190	2月21日
平成11年度		681	60	1月27日	152	3月10日
平成12年度		945	68	1月16日	205	1月17日
平成13年度		396	60	2月9日	106	2月13日
平成14年度		403	48	12月10日	105	2月1日
平成15年度		380	44	1月23日	105	1月28日
平成16年度		598	55	2月12日	210	2月12日
平成17年度		801	48	1月5日	267	2月6日
平成18年度		114	40	12月29日	33	3月13日
平成19年度		333	35	2月16日	120	2月17日
平成20年度		158	38	2月17日	45	2月19日
平成21年度		696	95	1月14日	193	2月6日
平成22年度		577	46	1月31日	225	1月31日
平成23年度		1,001	63	1月28日	303	2月11日

平成 24 年度	673	43	1 月 10 日	167	2 月 26 日
平成 25 年度	430	35	1 月 19 日	85	1 月 23 日
平成 26 年度	623	60	12 月 18 日	190	2 月 10 日
平成 27 年度	250	35	2 月 1 日	45	2 月 25 日
平成 28 年度	294	50	1 月 13 日	85	1 月 16 日
平成 29 年度	612	53	1 月 30 日	155	1 月 30 日
平成 30 年度	367	38	2 月 14 日	142	2 月 14 日
令和 元年度	108	38	2 月 9 日	63	2 月 9 日
令和 2 年度	739	70	1 月 10 日	260	1 月 11 日
令和 3 年度	722	73	2 月 23 日	265	2 月 24 日
令和 4 年度	282	43	1 月 27 日	110	1 月 29 日

(観測点：新井消防署)

(頸南消防署)

区分 年度	総降雪量 (cm)	日最大降雪量		最大積雪深	
		(cm)	(月日)	(cm)	(月日)
平成 7 年度	1,638	100	1 月 31 日	265	2 月 2 日
平成 8 年度	1,320	117	1 月 30 日	267	1 月 31 日
平成 9 年度	1,173	75	1 月 27 日	197	2 月 1 日
平成 10 年度	1,616	95	2 月 3 日	290	2 月 4 日
平成 11 年度	1,484	105	2 月 15 日	260	2 月 29 日
平成 12 年度	1,823	88	1 月 5 日	335	3 月 11 日
平成 13 年度	1,146	60	12 月 30 日	215	2 月 19 日
平成 14 年度	1,603	65	1 月 14 日	285	3 月 12 日
平成 15 年度	959	67	12 月 19 日	275	2 月 9 日
平成 16 年度	1,623	80	1月14日、2月26日	310	2 月 14 日
平成 17 年度	2,114	105	1 月 4 日	390	2 月 5 日、9 日
平成 18 年度	453	55	12 月 29 日	70	2 月 2 日、4 日
平成 19 年度	1,504	75	11 月 22 日	330	2 月 18 日
平成 20 年度	733	45	2 月 17 日、21 日	145	2 月 21 日
平成 21 年度	1,281	100	1 月 1 日	285	2 月 7 日
平成 22 年度	1,338	90	1 月 7 日	280	1 月 31 日
平成 23 年度	2,014	100	1 月 14 日	390	2 月 3 日
平成 24 年度	1,402	75	1 月 4 日	320	2 月 25 日
平成 25 年度	1,272	80	1 月 10 日	230	2 月 18 日
平成 26 年度	1,601	110	12 月 14 日	300	2 月 20 日
平成 27 年度	749	50	2 月 29 日	141	2 月 10 日
平成 28 年度	1,281	85	1 月 14 日	246	1 月 24 日
平成 29 年度	1,297	80	12 月 27 日	235	2 月 21 日
平成 30 年度	1,599	102	1 月 9 日	295	2 月 14 日、15 日

令和 元年度	745	110	2月6日	170	2月9日
令和 2年度	1,174	70	12月31日	238	1月11日
令和 3年度	1,547	96	12月31日	386	2月23日
令和 4年度	989	78	1月27日	205	2月22日

(観測点：頸南消防署)

3：過去の積雪期の地震災害

市に関係した既往地震中、積雪期に発生し、被害を与えたものは次の地震である。

(1) 1666年（寛文5年）の地震

発生日	1666年2月1日（寛文5年12月27日）
震源	高田付近 北緯37.1度、東経138.2度
規模	マグニチュード6.4
発生時積雪	14～15尺（4.5m前後）
その他	家を失った領民たちは、雪の上に小屋を作り寒さに耐えながら生活したといわれる。
寛文5年の地震に関しては、以上の程度しか分からず、詳細な記述は残されていない。したがって、豪雪時であったために壊滅的な被害を受けたということが把握できる程度である。しかし、この地震は積雪期の地震としては、最大規模の被害をもたらしたものであった。	

4：積雪の地震被害に対する影響

積雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因となることが考えられる。

(1) 予想される被害拡大要因

ア 家屋被害の拡大

屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が多く発生することが予想される。また、1階部分が周囲の積雪により支持されて安定していることから、2階部分の被害が多発することも予想される。

イ 火災の発生

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

ウ 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定な場合は、表層雪崩の発生も懸念される。

エ 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や後述の雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

(2) 予想される応急対策阻害要因

ア 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落が多発することが予想され、ま

た、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。

イ 緊急輸送活動の阻害

積雪時の道路除雪により道路両側に積み上げられる雪壁（豪雪時には3mを超える壁となることも珍しくない。）が崩落し、道路交通の全面麻ひや人的被害の発生をもたらすことが予想され、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

ウ 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

エ 救出活動の阻害

倒壊家屋の屋根の雪で、下敷きとなった者の発見・救出が困難になると予想される。

オ 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となる。

(3) 応急対策需要増加要因

ア 被災者、避難者の生活確保

被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も考慮する必要がある。

イ 除雪

地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることになり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

(4) 積雪期の地震対策

積雪期の地震は、通常期の地震とは全く異なる様相を呈することから、より大きく、より長期に及ぶ地震被害を地域社会に与えることとなる。

防災関係機関は、積雪期の地震という最悪の事態を想定し地震対策を講じる必要がある。

第5節 地震被害の想定

1：想定概要

本計画策定のうえで前提となる地震の想定については、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の地震災害の発生状況を考慮するとともに、県が令和元年度から令和3年度にかけて実施した地震被害想定調査結果を踏まえたものとする。

具体的には、発生確率や地域バランスを考慮して県が選定した内陸6地震・海域3地震の計9地震の内、本市内において大きい被害が想定される「高田平野西縁断層帯」、「F41（上越・糸魚川沖）」を震源とする地震を想定地震とする。

また、地震動、液状化、土砂災害、地震火災による建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、及び住民生活への支障等の想定結果については、予防計画及び応急対策計画並びに復旧・復興計画に反映するものとする。

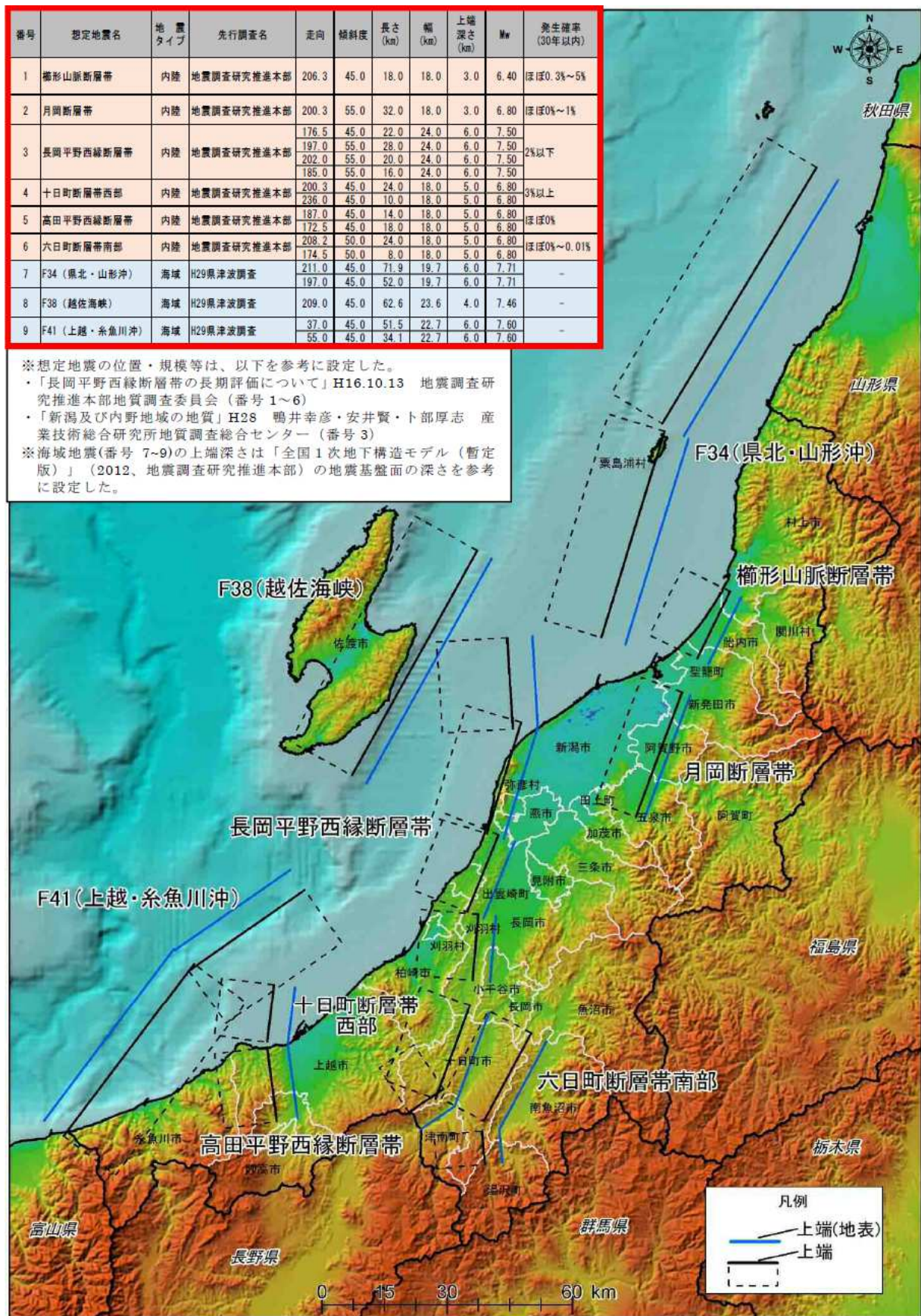
なお、県の調査結果で示された市町村別の被害想定については、県民の生活様式及び最悪の被害発生を想定した「冬・深夜」と「冬・18時強風」、被害量の比較として「夏・12時」の3シーンを基本としている。

【参考】新潟県内の主な活断層帯の概要（出典：令和4年3月新潟県地震被害想定調査報告書）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	主な活断層 における 相対的評価 ^{※3} ランク	地震発生確率 ^{※1}			地震後 経過率 ^{※2}	平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
			30年以内	50年以内	100年以内		
楯形山脈断層帯 ^{※4}	6.8程度	S*ランク	0.3%~5%	0.6%~8%	1%~20%	0.6-1.1	約2,800年-4,200年 約3,200年前-2,600年前
月岡断層帯	7.3程度	A*ランク	ほぼ0%~1%	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.1以下 -0.9	7,500年以上 約6,500年-900年前
長岡平野西縁断層帯	8.0程度	A*ランク	2%以下	4%以下	10%以下	0.7以下	約1,200年-3,700年 13世紀以後
十日町断層帯 (東部) ^{※5}	7.0程度	Aランク	0.4%~0.7%	0.6%~1%	1%~2%	不明	4,000年-8,000年程度 不明 ^{※6}
十日町断層帯 (西部)	7.4程度	S*ランク	3%以上	5%以上	10%以上	0.9以上	3,300年程度 約3,100年前以前
高田平野断層帯 (高田平野東縁断層帯) ^{※7}	7.2程度	S*ランク	ほぼ0%~8%	ほぼ0%~ 10%	ほぼ0%~ 20%	0.08-1.5	2,300年程度 約3,500年前-19世紀
高田平野断層帯 (高田平野西縁断層帯)	7.3程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.06-0.1	2,200年-4,800年程度 1751年の地震
六日町断層帯 (北部)(ケース1) ^{※8}	7.1程度	Aランク	0.4%~0.9%	0.7%~2%	1%~3%	-	約3,200年-7,600年 約4,900年前-16世紀
六日町断層帯 (北部)(ケース2) ^{※8}	7.1程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.004 -0.005 もしくはそれ以上	約3,200-4,000年 もしくはそれ以下 2004年中越地震
六日町断層帯 (南部)	7.3程度	Zランク	ほぼ0%~ 0.01%	ほぼ0%~ 0.02%	ほぼ0%~ 0.05%	0.3-0.5	約6,200年-7,200年 約2,900年前-2,000年前

- ※1_確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、 10^{-3} 未満の確率値を表す。
- ※2_最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。値は0.1単位で記述し、0.1未満の場合は有効数字1桁で記述している。また「ほぼ0」とあるのは、 10^{-3} 未満の値を表す。
- ※3_活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
- ※4_花輪東断層帯及び楯形山脈断層帯は、長期評価の結果、長さが主要活断層帯の条件である20kmに満たないとされたが、詳細な調査が行われていることから主要活断層帯に残すこととした。
- ※5_最新活動の時期が特定できていないため、通常の活断層評価で用いている計算方法（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル：BPT分布モデル）ではなく、地震発生確率が時間的に不変とした考え方（ポアソン過程）により長期確率を求めている。同じ理由から、地震後経過率も求められない。
- ※6_十日町断層帯（東部）では、約3800-3200年前に活動した可能性があるが、これを最新活動と限定できなかったことから、不明としている。そのため、地震後経過率も求められない。
- ※7_高田平野断層帯（高田平野東縁断層帯）の最新活動時期は、約3500年前以後、19世紀以前と推定されている。19世紀以前であることは、1847年の地震以降に本断層帯付近で大きな被害地震が起こっていないことに基づいていることから、最新活動時期を3500年前以後、西暦1847年以前として地震発生確率を算出している。
- ※8_六日町断層帯（北部）については、平成16年（2004年）新潟県中越地震を最新活動としない場合（ケース1）とこれを最新活動とする場合（ケース2）の2つの場合分けをして、評価を行った。ケース1では、最新活動時期が約4900年前-16世紀と十分に絞り込めていない。このため、1つ前の活動（約8000-6400年前）以降に1回の活動があったとして、活動間隔の下限（3200年）を求めた。地震発生確率の計算に際しては、通常のBPT分布を用いることができるだけの信頼度がないと考えて、ポアソン過程を用いた。同じ理由から、地震後経過率も求めている。ケース2では、平均活動間隔が「約3200-4000年もしくはそれ以下」、地震後経過率が「0.004-0.005もしくはそれ以上」、今後30年以内の地震発生確率が「ほぼ0%」のZランクとなる。

【参考】想定地震位置図（出典：令和4年3月新潟県地震被害想定調査報告書）



2：被害想定

被害想定結果一覧（妙高市）

大項目	中項目	小項目	項細目	単位	F41（上越・糸魚川沖）		高田平野西縁断層帯		
					冬 18 時	夏 12 時	冬 18 時	夏 12 時	
建物被害	揺れ・液化化・土砂災害・地震火災	地震動	全壊	棟	626	525	913	759	
			半壊	棟	3,146	2,627	3,428	2,888	
		液化化	全壊	棟	25	-	20	-	
			半壊	棟	929	-	727	-	
		土砂災害	全壊	棟	14	-	11	-	
			半壊	棟	33	-	26	-	
		地震火災	炎上出火	件	1	-	1	-	
			焼失棟数	棟	4	-	8	-	
		計	全壊（焼失棟数含む）	棟	669	-	952	-	
			半壊	棟	4,108	-	4,182	-	
人的被害	死者数（冬深夜強風）			人	41	-	60	-	
	負傷者数（"）			人	719	-	827	-	
	重症者数（"）			人	68	-	98	-	
	軽症者数（"）			人	651	-	729	-	
ライフライン被害	上水道	水道管被害	被害箇所数	箇所	38	38	62	62	
		断水人口	直後	人	25,997	25,923	20,400	20,365	
	下水道	機能支障	被害延長	km	72	72	71	71	
			支障人口	人	24,306	24,250	18,676	18,638	
	電力	電柱被害	被害本数	本	54	46	62	52	
		停電件数	直後	軒	19,326	19,252	12,430	12,381	
	通信施設	通信電柱被害	被害本数	本	30	25	35	29	
		不通回線	不通回線数	回線	11,776	11,733	7,654	7,625	
	都市ガス	供給停止	停止戸数	戸	0	0	365	365	
	LPGガス	支障	供給支障数	戸	27	27	22	22	
交通施設被害	道路（緊急輸送道路）	地震動	橋梁	箇所	（差異なし）	4	（差異なし）	4	
			盛土	箇所	（差異なし）	27	（差異なし）	24	
			斜面	箇所	（差異なし）	2	（差異なし）	1	
			トンネル	箇所	（差異なし）	0	（差異なし）	0	
			計	箇所	（差異なし）	33	（差異なし）	29	
	鉄道	地震動	箇所	（差異なし）	49	（差異なし）	43		
生活への支障	避難者	全避難者数	発生直後・1日後	人	1,249	1,072	1,565	1,326	
		避難所避難者	発生直後・1日後	人	749	643	939	796	
		避難所外避難	発生直後・1日後	人	500	429	626	531	
	要配慮者			発生直後・1日後	人	186	160	233	198
	自力脱出困難者（冬は深夜）				人	26	13	37	18
	帰宅困難者	帰宅困難者数（昼12時）		人	（差異なし）	1,675	（差異なし）	1,675	
		外出者数（昼12時）		人	（差異なし）	2,307	（差異なし）	2,307	
	住宅の不足	必要仮設住宅数		棟	146	125	183	155	
	食料・飲料水等の不足	食料不足量	1～3日 合計	食	0	0	0	0	
		飲料水不足量	1～3日 合計	L	192,534	184,751	148,621	142,690	
		要応急給水量	1～3日 最大	L	56,809	53,737	44,577	42,215	
	医療機能の不足	転院患者数		人	0	0	0	0	
		対応力不足量	入院 外来	人	34 531	25 452	55 590	42 504	
	震災廃棄物	がれき発生量		万t	17.28	14.88	20.75	17.66	
		仮置き場必要面積		ha	5.65	4.87	6.79	5.78	
	孤立集落	農業集落	孤立集落数	地域	0	0	0	0	
地震水害	ため池	箇所数	A	箇所	（差異なし）	1	（差異なし）	1	
			B	箇所	（差異なし）	3	（差異なし）	2	
	影響戸数	A	戸	（差異なし）	17	（差異なし）	17		
		B	戸	（差異なし）	934	（差異なし）	915		
農業かんがい施設	影響面積		ha	（差異なし）	898	（差異なし）	898		

第2編

風水害等共通対策編

第1章 災害予防

第1節 防災教育計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる市民及び企業等による、自らの安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。また、市、県及び防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市民・企業等の責務

市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

イ 市の責務

市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

ウ 県の責務

県は、県民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校における児童生徒の防災教育を行う。

(3) 達成目標

ア 児童生徒が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

イ 市民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。

ウ 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。

エ 市、県、防災関係機関において、全ての職員が災害に関する基礎知識を持ち、かつ、市民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行できる。

オ 市及び県において、防災に関する専門研修を受けた職員が防災担当部門に配置されている。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるよう対策を講じる。

(5) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるように、教育・研修において配慮する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等事前の防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害による被災経験の伝承
- エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の災害被害危険箇所の把握・点検・確認
- ウ 次世代への災害による被災経験の伝承

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、自主防災組織等と情報を共有し防災教育を推進する。

(1) 市民に対する防災学習の推進

市民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、災害に対する備えるなど防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

(2) 市立学校における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階に応じ学校教育全体を通じて防災教育を行う。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

(4) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(5) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

- ア 要配慮者本人及び家族の防災学習
- イ 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習
- ウ 介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護事業者等の防災学習
- エ 外国人受入先（企業・事業所、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(6) 市職員の防災教育及び防災部門の人材育成

- ア 外部講師等による防災研修の実施
- イ 専門研修機関への職員派遣

(7) 消防団員の防災教育・研修

4 県の役割

(1) 学校における防災教育の推進

ア 県立学校における防災教育

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目的に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

イ 私立学校に対する啓発

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導助言を行う。

ウ 県立看護大学

- (ア) 職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。
- (イ) 災害時の看護等教授内容の充実に努める。
- (ウ) 看護職員の防災教育に必要な情報提供や講師派遣等の支援に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

県民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、社会教育施設において防災広報を実施する。

(3) 要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援

ア 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児

在宅の要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ 外国人

市町村や外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体）に協力して、災害から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市町村が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供

ア 市町村が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。

イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関係防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市町村の要請に応じて可能な範囲での情報提供を行う。

ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

エ 平時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

(5) 市町村職員の防災教育の支援

- ア 市町村職員への専門的な防災教育機会の創出
- イ 市町村の防災教育に必要な情報の提供
- ウ 消防学校における消防職・団員の防災教育・研修

(6) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成

- ア 外部講師等による防災教育研修の実施
- イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育及び研修のほか、次の項目について市民への災害に関する基礎的な知識の普及・啓発を図る。

第2節 防災訓練計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、企業等が防災活動を的確に実施できるよう平時から防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。また、地域、市民等による自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、地理情報システムなど各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 達成目標

災害発生時における防災活動を迅速かつ的確に実施するため、市、県、防災関係機関及び市民との協力体制の確立を図り、災害対応能力の強化に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全の確保を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及・啓発に努めるとともに、妙高市避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難誘導計画等により、実践的な避難誘導訓練を行う。

(4) 積雪期の対応

災害の発生時期により、それぞれ被害の程度が異なることから、積雪期を想定した訓練を検討する。

(5) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人ひとりが、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、市や地域、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網等をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、地域コミュニティによる安全を確保する取組が重要な役割を果たす。

このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制・避難誘導体制などの確認に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校等は、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人と比べて困難な人が多いことから、施設管理者は、施設入所者の状況を常に把握するとともに、避難誘導訓練を行う。

3 市の役割

防災訓練は、防災関係機関の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む多様な主体と連携した訓練とする。

また、市民による自ら安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を推進する。

(1) 総合防災訓練

ア 市総合防災訓練

(ア) 実施時期

原則として、毎年1回実施する。災害想定に応じた適切な時期をとらえて行う。

(イ) 実施場所

原則として、新井地域、妙高高原地域、新井地域、妙高地域の順に実施する。

(ウ) 訓練方法

実動訓練とし、各地域で発生の可能性が高い災害を想定し、地域の実情に応じた訓練を実施する。

(エ) 訓練概要

災害発生前後の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び自主防災組織などとの協力体制の確立などに重点を置くとともに、市民が災害発生時取るべき行動など実践的な訓練を実施する。

イ 図上訓練

災害対策本部に配置する職員の状況判断能力向上や防災関係機関との協力体制の強化を図るため、職員非常参集訓練や図上訓練を実施する。

(2) 無線通信訓練

市総合防災訓練や市が加入する信越地方非常通信協議会の訓練を通じ無線通信訓練を行う。

(3) 福祉施設等や病院、自主防災組織、消防団等における防災訓練の支援

市総合防災訓練への参加の働きかけや訓練の実施方法に対する助言・協力など実施に向けた支援を行う。

(4) 学校等における防災訓練

学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含めた訓練を実施する。

4 国・県及び防災関係機関の役割

国・県及び防災関係機関は、市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第3節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、市民及び市、県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

イ 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

(ア) 平時の活動

- a 情報の収集伝達体制の整備
- b 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- c 火気使用設備器具の点検
- d 防災資機材等の整備及び管理
- e 危険箇所の点検・把握
- f 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

(イ) 災害時の活動

- a 初期消火の実施
- b 地域内の被害状況等の情報収集
- c 救出・救護の実施及び協力
- d 地域住民に対する避難情報の情報伝達
- e 地域住民の避難誘導
- f 避難所の運営・協力
- g 避難行動要支援者の避難支援
- h 給食・給水及び救援物資等の配分

(2) 達成目標

市は、防災士と協力して、避難行動要支援者の避難支援及び避難所の運営・協力、避難情報の確実な伝達などができる自主防災組織の育成を図る。

2 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、防災訓練をはじめとする地域の自主防災活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技術の習得に努める。

3 市の役割

(1) 訓練の支援

市は、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言や資機材の貸出などを行い、訓練実施の支援する。

(2) 自主防災リーダーの養成

市は、自主防災組織の育成を図るため、研修会等の開催や先進事例の紹介等により自主防

災組織の活動において中核的存在となり人材（自主防災リーダーという。）となるリーダーを養成する。

(3) 防災士の配置

市は、実効性のある自主防災活動となるよう、自主防災リーダーを補佐する役割を担う専門知識を持つ防災士が、各自主防災組織に配置されるよう、防災士の養成を行うとともに、不在の自主防災組織に対しては、隣接組織の防災士がその役割を担うなどの体制構築を妙高市防災士会と連携して行う。

4 県の役割

県は、市が行う自主防災組織育成活動に積極的に協力し、市に対する防災資機材の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及・啓発を行い自主防災組織の充実を図る。

5 企業・事業所等の自衛消防組織等

自衛消防組織を置く企業・事業所等は、消防計画に基づき各種訓練を実施するほか、地域の防災訓練が行われた場合、可能な範囲で参加するよう努める。自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

(1) 平時の活動

- ア 自衛消防隊要員の配備
- イ 消防用設備等の維持管理
- ウ 消防訓練

(2) 災害時の活動

- ア 消火活動
- イ 救出・救護
- ウ 避難誘導
- エ 通報連絡

6 自主防災組織と消防団、自衛消防組織の連携

- (1) 自主防災組織と地元の消防団、企業・事業所等の自衛消防組織は、平時及び災害時において協力体制を図るよう努める。
- (2) 市及び上越地域消防事務組合は、自主防災組織と地元の消防団、企業・事業所等の自衛消防組織との平時及び災害時における協力体制の整備や合同の防災訓練の実施について検討し、良好な協力関係が得られるように努める。

第4節 防災都市計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するためには、市及び国、県等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制

ウ 防災力向上のための根幹的な公共施設の整備

エ 地盤沈下対策の推進

(2) 達成目標

ア 風水害時の防災力の向上のため、防災活動の拠点となる施設等について、整備・改善を行う。

イ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等を公表し、各地域における災害の危険性について市民に周知する。

ウ 過去の道路被害状況等を確認し、災害時の迂回路等を検証し、代替路線の確保に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

避難場所や避難路等においては、段差を解消するなど施設のバリアフリー化を図る。

(4) 積雪への配慮

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、積雪に配慮した構造及び設備等の整備を推進する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

効果的な防災力の向上を図るため、市民が協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い防災まちづくりの実現に向け、市民はまちづくりへの参画に努める。

(2) 地域の役割

地域の防災力の向上につながる地区施設の配置など地域の特性を考慮した災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するための公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画に含まないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 市の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

妙高市都市計画マスタープランなどとの整合性を図りながら、地区の防災活動の拠点となる公園・広場、物資の備蓄、緊急時の避難などの機能を備えた防災拠点施設の整備など都市防災に配慮したまちづくりを進める。

(2) 計画的な土地利用の規制

ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、治水対策の推進と計画的な土地利用規制により、災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 緊急輸送ネットワークの形成

市は、国及び県の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市役所庁舎、行政機関など）、輸送施設（道路、鉄道駅、ヘリポートなど）、輸送拠点（道の駅あらいなど）などを有機的に結ぶ道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。

イ 避難路ネットワークの形成

市は、ハザードマップ等を十分考慮して、避難路及び避難場所のネットワークを形成する。

ウ 防災活動の拠点となる施設等の整備・改善

市は、災害時の市民等の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所の機能に配慮した計画とする。

市は、備蓄倉庫やヘリポート等の災害応急対策施設を備え避難場所となる防災公園を関係機関と連携を図りながらその整備・改善について検討する。

「道の駅あらい」は、上信越自動車道と国道18号が直結し、多くの観光客等が訪れる場所であることから、地域住民に加え、観光客等の避難拠点として機能を強化するため、新たに防災広場等が整備されたところであり、防災拠点としての活用を促進する。

※「道の駅あらい」は、令和3年6月11日に国土交通省の、「防災道の駅」に指定され、令和4年3月25日には「防災拠点自動車駐車場」に指定されている。

(4) 地盤沈下対策の推進

市は、地盤沈下が発生している地域において、必要に応じて地下水の採取に関する規制の強化を図るとともに、地下水の代替又は節水の促進に努める。

また、地盤沈下の発生地域においては、沈下状況を関係住民や企業等に周知し、地下水保全の啓発に努める。

4 県の役割

県は市とともに次のことを推進する。

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

(2) 防災上危険な市街地の解消

ア 土砂災害危険箇所等の整備の推進

イ 木造密集市街地等における市街地整備

(3) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

- (4) 災害に強い宅地造成の推進
- (5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
 - ア 緊急輸送ネットワークの形成
 - イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置
 - ウ ライフラインの耐震性の確保

5 防災関係機関の役割

北陸地方整備局（高田河川国道事務所）

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、市及び県と連携して、総合的なまちづくり施策を展開する。

第5節 集落孤立対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

中山間地の一部地域では、土砂崩れ等により交通遮断で孤立状態となることが予想されることから、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

(ア) 孤立が予想される集落を把握する。

(イ) 孤立が予想される集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、地域の自主防災活動に積極的に参加する。

イ 市の責務

(ア) 孤立が予想される集落の通信手段の確保、施設・資機材の整備、物資の備蓄等を行う。

(イ) 孤立が予想される集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

ウ 県の責務

県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

(3) 達成目標

ア 集落が孤立状態であっても通信手段が確保されている。

イ 孤立の長期化に備え、最低7日間は住民が備えている食料や物資などで日常生活が維持できる。

ウ 消防団や自主防災組織等により最低限の初動対応及び防災活動と避難生活ができる。

エ 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に避難できる。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。

(5) 積雪期の対応

豪雪、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、避難所等の暖房や燃料等の確保に配慮する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

災害発生時に、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、町内会や自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想集落に係る企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等の住民組織と協議するよう努める。

3 市の役割

(1) 孤立予想集落の把握及び市民への周知

孤立予想集落周辺の道路状況や地形条件を整理し、災害時に交通遮断となる可能性のある集落を事前に把握する。

(2) 孤立予想集落へのアクセス道路整備

被災によって孤立集落とならないように、迂回路の整備に努める。

(3) 通信手段の確保

避難所に配備済みの防災行政無線を円滑に使用するため、適宜、避難所開設担当職員による無線機取扱講習を行う。

(4) 集落防災拠点施設の確保

防災拠点施設の耐震化を推進し、安心して避難できる避難所の整備を行う。

(5) 資機材の整備及び物資の備蓄と事前配備

資機材や飲料水、食料品等の計画的な整備・備蓄に努める。

(6) 集落内のヘリポートとしての適地の確保

グラウンドや河川敷、田畑等、ヘリコプターが離発着可能な場所の把握に努める。

(7) 積雪期に備えた装軌車両の確保

降雪期において、豪雪・雪崩により道路網が寸断されても、避難の実施、物資の供給等ができるよう、国・県と連携し装軌車両の確保に努める。

(8) 土砂災害、雪崩等の危険箇所の周知

土砂災害、雪崩等の危険箇所及びそれらの前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。

(9) ドローンの活用

危険箇所や被災状況の把握、また、緊急物資配送等において、ドローンを活用し安全かつ迅速な対応を図る。

4 県の役割

(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施

ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市町村との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

(2) 孤立集落の資機材整備に対する支援

国の補助制度の活用や県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

(3) 積雪期のヘリコプター運用

積雪期のヘリコプターによる市民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市及び上越地域消防事務組合等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

第6節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

ア 指定避難所、又は復旧・救援活動の拠点施設となる防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な公共建築物等を次のとおり位置付ける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
- b 医療救護活動のための施設（病院等）
- c 応急対策活動のための施設（妙高警察署、消防署、県等の出先機関の庁舎等）
- d 避難者の収容施設（学校、保育園、体育館、コミュニティセンター等）
- e 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。

a 建築物及び構造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の固定強化
- (d) ガラスの飛散防止など非構造物部材の強化
- (e) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
- (f) 防災設備の充実 他

c 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し日常点検などの維持管理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 市及び県は、一般建築物の安全を確保するため、次のとおり指導等を行う。

(ア) 不特定多数の人が使用する建築物の安全確保

必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

(イ) 著しく劣化している建築物の安全確保

防災パトロール等の機会を利用して、防災点検の必要性を啓発する。

(ウ) 落下物等による災害防止

建築物から剥離・脱落しやすい外壁や外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導及び啓発を行う。

(エ) 建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(オ) がけ地等における安全立地

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対し、建築制限等の指導を行う。また、区域内の既存不適格建築物の移転を働きかける。

(2) 達成目標

ア 建築物の減災対策を市民に対し周知し、耐災率を向上させる。

イ 学校等の校舎、体育館の耐災化を推進し、安心して避難できる環境づくりを推進する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所となる施設については、身障者用トイレの確保等要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ 避難行動要支援者の収容施設や利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備及び避難や救助のために必要な措置に努める。

(4) 積雪期の対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難所となる施設については、積雪期利用における利便性の確保に努める。

イ 住宅等の一般建築物においては、積雪期の震災による被害を防止するため、克雪住宅の普及に努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や落下物の発生するおそれのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう働きかける。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物等の管理者は、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

ウ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者又は管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 老朽化した建築物の長寿命化計画

市は老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 県の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 県が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 市及び事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者又は管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 老朽化した建築物の長寿命化計画

県は老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

5 防災関係機関の役割

防災上重要な建築物の災害予防対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第7節 気象等防災観測体制の整備

1 計画の方針

風水害等を防止するためには、局地的気象状況等の把握が極めて重要であることから、市は、気象情報収集及び観測体制の強化を図るとともに、新潟地方気象台、県及び防災関係機関との通報連絡体制等の整備に努める。

(1) 基本方針

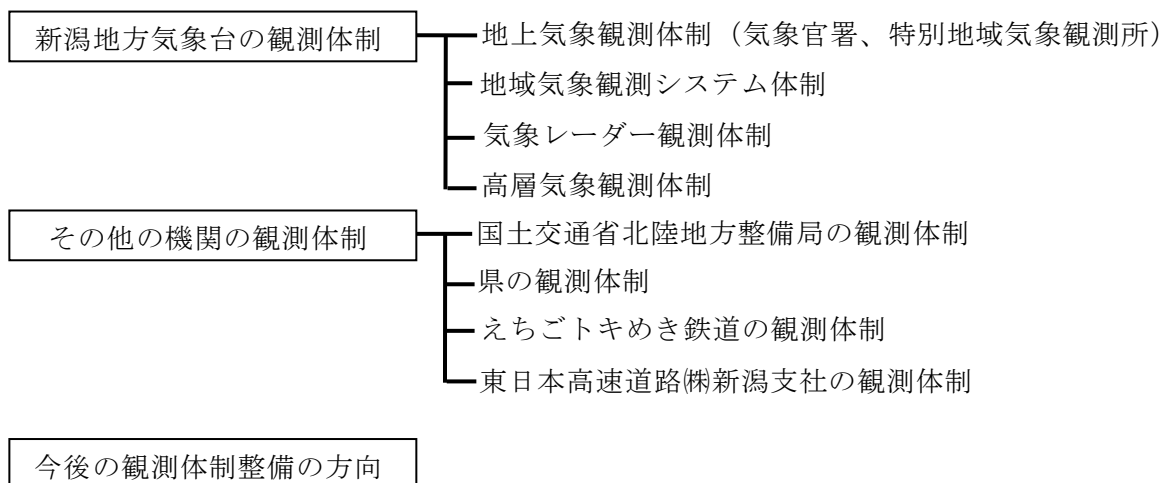
ア 新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握と適時・適切に情報提供するために、観測・監視体制の強化を図る。

イ その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに相互の通報体制等を整備する。

(2) 達成目標

市民に迅速かつ確実な気象情報を提供できるよう観測体制が確保されている。

(3) 観測の体系



2 新潟地方気象台の観測体制

(1) 地上気象観測

気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間等の地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、日照時間、積雪の深さの観測も行っている。

(2) レーダー気象観測

気象庁は、全国 20 か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(3) 高層気象観測

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国 16 か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国 33 か所に設置され地上約 10km までの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局

地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(4) 静止気象衛星

東経 140 度付近の赤道上の高度約 35,800 キロメートルの静止軌道に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を 24 時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。

3 市の観測体制

市では、積雪期間中、県が指定した観測地点の降雪量及び積雪深を観測している。観測データは、市のホームページに掲載するとともに県を通じて新潟気象台に提供され、実況監視や降雪予報に活用されている。

降積雪量県指定観測地点（令和 5 年 4 月 1 日現在）

観測地点	所在地
新井消防署	妙高市諏訪町 1 - 7 - 8
妙高支所	妙高市大字関山 1 2 0 0 - 1
頸南消防署	妙高市大字田切 6 2 9

4 その他の機関の観測体制

地方公共団体他が気象観測を行う場合は、気象業務法の規定に基づき、気象観測器の設置所在地を管轄する気象台へ届出を行う必要があるほか、同法及び国土交通省令に定められた技術上の基準に従って行わなければならない。同じく、気象観測に用いる観測機器については同省令に定められた一定の基準に適合した検定合格品を用いなければならない。

(1) 国土交通省北陸地方整備局の観測体制

国土交通省北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか、海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。

なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く配信されている。

(2) 県の観測体制

ア 公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や専用線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは庁内 LAN や防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く配信されている。

イ 農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ 発電施設関係

県企業局では、発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、ダム水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又は報告される。

(3) えちごトキめき鉄道の観測体制

駅、駅間、橋梁等に雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速等を一定間隔で計測する。観測結果は指令所に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬期間は駅又は駅間に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

(4) 東日本高速道路㈱の観測体制

東日本高速道路㈱新潟支社は、高速道路沿線の各所に設置している気象観測装置で観測された気象データのほか、気象庁や気象予測委託業者からの気象予報などから気象に関する情報の収集をしている。収集された情報は、情報板や休憩施設のモニタ等により気象状況を高速道路利用者に伝達されるほか、通行規制や除雪車両の出動の判断など道路管理に活用されている。

5 今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。

また、市民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第8節 道路・橋梁等の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路などその意義は極めて重要である。

道路管理者は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 達成目標

市はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

(3) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、1次から3次の緊急輸送道路として指定する。

(ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道
(県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等)

(イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路

(市役所等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)

(ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者は法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。

(イ) 緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

(ウ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う風水害対策

道路管理者である市及び県、国土交通省、東日本高速道路株式会社はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、

その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を講じる。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り道路冠水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設には十分な通水能力を確保することや舗装の補修等により路面の冠水を防止する。また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ ハザードマップの活用

各道路管理者は相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水のハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ 道路付帯施設

道路付帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(7) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(4) 道路占用物や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(ウ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関や県と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会や（一社）新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携強化を図る。

ウ 道路通行規制

異常気象時、被災時の道路交通規制に関する基準等（路線又は区間ごと）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

3 市の役割

災害時において道路は、応急対策、復旧対策の基幹となるものであり、円滑な災害対応を実施するため、市及び防災関係機関は、次の事項について実施に努める。

(1) 緊急輸送道路の指定

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点等を結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路を指定する。

(2) 危険調査等

災害時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所調査を実施し、必要に応じて補修等の対策工事を実施する。

(3) 橋梁点検等

定期的に橋梁の点検を行い、必要に応じて補修等の対策工事を実施する。

(4) 道路付属設備

定期的に標識、照明灯等の付属設備の点検を行い、災害時に転倒、落下等が起きないように維持管理に努める。

(5) 街路樹等

災害時において倒木による被害が生じないように、維持管理に努めるとともに、街路樹の選定にあたっては耐風性等を考慮する。

第9節 鉄道事業者の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

えちごトキめき鉄道(株)、しなの鉄道(株)（以下「鉄道事業者」という。）は、風水害が発生した場合、被害を最小限に食い止め、旅客の安全を確保するため、防災体制等の確立を図る。

(2) 達成目標

市は、災害時に鉄道事業者と円滑な連絡がとれる体制を構築する。

2 市の役割

連絡体制の整備

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等の必要な準備を整えておく。

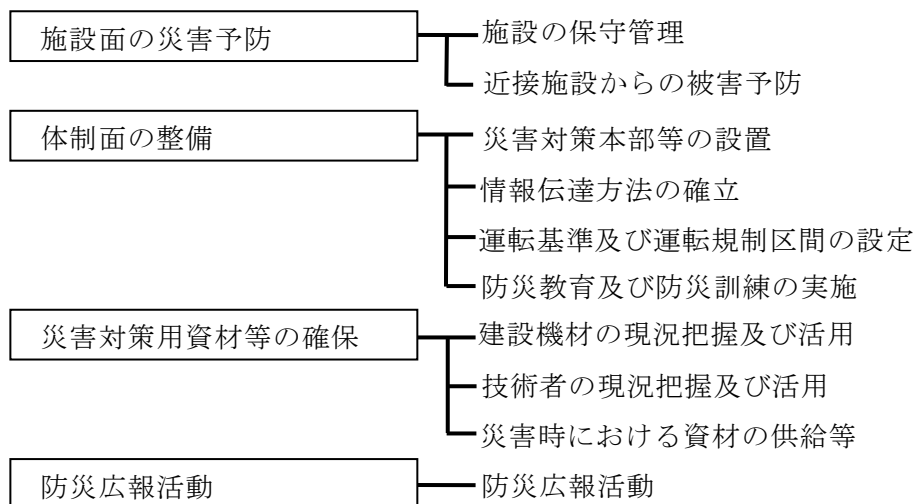
3 県の役割

連絡体制の整備

県（防災局）はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等の必要な準備を整えておく。

4 各鉄道事業者の役割

(1) 計画の体系



(2) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

関係鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第10節 土砂災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。

本市は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が点在するため、土砂災害により被害を受ける恐れのある地区が極めて多く存在する。

市は、国、県からの情報提供を踏まえ、管内の土砂災害危険箇所等に係る土砂災害関係情報の一元的な把握と、住民への土砂災害警戒区域等の周知及び緊急時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、関係機関に連絡する。また、土砂災害ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認及び非常用食料等を準備する。

イ 市の責務

市民へ土砂災害警戒区域等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ 県の責務

土砂災害警戒区域等を調査・把握し、社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するため、災害防止事業の実施を加速するとともに、施設能力を超える現象が発生しても被害を最小化するよう対策を実施する。さらに市及び県民への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

エ 施設管理者の責務

老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

(3) 達成目標

市は、県から土砂災害危険箇所等に関する情報の提供を受け、土砂災害ハザードマップの作成、配布等により危険箇所及び避難場所を市民へ周知する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、妙高市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利

用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、妙高市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を策定するにあたっては、市と連携して積極的に支援を行う。また、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における施設の点検及び被害状況の確認等は、積雪が支障となることが見込まれることから、土砂災害危険箇所等をあらかじめ調査し、関係機関と対応について事前に協議しておく。

2 市民の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市、上越地域消防事務組合及び妙高警察署へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集して、適切な避難行動ができるように努めるものとする。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の実施に努めるものとする。

3 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置し、妙高市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

4 市の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。

また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 情報伝達体制の整備

ア 異常が発生した際の住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線(戸別受信機含む)等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(4) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止のために必要な警戒避難体制を次のとおり定める。

警戒避難にあたっては、市、県、住民が連携し、自主避難も含めて円滑に行動ができるよう留意し、実施体制については随時検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

市は、円滑な警戒避難のため、次の事項を住民に周知しておく。

- (ア) 平時から防災意識向上のために周知しておく事項
 - ・土砂災害警戒区域等の範囲（想定被害範囲）
 - ・指定区域及びその周辺で過去に発生した土砂災害の種類、雨量、被災状況等
 - ・警戒、避難の目安となる雨量（基準雨量）
 - ・自主的な警戒避難のための土砂災害の前兆現象
- (イ) 緊急時の警戒避難を促すため周知しておく事項
 - ・気象台、県等で提供している気象、降雨や警戒避難に関する情報の収集方法
 - ・市が発令する避難情報等の伝達方法
 - ・避難路、避難場所
 - ・避難方法等（自主防災組織や隣組を単位とした集団避難が原則）

イ 防災意識を向上させるための方策

円滑な警戒避難を行うためには、住民の防災意識や知識の蓄積が必要である。そのため、平時から防災意識の向上を図るため、地域リーダーの育成、防災教育を行う。

また、災害時に情報収集・伝達、避難、要配慮者の安全確保、救助などを自主的に行う自主防災組織を育成する。

(ア) 地域リーダーの育成

自治会長（役員）、地すべり巡視員、消防団など、緊急時に避難・救助活動の中心となる人物に対して、土砂災害の専門的な知識、避難・救助の方法などの教育を行う。

(イ) 防災教育の実施

- ・防災教育に必要な情報の提供（土砂災害危険箇所等の位置、注意すべき気象状態、土砂災害の前兆現象、避難場所の位置、避難の方法、避難時に必要なもの、災害時要支援者の避難への協力）
- ・自治会（自主防災組織）単位での防災教育（防災訓練、被災体験者の講話等）の実施
- ・各家庭での防災教育（親から子供へ）の推進

(ウ) 自主防災組織の育成

自主防災組織内の情報伝達、避難、要配慮者の安全確保、救助など災害時に自主的に行動できる組織を育成する。

ウ 避難情報の発令および伝達

(ア) 避難情報発令基準

高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜
--------	---

	間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
避難指示	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認）</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p>

※避難情報の発令単位は、土砂災害警戒区域とすることを原則とする。

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(イ) 警戒又は避難情報の伝達

警戒又は避難情報は、市が迅速かつ正確に伝達するほか、住民が異常を発見した時は住民自らの確に市及び関係機関へ通報するものとする。

避難情報等の伝達は、防災行政無線、携帯電話による緊急速報メール、安全・安心メール、市ホームページ、LINE、市・消防団の広報車のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン（FMみょうこう）による広報をはじめ、自治会長（自主防災組織会長）への直接電話連絡を行う。

エ 避難、救助

(ア) 避難場所等

避難場所は、土砂災害ハザードマップ等で示す避難経路により市が指定している避難所への立退き避難を原則とするが、立退き避難することがかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、その時点にいる建物内のより安全な部屋等への移動を行う。

(イ) 避難の方法

市、自治会（自主防災組織）、消防団は、住民の避難誘導を行う。この際、特に高齢者等の要配慮者に対しては十分に配慮する。また、雨量・警戒情報の収集、前兆現象

の把握、避難のタイミングや避難方法、避難が困難な場合の防御対策、日頃からの備え、過去の土砂災害や避難の事例等について事前周知し、住民が自主的に避難行動に移れるよう意識付けを行う。

(ウ) 救助等

高齢者等要配慮者については事前登録された名簿に基づき、自主防災組織があらかじめ支援体制を定めることとしているが、登録外の要配慮者も含め地域が主体的に避難救助を行い、市、消防団等も協力する。

また、孤立住宅が発生した場合は、市、消防団を中心に自主防災組織の協力を得て救助を実施する。

(5) 警戒区域内にある要配慮者利用施設の指定

警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設を定める。

市は、当該施設の所有者又は管理者に対し土砂災害に係る情報等の伝達を行うとともに、土砂災害に備え実施する避難訓練等を支援する。

(6) 地すべり巡視員の設置

県より委託された地すべり防止区域の巡視業務を実施するため、地すべり巡視員を設置する。

(7) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進に努める。

5 国・県の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア 保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山事業の実施

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。また、既設治山施設の点検を実施し、点検結果を地域住民が行う警戒避難行動や、防災施設の機能強化等に活用する。なお、国有林内における事業は原則として林野庁が、私有林内における事業は原則として県が実施する。

(2) 砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

(3) 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。

区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的実施し、必要に応じて修繕等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

(5) 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、また、市を通じ、住民へ周知する。

(6) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）の発表

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表する。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 土砂災害関連情報システムの整備

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市町村などに常時提供できるよう体制整備を進める。

(8) 情報伝達体制の整備

県は、市町村を通じて行う、住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(9) 市町村の防災体制整備への支援

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を行う。

(10) 住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する市町村を支援する。

(11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 土砂災害警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に関する許可制
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告等による移転者への融資、資金の確保

(12) 地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第7条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、県は地すべり防止区域の巡視業務を市町村に委託する。

(13) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市町村に提供できる体制を整備する。

(14) 二次災害の予防

ア 迅速な応急対策への備え

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ 二次的な土砂災害への対応

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

第11節 河川災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び県は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、平時から洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認及び非常用食料等を準備する。

イ 市の責務

市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。（準用河川、普通河川）

ウ 国、県の責務

国、県は、豪雨、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。その場合は、計画に上回る被害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

また、市への防災情報の提供及びハザードマップ等の作成支援など、ソフト対策の実施に努める。

(3) 達成目標

市及び県は、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行い、市民の安全確保を図る。

また、市は、洪水ハザードマップ等の作成、配布等により重要水防箇所や危険箇所を市民へ周知する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、浸水想定区域内の要配慮者施設については、洪水時の迅速かつ円滑な避難確保が図られるよう、洪水予報等の情報を伝達する。

イ 国及び県は、洪水予報等の情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、市民へ周知する体制を整備する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における施設の点検及び被害状況の確認、応急復旧活動等は、雪が障害となることから、施設の危険箇所をあらかじめ調査し、関係機関と対応について事前に協議しておく。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より河川管理施設における漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県、上越地域消防事務組合、妙高警察署等へ連

絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難路や避難場所等を確認し災害時に備える。

(2) 地域の役割

豪雨、洪水を想定した避難訓練等の実施に努めるものとする。

3 市の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、県と連携し安全点検を実施するとともに、市が管理する施設については、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

(ウ) 県と連携し災害危険箇所の定期的な調査を行う。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ 下水道施設による雨水排除対策

(ア) 市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

(イ) 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

(2) 減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防団及び水防管理団体の水防組織を整備する。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。

(ウ) 市は、緊急時の水防活動に備え、応急復旧用資機材を備蓄するとともに、民間団体と協力し、資機材の調達体制を確立する。

イ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保を図られるよう洪水予報等情報を電話等により伝達する。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) 洪水ハザードマップ等により避難路・指定緊急避難場所・指定避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線を整備するなど情報伝達体制を確保する。

エ 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図るとともに要配慮者利用施設等を含む避難訓練を実施するよう努める。

オ 市民の防災意識の向上

- (ア) 洪水ハザードマップ等の配布
- (イ) 水防警報河川、水位情報周知河川の周知
- (ウ) 防災情報の提供体制の充実
- (エ) 重要水防箇所の巡視
- (オ) 学校教育等との連携による防災教育の推進

4 県の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

- (ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。
- (イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

イ 河川管理施設の整備及び維持管理

以下の施設等の整備を計画的に推進するとともに、効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

- (ア) 築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設
- (イ) 内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備
- (ウ) 防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討
- (エ) 老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施

ウ 臨時ヘリポートの確保

災害時に緊急に人員や資機材の運搬を可能とするため、臨時ヘリポートの確保に努める。

(2) 洪水への減災対策

ア 水防体制の整備

- (ア) 新潟県水防計画の策定
- (イ) 緊急用の水防資機材の確保
- (ウ) 情報管理手法の確立
- (エ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体(市)との合同巡視

イ 防災体制の充実

- (ア) 河川防災情報システムの機器更新整備
- (イ) 河川情報の共有化

ウ 市民の防災意識の向上

- (ア) 洪水ハザードマップ等の作成支援
- (イ) 水防警報河川及び水位情報周知河川の拡充
- (ウ) 洪水予報河川の拡充
- (エ) 防災情報提供の充実
- (オ) ダム放流警報設備の改良とダム放流情報の充実
- (カ) 防災意識の向上に向けた啓発
- (キ) 学校教育等との協力による防災教育の推進

エ 河川管理施設の機能の維持向上

- (ア) 堤防等の点検強化

- (イ) 河川巡視の強化
- (ウ) 河川管理施設の保全

5 関係機関の役割

北陸地方整備局

- ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、県、市が行う被災状況、県、市のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。
- イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。
- ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。
- エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行う。

第12節 農地・農業用施設等の災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

農地・農業用施設等の災害の未然防止及び被害抑止のため、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策、中山間地における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備・強化を図る。

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう、平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ウ) 基幹農道、農業用ため池、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農業用ダム施設の災害予防対策

築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに、施設管理体制の強化により、適正な維持管理を推進する。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップ等の作成により適切な情報提供を図る。

ウ 用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管・排水機場等、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

エ ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの及び堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

(2) 応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、市民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可

能性のある箇所については、直ちに応急措置を講じる。

(3) 達成目標

ア 各施設管理者は、風水害による被害軽減のため、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。

また、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行い安全確保に努める。

イ 用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。

2 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手段をとり災害査定前に復旧工事に着手する。

(6) 緊急用資機材の備蓄

緊急用資機材については、民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

3 県の役割

(1) 市との連絡体制の整備

市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、市民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

市の役割に同じ。

4 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるとともに、土地改良区・施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、市民の避難が必要な場合は関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

市の役割に同じ。

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸農政局

ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第13節 防災通信施設の整備と風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。

イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

(2) 達成目標

市は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットなど通信施設の多重化を図り、特性の違う複数の情報伝達手段の導入及び整備に努める。

2 市の役割

(1) 市防災行政無線の整備

ア 同報系防災行政無線の整備

災害時、市民に迅速かつ的確な情報伝達を行うための通信システムとして、同報系防災行政無線を整備する。

また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を導入しており、緊急地震速報や弾道ミサイル情報など対処に時間的に余裕のない緊急情報を同報系防災行政無線を自動起動することにより、サイレンや音声放送で市民に瞬時に伝達することができる。確実な情報伝達のため、関係機器の更新・整備を行う。

イ 移動系防災行政無線の整備

災害時、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための移動通信システムとして、移動系防災行政無線を整備する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機を整備する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

(4) 市・県(VSAT)防災行政無線施設の運用

ア 非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、信越地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

イ 平時から災害対策を重視した無線設備の点検を実施する。

ウ 勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

(5) 停電対策

商業電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(6) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

(7) 常用の通信手段が利用できない場合の対応

- ア 防災行政無線施設が被害を受けるなど通信不能となる事態に備え、衛星携帯電話等の移動通信機器を整備する。
- イ 登録制のメールやLINEを活用し、災害情報等の一斉配信を行う。
- ウ 有線放送やコミュニティFMへ緊急放送を依頼する。
- エ 協定を締結している民間事業者の通信機器（タクシー無線）を活用するなど通信手段の確保に努める。（災害時におけるタクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定）
- オ 伝令による人的手段

3 県の役割

- (1) 新潟県総合防災情報システムの整備
- (2) 新潟県防災行政無線施設の整備
 - ア 地上系、衛星系無線施設
 - イ 移動系無線施設
- (3) 防災相互通信用無線機の整備
- (4) 停電対策
- (5) 新潟県防災行政無線施設の運用
- (6) 通信機器の配備及び調達体制の整備

4 防災関係機関の役割

- (1) 上越地域消防事務組合
 - ア 消防デジタル無線の整備
 - イ 停電対策
 - ウ 風水害対策
 - エ 通信の確保
- (2) 北陸地方整備局
 - ア 水防・道路用通信施設の整備
 - イ 停電対策
 - ウ 点検整備
- (3) 県警察本部
 - ア 警察無線通信施設の整備
 - イ 停電対策
 - ウ 通信の確保

第14節 電気通信事業者の風水害対策

1 計画の方針

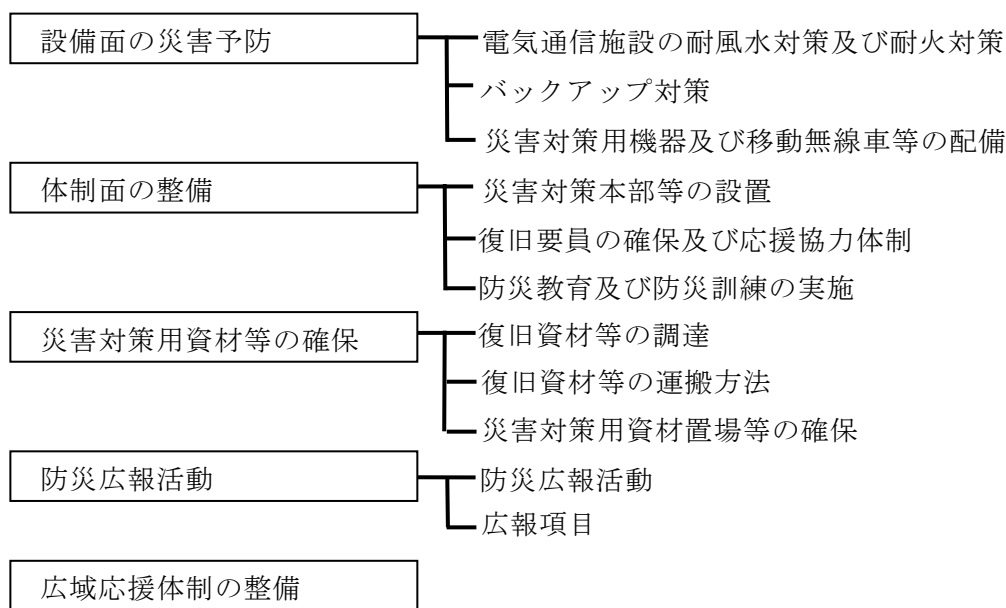
(1) 基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

(2) 達成目標

市は、災害時に電気通信事業者と円滑な連絡がとれる体制を構築する。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

(2) バックアップ対策

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

- (1) 復旧資材等の調達
- (2) 復旧資材等の運搬方法
- (3) 災害対策用資材置場等の確保

6 防災広報活動

風水災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

- (1) 防災広報活動
 - ア 広報車での呼びかけ
 - イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
 - ウ インターネットを通じたの周知
- (2) 広報項目
 - ア 被害状況
 - イ 復旧見込み
 - ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
 - エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平時からあらかじめ措置方法を定めておく。

8 市との連携

市と電気通信事業者とは平時から連絡体制を確立し、災害時に情報共有が可能な体制を構築しておく。

第15節 電力供給事業者の風水害対策

1 計画の方針

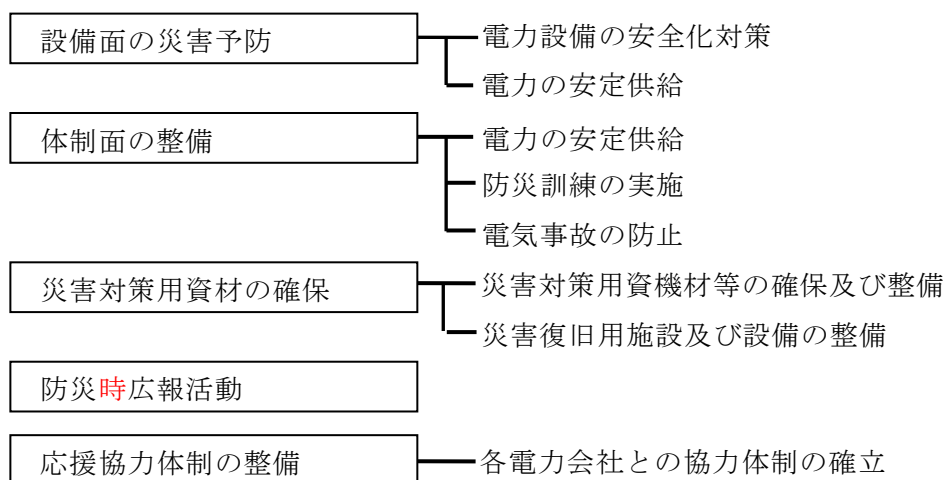
(1) 基本方針

電力供給事業者は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

(2) 達成目標

市は、災害時に電力供給事業者と円滑な連絡がとれる体制を構築する。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

- (1) 電力設備の安全化対策
- (2) 電力の安定供給

4 体制面の整備

- (1) 電力の安定供給
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 電気事故の防止

5 災害対策用資材等の確保

- (1) 災害対策用資機材等の確保及び整備
- (2) 災害復旧用施設及び設備の整備

6 防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

8 市との連携

市と電力供給事業者とは平時から連絡体制を確立し、災害時に情報共有が可能な体制を構築しておく。

第16節 ガス事業者等の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 都市ガス事業者（妙高グリーンエナジー株）、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、災害時におけるガス施設の被害を最小限にとどめ、二次災害を防止し、速やかな復旧を目的とした適切な対策を講じる。

(ア) 都市ガス供給設備及びLPガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の風水害に対する安全対策を講じる。

(イ) 消費者に対して、風水害発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「LPガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 市民は、風水害発生時にとるべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

エ 市は次の対策を行う。

(ア) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を確保する。

(イ) 風水害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 県は、風水害発生時にとるべき安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 達成目標

ア 市は、災害時にガス事業者と円滑な連絡がとれる体制を構築する。

イ ガス事業者は、風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、ガスによる二次災害を防止するため、信頼性の高いガス設備の整備を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対し、風水害時の安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。

(4) 積雪地域での対応

ア 市民は、ガスメーター・配管及びLPガス容器周辺の除雪に努める。

イ ガス事業者は、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ア) ガス供給設備の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害対策を計画的に進める。

(イ) 消費者に対して、LPガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

(ア) 消費者に対して、風水害発生時にとるべき安全措置をあらかじめ周知する。

- (イ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
 - (ウ) LPガス事業者は、風水害により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
 - (エ) 風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- (2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を市及び県や関係機関等に連絡できる体制を整備する。また、各事業者内の相互連絡のため、無線設備の整備、充実を図る。
 - (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。
 - (4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してLPガス容器やガスメーター周辺の除雪について協力を求める。
 - (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。
 - (6) 広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要な場合は、日本ガス協会関東中部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、日本ガス協会地方部会へ救援要請を行う救援措置要領を整備しておく。

3 市民・企業等の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。
- (2) 風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪期における風水害発生時の事故防止と緊急点検及び安全点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 市の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を構築しておく。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

5 県の役割

LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。

- (1) LPガス充てん所の風水害に対する安全対策の推進
- (2) 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- (3) 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- (4) 一般家庭・事業所における、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性についての普及・啓発
- (5) LPガス容器の流出防止対策の推進

6 防災関係機関の役割

(1) 新潟県ガス協会

- ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して風水害対策や災害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
- イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
- ウ 風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

(2) (一社)新潟県L Pガス協会上越支部

- ア 研修会・講習会を開催することにより、L Pガス事業者に対して風水害対策や風水害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
- イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
- ウ ガス器具等を備蓄するとともに、避難所、公共施設等へのL Pガス緊急供給体制を整備する。
- エ 風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第17節 上水道事業者の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災市民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講じる。

(2) 各主体の責務

ア 水道事業者（妙高市上下水道局）の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の防災対策を強化する。また、水道施設被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

イ 市民の責務

市民は、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

ウ 市の責務

市は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

エ 県の責務

県は、水道事業者及び市による緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。

(3) 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

目 標	具 体 例
①応急復旧期間	災害発生後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 <ul style="list-style-type: none"> ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ/日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ/日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ/日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

(4) 積雪地域（中山間地）の対応

ア 水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては、風水害による土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水するおそれがあることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。

イ 市は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。

ウ 水道事業者は、長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努

める。

エ 市及び県は、地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧・復興を図る。

(5) 積雪期の対応

市は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 水道事業者の役割

風水害等の防災対策計画（耐震化計画を含む）を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進するとともに長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、災害対策本部が行う緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、飲料水等の確保に努める。

(1) 施設の防災対策

ア 主要施設の防災性の強化

(ア) 貯水・取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(イ) 浄水、送水及び配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。

配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定する。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

イ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて1日以上（孤立が予想される集落は3日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

(2) 体制面の防災対策

ア 水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ 風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

- a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。
- b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

- a 応急復旧期間を設定する。
- b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
- c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
- d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保

- a 給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設を整備する。
- b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ 災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業業者等の関係機関との協力、応援体制を確立する。

(3) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

3 水道事業者・市の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

ア 市民に対する広報、啓発活動

市民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低1人3日分程度を目安）、衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 町内会等への防災活動の研修

町内会や自主防災組織等に対して、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努める。

ウ 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対して、災害直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）について、広報及び指導に努める。

4 県の役割

(1) 水道事業者及び市町村からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市町村に対して助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

市町村からの応援要請に対応できるよう平時から（公社）日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

5 防災関係機関の役割

(1) （公社）日本水道協会新潟県支部

災害時における水道事業者及び県からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第18節 下水道事業者の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、平時から下水道等施設の強化など予防対策を推進するとともに、資機材の整備や関係機関との協力体制等の構築に努める。

(2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）の責務

(ア) 風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場、管渠等が被災し、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。

(イ) 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできる限り自粛する。

(ウ) 風水害発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市の責務

(ア) 風水害から市民を守るために、あらかじめ、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、ハザードマップ等を考慮する。

(イ) 必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策マニュアルを作成しておく。

(ウ) 集中豪雨による浸水被害に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者等と協力して、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。

(エ) 施設が被害を受けた場合に、直ちに、被災状況調査及び復旧工事に着手できるように、あらかじめ組織体制を整備しておく。

(オ) 下水道等施設が被災した場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報できるように準備する。

(カ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。

(キ) 施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

(3) 達成目標

ア 市民は、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は自らの備蓄で賄う。

イ 市は、風水害から市民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアルを作成する。

ウ 市は、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備え、地震に強い信頼性の高い下水道設備の設計及び設置を図る。

エ 市は、下水道施設等復旧を、概ね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・市民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

オ 市は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

カ 市は、新設及び既存の施設に対し、風水害対策を講ずるように努める。

キ 市は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない、又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災を受けないように配慮するように努める。

(5) 積雪地域での対応

市及び県は積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民及び地域の役割

ア 各家庭において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日ごろから共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 緊急体制の整備

ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - オ 応急対策マニュアルの作成
- (2) 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発
一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るよう努める。
- (3) 下水道等施設の管理
- ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急処置を実施する。
 - イ 県と協力して、早期に機能回復できるように努める。
 - ウ 下水道等施設の被災に関する情報を市民、関係機関に周知するように努める。
 - エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める。

4 県の役割

- (1) 緊急体制の整備
- ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
 - イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- (2) 市町村に対する支援体制の整備
- ア 大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。
 - イ 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。
- (3) 災害時における下水道等の使用に関する県民への普及・啓発
一般家庭及び事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及・啓発を図るよう努める。

5 関係機関の役割

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- ア 市及び県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。
- (2) (一社) 地域環境資源センター
- ア 市及び県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。
- (3) (公社) 日本下水道管路管理業協会
- ア 市及び県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連絡体制を整備する

ように努める。

ウ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

(4) (一社) 新潟県下水道管路維持改築協会

ア 市及び県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

第19節 危険物等施設の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、風水害による災害の未然防止を図るため、事業者、市、上越地域消防事務組合、県は、必要な対策を講じる。

(2) 各主体の責務

ア 事業者の責務

事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。

イ 市及び県、上越地域消防事務組合の責務

市及び県、上越地域消防事務組合は、危険物等を取り扱う事業者に対し、法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(3) 達成目標

市は、危険物施設の把握に努めるとともに、災害時に危険物等を取り扱う事業者と連絡がとれる体制を構築する。

(4) 積雪地域での対応

ア 事業者は、降雪、なだれ又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講じる。

イ 市及び事業者は、積雪期において除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の上越地域消防事務組合、妙高警察署等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し、保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策に係る計画の作成等に努める。

(2) 危険物施設

ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材調達等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

- ア 火薬類取締法の基準を遵守することにより、災害を未然に防止し公共の安全を確保する。
- イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。
- ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

- ア 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取り扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物保管貯蔵施設

- ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
- イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

- ア 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
- イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

(7) 放射性物質使用施設等

- ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。
- イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

3 市の役割

(1) 危険物等施設の設置状況を把握する。

(2) 危険物等施設の安全対策

県、上越地域消防事務組合、関係機関及び関係事業所と連携し、危険物等施設の管理者に対し、法令及び安全規則の遵守等による適正な施設の管理について、適切な指導及び助言を行う。

また、危険物等取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物等の爆発や漏えい、放射性同位元素による被爆等による災害の防止及び被害拡大防止を図るよう指導に努める。

(3) 学校や研究施設等における危険物等の安全対策

県、上越地域消防事務組合、関係機関と連携し、学校や研究施設等における少量の危険物、薬品等について、管理者に法令及び安全規則の遵守等による適正な管理について指導及び助言する。

4 県の役割

- (1) 危険物施設安全対策
- (2) 火薬類製造施設等安全対策
- (3) 高圧ガス製造施設等安全対策
- (4) 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策
- (5) 有害物質取扱施設等安全対策

5 防災関係機関の役割

上越地域消防事務組合

ア 所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

第20節 火災予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害等発生時の火災の発生を防止するため、市民、地域、企業・事業所、学校、市及び上越地域消防事務組合、県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講じる。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民（各家庭）、地域、企業、学校、事業所等は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市及び上越地域消防事務組合の責務

市は、市民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県の責務

県は、市・上越地域消防事務組合の協力を得て、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ 市及び県の責務

市及び県は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

(3) 達成目標

ア 市民（各家庭）、地域、企業・事業所、学校等は、町内会や自主防災組織を通じた初期消火訓練等への参加、各家庭での消火器具等の備えにより異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意するなど風水害等発生時の火災発生防止に努めるとともに、万が一火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるための知識を身につける。

イ 市は、上越地域消防事務組合と連携し、町内会や自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するなど、市民の防火に関する知識の普及に努めるとともに、消防施設・資機材の整備及び消防団の充実・強化を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市及び上越地域消防事務組合は、要配慮者と接する機会が多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市及び上越地域消防事務組合は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(5) 積雪地域での対応

市及び上越地域消防事務組合、消防団は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。
- イ 安全装置付火気器具の使用に努める。
- ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- ク 町内会や市が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等の地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 防災管理者及び防火管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員、消防団及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多面的な水利の確保を図る。

(3) 消防団の充実強化

- ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所との情報交換等により協調体制を強化する。
- イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することによ

り、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(5) 臨時ヘリポートの整備

災害時には占有専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

(6) 出火防止対策

風水害等発生時の火災発生を防止するため、上越地域消防事務組合及び消防団と協力し耐震自動消火装置付火気器具の普及に努めるとともに、台所など火を使う場所の不燃化、カーテン、じゅうたん等への防災製品の使用を推進・啓発する。

(7) 初期消火体制

上越地域消防事務組合及び消防団と協力し、消防訓練やチラシ等を通じて住民の防火意識の向上を図るとともに、消火器等を使った初期消火訓練、避難訓練等の実施を促進する。

(8) 火災拡大防止体制

異常乾燥及び強風時には、同時多発火災及び大規模火災が予想されることから、消防力の整備・充実に努め、被害の軽減を図る。

4 上越地域消防事務組合の役割

(1) 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

(2) 市民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

(3) 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

(4) 初期消火体制の確立を図るため、防災管理者又は防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

(5) 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

(6) 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

5 県の役割

(1) 防火思想の普及促進

市民に対し、市、上越地域消防事務組合の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化の支援

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

第21節 水防管理団体の体制整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

水害時において、迅速かつ的確な対応が不可欠であることから、市及び国、県、水防事務組合（以下「水防管理団体」という。）は、平時から地域における水防活動体制を整備する。

(2) 各主体の責務

ア 水防管理団体の責務

(ア) 水防管理団体は、当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

(イ) 市は、県水防計画（上越地域整備部管内）に応じて、市の地域における水防計画を策定し、水防団（消防団）の育成強化や、水防施設を整備する。

イ 県の責務

県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。

(3) 達成目標

市は、県水防計画に応じて、市の地域における水防計画を策定し、水防団（消防団）の育成強化や、水防施設を整備する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者関連施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報や水防警報等の伝達体制の整備を図る。

(5) 積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 日ごろから、「自らの命は自らが守る」意識のもと自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。

イ 風水害時において、水防管理者、水防団長（消防団長）又は上越地域消防局消防局長からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事すること。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動すること。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、（一社）新潟県建設業協会は、日ごろから応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用

施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

3 市の役割

(1) 水防計画の策定

県水防計画に準拠する。

(2) 水防協力団体の指定

公益法人又は特定非営利活動法人等で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

(3) 水防団（消防団）の育成強化

ア 平時から、水防団（消防団）の研修や訓練の計画を定め、水防団（消防団）組織の充実と習熟に努める。

イ 自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的を実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ 毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

水防活動の拠点となる水防倉庫等の施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

(5) 災害発生時の処置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

4 県の役割

(1) 水防計画の策定

ア 洪水、雨水出水に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ 水防組織や重要水防箇所に関する事項、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

ウ 危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(2) 水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である市及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

※妙高市は指定水防管理団体である。

(3) 水防資器材

ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資器材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ水防管理団体及び(一社)新潟県建設業協会等の関係機関と協力して、資器材の整備に努める。

イ 非常の際の水防資器材及び作業員の輸送について、あらゆる事態においても必要な輸送措置が講じられるよう体制整備に努める。

(4) 重要水防箇所の調査

洪水等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

5 防災関係機関の役割

北陸地方整備局

緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を国、県及び水防管理団体と合同で実施する。

第22節 廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、し尿など）や倒壊物、落下物等を適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

(ア) 市の広報等を通じて周知される災害ごみの排出方法等の理解に努める。

(イ) 豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。ただし、市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、早期の避難を心がける。

イ 市の責務

市は、「妙高市災害廃棄物処理計画」の適切な管理と定期的な見直しを行い、平時から市民に協力を求める事項について周知する。また、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧体制の整備に努める。

ウ 県の責務

県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域的な相互協力体制を整備する。

(3) 達成目標

市は、「妙高市災害廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物処理活動が迅速に行われるように努める。

2 市民の役割

(1) 災害時の廃棄物処理への理解と協力

ア 仮置場への搬入に際しての分別方法

イ 腐敗性廃棄物等の排出方法

ウ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

3 市の役割

(1) 妙高市災害廃棄物処理計画の管理

ア 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の利用方法や候補地の選定、ごみ・し尿の収集、処理方法等を定めた「妙高市災害廃棄物処理計画」の適切な管理と定期的な見直しを行う。

また「妙高市災害時初動対応マニュアル」に、被害状況の把握方法や関係機関連絡先等を具体的にまとめたマニュアルを各処理施設毎に整備しておく。

イ 平時の分別意識が災害時にも生きるため、ごみの分別方法等について日頃から広報・啓発を行い、市民の理解度を深める。

(2) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

ア 既存施設の浸水対策等を図るとともに、新設の処理施設は浸水対策等に配慮した施設づくりに努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努める。

(3) 協力体制の整備

「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、近隣市町村との災害廃棄物処理の協力体制を図る。

4 県の役割

広域処理体制の整備

(1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(2) 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3) 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

第23節 救急・救助体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制並びに要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(2) 各主体の責務

ア 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

イ 市及び妙高警察署、上越地域消防事務組合、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

ウ 県は、自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、妙高警察署、上越地域消防事務組合は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

エ 県、上越地域消防事務組合、（一社）上越医師会（以下「医師会」という。）及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、県、市、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

オ 県は、大規模災害時においては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受け入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、県、妙高警察署及び上越地域消防事務組合は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

カ 市、県、上越地域消防事務組合及び消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。市民は、大規模災害発生時においては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

キ 県、県警察本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

ク 県、妙高警察署、上越地域消防事務組合、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

ケ 県及び上越地域消防事務組合は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

(3) 達成目標

- ア 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画に基づき、車両等の資機材、消防団員等の計画的な整備充実を図る。
- イ 妙高警察署は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速的確な警察活動を実施するための体制確立を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び上越地域消防事務組合、県、妙高警察署は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(5) 積雪期での対応

市及び上越地域消防事務組合は、地域の実情に応じ、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導体制並びに冬期間に利用可能なヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 市民及び医療機関・団体等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時から地域、学区、町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関・団体等の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 市及び上越地域消防事務組合の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防力の整備

市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

(3) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

上越地域消防事務組合は、県、妙高警察署、近隣消防本部（局）等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(4) 市民等に対する防災意識の啓発

市、上越地域消防事務組合及び消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(5) 救急・救助活動における交通確保

市は、洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策について、妙高警察署、上越地域消防事務組合及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講じる。

(6) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確に行うために、広域災害救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。

(7) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、医師会等を通じて、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(8) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(9) 県内広域消防相互応援の要請及び受援

上越地域消防事務組合は、新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(10) 緊急消防援助隊の要請及び受援

上越地域消防事務組合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

4 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、県警察本部、市及び上越地域消防事務組合間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立

広域災害救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、上越地域消防事務組合、医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とDMAT（災害派遣医療チーム）が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、（公社）新潟県薬

剤師会、（一社）新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、上越地域消防事務組合との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関との協力体制の確保

県、県警察、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 県医師会の対策

県から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。

また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(2) （一社）上越医師会の対策

災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、市から要請があったときは、速やかに医療活動を行う。

(3) 日本赤十字社新潟県支部の対策

県から援助の要請があったとき又は必要と認めるときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

(4) 新潟DMA T指定医療機関（県立中央病院）の対策

ア 新潟DMA T指定医療機関は、県等から要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟DMA Tの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第24節 医療救護体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市・県の責務

(ア) 風水害等の災害から市民の生命及び健康を守るため、それぞれの地域の実情に合わせた医療救護体制の整備を行う。

(イ) 災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。

イ 県の責務

(ア) 災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

(イ) 広域災害救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(ウ) 被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者の受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(3) 活動の調整

ア 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

イ 県は、被災地での医療需給の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、上越保健所長を災害医療コーディネーターとし、（一社）上越医師会、（一社）上越歯科医師会など医療関係団体、県立中央病院、市、上越保健所及び県地域医療政策課等あらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

(4) 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制の整備を図る。

(5) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び上越地域消防事務組合は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に

行われるよう体制を整備する。

(6) 降雪期の対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 市民・医療機関等の役割

(1) 市民の役割

市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関等の役割

ア 病院

(ア) 病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(イ) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

a 災害対策委員会の設置

b 防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）

c 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収等）

d 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）

e 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

f 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策

g その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(ウ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があつた場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

(ア) 地域災害拠点病院（県立中央病院）

a 地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

b 地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(イ) 基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院・長岡赤十字病院）

- a 基幹災害拠点病院は、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
 - b 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資機材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。
- エ 新潟DMA T指定医療機関（県立中央病院）
- 新潟DMA T指定医療機関は、県からDMA Tの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMA Tを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。
- また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。
- オ ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院・長岡赤十字病院）
- ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。
- カ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関
- 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。
- キ 医療関係団体（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県助産師会等）
- 医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

3 市の役割

- (1) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位により患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）の設置
- ア 救護所設置予定施設の指定
- 市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知するものとする。
- イ 救護所のスタッフの編成
- 市は、（一社）上越医師会、（一社）上越歯科医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定めるものとする。
- ウ 救護所設置予定施設の点検
- 市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。
- (2) 救護所等の医療資器材等の確保
- 市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

4 県の役割

(1) 新潟DMA Tの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後 48 時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMA Tの派遣体制の整備を行う。

新潟DMA Tは、原則として1チームにつき医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名で構成する。

(2) 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア 県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で25班編成とする。

イ 県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で8班編成とする。

(3) 新潟D P A Tの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟D P A Tの派遣体制の整備を行う。新潟D P A Tは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた4～5名で構成する。

(4) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア 救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ 救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名、精神科医師1名、精神ソーシャルワーカー1名及び補助者1名の編成計画を定める。

ウ 救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

(5) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(6) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害救急医療情報システムを活用するなど、行政、上越地域消防事務組合及び医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(7) 医療資器材等の確保

ア 医療資器材等の配備

県は、県医療救護班と県歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体に配備する。

また、災害の規模等によっては要請の可能性があるため、3都市医師会に配備する。

イ 医療資器材等の供給支援

県は、市及び医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、県薬剤師会、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(8) 広域医療搬送拠点・SCUの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（SCU）・設備の確保に努める。

※SCU：広域搬送拠点臨時医療施設（災害発生時患者を被災地外へ航空機搬送する際の臨時医療施設。DMATが使用する。）

(9) 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、県医師会等の医療関係者等で構成する県災害医療連絡協議会等を定期的開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

第25節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害による人的被害を最小限に抑えるため、適切な事前避難並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市民及び市、県、防災関係機関は、次の事項に留意して各自の責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

- ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難情報等の情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令
- エ 避難誘導體制の整備
- オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

(2) 達成目標

- ア 市民は、市が配布したハザードマップ等から安全に避難するための知識の習得に努める。
また、近隣住民等が被災者となることも想定し、地域で支え合い救助活動や避難行動を行う体制づくりに努める。
- イ 要配慮者が利用する施設の管理者や不特定多数の人が利用する施設の管理者は、利用者が安全に避難するための避難計画を作成する。
- ウ 市は、ハザードマップ等を配布し危険区域や避難所を周知し、災害予防、減災対策を啓発する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(4) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(5) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 市民・企業等の役割

(1) 市民等に求められる役割

ア 市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から努める。

- (ア) ハザードマップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認すること。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがごと」として捉えて行動すること。
- (オ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動を起こす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ 多数の人が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意したうえ、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の企業・事業所、町内会、自主防災組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- (イ) その他の不特定多数の人が利用する公共・商業用施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア 市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次の事項により平時から努める。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。
- (イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 市と協働で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 企業等の役割

地域社会の一員として次の事項により地域の避難対策への協力に努める。

- (ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。
- (イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。
- (ウ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

3 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ等を作成し、市民等に配布して周知を図る。なお、ハザードマップ等の作成にあたっては、住民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、市民等の理解の促進を図り、住民が災害時の状況を具体的にイメージできるようにするとともに、その周知にあたっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いるよう努める。

ウ ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

エ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

ア 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Lアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- オ 災害時における緊急放送や情報発信に関する協定に基づき、迅速な情報配信を行うことができる体制の整備に努める。
- また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。
- カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む市民等のとるべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、市民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。
- キ 避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

(3) 避難指示等の発令の客観的基準の設定

ア 避難指示等の発令基準と市民等に求める行動

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準に発令する。ただし、避難時の状況により、避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、市民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置をあわせて発令する。

○避難指示等発令時の状況と住民に求める行動

種別	発令時の状況	市民等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれあり ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況 ※高齢者等：障がいのある人等の避難に時間が要する人や避難支援者等が含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から高齢者等は避難 ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・高齢者等以外も、必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備や自主的な避難を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれ高い ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則全ての住民は危険な場所から必ず避難 ・高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・指定緊急避難場所・指定避難所への立退き避難がかえって危険を伴うような場合などやむを得ない場合は、近隣の安全な場所への避難や、その時点で居る建物内のより安全な部屋への移動

イ 避難指示等発令の客観的な基準

市は、遅滞なく避難情報を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する。

また、市は、市民に対する避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留

意するとともに、避難情報・避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

○洪水時の避難情報発令基準（水位は標高表示）

	関川 (二子島水位観測所)	渋江川 (渋江川水位観測所)	矢代川 (石塚水位観測所)
高齢者等避難 (危険水位到達のおよそ2時間前に発令(ただし石塚は水位上昇が急激なため30分前))	<ul style="list-style-type: none"> ・水位 51.31 ㍍以上 ・市内3時間雨量 120 ㍉以上 ・笹ヶ峰ダム放流量 毎秒 100 立方㍍以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位 68.87 ㍍以上 ・市内3時間雨量 120 ㍉以上 ・上流部3時間雨量 120 ㍉以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位 59.70 ㍍以上 ・市内3時間雨量 120 ㍉以上 ・上流部3時間雨量 120 ㍉以上
避難指示 (危険水位に到達または到達することがみこまれる場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・水位 51.95 ㍍以上 ・市内3時間雨量 150 ㍉以上 ・笹ヶ峰ダム放流量 毎秒 100 立方㍍以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位 69.19 ㍍以上 ・市内3時間雨量 150 ㍉以上 ・上流部3時間雨量 150 ㍉以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位 60.00 ㍍以上 ・市内3時間雨量 150 ㍉以上 ・上流部3時間雨量 150 ㍉以上
緊急安全確保	大雨特別警報が発令された場合や災害の発生を確認した場合、また、河川の水位や今後の降雨予測等により、著しく災害発生危険性が高まったと判断する場合		

※観測所の水位が基準に達した場合、また、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（高齢者等避難）、「危険（紫）」が出現した場合（避難指示）、「災害切迫（黒）」が出現した場合（緊急安全確保）に、関係流域に対して発令する。

※その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる数値基準の検討を行う。

※浸水予測区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

○土砂災害時の避難情報発令基準

高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

	<p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認）</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p>

※避難情報の発令単位は、土砂災害警戒区域とすることを原則とする。

※土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲を必要に応じて見直すよう努める。

○火山災害時の避難情報発令基準

高齢者等避難	噴火警報レベル4が発表されるなど、滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）場合に判断
避難指示	噴火警報レベル5が発表され、滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合

(4) 避難誘導體制の整備

- ア 避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を地区別にあらかじめ定める。
- イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して避難支援計画を策定する。
- ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法の確立に努める。
- エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。
- オ 避難指示等の発令の際には、指定避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知するよう努める。

(5) 避難場所、避難所の指定

ア 指定と周知

- (ア) 市長は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危機が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」

という)について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

- (イ) 避難所等を指定したときは、広報紙、ハザードマップ等、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。
- (ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

イ 指定に当たっての注意点

- (ア) 指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。
また、市は、災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- (イ) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救済物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。
- (オ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡とし、避難所は避難者1人当たり3～4㎡のスペースとすることに努める。なお、感染症予防として、避難者1名あたりの占有スペースを約4㎡、個人又は家族ごとに2m程度の間隔を保つことを目安として、必要なスペースを確保する。
- (カ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (キ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。
- (ク) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- (ケ) 避難所施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険がない建築物とするよう努める。
なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあつては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を検討する。
- (コ) 指定避難所には、仮設トイレ、マット、非常用電源、移動系防災行政無線等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した必要な設備の整備を検討する。

また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

- (サ) 指定避難所は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。
- (シ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。
- (ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係課等や市民等の関係者と調整を図る。
- (セ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努めるものとする。
- (ソ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民等に鍵の管理を委託する。
- (イ) 避難所管理にあたる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定するよう努める。
- (ロ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。
- (ハ) 避難所には、市民等が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (ニ) 避難所の開設・運営について、町内会、自主防災組織等と事前に協議しておくよう努める。

エ 福祉避難所の指定

- (ア) 市長は、障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、公共施設等の福祉避難所をあらかじめ指定する。
- (イ) 福祉避難所は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
- (ロ) 特に介護の必要性や医療依存度が高い要配慮者のため、介護保険施設、障がい者福祉施設等のあらかじめ市と協定を締結した「介護避難所」を指定する。
- (ハ) 介護避難所は、特別養護老人ホーム等の福祉施設とする。
- (ニ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所等開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 市は、避難の際に必要な市民への情報伝達を迅速に行えるよう体制整備に努める。
- (イ) 市は国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- (ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

- ア 地区別にあらかじめ定められた避難誘導體制に従い、避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
- イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
- ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ等を作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップ等を活用した訓練を行う。
- エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

4 県の役割

(1) 市民への防災に関する情報の提供

- ア 風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- イ 県管理河川の水位情報や土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、市民に提供する。

(2) 市の避難体制整備の支援

ア 地域の危険情報の市への提供

- (ア) 主要河川について氾濫時の浸水想定区域図を策定・提供する。
- (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。
- (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。
- (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ 市による警戒レベルを用いた避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

- (ア) 県から市への気象警報等の迅速な伝達体制を整備する。
- (イ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
- (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。
- (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。
- (オ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 避難場所、避難所等の確保への協力

- (ア) 市の避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
- (イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

- (ア) 介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- (イ) あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

(3) 広域避難に係る市町村の調整

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難市民の移送に必要となる車輛等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

イ 広域避難の受け入れに備えるための市の体制整備の支援

避難者が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ 大規模広域災害時に、市が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5 関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 市が避難指示等の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 管理する河川等の水位情報等を、インターネット等を通じて常時市民に提供する。

ウ 過去の河川氾濫の実績や、破堤氾濫による浸水予測結果等を公表し、市民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。

(2) 新潟地方気象台

ア 市が警戒レベルを用いた避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 気象、水象の特別警報・警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など市民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。

ウ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

エ 気象特別警報、警報及び注意報を発表する場合は、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表する。また、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に捕捉する。

オ 注意報や警報及び特別警報の発表基準については、適宜見直しを行い、適切な基準を維持する。

(3) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、自主防災組織が作成した個別支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第26節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等という。」）が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

【要配慮者の安全確保計画の体系】

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		<ul style="list-style-type: none"> ・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与（特別）
	社会福祉施設等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市の実施体制 ・県等の支援体制

大項目	中項目	小項目
外国人支援	防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 個別支援計画等

市は、災害の発生に備え「氏名」「生年月日」「性別」「住所又は住居」「電話番号」「その他連絡先」「避難支援等必要とする事由」等が記載された避難行動要支援者名簿を整備し、避難行動要支援者の個別支援計画を自主防災組織が作成する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、職員、市民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

(イ) 避難行動要支援者名簿

市は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。

イ 県の責務

県は、市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。市又は県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練の実施に努める。

なお、社会福祉施設等の内、特別支援学校における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2編第2章第28節「文教施設における風水害対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じ

る孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、市・県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ 地域住民、町内会、自主防災組織等の責務

地域住民、町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、民生委員・児童委員、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、地域社会全体で避難行動要支援者の個別支援計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

カ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市及び地域住民等に対して情報発信に努める。

(3) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保のため、適時除雪等を実施する。

(4) 達成目標

ア 市は、避難行動要支援者の安全確保を図るため、市民や関係機関・団体と連携し、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援体制など具体的な事項を定めた個別支援計画を作成する。

また、要配慮者に配慮した指定避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。

イ 自主防災組織等は、災害発生時における円滑な避難支援体制を構築するため、市及び防災関係機関等の協力を得て、避難行動要支援者の個別支援計画の作成に努める。

ウ 市や福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、要配慮者の受入れに対応できるよう関係機関と連携し安全確保に向けた体制を整備する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体・住民主体で取り組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員・児童委員、町内会等と協力して、避難行動要支援者の支援を図る。

(2) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員・児童委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県、防災関係者と協力して避難行動要支援者の支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の避難行動要支援者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入れ体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2編第1章第28節「文教施設における風水害対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

ア 国際交流協会

国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

イ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

ウ 訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 障がい者を雇用している企業及び特別支援学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係団体と協働して避難所まで円滑に避難できるよう努める。

3 市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、防災担当課等と福祉担当課等との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、市は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた個別避難計画等を作成するとともに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿は、上越地域消防事務組合、妙高警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮する体制整備を図る。

また、市は、避難・誘導に際し、妙高警察署、上越地域消防事務組合、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

- (ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。
- (イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。
- (ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特製食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
- (エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。
- (3) 生活の場の確保対策
- 応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮するとともに、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。
- また、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。
- (4) 保健・福祉対策
- ア 実施体制の確保
- 市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他市町村等の受入れ、災害ボランティアセンター等との協力体制を整備する。
- イ 保健対策
- 要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。
- (ア) 巡回相談・栄養指導
- (イ) こころのケア
- (ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス
- イ 福祉対策
- (ア) 要配慮者の把握等
- 発災直後に、個別避難計画等に基づき、自主防災組織、福祉保健関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制の整備を図る。
- (イ) 福祉サービスの提供
- 介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。
- (ウ) 情報提供
- 市は県と連携し、災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、

聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平易で分かりやすい言葉や、絵、写真などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備に努める。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備に努める。

(6) 外国人支援対策

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は、日ごろから、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した防災マップ等の作成を検討するほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日ごろからの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等災害に関する表示板等の多言語化に努める。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業等に対し防災教育の実施を働きかける等、民間と協力して防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

4 県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市の要請により支援を行う体制整備を図る。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市が行う公的宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策

ア 実施体制の確保

県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

イ 保健対策

市が実施する避難行動要支援者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

市が行う避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービ

スの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、要配慮者に的確に情報提供されるように市を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第27節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

住家や施設の被災により備蓄した飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）が確保できない住民や一時的滞在者に対し、物資等を供給するとともに物資等を緊急調達する。また、備蓄及び物資の調達は、必要最低限の備蓄以外は協定締結事業所等の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資供給を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民（家庭、企業・事業所、学校等）は、災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日、推奨1週間」分の必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市・県の責務

- (ア) 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し、物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。
- (イ) 市は、備蓄及び物資の調達にあたっては、必要最低限の備蓄以外は協定締結事業所の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資供給を行う。
- (ウ) 県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。
- (エ) 市及び県は上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

(3) 達成目標

- ア 市民（家庭、企業・事業所、地域、学校等）は、災害発生から流通機構の復活が見込まれる3日程度の間に必要な物資等は、自らの備蓄で賄う。
- イ 災害時応援協定締結事業所等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに物資等を被災者へ供給できるよう、緊急連絡・調達体制を整備する。
- ウ 市は、市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、簡易トイレ等）の公的備蓄に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ア 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制の整備に努める。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。
- イ 市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

(5) 夏季における対応

市は、夏季においては、避難所施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

(6) 積雪地域での対応

ア 輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前確保する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 各家庭において、家族の3日分、出来れば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から3日分(推奨1週間分)の分量を自ら確保するよう努める。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日ごろから車両の燃料を確保するよう努める。

カ その他災害時に必要な物資(携帯ラジオなど)を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1~3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。

イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。

エ 協定締結事業所にあつては、物資の備蓄をはじめ、緊急調達体制や緊急輸送体制、配付体制の構築に努める。

3 市の役割

(1) 物資等の備蓄

ア 市及び県の備蓄分担割合に基づき食料及び物資等を備蓄する。

イ 災害時の必需品で、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目(非常用発電機、投光器、簡易トイレ等)の公的備蓄に努める。

ウ 備蓄物資は、極力避難所施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

(2) 物資等の緊急供給体制の確立

ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。

ウ 住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(3) 市民への普及啓発

- ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。
- ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 県の役割

(1) 物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の拠点に食料及び物資等を備蓄する。

(2) 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
- ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。
- エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

- ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設の係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。

(5) 市に対する支援体制の整備

市に対して、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。

(6) 県民への普及・啓発

- ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して普及啓発する。
- イ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

- ア 毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にする。

(2) (公社)新潟県トラック協会

- ア 県からの輸送依頼に備え、夜間休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(3) 災害時応援協定締結事業所

ア 災害時応援協定に基づき流通在庫等により緊急供給ができる体制を整備する。

イ 緊急輸送・配付ができる体制を整備する。

ウ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等（夜間・休日等含む。）について、市と情報交換し連絡を密にする。

第28節 文教施設における風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合、学校、保育園等における児童生徒、教職員等の安全確保のほか、施設の保全について迅速な対応を図る。

(2) 各主体の責務

ア 学校の責務

各学校は、市及び県地域防災計画や県教育委員会が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ 学校設置者（市、県、学校法人等）の責務

学校設置者は、学校の施設について、風水害の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

ウ 市の責務

市は、学校設置者としての役割のほか、本計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ 県の責務

県は、学校設置者としての役割のほか、県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(3) 達成目標

ア 市は、本計画、危機管理マニュアルに基づき学校、保育園等の取組を支援するとともに、学校間の緊急連絡網を整備する。

また、学校は災害時に指定避難所として使用されることから、災害発生に備えて耐震補強、耐震診断等を実施し、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回路の途絶等の事態に備え、最低限の機能を確保できる災害に強い施設づくりを推進する。

イ 学校は、危機管理マニュアルを作成し、防災訓練等の予防対策及び応急対策を実施するとともに、教職員、児童生徒に対する防災教育を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第26節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮する。

(5) 積雪地域の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

2 学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記予防対策及び応急対策を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成する。

ア 予防対策

- (ア) 学校防災組織の編成
- (イ) 施設・設備等の点検・整備
- (ウ) 防災用具等の整備
- (エ) 防災教育の実施
- (オ) 教職員の緊急出動体制の整備
- (カ) 家庭との連絡体制の整備 など

イ 応急対策

- (ア) 災害発生が予想されるときでの事前休校、授業短縮措置等
- (イ) 災害発生直後の生徒等の安全確保
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 生徒等の安否確認
- (オ) 気象情報の収集
- (カ) 被災状況の把握と報告
- (キ) 下校又は保護継続
- (ク) 避難所開設・運営協力
- (ケ) 教育活動の再開
- (コ) 生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、及びマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れないようにするとともに、降雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、移動系防災行政無線、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し徹底する。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

- (ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対し、適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- (イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- (ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるように、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沉着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮し事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知する。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。

3 学校設置者の役割

(1) 災害の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、本計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

(ウ) 和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(エ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオ等の整備

4 市の役割

(1) 市立学校の設置者としての役割

前項記載のとおり。

(2) 学校に対する支援及び助言

市は、本計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5 県の役割

(1) 県立学校の設置者としての役割

第3項記載のとおり。

(2) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

(3) 公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第29節 文化財の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

文化財所有者・市・県が協力して、文化財の状況把握や災害から文化財を保護するための予防措置に努め、文化財の価値が失われないよう必要な措置を講ずる。

(2) 各主体の責務

ア 文化財所有者の責務

文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 市の責務

市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講じるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

ウ 県の責務

県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市及び文化財所有者に対し、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

(3) 達成目標

市は、文化財リスト等を作成し、文化財の実態把握と文化財所有者に対する指導・助言を行い、風水害への予防措置を行う。

(4) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援や支援を行う。

イ 市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対し、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

第30節 ボランティア受入れ体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 事前体制整備

県は、平時から設置する新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）と協働して災害ボランティアを受け入れる新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の体制を整備する。体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や個人の知見を取り入れるよう努める。

(3) 市及び市社会福祉協議会の体制整備

妙高市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる妙高市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の体制を整備する。

災害ボランティアの受入計画は概ね次による。

災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センター設置運営、情報の受発信
避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
避難指示解除後 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信

(4) 達成目標

市は、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう、研修や妙高市社会福祉協議会及び各種団体等とのネットワークを形成する。

2 県支援センターの役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、県民生活課長と調整会議座長が協議し、県支援センターを新潟県庁内に設置する。

(1) 情報の受発信に係る体制の整備

ア 被災状況、各種の団体の活動状況などに関する、行政機関及び関係団体との情報交換を行う。

イ 被災地の外に向けた、寄付金・義援金や災害ボランティアの受入体制などの情報の発信を行う。

ウ マスコミや県外の行政機関、県内外の支援団体などの総合窓口

(2) ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備

ア ボランティアセンターだけでは対応できない課題の整理やニーズに対する支援要請について連絡調整を行う支援体制を整備する。

イ 調整会議構成団体のコーディネーター派遣などによるボランティアセンターの立ち上げ支援体制を整備する。

3 妙高市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、妙高市社会福祉協議会が主体となり、市災害対策本部と協議して、ボランティアセンターを設置・運営する。

(1) 災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア 災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ ボランティアセンターの運営計画の作成において市との協議を行う。

(2) ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの運営を行う。

4 市の役割

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる施設等を事前に指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、妙高市社会福祉協議会と協議する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターは、市と妙高市社会福祉協議会が協働で運営する。

イ ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

(3) 災害ボランティア活動に対する市民への普及・啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発に努める。また、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの協働に努める。

5 県の役割

県支援センターの体制支援

(1) 県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。

(2) 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。

(3) 県外の行政機関や県内外の支援団体などとの調整を図るため、職員を配置できる体制を整備する。

6 関係機関の役割

(1) 新潟県社会福祉協議会

ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。

イ 県内外の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会

ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。

イ 他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(3) 県内NPO及び（一社）妙高青年会議所

県支援センターやボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第3 1節 事業所等の事業継続

1 計画の方針

企業・事業所（以下、「事業所等」とする。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況等、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

3 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、事業所等の事業継続計画策定に必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

4 商工団体の役割

(1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会

員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

- (2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。
- (3) 行政等の支援策の実施や会員・組合員等への情報周知に協力する。

5 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、市等の行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、市民や行政との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練の実施など、平時からの危機管理体制の構築に努める。

〔参考〕

国において、事業継続の取組を促進するため、各種ガイドライン等を策定し公開している。

【内閣府】

- 中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」

- 「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」の検討の経緯と成果について

【中小企業庁】

- 「中小企業BCP策定運用指針」

第32節 行政機関等の業務継続計画

1 計画の方針

風水害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市の役割

風水害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

(1) 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(2) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第2章第2節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡がない職員について、安否確認を実施する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等への反映に努める。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

(ア) 所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

(イ) 所属長は、各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、対応計画を作成する。対応計

画を作成する際は、各係等の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策の検討に努める。

(3) 執務環境の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

(イ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ウ) 代替施設の決定

代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模に応じて決定する。代替施設を決定した場合、市民、関係機関等に周知する。

- a 本庁舎、各支所
- b 他の市施設
- c 県、国、防災関係機関等の施設
- d 民間施設

(エ) 代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の整備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ 通信手段

(ア) 通信手段が利用できない場合の対応

庁舎管理者は、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者に対して、優先的な復旧を依頼する。

(イ) 通信事業者回線の拡充

各庁舎間、各所属の関係機関間等の相互バックアップのため、端末の拡充等に努める。

(ウ) 防災行政無線

非常時において適切に機器を操作し、通信確保が出来るよう各種訓練を充実するよう努める。

ウ 情報システム

- (ア) 庁内LAN等が利用できなくなった場合の対応
障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者支援を要請する。
- (イ) バックアップデータの遠隔地保管の拡充
バックアップデータについて、遠隔地保管に努める。
- (ロ) 安全対策の拡充
電子計算機械室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。
- (エ) 災害対応体制の強化
大規模な危機の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。
- a ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にするよう努める。
- b 運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。
- エ データのバックアップ
所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに努めるものとする。
- オ 電源
- (ア) 電源が利用できない場合の対応
商用電源の供給が停止した場合、本庁舎及び各支所庁舎等においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。
- (イ) 非常用発電機の実負荷訓練等
非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練の実施に努めるとともに更新時期を迎えた発電機の更新に努める。
- カ トイレ
- (ア) トイレが利用できない場合の対応
下水道機能の停止等により、トイレが使用できない場合、本庁舎及び各支所庁舎等に仮設トイレの供給等により3日程度利用できるよう努める。
- (イ) 仮設トイレ等の調達等
機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。
- キ 職員の食料等
- (ア) 大規模な危機が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という。）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配布する。また、備蓄している食料等が不足する場合は、応援協定等を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。
- (イ) 食料等の備蓄
職員が、家庭において、最低限3日分（推奨1週間分）の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。
- ク 財務会計システムが利用できない場合の支払い
財務会計システム所管課長等は特に重要で緊急の支払が必要な経費について、手作業により必要な手続きが行えるようマニュアルを整備するよう努める。

ケ その他

所属長は、上記の他、重要業務を実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

3 防災関係機関の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

第2編

風水害等共通対策編

第2章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

1 計画の方針

市内で大規模な風水害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、市は、県及び防災関係機関等と相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 災害対策本部等の種類

市は、風水害等が発生した場合、又は被害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」又は、「警戒本部」を設置する。

(2) 災害対策本部等の組織・運営

災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例及び市災害対策本部規程に定めるほか、本節で定める。

なお、災害対策本部等の体制については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認めたときに災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき
- (イ) 新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用される災害が発生したとき
- (ウ) その他、本部長が必要と認めたとき

【災害対策本部等の非常配備体制】

種別	配備時期	配備体制
第1配備体制 (注意体制)	1 新潟地方気象台が大雨、強風、大雪、又は洪水等の注意報を発表したときで、局地的な災害の発生が予想されるとき。 2 新潟地方気象台が大雨、暴風、大雪又は洪水等の警報を発表したとき。 3 新潟県・新潟地方気象台が土砂災害警戒情報を発表したとき。 4 新潟県知事が水防警報を発表したとき。 5 市内で最大震度4の地震が発生したとき。	特に関係ある部班の指定職員をもって情報収集活動、災害応急活動が円滑に実施できる体制とする。 第2配備体制へ移行が考えられる場合は、関係部による情報連絡室を設置するものとする。
第2配備体制 (警戒体制)	1 局地的な被害が発生したとき、又は市全域にわたって災害が発生するおそれがあるとき。 2 市内で最大震度5弱の地震が発生したとき。	警戒本部を設置し、各部班指定職員をもって災害応急活動、救助救護活動及び復旧対策活動等に対処できる体制とする。 事態の推移に伴い、速やかに第3配備に移行しうる体制とする。
第3配備体制 (非常体制)	1 風水害、大雪等により市内の広範囲に災害が発生したとき。 2 市内で最大震度5強以上の地震が発生したとき。 3 その他状況により、本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、全職員が災害応急対策に従事する。

イ 閉鎖基準

- (ア) 災害発生のおそれが消したとき
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (ウ) その他、必要がなくなったと本部長が判断したとき

ウ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市本庁舎3階302・303会議室に設置する。ただし、市本庁舎が被災し機能を確保することができないときは、次の施設とする。

- (ア) 第1予備施設:妙高支所
- (イ) 第2予備施設:妙高高原支所
- (ウ) 本部長の指定する他の市有施設

エ 災害対策本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

オ 災害対策本部設置又は閉鎖の庁内周知

総務班は、災害対策本部を設置（閉鎖）しようとするとき、又は災害対策本部が設置（閉鎖）された場合は、庁内放送（本庁）、庁内LANパソコン、電話、FAX、防災行政無線、災害時職員招集メールシステム等により各課等への周知を行う。

カ 災害対策本部を設置又は閉鎖した場合の通知等

- (ア) 総務班は、災害対策本部が設置（閉鎖）された場合は、直ちに次に掲げる防災会議構成機関等に通知等を行う。
 - a 県への報告
 - b 陸上自衛隊第2普通科連隊への通知
 - c 妙高警察署への通知
 - d 上越地域消防事務組合への通知
 - e ライフライン関係機関への通知
 - f その他関係機関への通知
- (イ) 情報班は、災害対策本部が設置（閉鎖）された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市ホームページ等により市民へ周知する。

(2) 災害対策本部の組織、運営等

ア 本部長（市長）

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長、教育長）

- (ア) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- (イ) 本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第1順位：副市長 第2順位：教育長 第3順位：総務課長

ウ 本部員

本部員の構成は、市災害対策本部規程別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(3) 災害対策本部会議

防災に関する重要事項の協議を行うため、災害対策本部会議を置く。

ア 構成

災害対策本部会議の構成は、本部長、副本部長、本部員及び本部長がその都度指名する

職員とする。

イ 協議事項

災害対策本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 被害状況、災害応急対策状況等の総合的な掌握に関すること
- (イ) 避難情報に関すること
- (ウ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること
- (エ) 災害救助法等の適用協議に関すること
- (オ) 県及び他市町村、自衛隊等への応援派遣要請に関すること
- (カ) その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

ウ 招集

災害対策本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長がその会議の議長に当たる。

エ 開催場所

原則として、市本庁舎4階402・403会議室で開催する。

(4) 現地災害対策本部

本部長は、風水害等により局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じ本部の一部の事務を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置く。

ア 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場又は災害地域に近い支所庁舎又は他の市有施設に設置する。

イ 現地本部の組織

現地本部の組織は、次のとおりとする。

- (ア) 現地本部長
 - a 現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。
 - b 現地本部長は、現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。
- (イ) 現地本部員
 - a 現地本部員は、災害対策本部の本部員のうちから本部長が指名する。
 - b 現地本部員は、現地本部長の命を受け、現地本部の事務に従事する。
- (ウ) 現地本部要員
 - a 現地本部長は、現地本部要員を確保するため、関係する部の職員の派遣を当該部長に求めることができる。
 - b 現地本部要員は、現地本部長の指揮の下、現地本部の事務に従事する。

ウ 現地本部の設置期間

現地本部は現地での主要な災害応急活動が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなると認められるまでの間とする。

3 警戒本部

(1) 警戒本部の設置

副市長は、市の地域において、風水害等による災害が発生し、かつ災害対策本部の設置基準に満たない場合、災害に対する警戒のため、警戒本部を設置する。

ア 設置基準

災害対策本部非常配備体制の第2配備体制を整えたとき

イ 閉鎖基準

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 被害が軽減又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認したとき
- (ウ) その他、必要がなくなったと警戒本部長が判断したとき

ウ 警戒本部の設置場所

警戒本部は、市本庁舎総務課に設置する。

エ 警戒本部設置又は閉鎖の庁内周知等

総務班は、警戒本部を設置（閉鎖）しようとするとき、又は警戒本部が設置（閉鎖）された場合は、庁内放送（本庁）、庁内LANパソコン、電話、FAX、防災行政無線、災害時職員招集メールシステム等により各課等への周知を行う。

オ 警戒本部を設置又は閉鎖した場合の通知等

- (ア) 総務班は、警戒本部が設置（閉鎖）された場合は、直ちに次に掲げる防災会議構成機関等に通知等を行う。
 - a 県への報告
 - b 陸上自衛隊第2普通科連隊への通知
 - c 妙高警察署への通知
 - d 上越地域消防事務組合への通知
 - e その他関係機関への通知
- (イ) 情報班は、災害対策本部が設置（閉鎖）された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市ホームページ等により市民へ周知する。

(2) 警戒本部の組織及び分掌事務

ア 警戒本部長は、副市長又は教育長をもって充てる。

イ 警戒副本部長は、総務課長をもって充てる。

ウ 本部員は警戒本部長の指定する関係課長等

エ 分掌事務

- (ア) 警戒本部に必要な人員の配備
- (イ) 気象情報及び防災関係機関等からの災害関連情報の収集・伝達・処理
- (ウ) 災害の発生が予想される地域への警戒パトロール及び広報活動
- (エ) 市民及び報道機関等への情報提供
- (オ) その他災害の経験及び応急対応に必要な事務

(3) 警戒本部会議

風水害等の警戒に関する指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整のため、必要に応じて警戒本部会議を開催する。

警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長及び本部員をもって構成し、必要に応じて警戒本部長が招集し、警戒本部長がその会議の議長に当たる。

4 市の活動体制

市は、市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、市・県地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策

を行う。

(1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、災害に対処するための職員の動員、組織、配備、情報連絡体制等を休日、夜間等の勤務時間外における体制を含めあらかじめ定める。

また、対策本部の事務分掌に記載のない事項についても、災害の状況により他部への動員又は協力により横断的かつ効果的な災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策本部設置前の措置

総務課長は、気象警報や注意報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部設置前に次の事項について措置するものとする。

ア 気象警報や注意報等に関する情報収集並びに関係機関との連絡調整

イ 人員配備の指示

ウ 関係部との連絡調整

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整備する。

5 災害時行動マニュアルの作成及び見直し

(1) 災害時行動マニュアルの作成及び見直し

災害対策本部各班は、本計画を踏まえ、分掌事務を十分考慮し、それぞれ災害時を想定した災害時行動マニュアルを作成する。

また、作成したマニュアルは、防災訓練などの機会に確認・検証するとともに適時見直しを行い、効果的かつ実効性のあるマニュアルとする。

(2) 所属職員への周知徹底

作成した災害時行動マニュアルは、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に迅速かつ的確な初動体制を確立するため、所属職員への周知、徹底を図る。

6 防災関係機関等の活動体制

防災関係機関等は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておく。

第2節 風水害等配備体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の被害を最小限に食い止めるため、災害発生時の迅速な初動対応に必要な職員の配備を実施する。

配備体制については、市災害対策本部規程第9条の非常配備の基準、配備計画等をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員の配備を実現する。

(2) 達成目標

総務課は、災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合、迅速に各課等に職員配備の連絡を行い、災害対策本部各班は、災害時行動マニュアルに基づき初動体制を確立し、速やかに必要な応急対策を行う。

(3) 被災地及び積雪期の対応

被災地や降雪期における災害時には、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、登庁が不可能な職員は、電話又はメール等を活用してその旨所属長等に報告し、その後の指示を受けるものとする。

2 業務の内容

(1) 勤務時間内における対応

ア 配備基準の要件となる情報の伝達方法

総務課職員は、気象・河川情報等の受信又は防災関係機関等及び県からの情報収集により、庁内LANパソコン又は庁内放送（本庁）、災害時職員招集メールシステム、電話、FAX、防災行政無線等により各課等へ情報等を伝達する。

イ 配備指令

勤務時間内において、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合、災害対策本部総務班の指示の下、災害対策本部の各部は必要に応じて応急対策を実施する。

(2) 勤務時間外（夜間・休日）における対応

ア 配備基準の要件となる情報の伝達方法

総務課職員は、配備基準となる気象・河川情報等や被害の発生の情報等を得た場合は、速やかに登庁し情報収集に当たる。

また、必要に応じて災害時職員招集メールシステム、電話等により職員等に配備を伝達する。

イ 初動対応

登庁した職員は、速やかに所属の部長、又は班長へ登庁報告を行い、被害状況等の情報収集・伝達及び必要な応急対策を実施する。

ウ 職員の自主参集

市内において、第3配備体制に係る配備基準に該当する事態が発生した場合、職員は、テレビやラジオ等で情報を確認し、配備の指示を待つことなく、直ちにあらかじめ指定された場所へ参集する。

エ 参集手段

参集時の交通手段は、原則自転車、バイク又は徒歩とする。

オ 参集途中の措置

職員は、参集途中において、可能な限り被害状況を調査し、所属長に報告する。また、要救護者を発見した場合は、救護措置を行った後、速やかに参集する。

カ 職員の服装

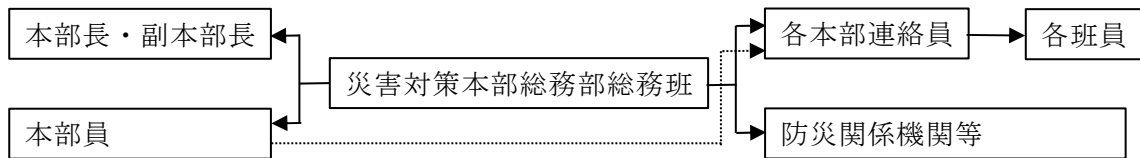
原則、市の防災服（上下）、ヘルメット、腕章を着用するが、その準備ができない場合は、災害対策に適する服装により参集する。

(3) 配備状況の報告

災害対策本部又は警戒本部を構成する課は、職員の配備状況を定期的に災害対策本部総務班又は警戒本部総務班に報告する。

3 情報伝達系統図（基本）

情報の伝達系統は次のとおりとする。



4 防災関係機関等の配備体制

災害初動対応が必要な防災関係機関等の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定める。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、事業者等、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 市が被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに受入体制を確立する。
- (イ) 協定締結市等において大規模な災害が発生した場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、災害時応援協定に基づき、速やかに応援体制を整備する。
- (ウ) 必要に応じて市町村間等や関係事業所等と災害時応援協定を締結するとともに、協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- (エ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備に努める。
- (オ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者等と情報共有するなど連携に努める。

イ 県の責務

- (ア) 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施する。
- (イ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。
- (ウ) 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。
- (エ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路啓開等の応急復旧について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- (オ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援体制の強化を図る。
- (カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組

むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

- (キ) 市が災害対応能力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため、市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。
- (ク) 県は、市と調整の上、市の相互応援が円滑に進むよう他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりるとともに、平時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- (ケ) 市と連絡不通時は県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- (コ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。

ウ その他の防災関係機関の責務

- (ア) その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
 - (イ) 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。
 - (ウ) ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
 - (エ) 災害規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。
 - (オ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。
- (3) 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受け入れのための体制を確立する。

ア 災害時相互応援に関する協定の締結

イ 災害時の情報収集及び連絡体制の確立

ウ 受援計画の整備など応援受入体制の確立

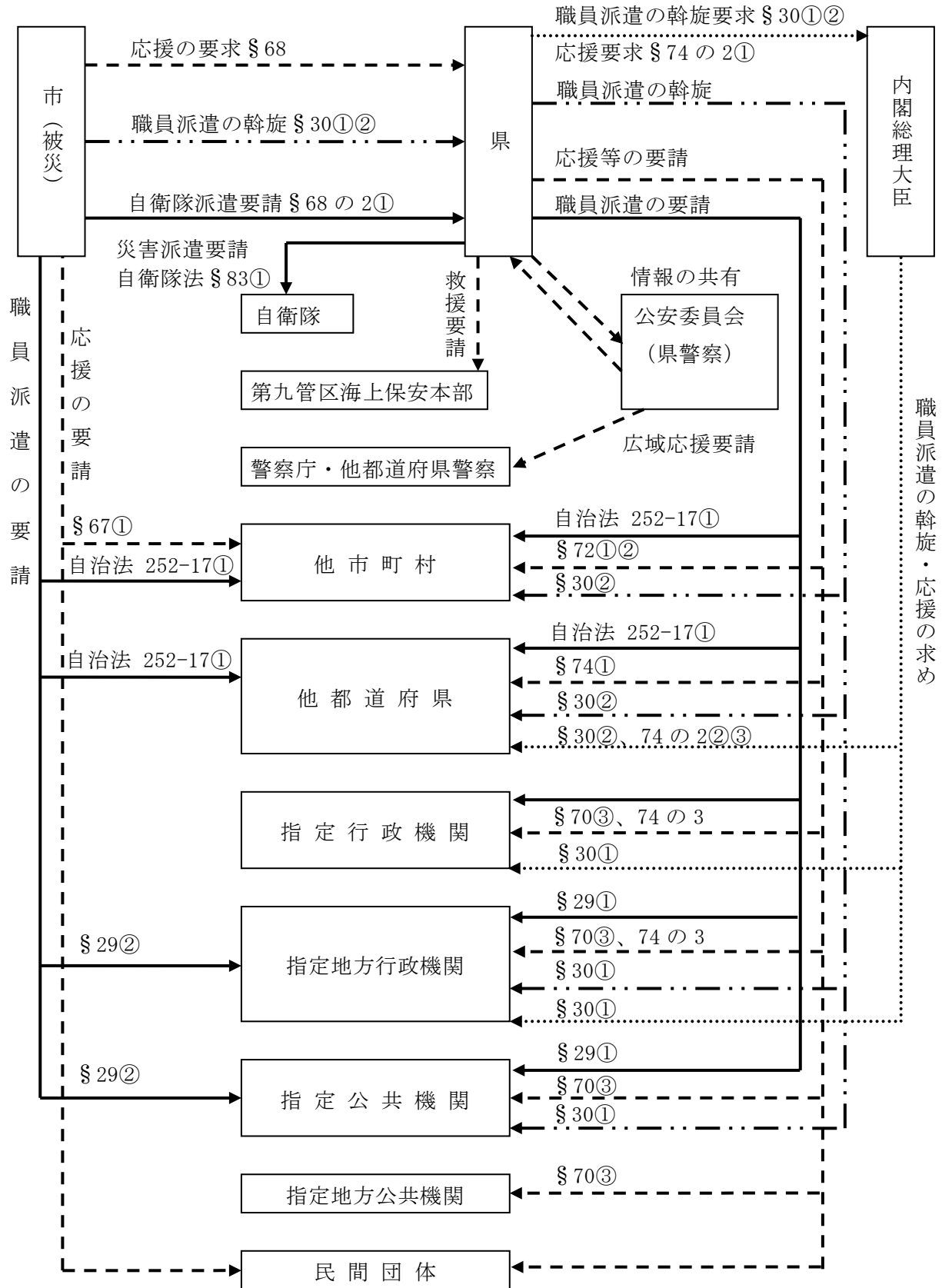
エ 応援計画の整備など応援体制の確立

(4) 積雪期の対応

市は、積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立する。

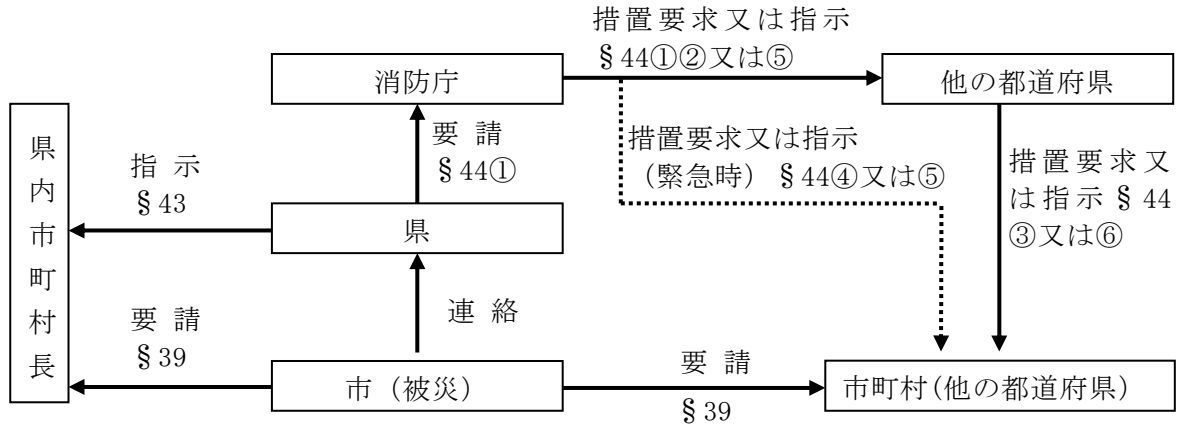
2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



※ § 67① = 災害対策基本法第 67 条第 1 項

【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市長	<p>○他市町村への応援要請</p> <p>災害応急対策実施のために、必要があるときは、他の市町村長に対し応援を求める。</p> <p>○県への応援又は災害応急対策実施の要請</p> <p>災害応急対策実施のため、必要があるときは、県知事に対し、応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>○民間団体への応援要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。</p> <p>○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第2章第12節)</p> <p>○消防の広域応援の要請 (第2章第17節)</p>	<p>災害時相互応援協定締結市町村長等</p> <p>県知事</p> <p>協定事業者等</p>
県知事	<p>○他の市町村への応援の指示等</p> <p>市が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、消防、福祉、保健その他の必要な事項についての指示又は調整を行う。</p> <p>○他の都道府県等への応援の要請</p> <p>県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や被災市区町村応援職員確保システム、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。</p> <p>○指定行政機関等への応急措置の実施要請</p>	<p>他の市町村長</p> <p>北海道・東北ブロック協定締結県、五県協定締結県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)、三県協定締結県(群馬県、埼玉県)、中日本四県協定締結県(長野県、山梨県、</p>

	<p>県内における応急対策措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。</p> <p>○指定行政機関等への応援の要求等</p> <p>災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開等の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>○第九管区海上保安本部への支援要請</p> <p>人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し支援を要請する。</p> <p>○民間団体への応援要請</p> <p>県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し協力を要請する。</p> <p>○自衛隊に対する災害派遣要請 (県地域防災計画第3章第11節)</p> <p>○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第16節、第18節)</p>	<p>静岡県)、富山県、石川県、兵庫県、全国知事会、指定行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関</p> <p>指定行政機関の長、指定地方行政機関の長</p> <p>第九管区海上保安本部</p> <p>民間団体等</p>
<p>指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長</p>	<p>○応急措置の実施要請・指示</p> <p>所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、市長、県知事又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。</p>	<p>県知事、市長、指定公共機関、指定地方公共機関</p>
<p>指定公共機関及び指定地方公共機関</p>	<p>○指定行政機関の長等への応援要請</p> <p>所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事若しくは市長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。</p>	<p>指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、県知事、市長</p>

※応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行う。ただし、文書によるいとまのない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>○職員の派遣要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、他の市町村長若しくは県知事又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>○職員派遣のあっせんの要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。</p>	<p>県知事、他の市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関</p> <p>県知事</p>
県	<p>○職員の派遣要請</p> <p>県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>○職員派遣のあっせんの要請</p> <p>県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員の派遣についてあっせんを要請する。</p>	<p>都道府県知事、市町村長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関</p> <p>内閣総理大臣</p>

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
市及び県	<p>○情報の収集・伝達・交換</p> <p>応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、他の市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。</p> <p>○受入体制の確立</p> <p>国、関係都道府県、他の市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。</p>	

第4節 気象情報等伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等は、気象情報の収集により災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ的確に情報を伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

市は、気象等の特別警報・警報について、県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、市民へ周知する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線、安全・安心メール、広報車等により市民へ周知する。

ウ 県の責務

県は、新潟地方気象台から災害に関する予報又は警報の通知を受けたときは、直ちに市に通知するよう努める。特に、気象等の警報・特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を市に通知しなければならない。

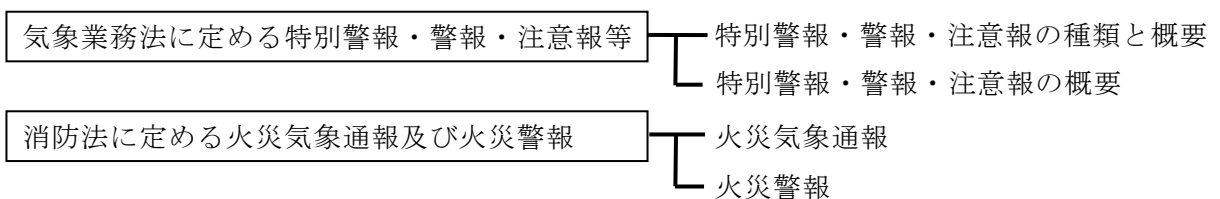
エ 国の責務

新潟地方気象台は、気象等の警報等をしたときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

(3) 達成目標

気象等の警報や災害関係予報、災害関係情報を防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ、広報車等を活用し、関係機関及び市民等に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報、危険度及びその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

ア 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

(7) 種類

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(イ) 発表基準

a 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度 暴風が吹くと予想される場合
高潮	の台風や同程度の温 高潮になると予想される場合
波浪	帯低気圧により 高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注：過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

b 警報・注意報発表基準一覧表

(令和5年6月8日現在)

府県予報区	新潟県			
一次細分区分	上越			
市町村等をまとめた地域	妙高市			
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	101	
	洪水	流域雨量指数基準	関川流域=33.4, 矢代川流域=16.9, 渋江川流域=12.9, 北沢川流域=4, 馬場川流域=8.9, 土路川流域=10, 小袴川流域=5.1, 小野沢川流域=4.6, 内川流域=5.1, 片貝川流域=9.6, 長沢川流域=10.1	
		複合基準*1	関川流域= (5, 30), 北沢川流域= (5, 3.5), 小野沢川流域= (5, 4.1)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ 30cm	
		山沿い	12時間降雪の深さ 55cm	

注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	65		
	洪水	流域雨量指数基準	関川流域=26.7, 矢代川流域=13.5, 渋江川流域=10.3, 北沢川流域=3.3, 馬場川流域=7.1, 土路川流域=8, 小袴川流域=4.1, 小野沢川流域=3.7, 内川流域=4.1, 片貝川流域=7.6, 長沢川流域=8		
		複合基準*1	関川流域=(5, 26.7), 矢代川流域=(5, 10.8), 渋江川流域=(5, 8.2), 北沢川流域=(5, 3.1), 馬場川流域=(5, 5.7), 土路川流域=(5, 6.4), 小袴川流域=(5, 3.2), 小野沢川流域=(5, 3.6), 内川流域=(5, 3.2), 片貝川流域=(5, 7.6)		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	強風	平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s		
	風雪	平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ 15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 30cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上, かつ, 日平均風速 5m/s 以上か日降水量が 20mm 以上			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%			
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか, 日降水量20mm以上の降雨がある場合			
	低温	5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下				
着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で, 並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

c 特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域

特別警報・警報・注意報は新潟県内を市町村毎に分けた二次細分区域単位で発表する。

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域
上越	妙高市	妙高市

イ 気象情報等

(ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。

これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(オ) 指定河川（関川）洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

(カ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

- ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

- ・流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(キ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

ウ 市の業務

市長は、関係機関からの警報等の伝達を受けたときは、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、市民及び関係機関等に周知するものとする。

エ 県の業務

県知事は、(1)ア又はイの通報を受けたときは、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれに関係地方機関及び市長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、一斉メールによるほか、新潟県防災行政無線、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものとする。

オ 新潟地方気象台の業務

(7) 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

新潟地方気象台は、気象警報等（鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を

発表、切替え、解除したときは、気象警報等の伝達系統図により、市等の関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

(イ) 船舶の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台は、日本海中部海域（佐渡沖等）の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する。（海上風警報、海上濃霧警報等）

地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部に通知するほか、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。

(ウ) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

a 新潟地方気象台は、鉄道事業施設の気象、津波等による災害の防止及び鉄道事業の運用に資するため、鉄道気象通報を行い、鉄道事業者に対し、鉄道気象通報を行う。

b 新潟地方気象台は、電気事業施設の気象災害防止及び電力事業の運用に資するため、電力気象通報（雷雨警戒報等）を行い、電気事業者に対し、電力気象通報を行う。

カ NTT東日本の業務

NTT東日本（障害時にはNTT西日本）は、(1)アのうち特別警報、警報の通報を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網（FAX）により、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを市長に伝達する。

キ 放送機関の業務

日本放送協会新潟放送局は、(1)ア又はイの通報を受けたときは、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。

なお、その他の放送機関においても積極的に協力するものとする。

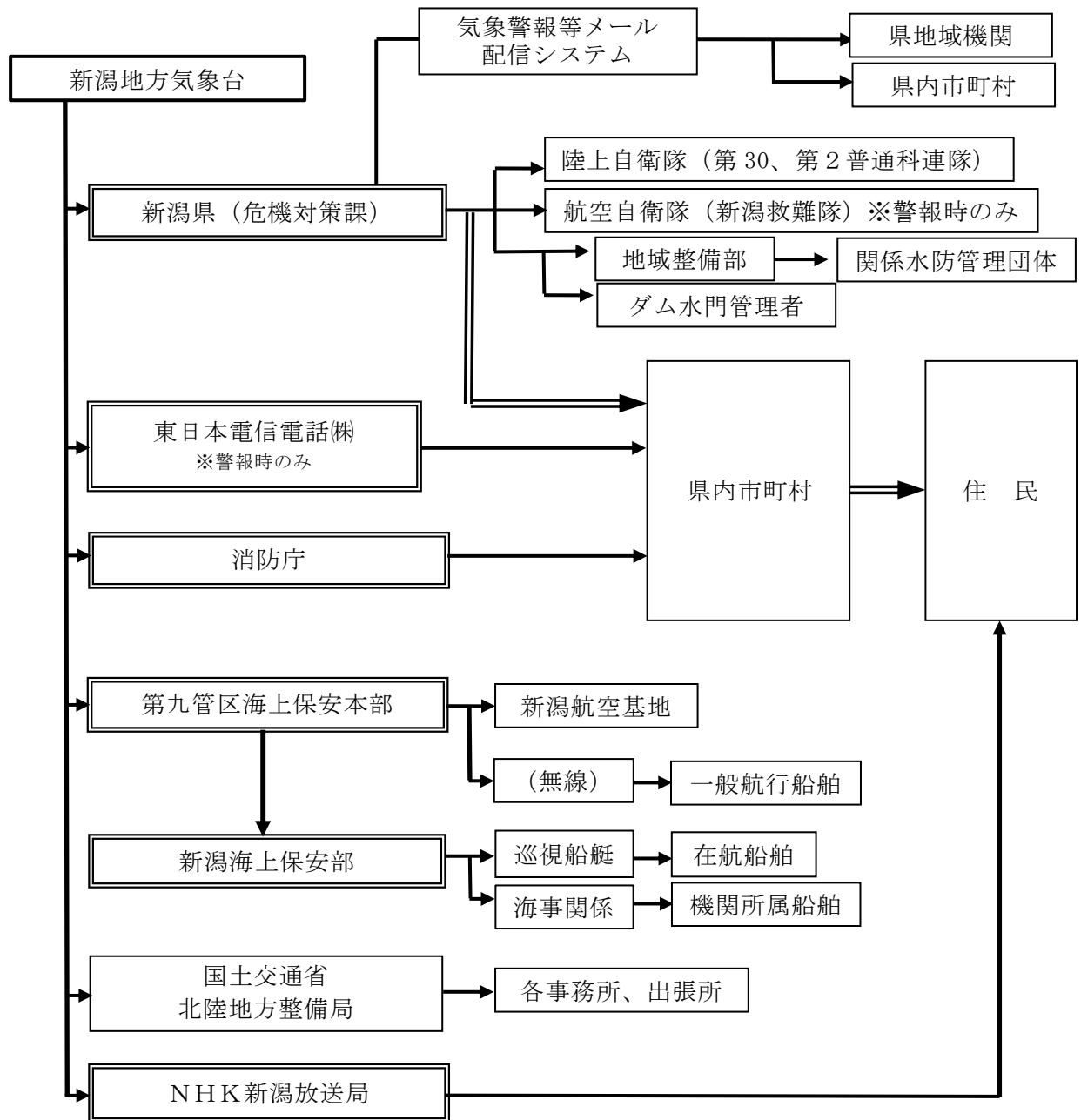
ク 第九管区海上保安本部の業務

第九管区海上保安本部長は、(1)ア又はイの通報を受けた時は、必要と認めるものについて管内関係先へ通報するものとする。

ケ 水防警報等の取扱い

第5節「洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる。

気象注意報・警報等の伝達系統図



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

コ 異常現象発見時における措置

(ア) 異常現象の種別

- a 竜巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- b 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- c 異常潮位 天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
- d 異常波浪 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの
- e なだれ 建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- f その他異常なもの

(イ) 通報手続き

- a 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官又は海上保安官に通報する。
- b 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市長に通報する。
- c (イ) の a 又は b により通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
 - (a) 新潟地方気象台
 - (b) その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
 - (c) 当該災害に係る隣接市町村
- d 上越地域振興局長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。
- e 県危機対策課長は、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。

(2) 火災気象通報

ア 新潟地方気象台の業務

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。

イ 県の業務

県知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

ウ 火災気象通報の通報基準

新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(3) 火災警報

ア 市の業務

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。

市長から「火災警報」が発せられたときは、市の区域に在る者は、上越地域消防事務組合の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ、広報車等による呼びかけ等、本計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

イ 県の業務

県消防課は、市から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

第5節 洪水予報・水防警報伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び市民等に対し迅速かつ的確に情報を伝達し、市民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に役立てる。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

「自らの命は自らが守る」という意識のもと市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、市民等への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団（消防団）及び上越地域消防事務組合を經由し消防機関を準備又は出動させる。

ウ 国及び県の責務

(ア) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(イ) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を国は市及び県に、県は水防管理者（市長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ウ) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は市及び県に、県は水防管理者（市長）その他水防関係機関に通知する。

(エ) 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(3) 達成目標

県は、洪水予報、水防警報及び水位周知を行う河川を拡充し、市は、水防活動及び住民の避難行動を支援する防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への高齢者等避難（警戒レベル3）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(5) 積雪地域での対応

積雪期・融雪期に発生する河川の埋塞への対応は、本計画に準じて行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	河川の水位の状況
上越地域振興局	関係行政機関	〃
北陸地方整備局 (高田河川国道事務所)	関係行政機関	〃

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	市民、水防従事者	避難情報
上越地域振興局	市、市民、報道機関	河川の水位又は流量
北陸地方整備局 (高田河川国道事務所)	〃	〃

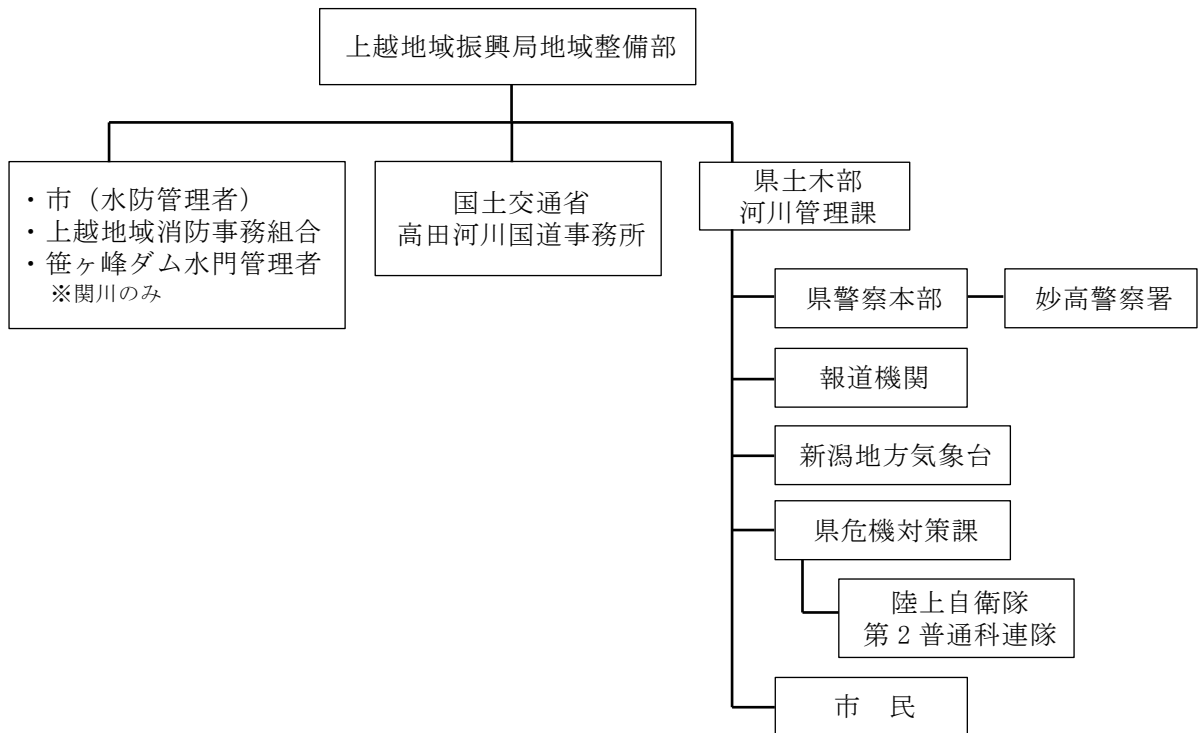
3 設定水位の種類

単位：m（水位は標高表示）

水位	内容	河川名(指定水位局)			
		関川 (二子島)	矢代川 (石塚)	矢代川 (石沢)	渋江川 (渋江川)
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	市長の避難指示の判断目安	51.95	60.00	16.37	69.19
避難判断水位	市長の高齢者等避難発令判断目安 避難に時間を要する人は避難開始する 参考となる水位	51.31	59.70	15.52	68.87
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団の出動の目安となる水位	50.26	59.31	15.05	68.45
水防団待機水位 (通報水位)	通常の水位から上昇し、水防団の出動 準備の目安となる水位	49.44	58.86	14.05	67.40

4 業務の体系

量水標管理者（県）からの伝達フロー図



5 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
国又は県	洪水予報河川の指定	新潟地方気象台
	水位又は流量の通知及び公表	市、報道機関
	水防警報河川及び水位周知河川の指定	
	河川防災情報の一般への提供	市民
市	水防（消防）団の準備・出動	水防（消防）団
	避難情報の発令	市民、報道機関

6 市の水防活動

(1) 市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 避難情報の発令

国、県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難情報発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

(3) 水位の通報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがあるとき国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、市及び県の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

(4) 水防団及び消防関係の出動

市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、市及び県の水防計画に定めるところにより、水防団（消防団）及び上越地域消防事務組合を經由し消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。水防警報及び水防警報提供の段階は次のとおり。

ア 第1段階＜準備＞

水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関の出動の準備を通知するもの。

イ 第2段階＜出動＞

水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

ウ 第3段階＜状況＞

洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

エ 第4段階＜解除＞

水防の終了を通知するもの。

(5) 県（上越地域振興局）が水位情報を周知する河川（令和5年3月31日現在）

河川名	指定水位局	区	域
関川	二子島	左岸 妙高市馬場川合流点から上越市大字島田字諏訪田 1572 番の 2 地先まで 右岸 妙高市馬場川合流点から上越市新長者原字上川原 1217 番地先まで	
矢代川	石塚	左岸 妙高市大字窪松原字稲場 1413 番 1 から妙高市下十日市字東古町 143 番 右岸 妙高市大字窪松原字中川原 1432 番 2 から妙高市柳井田字南浦 1373 番 6	
	石沢	左岸 妙高市下十日市字東古町 143 番から関川合流点まで 右岸 妙高市柳井田字南浦 1373 番 6 から関川合流点まで	
渋江川	渋江川	左岸 妙高市渋江町 1-17 地先十三川合流点から関川合流点まで 右岸 妙高市小出雲 2-16-21 地先十三川合流点から関川合流点まで	

(6) 県（上越地域振興局）が水防警報を行う河川（令和5年3月31日現在）

河川名	区	域
関川	左岸 妙高市馬場川合流点から上越市大字島田字諏訪田 1572 番の 2 地先まで 右岸 妙高市馬場川合流点から上越市新長者原字上川原 1217 番地先まで	
矢代川	左岸 妙高市大字窪松原字稲場 1413 番 1 から関川合流点まで 右岸 妙高市大字窪松原字中川原 1432 番 2 から関川合流点まで	
渋江川	左岸 妙高市渋江町 1-17 地先十三川合流点から関川合流点まで 右岸 妙高市小出雲 2-16-21 地先十三川合流点から関川合流点まで	

7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難体制の整備（水防法第15条）

(1) 浸水想定区域（水防法第14条）における円滑かつ迅速な避難の確保

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者施設において、その施設利用者に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する。

(2) 避難確保計画の作成

要配慮者施設等の管理者又は所有者は、当該施設等利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成しその的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。

また、避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告するとともに自ら公表しなければならない。

(3) 避難確保計画の作成指導等

市は、ハザードマップ等を活用し浸水想定区域内の要配慮者施設等の実態調査を実施するとともに、要配慮者施設等の管理者又は所有者に対し、避難確保計画の作成に必要な指導を行うものとする。

(4) 洪水予報等の情報伝達体制の整備

市は、要配慮者施設等に対し、電話、FAX、電子メール等による洪水予報等の情報伝達体制の整備を図るものとする。

第6節 災害時の通信確保

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(イ) 自力で通信手段を確保できない場合は、県に支援を要請する。

イ 県の責務

(ア) 県防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(イ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

(ウ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

ウ 防災関係機関、通信事業者等の責務

県又は市から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(3) 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

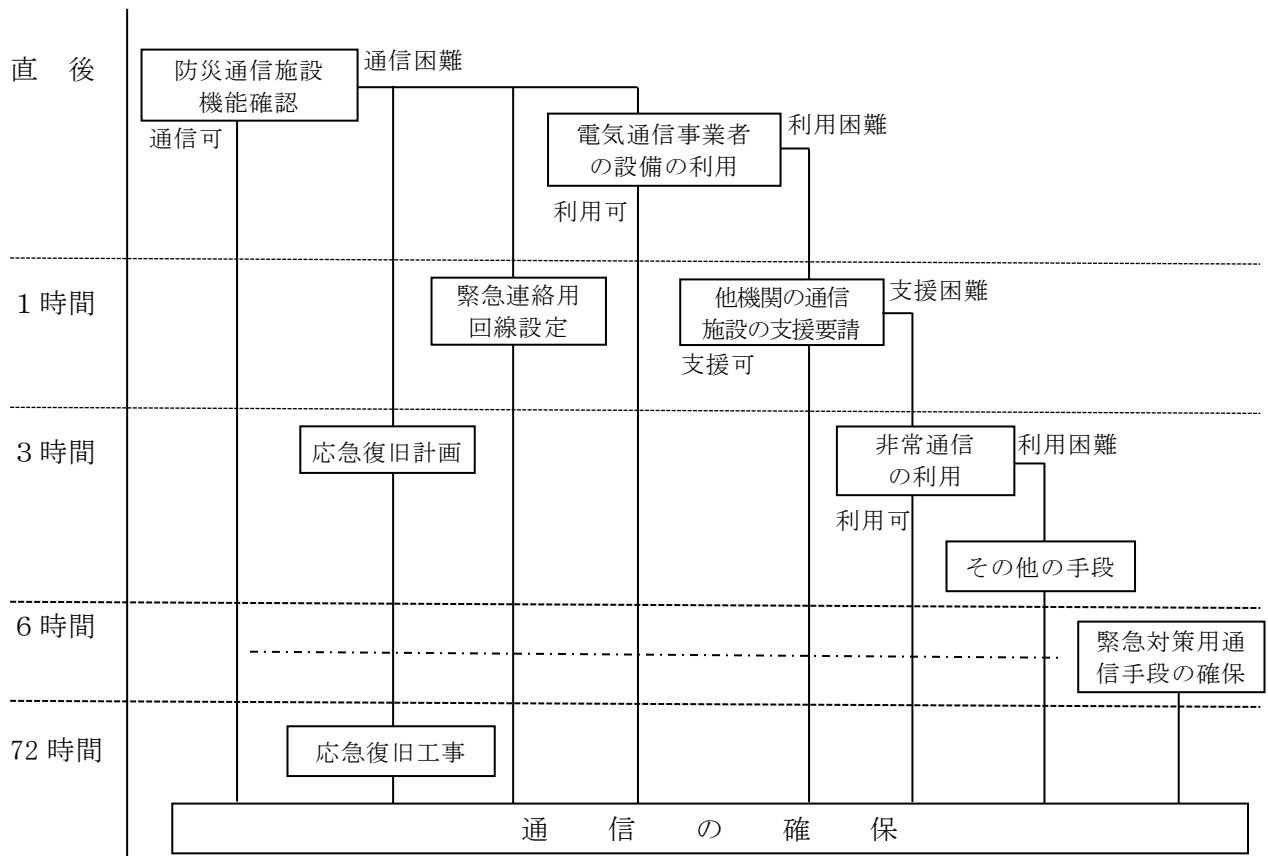
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	通信施設の状況 非常時に利用する通信手段の通知 通信手段確保の要請
	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	通信施設の状況 復旧の見込み 非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系

☆災害発生



4 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 所管する防災行政無線設備の状況を確認する。 [同報系] 親局 1、中継局 2 再送信局 1 子局 121 戸別受信機 [移動系] 統制親局 1 中継局 2 簡易中継局 3 半固定無線機 33 携帯型無線機 85 所管する防災相互通信用無線機、衛星携帯電話の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備する。 [防災相互] 親局 1 	

	<p>[衛星携帯] NTTワイドスター 本庁1 高原支所1 妙高支所1 イリジウム 本庁3 高原支所1 妙高支所1</p> <p>・県総合防災情報システムの機能を確保する。</p>	県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔監視装置及び実通話試験により、県防災行政無線の機能を確保する。 ・一般財団法人自治体衛星通信機構に地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを要請する。 ・消防防災無線の機能を確保する。 ・水防・道路無線の機能を確保する。 ・中央防災無線の機能を確保する。 ・県総合防災情報システムの機能を確保する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確保し、いつでも運用できるよう準備をする。 ・通信の確保のため必要ある場合は、「新潟県防災行政無線運用規程」に基づく通信の統制を行う。 	県防災行政無線設備設置機関 (一財)自治体衛星通信機構 消防庁 国土交通省
県防災行政無線設備設置機関	<ul style="list-style-type: none"> ・各無線局所の通信管理者は、実通話試験等により県防災行政無線設備の状況を確認し、統制管理者に報告する。 ・庁舎が停電している場合は、無線設備用の非常用発電機が動作していることを確認する。 	
防災相互通信用無線設備設置機関	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信設備の状況を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確保し、いつでも運用できるよう準備をする。 	
(一財)自治体衛星通信機構	<ul style="list-style-type: none"> ・県の依頼に基づき、地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを行う。 	

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話に指定された回線を利用し通信を確保する。 [NTT] 本庁6回線 高原支所2回線 妙高支所3回線 [docomo] 本庁2回線 高原支所1回線 [au] 本庁1回線 妙高支所1回線 ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール(インターネット、LGWAN等)を利用して通信を確保する。 	電気通信業者
県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 	電気通信業者

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール（インターネット、LGWAN等）を利用して通信を確保する。 	
電気通信事業者	県、市からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。	

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。 	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県上越地域振興局に配備した衛星携帯電話を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し市災害対策本部との通信を確保する。 	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
電気通信事業者、通信機器販売者等	<ul style="list-style-type: none"> ・県又は市からの要請に基づき通信機器を貸与する。 	
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣は、非常災害時における重要通信確保のため、無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合で、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置によりこれを免許又は許可する。 	

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。 	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
県	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・市からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。 	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
電気通信事業者、防災関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・県又は市からの要請に基づき通信の仲介又は通信支援を行う。 	

自衛隊	・ 県からの要請に基づき通信支援を行う。	
-----	----------------------	--

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 所管する防災行政無線設備（同報系、移動系、地域防災無線）の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
県	・ 県防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
防災関係機関	・ 各々が所管する通信設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況をもとに復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 ・ 非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
県	・ 非常通信協議会の要請会議を通じて他の構成員に対し非常通信の取扱いを要請する。 ・ 非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
非常通信協議会構成員	・ 県及び市の要請に基づき通信の仲介をする。	

(7) その他の手段

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 通信の確保について、協定を締結しているNPO新潟県災害救援機構や妙高市ハイヤー協会に協力を要請する。 ・ 必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・ いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	NPO新潟県災害救援機構 妙高市ハイヤー協会 (一社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部 日本アマチュア無線連盟新井クラブ
県	・ 通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・ いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	(一社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部
(一社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部	・ 県又は市からの要請に基づき通信の仲介をする。	

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

市	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
県	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
防災関係機関	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。 	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 ・利用可能な通信手段の情報を市に提供する。 	総務省(信越総合通信局)、通信事業者、防災関係機関等
総務省(信越総合通信局)	・県又は市からの要請に基づき災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車を貸与する。	
通信事業者、防災関係機関	・県又は市からの要請に基づき利用可能な通信機器を貸与する。	

第7節 被災状況等収集伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、市及び県、関係機関は、一定の規模以上の風水害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行う。

また、収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、県、防災関係機関等及び被災地内外の市民等に各種手段を使って情報を配信して情報の共有化を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市民・企業等の責務

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

イ 市・上越地域消防事務組合の責務

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自治会、自主防災組織等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

なお、別表2「消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県（危機対策課、消防課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告するものとする。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行うものとする。

【県の連絡先】

回線別		区分	危機対策課（危機対策第1）
N T T回線	電 話		025-282-1638
	F A X		025-282-1640
県防災行政無線	電 話	衛星	[県防災]-8-401-823 [県防災]-8-401-20-6434
		260M	[県防災]-6-* -823 [県防災]-6-* -20-6434
	F A X	衛星	8-401-881 8-401-20-6495
		260M	7-* -881 7-* -20-6495

【消防庁（開庁時間）の連絡先】

区分		応急対策室
回線別		
N T T回線	電 話	03-5253-7527
	F A X	03-5253-7537
県防災行政無線	電話	衛星 [県防災]-8-048-9043422
		260M [県防災]-6-* -048-9043422
	F A X	衛星 8-048-9049033
		260M 7-* -048-9049033

【消防庁（開庁時間外）の連絡先】

区分		消防防災・危機管理センター (18:15~8:30 及び土日・祝日)
回線別		
N T T回線	電 話	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7553
県防災行政無線	電話	衛星 [県防災]-8-048-49414
		260M [県防災]-6-* -048-49414
	F A X	衛星 8-048-9049037
		260M 7-* -048-9049037

ウ 県の責務

- (ア) 市、上越地域消防事務組合、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。
- (イ) 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出勤させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。
- また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、J A X A等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。
- (ウ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路㈱等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。
- (エ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。
- (オ) 収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（G I S ・ G P S）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。
- (カ) 市から県への被災状況の報告ができない場合、県は被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。
- (キ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

エ 県警察本部の責務

(ア) 災害発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。

(イ) ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ県警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

オ 防災関係機関の責務

災害により被害が発生した場合、自衛隊、北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに、必要に応じヘリコプター、パトロールカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

(3) 活動の調整

市、県、妙高警察署、上越地域消防事務組合及び防災関係機関等は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

(4) 達成目標

災害関連情報等を集約し、市、妙高警察署、上越地域消防事務組合、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策を推進するとともに報道機関を活用するなど市民等への情報伝達を行う。

(5) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

県は、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

(6) 積雪期の対応

積雪の多い山間地域では、雪崩の発生等により通信、交通が途絶状態となることも予想されることから、避難時の携帯ラジオの携行を住民に啓発するとともに、非常用の通信手段の確保に努める。

また、県は関係機関の協力のもと、市の取組を支援するものとする。

(7) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧情報と合わせ、市及び県へ報告する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自治会、市民等	市、妙高警察署、上越地域消防事務組合等	○地域の状況、被害状況等
市、妙高警察署、上越地	県、報道機関	

域消防事務組合等		
県	国、防災関係機関	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	○地域の状況、被害状況等
市、妙高警察署、上越地域消防事務組合等	自治会、市民等	

3 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な被害状況を調査する。 ・ 避難所を開設したとき、自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。 	上越地域消防事務組合、妙高警察署
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の発生が見込まれる市、消防本部及び県警本部に照会するとともに県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。 ・ 消防防災ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。 ・ 必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対し被災状況の把握活動を要請する。 ・ 必要に応じて市に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。 	市、消防機関、警察本部、自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA
県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。 ・ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ、警察災害派遣隊等を出動させ、被災地の情報を収集する。 ・ 交通規制を実施した場合については、県、市等道路管理者に連絡し、ラジオ、テレビ等各種媒体を通じ、周知徹底を図る。 	県、市・消防機関、各種報道機関
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。 	

(2) 連絡体制

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に被害状況を報告する。 ・ 避難指示等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災 	

	情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊及び消防庁応急対策室に被害状況を報告する。 ・災害救助法の適用が予想される場合は、内閣府（防災担当）被災者行政担当に被害状況を報告する。 ・収集された災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。 	
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・病院は、被害状況及び急患受入れの可否等を県地域医療政策課へ報告する。 ・ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を県へ報告する。 	

4 災害情報収集・伝達体制

(1) 災害発生直後における情報の収集

ア 収集する情報の内容

災害発生前後には、次の事項を中心に情報を収集する。

区 分	主 な 内 容
気象・河川水位情報	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報等の発表状況 ・河川の水位及びダムの放流状況 ・風向風速の情報
人的被害情報	<ul style="list-style-type: none"> ・死者、負傷者、行方不明者の情報（氏名・性別等） ・要配慮者の情報
危険発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生情報 ・越水、浸水情報 ・土砂災害発生情報 ・危険物の漏えい、ガス漏れ情報 ・樹木、建築物等の倒壊情報
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の被害情報 ・ライフライン情報 ・道路など活動上重要な施設の被害状況

イ 情報収集の方法

災害対策本部は、市災害対策本部規程の分掌事務に基づき、風水害発生等における上記アの災害情報を次の要領により収集する。

(ア) 災害対策本部

- a 県、妙高警察署、上越地域消防事務組合及びライフライン関係機関等からの電話、メール、衛星FAX等による通報又は聴取
- b 新潟地方気象台及び県等の防災気象情報システム等による状況確認

- c テレビ、ラジオ等からのモニタリング
- d 各対策部からの報告
- e 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）
- f 所管施設の被害確認
- g 市民等からの通報

(2) 被害情報等の収集

被害の状況等について、災害対策本部、防災関係機関等は、それぞれ主に次表のとおり担当する情報の収集に当たる。

ア 災害対策本部が行う情報収集

災害対策本部の各部は、担当する所掌事務に関する情報について収集を行う。

情報区分		収集する情報内容	収集担当	
気象情報等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予警報等の発表状況 ・ 水防警報の発表状況 ・ 河川の水位及びダム放流状況 ・ 降雨量及び風向風速の情報 	総務部・総務班	
被害情報	人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者数、被災者の住所、氏名、年齢、性別等 ・ 負傷者の負傷程度及び収容先 	死者・行方不明者・負傷者	総務部・総務班
	建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災棟数及び被害の程度 ・ 建物の名称及び所在地 ・ 罹災世帯及び罹災者数 	住家・非住家	建設部・建築班
			企業・事業所等	経済部・観光商工班
	市管理施設被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災棟数及び被害の程度 ・ 建物の名称及び所在地 ・ 利用者の被災状況及び避難状況 	教育施設	教育部・学校教育班
			その他施設	総務部・財務班、所管課
	市管理土木施設被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害箇所と被害の程度 ・ 応急措置等の対応状況 ・ 道路の通行止め箇所 	道路・橋梁・トンネル	建設部・河川・道路班
農林施設被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害箇所と被害の程度 	農林関係	経済部・農林班	
ライフライン情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害箇所と被害の程度 ・ 応急措置等の対応状況 	上・下水道関係	上下水道部・上下水道班	
避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難情報の発令状況 ・ 避難世帯数及び避難者数 ・ 避難所の設置状況 		総務部・総務班、民生環境部・避難対策班・福祉介護班	
医療救護状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の被害状況 ・ 医療資器材の需給状況・救護所の設置状況 		民生環境部・保健医療班	
福祉施設状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護及び障がい福祉施設の被害状況 		民生環境部・福祉介護班	

市職員 被災情報	・本人、家族及び家屋等の被災状況		総務部・総務班
その他情報	・被害箇所と被害の程度	土砂災害	建設部・河川道路班
		その他	各所管部・班

イ 防災関係機関等が行う情報収集

防災関係機関等は、防災業務計画に基づき、それぞれの機関が必要とする災害情報の収集を行い、市及び必要と認める機関に伝達する。

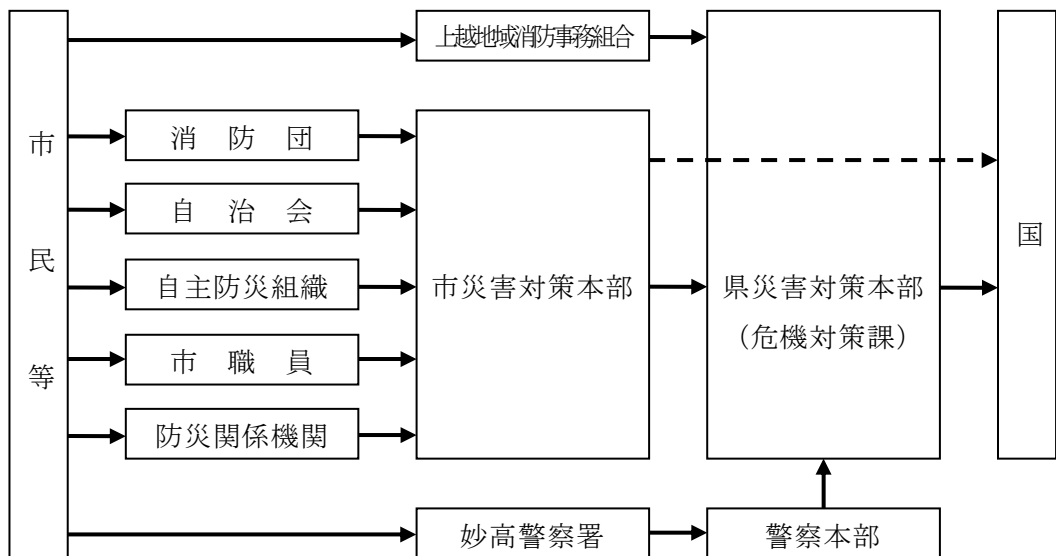
(3) 防災関係機関との情報連絡体制の確保

災害対策本部は、防災関係機関等との連絡を確実にするため、連絡責任者をあらかじめ指定し、迅速な連絡体制を確保する。

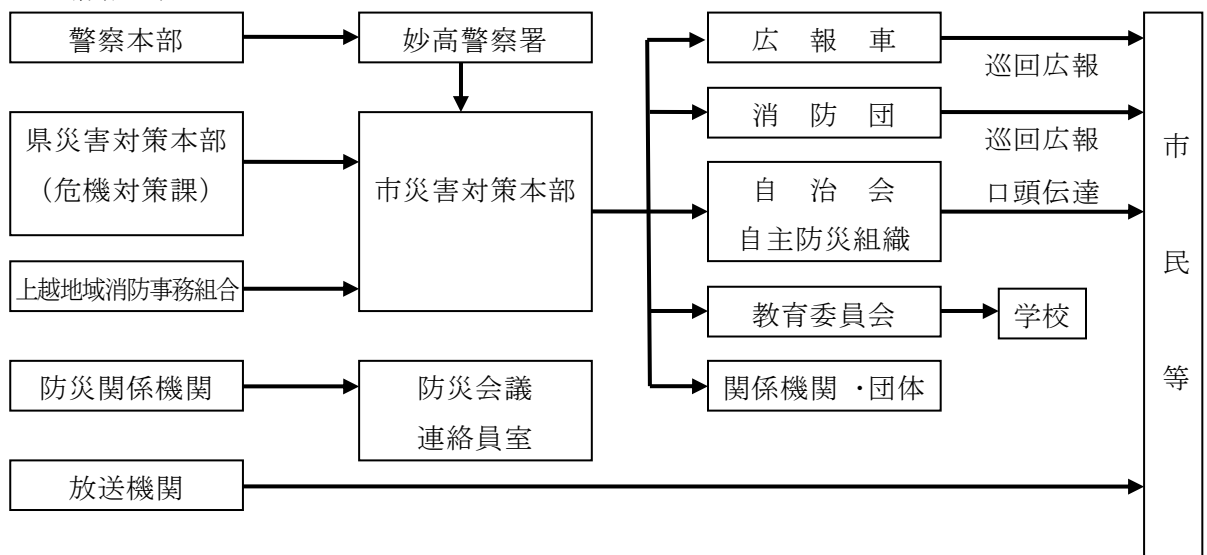
(4) 被害情報等の伝達系統

災害対策本部は、災害発生時の迅速な被害情報等の伝達のため、伝達系統図を作成し、必要に応じ逐次修正する。

ア 情報の収集



イ 情報の伝達

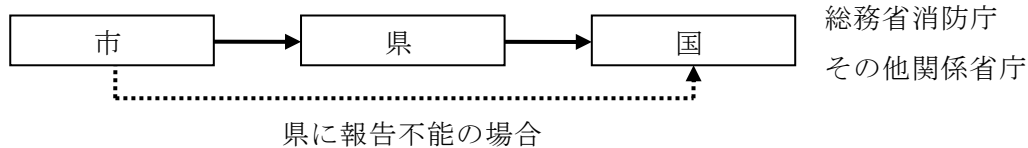


(5) 被害状況報告

市は、各段階において把握した被害状況を県、防災関係機関及び市民等に伝達する。

被害報告は、市から県、県から国へ行うことが基本であるが、県に報告できない場合は、市が直接国の各省庁へ報告を行う。ただし、県との連絡が取れるようになった場合は、県に報告を行う。

災害対策基本法第53条第1項に基づく被害状況報告ルート



(6) ヘリコプター等による情報収集

市は、通信の途絶等により被災状況の収集が困難な場合には、上越地域消防事務組合を通じて県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の収集活動を要請し、その結果を県に報告する。

要請する主な調査項目

- ア 災害発生状況
- イ 道路・橋梁被害状況
- ウ 建築物被害状況
- エ 公共機関及び施設の被災状況
- オ その他災害発生場所の把握

(7) 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、報道機関、防災関係機関等に逐次還元する。

市民等に対しては、「第8節 広報計画」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施する。

(8) 自治会、自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

市は、自治会、自主防災組織等と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

別表1

消防庁への火災・災害等即報基準

【火災等即報】

一般基準	
①死者が3人以上生じたもの ②死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	①特定防火対象物で死者の発生した火災 ②高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

	<ul style="list-style-type: none"> ④特定違対象物の火災 ⑤建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑥他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ①焼損面積が10ヘクタール以上と推定される火災 ②空中消火を要請又は実施した火災 ③住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ①航空機火災 ②タンカー火災 ③社会的影響度の高い船舶火災 ④トンネル内車両火災 ⑤列車火災
その他	<ul style="list-style-type: none"> ①特殊な原因による火災 ②特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防ぎょ区域内の事故	<ul style="list-style-type: none"> ①危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③特定事業者所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防ぎょ区域内の事故を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤海上、河川への危険物流出事故 ⑥高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	<ul style="list-style-type: none"> ①原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ②放射性物資を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③基準以上の放射線が検出される等の事故の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他の特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

【救急・救助事故・武力攻撃災害等即報】

救急救助事故
<ul style="list-style-type: none"> ①死者5人以上の救急事故 ②死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③要救助者が5人以上の救助事故 ④覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦自衛隊に災害派遣を要請したもの

⑧その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
①武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）
②武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

【災害即報】

一般基準	
①災害救助法の適用基準に合致するもの	
②都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの	
③災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
④気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高波、波浪、暴風雪、大雪 等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域）） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上）	
⑤自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（一般基準に該当しないもの）	
地震	①震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） ②人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	①津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ②津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	①崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ②洪水、浸水、河川の溢水、破堤の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	①積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ②積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	①噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）は、特別警報に該当） ②火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準等	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

別表2

消防庁への直接即報基準（市町村）

【火災等直接即報】

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火	①航空機火災

災	②タンカー火災 ③社会的影響度の高い船舶火災 ④トンネル内車両火災 ⑤列車火災
石油コンビナート等特別防ぎょ区域内の事故	①危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防ぎょ区域内の事故を除く）	①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場棟の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防ぎょ・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	①原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ②放射性物資を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③基準以上の放射線が検出される等の事故の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射性の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）	

【救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報】

救急救助事故	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車。航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャックによる救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所による救急・救助事故 ⑤上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等	①武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ②武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

【災害直接即報】

地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

第8節 広報計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

(2) 各主体の責務

ア 市民、企業・事業所等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ 市

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

ウ 県

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、住民等の安全を確保する。また、災害発生後は、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保する。

エ 妙高警察署

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、広報活動を行う。

オ 新潟地方気象台

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。

カ 北陸地方整備局

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、河川の水位情報等の観測情報を広報する。

災害発生後は、民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

キ ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ク 公共交通機関（鉄道、バス）

避難・救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ケ 報道機関

災害に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(3) 達成目標

多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- イ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。
- ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。
- エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。
- カ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

2 業務の体系

○災害発生前

災害発生直前	気象情報・水防情報等の伝達
	気象情報（注意報、府県気象情報等）、水防情報等による注意喚起情報（日常的な注意喚起情報の伝達）
	気象警報、水防警報、土砂災害警戒情報等警戒の伝達
	気象警報、水防警報等の警戒情報（災害発生の危険情報、警戒情報等）
	避難指示等の伝達
	避難指示等の伝達
	避難場所等の伝達

★災害発生

災害発生直後	災害発生情報の伝達
	発生地域・箇所、規模、2次災害の危険性（冷静な行動、避難の呼びかけ等を含む）
災害発生後 3時間以内	人的、建物被害、公共施設等の被害状況（数量、程度）
	ライフラインの被害状況と使用に関する情報
	交通規制情報
	避難所に関する情報（避難者数等）
	市民等の安否情報

災害発生後 12時間以内	水や食料、生活物資供給に関する情報 医療関係機関に関する情報
災害発生後 24時間以内	保育園の休園、学校の休校等に関する情報 社会福祉施設等の稼動状況、受け入れ状況に関する情報
災害発生後 72時間以内	災害ごみの処理に関する情報 その他、応急対策に必要な情報
災害発生後 3日以降	被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等） 生活再建に関する情報（生活再建支援制度等） その他、復旧・復興対策に必要な情報

3 各機関の役割

(1) 市

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報
- (イ) 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報
- (ウ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
- (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
- (オ) 自治会、自主防災組織等からの相談・要望等
- (カ) 被災者の相談・要望・意見
- (キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ 手段

- (ア) 防災行政無線、携帯電話による緊急速報メール、安全・安心メール、市ホームページ、LINE、市・消防団の広報車、電話、個別訪問などによる呼びかけ
- (イ) 広報紙、印刷物（チラシ等）の配付・掲示
- (ウ) 市民相談窓口の開設
- (エ) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (オ) 新井有線放送、上越ケーブルビジョン（FMみょうこう）への緊急放送依頼
- (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
- (キ) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策、復旧・復興

等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

また、市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 気象観測地点の観測測定情報
- (イ) 県地域機関、市町村、その他防災関係機関から報告された被害情報
- (ウ) 国、県、市町村等公的機関の災害対応、災害対策本部に関する情報
- (エ) 知事の県民への呼びかけ及び対応方針
- (オ) 緊急速報メール
- (カ) 医療機関の被災状況、受入可否
- (キ) ライフライン、交通情報
- (ク) 河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報
- (ケ) 物資・食料・義援金、ボランティアの受け入れ情報
- (コ) 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定
- (サ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）
 - (イ) 記者会見（県知事、県災害対策本部各本部員等）
 - (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア等）
 - (エ) 災害の記録誌及び記録映像の作成
 - (オ) 緊急速報メールによる情報発信
 - (カ) 電話、手紙又は電子メールによる意見・要望等の収集
 - (キ) コミュニティメディアでの情報発信（広告掲出を含む）
 - (ク) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者への情報提供
- (3) 新潟地方気象台及び北陸地方整備局の役割
- 主に災害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。
- ア 特別警報・警報・注意報、予報、噴火情報等
- イ 河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報
- (4) ライフライン関係機関（電気、ガス、上下水道、情報通信事業者）の役割
- 主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行い、次の情報等を提供するものとする。
- ア 被災により使用できない区域
- イ 使用可能な場合の使用上の注意
- ウ 復旧状況及び復旧見込み
- (5) 公共交通機関の役割
- 主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行い、次の情報等を提供するものとする。

- ア 被災による不通区間の状況、運休及び運行のとりやめ
- イ 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段
- ウ 復旧状況及び復旧見込

(6) 県警察の役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、次の情報等を提供する。

- ア 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- イ 交通規制に関する情報
- ウ 市長から要求があった場合等の避難情報

(7) その他防災関係機関等の役割

市民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

(8) インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が市民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして市民等が情報入手しやすくなるよう配慮する。

4 災害発生時の各段階における広報

(1) 災害発生直前

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の市民や旅行者等に対し、避難情報を防災行政無線、携帯電話による緊急速報メール、安全・安心メール、市ホームページ、LINE、市・消防団の広報車のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン(FM みょうこう)等で広報するとともに、消防団、自主防災組織、自治会等と協力して漏れなく伝達する。 	消防団、自主防災組織、自治会等
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・気象実況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報等を県及び各報道機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。 ・火山活動に関する異常現象を把握し、気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報等を市及び関係機関及び報道機関に通知する。 	市、県、報道機関
新潟地方気象台、北陸地方整備局、県、市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を及ぼす危険性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて市民に速やかに伝達する。 	県、市、報道機関、防災関係機関
県	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位又は流量等を市及び関係機関に伝達し、必要に応じて報道機関及び県民の協力を求めて一般に周知する。 	北陸地方整備局、市、報道機関、防災関係機関

	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報を新潟地方気象台と共同で発表し、市、報道機関を通じて市民に周知する。 	
県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害緊急情報等を市に通知する。 	市、防災関係機関
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> 入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。 	

(2) 災害発生直後

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 危険地域の市民に対し、防災行政無線、携帯電話による緊急速報メール、安全・安心メール、市ホームページ、LINE、市・消防団の広報車のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン(FM みょうこう)等で広報するとともに、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 	消防団、自主防災組織、自治会等
県 県知事	<ul style="list-style-type: none"> 災害が大規模にかつ広域に発生するおそれがあるときは、防災行政無線等を使って危険区域の市防災関係者に避難又は警戒を呼びかけ、報道機関の協力を得て直ちに市民等に伝達する。 被害状況等を報道機関や県ホームページを通じて提供する。 緊急情報は防災ポータルに一元的に集約し、情報発信する。 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて、緊急宣言を行う。 	市、報道機関
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> 入手した気象警報、水防警報及び被害状況等については、各報道機関のマニュアル等に基づき報道する。 	

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	広 報 事 項	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 継続中の避難情報 避難所の開設等 医療、救護、衛生及び健康に関する情報 給水・炊き出しの実施及び物資の配給 	
県	<ul style="list-style-type: none"> 人身・家屋・公共施設等の被害及び県民の避難状 	

県知事	<p>況に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設及び農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報） ・医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者受入れの可否 ・教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報 ・物資・食糧の受入情報 ・ボランティア受け入れ情報 ・各種相談窓口に関する情報 <p>・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて被害の状況、県の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出勤、防災関係機関の対応状況等を随時自ら分かりやすく県民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。</p>	報道機関
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市長から要求があった場合等の避難指示広報 	
ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災による使用不能状況 ・使用可能の場合の使用上の注意等 	
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災による不通区間の状況、運休及び運行のとりやめ ・臨時ダイヤ等 	

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	広 報 事 項	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒・衛生・医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 ・小中学校の授業再開予定 ・仮設住宅への入居 	
県 県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・被害金額等の概算集計 ・公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み ・義援金受入 ・必要に応じて災害の復旧計画の方針、今後の見通し等をテレビ・ラジオ（多重放送を含む）等を通じて県民に分かりやすく説明する。 	報道関係
ライフライン、関係機関、公共交	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧見込み ・災害時の特例措置の実施状況 	

通機関		
-----	--	--

(5) 復旧対策期

実施主体	広 報 事 項	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行 ・生活再建資金の貸付け ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・その他生活再建に関する情報 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な復旧計画等 	

5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く市内外に求め、市の災害対応の参考とする。

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及び自主防災組織等からの相談・要望等の受付け ・被災者のための相談窓口の設置 	自主防災組織、自治会、市民等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行う被災者のための相談活動に対する支援 ・災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取 	
ライフライン、関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者相談窓口の開設 	

6 市民等からの問い合わせに対する対応

市、県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、上越地域消防事務組合、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第9節 住民等避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

(2) 各主体の責務

ア 市民・企業等の責務

(ア) 「自らの命は自らが守る」ため、気象情報や市等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(イ) 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

a 高齢者等避難

- ・危険な場所から高齢者等は避難する。
- ・要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。(避難支援者は支援行動を開始する。)
- ・高齢者以外も、必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備や自主的な避難を開始する。

b 避難指示

- ・原則全ての住民は危険な場所から必ず避難する。
- ・高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了
- ・指定された避難所・避難場所への立退き避難がかえって危険を伴うような場合等やむを得ない場合は、近隣の安全な場所への避難や、その時点で居る建物内のより安全な部屋へ移動する。

c 緊急安全確保

- ・命の危険 直ちに安全確保！
- ・避難のための立退きがかえって危険であるときは、指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

D 警戒区域設定

当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

(ウ) 異状を発見した場合は直ちに市、妙高警察署及び上越地域消防事務組合等に通報する。

(エ) 危険の切迫または現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民等にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡する。

(オ) 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

イ 市の責務

(ア) 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等に関する

る情報等を的確に入手・把握し、早い段階から市民に注意喚起の広報を行う。

- (イ) 市長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (ウ) 防災行政無線、携帯電話による緊急速報メール、安全・安心メール、市ホームページ、LINE、市・消防団の広報車のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン（FMみょうこう）への緊急放送の依頼、自主防災組織・自治会長等への電話連絡、Lアラート（防災情報共有システム）、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用し、一斉・迅速・確実に避難指示等の伝達を行う。危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。
- (エ) 上越地域消防事務組合及び妙高警察署の協力を得て、避難住民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。
- (オ) 避難指示等を発令した場合は、直ちに避難所を開設する。避難指示等発令前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。
- (カ) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。
- (キ) 住民が自主避難を開始した場合は、職員を派遣し、避難行動の支援などの措置を行う。

ウ 県の責務

- (ア) 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を、市に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。
また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言をするとともに時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。
- (イ) 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁西回廊危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。
- (ウ) 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- (エ) 県知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣の協力等を要請する。
- (オ) 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- (カ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の確保に係る支援を行う。
- (キ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

エ 県教育委員会の責務

所管する県立学校の避難所としての使用に協力する。

オ 県警察本部の責務

(ア) 市民等の避難途上の安全確保に協力する。

(イ) 必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

(3) 達成目標

適切な避難指示等の発令と避難誘導により、人的被害の発生を防止する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難発令時等、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

イ 市は、あらかじめ作成した「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、上越地域消防事務組合、妙高警察署、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(4) 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

エ スキー客等が一時的に帰れない状況にある場合は、宿泊施設を借り上げるなど避難所等の確保に努める。

(6) 広域避難への対応

ア 市による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

イ 県による協議等

県は、市から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民等の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県、防災機関等	市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
市	自治会、市民等	避難指示等
自治会、市民等	市	避難行動

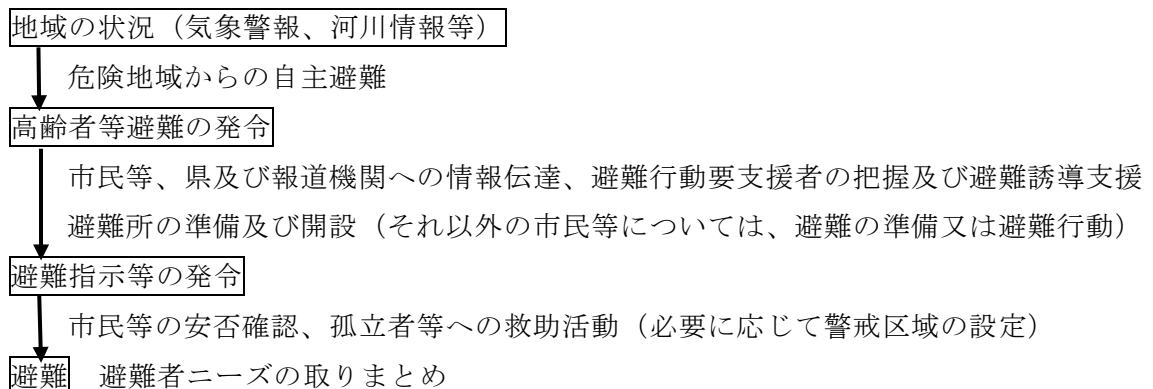
(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自治会、市民等	市、上越地域消防事務組合、妙高警察署等	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県、妙高警察署	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(3) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受入体制
市	自治会、自主防災組織、市民等	避難所の開設、運営協力要請、支援規模等の情報
自治会、自主防災組織、市民等	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 高齢者等避難等

実施主体	対	策	協力依頼先
消防団、自治	・地域の状況の連絡		市、上越地域消防事務

会、自主防災組織、市民等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請 	組合、妙高警察署
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設と避難状況の収集 ・ 県及び報道機関への情報提供と発信 ・ 要配慮者への対応 	指定避難所設置者、上越地域消防事務組合、妙高警察署、報道機関等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難状況等の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・ 自衛隊、消防庁、県警察本部等への連絡 ・ 管理施設の避難所開放 	放送機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、妙高警察署等
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難状況の把握及び緊急通報への対応 ・ 広域応援の必要性の判断及び市との情報交換 	市、妙高警察署、上越地域消防事務組合

(2) 避難指示等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等への伝達と避難の指示 ・ 避難の広報及び避難誘導 ・ 避難路の安全確保及び指定避難所の開設 ・ 報道機関、上越地域消防事務組合、妙高警察署等関係機関への連絡 	報道機関、上越地域消防事務組合、妙高警察署
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 ・ 関係機関に災害派遣等を要請 ・ 応急対策の実施 	報道機関、自衛隊、消防庁、国土交通省北陸地方整備局、妙高警察署等
防災関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示等の地域からの避難誘導 ・ 交通規制の実施 ・ 犯罪予防 	妙高警察署、上越地域消防事務組合

(3) 避難誘導及び救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導及び救助要請 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の収集と指定避難所の開設及び避難者の概数把握 ・ 被害情報の提供と発信 ・ 自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求 	指定避難所設置者、上越地域消防事務組合、妙高警察署等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・ 自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請 ・ 管理施設の避難所開放 	放送機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、妙高警察署等
防災関係機関等	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難状況の収集及び緊急通報への対応 2 広域応援の必要性の判断及び市との情報交換 	市、上越地域消防事務組合、妙高警察署

5 高齢者等避難、避難指示等の発令

(1) 避難情報の実施者

区分	実施者	発令時の状況及び根拠法令	報告・通知等
高齢者等 避難	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれあり ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況 (災害対策基本法第56条)	県知事に報告
避難指示	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の発生した状況 ・災害のおそれ高い ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 (災害対策基本法第60条第1項)	県知事に報告
	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき、又は市長から要請があったとき (災害対策基本法第61条)	市長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示に必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る (自衛隊法第94条)	
	県知事	当該災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき (災害対策基本法第60条第6項)	公示を要する
	県知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(地すべり等防止法第25条)	警察署長に通知
	県知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(水防法第29条)	警察署長に通知 水防管理者の場合は警察署長に通知
緊急安全 確保	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生又は切迫 ・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保すべき状況 (災害対策基本法第60条第3項)	県知事に報告
	警察官	市長が緊急安全確保措置を指示できないと認めるとき、又は市長から要請があったとき (災害対策基本法第61条)	市長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示に必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る (自衛隊法第94条)	
	県知事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大	公示を要する

		部分の事務を行うことができなくなったとき (災害対策基本法第60条第6項)	
	県知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(地すべり等防止法第25条)	警察署長に通知
	県知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(水防法第29条)	警察署長に通知 水防管理者の場合は警察署長に通知

(2) 高齢者等避難、避難指示の発令基準

ア 洪水時の避難指示等発令基準(水位は標高表示)

	関川 (二子島水位観測所)	渋江川 (渋江川水位観測所)	矢代川 (石塚水位観測所)
高齢者等避難 (危険水位到達のおよそ2時間前に発令(ただし石塚は水位上昇が急激なため30分前))	<ul style="list-style-type: none"> 水位 51.31 ㍎以上 市内3時間雨量 120 ㍉以上 笹ヶ峰ダム放流量 毎秒 100 立方㍎以上 	<ul style="list-style-type: none"> 水位 68.87 ㍎以上 市内3時間雨量 120 ㍉以上 上流部3時間雨量 120 ㍉以上 	<ul style="list-style-type: none"> 水位 59.70 ㍎以上 市内3時間雨量 120 ㍉以上 上流部3時間雨量 120 ㍉以上
避難指示 (危険水位に到達または到達することがみこまれる場合)	<ul style="list-style-type: none"> 水位 51.95 ㍎以上 市内3時間雨量 150 ㍉以上 笹ヶ峰ダム放流量 毎秒 100 立方㍎以上 	<ul style="list-style-type: none"> 水位 69.19 ㍎以上 市内3時間雨量 150 ㍉以上 上流部3時間雨量 150 ㍉以上 	<ul style="list-style-type: none"> 水位 60.00 ㍎以上 市内3時間雨量 150 ㍉以上 上流部3時間雨量 150 ㍉以上
緊急安全確保	大雨特別警報が発令された場合や災害の発生を確認した場合、また、河川の水位や今後の降雨予測等により、著しく災害発生危険性が高まったと判断する場合		

※観測所の水位が基準に達した場合、また、洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(高齢者等避難)、「危険(紫)」が出現した場合(避難指示)、「災害切迫(黒)」が出現した場合(緊急安全確保)に、関係流域に対して発令する。

※その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる数値基準の検討を行う。

※浸水予測区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

イ 土砂災害時の避難指示等発令基準

高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報)が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」となった場合

※避難情報の発令単位は、土砂災害警戒区域とすることを原則とする。

※土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲を必要に応じて見直すよう努める。

ウ 火山災害時の避難指示等発令基準

高齢者等避難	噴火警報レベル4が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火又は融雪型火山泥流の発生が予想される（可能性が高まってきている）場合
避難指示	噴火警報レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にあり、生命及び身体を災害から保護する必要がある場合

(3) 避難情報の発表・発令

ア 避難情報の発表・発令は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難時の注意事項
- (エ) 避難先

イ 避難情報を発表・発令したときは、防災行政無線、携帯電話による緊急速報メール、安全・安心メール、市ホームページ、LINE、市・消防団の広報車のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン（FMみょうこう）への協力要請、その他報道機関、妙高警察署、上越地域消防事務組合、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、直ちに対象地域の住民に的確に伝達し、避難の周知・徹底を行う。また、対象地域の自主防災組織の代表へは、直接電話等で連絡する。

(4) 避難住民の誘導・救助

避難誘導は、自主防災組織、消防団、妙高警察署、上越地域消防事務組合、市等が協力し、避難行動要支援者の避難誘導を優先して行う。

また、避難住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

(5) 避難路の安全確保

ア 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、道路管理者や警察官等の協力により避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図る。

イ 市は、警察等と協力して避難路等の要所に誘導員を配置し、住民を迅速・安全に避難させる。

6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区 分	実施者	基 準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域	市長	市民等の生命、身体の保護を目的	災害対策基本法第63条第1項

設定権	警察官又は海上保安官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がないとき、又はこれらの者から要求があった場合	災害対策基本法第63条第2項
	自衛官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がないとき	災害対策基本法第63条第3項
火災の現場における警戒区域設定権	消防吏員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る	消防法第28条第1項、第36条
水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	警察官	消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	

(2) 警戒区域の設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。

また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等により呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には、法令に定めるところにより罰則を適用できる。

警察官、又は自衛官が市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により、一時的に居所を失った住民がいる場合、市長は必要に応じて避難所を開設して受け入れる。

第10節 避難所運営計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発令後、速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。

避難所の開設・運営は、市と施設管理者や自主防災組織、防災士等の協力を得て行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ 市の責務

市は、指定避難所を開設し、施設管理者や自主防災組織、防災士、応援自治体、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。

ウ 県の責務

県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ 県警察の責務

県警察は、避難所の保安等に当たる。

オ 指定避難所等の管理者の責務

指定避難所等管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

(3) 達成目標

ア 避難に関する最初の情報の発出後、速やかに開設する。(施設の安全確認、職員配置)

イ 開設6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を完了する。

ウ 開設12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

エ 開設から概ね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。

オ 避難所での生活をおおむね開設から2ヶ月程度で終了できるよう、住宅の安全確認、仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う。

(4) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

(ア) 市は、事前に施設管理者や自主防災組織、防災士と協議し、円滑な避難所の開設・運営を行う。

(イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に配慮する。

(ウ) 各配置人員の役割分担を明確し、円滑な運営体制の構築を行う。

(エ) 性別、年齢、障がい等の様々なニーズに配慮し、避難者に食料及び生活必需品を提供する。また避難所以外の被災者等にも食事や生活面等を含め配慮する。

(オ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則に、4.0㎡当たり1人のスペースが確保できるよう配慮する。

- (カ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、和式、洋式両方の配置に努める。
- (キ) テレビ、ラジオ等避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- (ク) できる限り速やかに避難者による避難所運営委員会を設置し、自主的な運営に移行するよう支援する。
- (ケ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (コ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (ク) 巡回警備等による避難所における安全性を確保する。

イ ジェンダーフリー※の視点に立った避難所運営

※ 従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、平等に、能力をいかしていくこと

- (ア) 避難者すべてが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
- (イ) 避難所への職員配置は、ジェンダーフリーに配慮する。
- (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、ジェンダーフリーに配慮するよう求める。
- (エ) 性別、障がい者、高齢者、こどもなどに配慮した相談体制を整備する。
- (オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布など、良好な避難所生活ができるよう配慮する。
- (カ) 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性を確保する。
- (キ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難後の状況の変化等に応じた措置

(ア) 避難者が増え続ける場合

地区外からの避難者の流入により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕のある避難所や新たに開設した避難所で受入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

当市の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、または県にあっせんを依頼する。

(イ) さらに危険が迫った場合

市は、災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県、警察等に避難者移動用の車両、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、協力して避難誘導に当たる。

エ 避難の長期化への対処

(ア) 市のとるべき措置

- ・避難者の栄養・健康の対策
- ・避難所の衛生・給食・給水等対策
- ・被災者のプライバシー保護、メンタル相談の対策
- ・避難所運営に伴う各機関への協力要請
- ・災害救助法が適用されている場合の措置

(イ) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は平時から避難所における生活上の心得につ

いて、住民に周知を図るものとする。

- ・自治組織（避難所運営委員会）の設置とリーダーへの協力
- ・ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- ・災害時要配慮者への配慮
- ・その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(ウ) 住民の避難生活の早期解消のための措置

市は、住居を滅失または長期間居住不能となった住居の確保について、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提示するとともに、仮設住宅建設等の当座の住宅対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮する。

(5) 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

- (ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
- (イ) 情報伝達は音声と掲示を併用し、必要に応じて手話・外国語通訳者の配置など、災害配慮者の情報環境に配慮する。
- (ウ) 保健師等の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。
通常避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

- (ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。
- (イ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等の配備に努める。
- (ウ) 県は、(ア)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。

(6) 積雪期の対応

- ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

(7) 外来者、一時滞在者への支援

外来者、一時滞在者の避難については、妙高警察署、上越地域消防事務組合、自治会、自主防災組織、施設管理者等の協力を得て行うものとし、避難先については、最寄りの指定避難所とする。

また、交通情報等の周知に努めるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所対策班	市災害対策本部	避難者数、ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所・避難者数、ニーズ
	市災害ボランティアセンター	

県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請
---------	---------	--------------

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県災害対策本部	支援・供給情報
県災害対策本部	市災害対策本部	
市災害対策本部	避難所	

3 業務の体系

☆風水害発生のおそれ（避難指示等の発令）

0～3時間	避難所開設
～6時間	避難者の状況把握、避難者名簿作成
～12時間	防災関係機関等外部からの応援受入開始、仮設トイレ設置
～24時間	避難行動要支援者の移動
～3日	避難所の拡張・充実
3日～	避難者サービスの充実
7日～	避難所の集約化
～2ヶ月	避難所の解消

4 業務の内容

(1) 避難所の開設・報告

民生環境部避難対策班は、避難指示等が発令されることが予想される場合は、災害時初動対応マニュアルの避難所運営マニュアル及び市災害対策本部の指示に基づき、速やかに避難所を開設するとともに、総務部総務班に開設を報告する。

ア 避難所開設

(ア) 市は、避難指示等が発令した場合、避難所施設が開設しているときは、施設管理者に連絡し、原則として屋内の施設に避難者を受け入れるよう指示する。また、夜間、休日など避難所施設が閉鎖しているときは、避難所開設担当職員が避難所を開設する。

(イ) 市長は、避難所を開設したときは、開設場所、日時等を県総合防災情報システムに入力（報告）するとともに、速やかに妙高警察署、上越地域消防事務組合へ開設状況の報告と報道機関に通知を行う。

イ 避難所への受け入れ

(ア) 自主防災組織は、避難者名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握して速やかに市（災害対策本部）へ連絡する。

(イ) 避難者にけが人・病人がいる場合は、直ちに上越地域消防事務組合へ連絡し、必要な措置を取る。また、他の避難者に対しては、避難に当たっての注意事項を明示し、混乱の防止に努める。

ウ 応急的居住環境の整備

市は、避難所を開設したときは、速やかに食料品、飲料水、仮設トイレ、毛布等を準備

し、避難者の応急的居住環境を整える。

エ 二次災害の回避

市は、避難所を開設したときは、二次災害から避難者を守る措置を講じる。

(2) 避難所の統廃合

避難所は、避難者数の減少に応じて、段階的に統廃合を行い、効率的な運営体制の整備を図る。

(3) 管理・運営体制

避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、自治会、自主防災組織、国・県・他市町村等の応援職員、ボランティア等の相互協力のもと、次の事項に留意し実施する。

ア 管理体制

自主的で円滑な避難所の運営が行えるよう避難所運営委員会を組織して避難所の管理を行う。

イ 運営体制

避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。

(ア) 要配慮者を優先した運営

(イ) 保健師等の巡回、健康相談及び医療・救護活動と連携した健康管理

(ウ) 防疫活動による伝染病の発生防止等の衛生管理

(エ) 避難者のプライバシー保護

(オ) 冬期間における暖房器具、防寒衣等の提供

(カ) 男女共同参画の視点に沿った運営

ウ 情報の提供、聴取対策

避難者への情報の提供及び聴取を次のとおり実施する。

(ア) 掲示板の設置、広報紙の配付等

(イ) テレビ、ラジオ等の設置

(ウ) 相談窓口等の設置

(4) 避難所開設後の業務

ア 避難所開設後 24 時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 指定避難所開設（～3時間） ア 職員配置及び指定避難所開設報告 イ 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受入れ ウ 施設の安全確認 2 避難者の状況把握（～6時間） ア 避難者名簿の作成・報告 イ 避難者ニーズの把握・報告 ウ 避難所備蓄物資の提供 エ 避難所運営委員会等の設置 3 外部からの応援受入開始（～12時間）	介護事業者等、県災害対策本部、施設管理者、避難者、ボランティアセンター、医師会、歯科医師会、保健所、上越地域消防事務組合、福祉施設

	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難所運営応援職員の受入れ イ ボランティアの配置 ウ 食糧・生活必需品提供の開始 エ 仮設トイレ設置 オ 冷房器具の手配（夏季） カ 暖房器具及び燃料の手配（冬季） キ 市医療救護班及び市歯科医療救護班の派遣 ク 避難行動要支援者支援要員の配置 <p>4 避難行動要支援者の移動（～24時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 傷病者等の医療機関への搬送 イ 福祉施設等への緊急入所 	
県	<p>1 指定避難所開設時の支援（～3時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 県施設避難所の開設への協力 イ 施設の応急危険度判定要員派遣 <p>2 避難所運営の応援（～12時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所運営応援職員の派遣 イ 食料・生活必需品の調達・配送 ウ 県備蓄物資の提供 エ 仮設トイレの手配 オ 県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣 カ 看護師及び保健師の派遣 <p>3 避難行動要支援者の移動（～24時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 受入れ医療機関の確保 イ 福祉関係者への協力依頼 	市、県協定締結協定企業等、県トラック協会、災害拠点病院等、県看護協会、県医師会等、障がい者施設、介護事業者等
避難所予定施設の管理者	<p>1 避難所予定施設の安全確認（～3時間）</p> <p>2 避難所開設作業への協力</p>	
自衛隊	<p>1 県の要請により食料・物資を輸送</p> <p>2 県の要請により傷病者等を搬送</p>	

イ 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 避難所の拡張・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 屋外避難者へのテント等提供 イ 避難所環境の改善（緩衝材、間仕切り、特設公衆電話等の設置） ウ 避難者による自治組織編成 	県災害対策本部、自治会等、避難者
妙高警察署	<p>1 避難所における保安対策の実施</p> <p>2 市民が避難した地域の保安・警備</p>	市、自主防災組織
東北電力ネットワーク(株)	避難所施設の電力供給再開	

ウ 避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 避難者サービスの充実（3日～） ア 入浴機会の確保 イ 避難所での炊飯開始 ウ 避難者の随伴ペット対策（原則として飼い主による飼育用資器材、飼料の手配。必要に応じて保健所へペットゲージの設置を要請）	県災害対策本部、ボランティアセンター等、 県獣医師会、県動物愛護協会、電気通信事業者
県	1 避難者サービス充実への協力（3日～） ア 自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請 イ 入浴施設への協力依頼 2 避難所・避難者の集約（7日～）	自衛隊、市、公衆浴場組合、県生活衛生同業組合連合会、LPガス協会
自衛隊	避難者サービス充実への協力（3日～） 県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	避難者サービス充実への協力（3日～） 市の要請により、特設公衆電話用電話機の増設、携帯電話充電器の避難所への設置	

第11節 避難所外避難者の支援計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。※「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内、車中）に避難した被災者をいう。

(2) 各主体の責務

ア 避難所外避難者の責務

避難所外避難者は、市、上越地域消防事務組合、妙高警察署又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

イ 市の責務

市は、妙高警察署、上越地域消防事務組合、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ウ 県の責務

県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

(3) 達成目標

避難所外避難者の状況は、避難開始後3日以内に把握し、必要な支援に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した避難行動要支援者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(5) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 情報の流れ

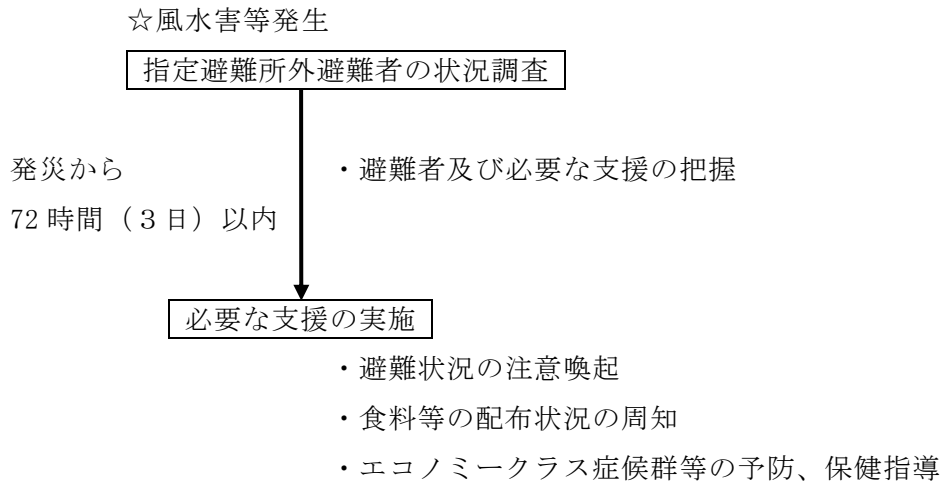
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市災害対策本部	避難所外避難者の状況
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所外避難者の支援ニーズ
県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	避難所外避難者の支援に関する情報
市災害対策本部	避難所外避難者	避難所外避難者の支援に関する情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	指定避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会等
県	市に対する支援（人員、助言等）	応援県等

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） ・食料・物資の供給 ・避難者の健康管理、健康指導 	自治会等、県災害ボランティア支援センター、市災害ボランティアセンター、NPO
県	市に対する支援（物資提供等）	協定県等

(3) エコノミークラス症候群の予防

運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えることによる、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次のとおり避難者に呼びかける。

- ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- イ こまめに十分な水分補給を行う。
- ウ アルコール、喫煙を控える。
- エ ゆったりとした服装でベルトをきつく締めない。
- オ 寝るときは足を上げる。

(4) 排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車利用には、排気ガスの車内充満等の危険性もあることから、マフラー付近の除雪を行うよう呼びかける。

第12節 自衛隊の災害派遣計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 達成目標

市は、災害応急対策又は災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、災害時の応援又は受入れのための体制を確保する。

(3) 積雪期の対応

市は積雪期において、災害が発生し応援要請を行う場合は、災害派遣部隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

2 自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

(1) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

(2) 緊急性の原則

差し迫った必要があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

3 自衛隊の災害派遣要請手続及び県、自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県防災局危機対策課経由で県知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を県知事に通知する。

(2) 派遣要請事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

※ 口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後FAXで処理すること。

(3) 県の自衛隊災害派遣担当窓口

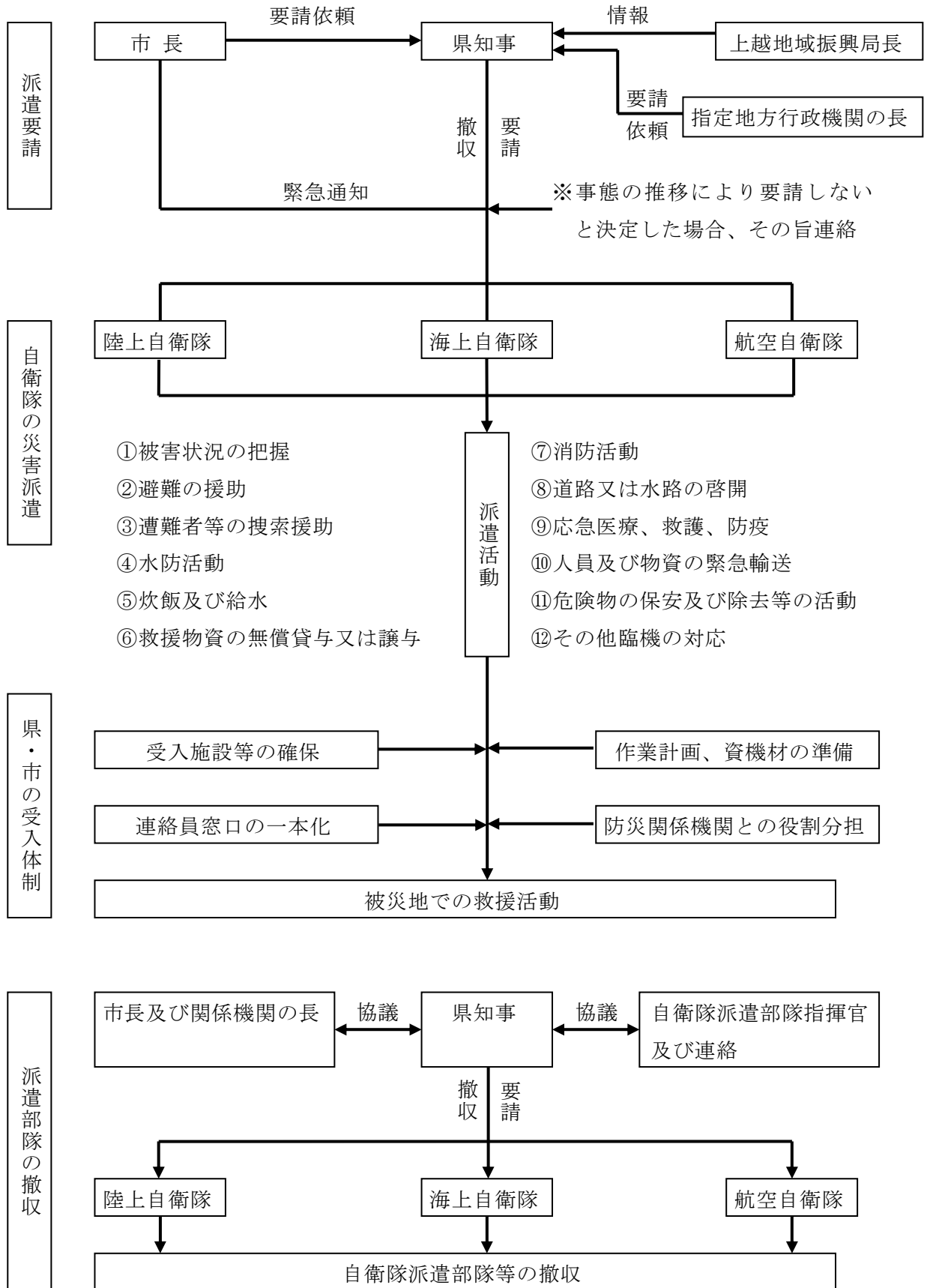
担当窓口	新潟県 防災局 危機対策課 危機対策第1
住所	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
N T T回線	TEL : 025-285-5511 (代表) 内線 6434・6435・6436 TEL : 025-282-1638 (直通) FAX : 025-282-1640
地域衛星通信ネットワーク	[県防災]8-401-20- (内線番号 6434・6435・6436) FAX : 8-401-881

(4) 自衛隊災害派遣要請窓口

ア 陸上自衛隊

災害派遣要請先	陸上自衛隊第12旅団長
災害派遣要請連絡窓口	第2普通科連隊第3科
住所	〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号
N T T回線	TEL : 025-523-5117 内線 235 237 FAX : 025-523-5117 FAX切替 内線 239
地域衛星通信ネットワーク	[県防災]8-673-10

4 自衛隊の災害派遣フロー図



5 自衛隊の災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動内容

救援活動区分	内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必要場合は、航空機)をもって、消防機関に協力し消火に当たる。
6 道路又は水路等交通路上の障害物の除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 (放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
8 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合)
9 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。(緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
10 物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(平成19年内閣府令第二号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
11 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
12 その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
13 予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合に、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

6 自衛隊の災害派遣部隊の受入れ体制

市及び県は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業実施に必要な図面
 - エ 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
 - ア 市長は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。
 - (ア) 自衛隊事務室

市災害対策本部設置の施設又は近傍の市施設等におく。
 - (イ) ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
 - (ウ) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
 - (エ) 宿营地又は宿泊施設
 - イ 県知事は、派遣部隊に対し施設等を確保する。
- (4) 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

7 業務の内容

- (1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	市関係機関
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊
防災関係機関	救助における調整及び情報共有	自治会、市民等

- (2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	自治会、自主防災組織など
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊、市
自治会等	民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	市民等

8 災害派遣部隊の撤収

県知事は、自衛隊災害派遣部隊の撤収要請に当たり、民生の安定等に支障がないよう、市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請依頼により決定する。

9 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者					
担当部課等名	部		課		係
	担当者名				
	Tel	防災無線		その他	
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼理由					
派遣を希望する期間	年	月	日から	年	月 日
	年	月	日から必要とする期間		
派遣を希望する区域	町		村		地内
	施設等名称				
現 地 連 絡 員	部		課		係、担当者名
派遣を希望する活動の内容					
その他必要事項					

※ 新潟県防災局危機対策課 Fax 025-282-1640

第13節 輸送計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（市、国、県、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の活用により緊急輸送を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 災害の発生が予測され、市民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター等により市民等を安全な地域へ輸送する。
- (イ) 車両等の調達先、予定数及び物資の集積場所等を明確にし、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- (ウ) 車両等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

イ 県の責務

- (ア) 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、広域物資輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- (イ) 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。
- (ウ) 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき関係機関に協力を要請する。
- (エ) 災害発生初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- (オ) 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

ウ 妙高警察署の責務

- (ア) 緊急輸送道路の内、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- (イ) 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

エ 輸送関係機関

輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、市・県災害対策本部と連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

オ 輸送施設管理者

道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、上越地域消防事務組合及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

(3) 達成目標

ア 輸送手段の確保

車両等の輸送手段は、おおむね6時間以内に確保する。

イ 緊急輸送ネットワークの確保

被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、おおむね24時間以内に確保する。

ウ 輸送活動の優先順位は次のとおりとする。

総括的に優先されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助及び安全の確保 ・被害の拡大防止 ・災害応急対策の円滑な実施
第1段階 (災害発生直後の初動期)	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等 人命救助に要する人員及び物資 ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ・被災地外の医療救護機関へ搬送する負傷者及び重傷患者 ・市災害対策本部要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ・緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (応急対策活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1段階の続行 ・食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資 ・傷病者及び市外へ退去する被災者 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活用品 ・郵便物 ・廃棄物の運搬

(4) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防ぎよ、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市、県	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送施設の被災状況 ・交通規制等の状況

県	緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
妙高警察署、道路管理者	緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区域については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

ア 緊急輸送道路の指定

- (ア) 市は、災害時の緊急輸送の重要性を考慮し、事前に災害時緊急輸送道路を指定する。
- (イ) 災害時に、緊急性の高い路線から被災後 24 時間及び 72 時間を目標として道路啓開するよう努め、その路線をあらかじめ指定する。

イ 被害情報の収集・伝達

妙高警察署及び道路管理者は、災害発生後直ちに災害緊急輸送道路を主体に被害状況を収集し、速やかに市、県警察本部及び関係機関に伝達する。

ウ 交通規制の実施

市及び妙高警察署は、直ちに道路情報を収集し、緊急輸送道路確保のため、次の措置を行う。

- (ア) 市内への車両乗り入れ規制
- (イ) 市内の交通規制
- (ウ) 広域圏での交通規制
- (エ) 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

エ 緊急交通路の啓開

- (ア) 市は、妙高警察署、上越地域消防事務組合、自衛隊の協力のもと、建設関係業者等の動員を図り、他の復旧作業に優先して、緊急輸送道路を確保する。

- a 道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去
- b 通行の障害となる路上放置車両の撤去（強制撤去の実施）
- c 仮設橋の架橋
- d 復旧資材の確保
- e 道路除雪（積雪期）

- (イ) 市は、国・県道の道路管理者とあらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決める。

- (ウ) 輸送経路及び輸送手段の決定

市は、道路の被災状況等に基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定し、必要に応じて妙高警察署及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

(3) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・平時から車両等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。	県災害対策本部、災害時相互応援協定締結自治体、協

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要とする車両等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。 <p>[要請事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送区間及び借り上げ期間 ・輸送人員又は輸送量 ・車両等の種類及び台数 ・集結場所及び日時 ・その他必要事項 	定締結事業者等
県	輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。	北陸信越運輸局新潟運輸支局、(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、防災関係機関等

(4) 輸送中継基地の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。	市、施設管理者

ア 輸送拠点の指定及び確保

被災地内の道路の混乱を避けるため必要があると認めた場合、市は、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所との間に締結した覚書に基づき「道の駅あらい」の駐車場を防災施設として、物資等の集積配送拠点とする。

道の駅あらい駐車場 19,229 m² (アスファルト舗装)

イ 輸送中継基地の機能

- (ア) 他地域からの救援物資の一時集積・分類
- (イ) 緊急物資の一時集積・分類
- (ウ) 配送先別の仕分け
- (エ) 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として輸送中継基地までとする。

ウ 輸送中継基地における市及び県の業務

- (ア) 輸送中継基地への職員等の派遣

輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等（必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。）

- (イ) 避難所等の物資需要情報の輸送中継基地への伝達
インターネット利用環境の整備、操作要員の配置
- (ウ) 輸送中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達
- (エ) 県災害救援ボランティア支援センター等との協働

輸送中継基地における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、県災害救援ボランティア支援センターや、市災害ボランティアセンター等との協働を図り、交代要員の確保に留意する。

(5) 緊急通行車両の確認

実施主体	対 策	協力依頼先
県、上越地域振興局	緊急通行車両の確認（県有車両、県管理施設の災害応急対策を実施する車両、災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等をする車両及び県との災害協定を締結している団体が使用する車両）	
妙高警察署	緊急通行車両の確認（市、国、公共的団体及びその他の者が所有する車両（県知事が確認する車両以外の車両））	

(6) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県等に応援要請を行う。	県災害対策本部、災害時相互応援協定締結自治体、協定締結事業者等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの応援要請に基づき、（公社）県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 ・ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊等のヘリコプター保有機関に応援を要請する。 ・ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。 	（公社）新潟県トラック協会、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第九管区海上保安部、他都道府県

(7) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 ・配送、保管にあたり衛生面に配慮する。 	県災害対策本部、災害時相互応援協定締結自治体、協定締結事業者等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県有車両等については、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、県災害対策本部が集中管理して運用する。 ・緊急輸送が必要な場合又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプター又は船舶等で輸送する。 	陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、北陸信越運輸局新潟運輸支局、第九管区海上保安本部
北陸信越運輸局新潟運輸支局	災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に関しての措	

	置を取るよう指導を行うとともに、県の要請により車両等のあっせんを行う。	
第九管区海上保安部	必要に応じ、又は県からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機による緊急輸送を行う。	
自衛隊	陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、第2章第12節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。	
消防庁	県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。	
東京航空局 新潟空港事務所	民間航空機による輸送を必要とする場合は、県の要請により民間航空機のアッセンを行う。	
(公社)新潟県トラック協会	県との協定に基づき、貨物自動車等の供給に協力する。	
(公社)新潟県バス協会	県の要請に基づき、人員輸送用のバス等の供給に協力する。	
鉄道事業者	県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。	
妙高市ハイヤー協会	「災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書」に基づき、タクシー車両により避難輸送等に協力する。	

(8) 車両による緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規定により、緊急交通路が指定されていない場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受ける。

ア 緊急通行車両の確認

市及び公共団体が所有する車両の緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出により、その都度公安委員会（県警察本部交通規制課）、妙高警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出しておく制度があることから、各機関はあらかじめ妙高警察署に手続きを行う。

- (ア) 緊急通行車両の申し出は、妙高警察署等に事前に届出るか、又はその都度行う。
- (イ) 確認は、妙高警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるため、出勤時に警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。
- (ウ) 緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面左側に掲示し、証明書を携行する。

イ 緊急車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に必要として政令で定めた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関するもの

- (イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
- (ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (ク) 緊急輸送の確保に関するもの
- (ケ) 上記の他、災害発生の防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの

第14節 警備・保安及び交通規制計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、県警察は、関係機関との緊密な連絡のもとに、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等と市民等の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき、的確な災害警備活動を行うものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

市民等の避難誘導に当たっては、要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2 県警察本部における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

- ア 指揮体制の確立
- イ 警備要員の確保

(2) 警備活動の重点

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の捜索及び救助
- エ 行方不明者等の捜索
- オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
- カ 通信の確保
- キ 犯罪の予防検挙
- ク 地域安全活動の推進
- ケ 住民に対する広報活動
- コ 相談活動
- サ 遺体の検視
- シ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

(5) 関係機関の協力、連携

県警察は、県、市、上越地域消防事務組合その他関係機関と連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

3 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握し、避難及び人

命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を講じる。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

- ア 緊急交通路
- イ 避難路
- ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、市民の避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

妙高警察署は、被災地域に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

イ 高速道路の交通規制

高速道路の必要な区間を全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、道路管理者と協力して、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出並びに各インターチェンジ等からの車両の流入を禁止する。

ウ 広域交通規制

被災地周辺への流入抑止を広域的に実施するため、主要幹線道に検問所を設置し広域交通規制を実施する。

エ 緊急交通路等の指定等

県公安委員会は、緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

幹線道路の被害調査委結果に基づき、法第76条第1項の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

(3) 交通規制実施上の措置

- ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置
- イ 主要交差点对策

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続き等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関するもの
- (イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
- (ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (オ) 被災地の施設及び設備の応急の復旧に関するもの

- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通規制その他被災地域の社会秩序の維持に関するもの
- (ク) 緊急輸送の確保に関するもの
- (ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 規制除外車両の確認範囲

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ロ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置のあるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両
- (オ) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- (カ) 路線バス・高速バス
- (キ) 霊柩車
- (ク) 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

ウ 確認事務の実施区分

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県公安委員会	市及び国、公共的団体及びその他の者が所有する車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警本部交通規制課 ・ 妙高警察署 ・ 交通検問所 ※交通検問所は、原則、事前届出済証携帯車両のみ
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有車両 ・ 県管理施設の災害応急対策を実施する車両 ・ 災害応急対応を実施するため県が調達、借上等をする車両 ・ 県との災害協定を締結している団体が使用する車両 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県防災局危機対策課 ・ 上越地域振興局

エ 緊急通行車両の事前確認届出

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

- (ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

- (イ) 停止後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- イ 法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されていることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。
 - (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）
- (6) 関係機関との協力
交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

4 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知・徹底を図る。

第15節 消火活動計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(2) 各主体の責務

ア 市民等の責務

市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

イ 消防団の責務

消防団は、地域に密着した消防機関として上越地域消防事務組合と緊密な連携の下に火災防ぎょ活動に当たる。

ウ 上越地域消防事務組合の責務

上越地域消防事務組合は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うと共に、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防救助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防事務組合）以下この節において「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

オ 県の責務

県は、大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(4) 要配慮者に対する配慮

地域住民、自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保しつつ、初期消火に努める。

(5) 積雪期の対応

ア 市民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

- (イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者には、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。
- (ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

2 情報の流れ

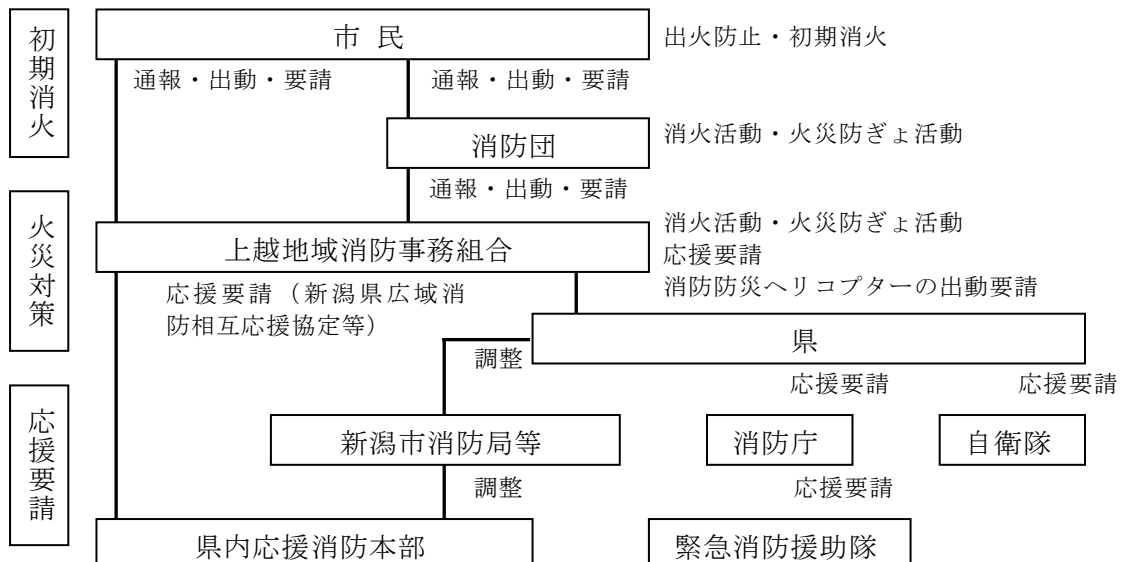
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民	上越地域消防事務組合	出火・延焼の通報
上越地域消防事務組合、消防団	市	出火・延焼等被害状況・消火活動・応援要請
市、上越地域消防事務組合	被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）、県	出火・延焼等被害状況・消火活動・応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁、自衛隊	出火・延焼等被害状況・消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市、上越地域消防事務組合、消防団	市民等	出火・延焼等被害状況・避難・消火活動
被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）	市、県、上越地域消防事務組合	県内広域消防応援部隊出動
県	市、上越地域消防事務組合	緊急消防援助隊応援出動
消防庁、自衛隊	県	自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等	<p>市民等（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 2 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 3 上越地域消防事務組合へ迅速に火災発生を通報する。 	上越地域消防事務組合 市（消防団）
自主防災組織	<p>地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、上越地域消防事務組合・消防団の到着までの間、極力自力消火及び救助活動を行う。</p>	上越地域消防事務組合 市（消防団）
消防団	<p>消防団は、上越地域消防事務組合と緊密な連携の下に火災防ぎょ活動に当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属分団部へ参集し、消防資機材等を準備する。 2 期消火の広報 出動に際しては、周辺市民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 3 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を市・上越地域消防事務組合へ電話、無線等により連絡する。 4 消火活動 上越地域消防事務組合の部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。上越地域消防事務組合の部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。 	

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
上越地域消防事務組合	<p>上越地域消防事務組合は、火災が発生した場合、消防団と連携し、適切な消火活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の招集 火災警報発令時は、出動規定に従って、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 2 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消 	消防団

	<p>防団・自主防災組織等による無線・電話等による情報、森林管理者等からの情報を収集する。</p> <p>3 緊急車両等の通行路の確保</p> <p>(1) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。</p> <p>(2) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。</p> <p>4 火災防ぎょ活動</p> <p>(1) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止に努める。</p> <p>(2) 火災規模が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難上の安全を確保するための消防活動を行う。</p> <p>(3) 指定避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。</p> <p>5 消防水利の確保</p> <p>消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。</p>	<p>妙高警察署 道路管理者</p>
消防団	消防団は、消防団長の統制の下に、上越地域消防事務組合と連携・協力して火災防ぎょ活動に当たる。	上越地域消防事務組合
県	大規模な火災が発生した場合、県警察及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは市長等の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察

(3) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。	県（防災局） 自衛隊
上越地域 消防事務 組合	1 上越地域消防事務組合は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又	隣接消防本部 新潟市消防局等 県

	<p>は地域の代表消防本部に要請する。</p> <p>2 上越地域消防事務組合は、上記1によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>3 上越地域消防事務組合は、上記1、2の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県(災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課)にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	
新潟市消防局等	<p>1 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡(上越地域消防事務組合からの事前情報を含む。)が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>2 上記1による要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県(災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課)と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>3 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。</p>	県 消防庁 県内消防本部
県	<p>1 県は、被災地状況や市、上越地域消防事務組合、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>2 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合、又は要請に備える必要がある場合は、県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>3 新潟県消防防災航空隊は上記1において、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>4 県は、市、上越地域消防事務組合からの要請があった場合又は自らの判断により緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>5 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p> <p>自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。</p>	新潟市消防局等 県内消防本部 消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊空中消火用バケツト依頼先(長野県、群馬県、栃木県、茨城県)

第16節 水防活動計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害が発生し、又は発生が予測される場合、これを警戒、防ぎよし、災害による被害を軽減し、かつ危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された水防活動を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

(ア) 水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。

(イ) 堤防その他の施設が決壊したときは、市、国、県又は消防機関に直ちに連絡する。

イ 市の責務

洪水、雨水出水により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

ウ 国及び県の責務

国及び県は、洪水、雨水出水により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。

また、国は、洪水、雨水出水によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施することができる。

(3) 達成目標

ア 国、県及び市は連携して、洪水、雨水出水に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

イ 市は、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民の安全の確保のため、ハザードマップ等に基づき、市民等に対する避難のための避難情報及び避難誘導等を迅速かつ的確に実施する。

(4) 危険地域の住民の誘導誘導

市、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域の住民及び滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

(5) 積雪期の対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

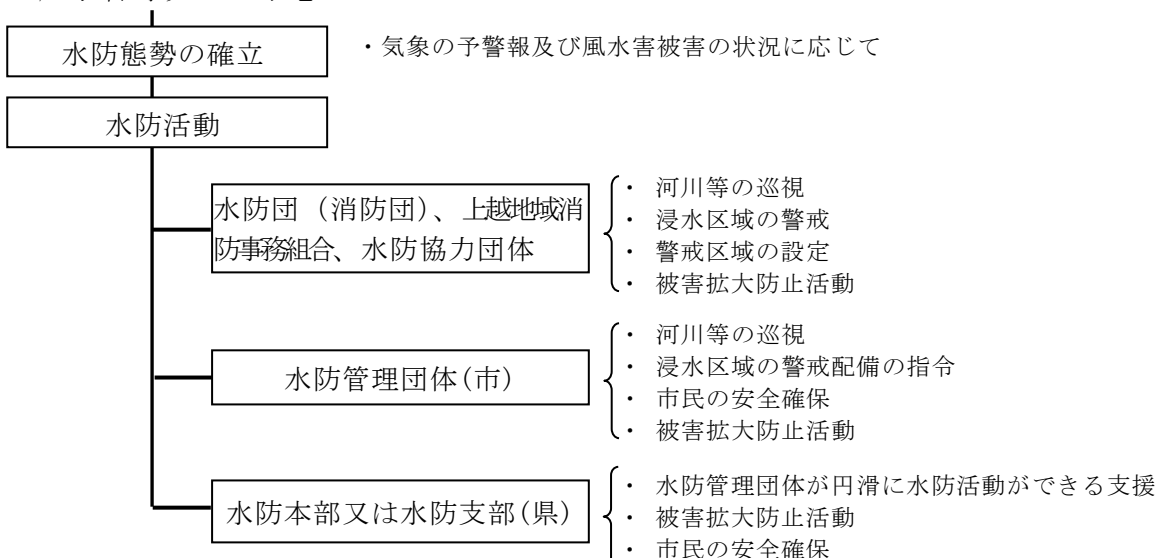
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民	水防団(消防団)、上越地域消防事務組合、水防管理団体(市)、水防協力団体	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所
水防団(消防団) 上越地域消防事務組合 水防協力団体	水防管理団体(市)	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況
水防管理団体(市)	水防本部又は水防支部(県)	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
水防本部又は支部(県)	水防管理団体(市)	防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報 その他円滑な水防活動に資する情報
水防管理団体(市)	水防団(消防団) 上越地域消防事務組合 水防協力団体	防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報 その他円滑な水防活動に資する情報
	要配慮者施設の管理者	洪水予報等、円滑かつ迅速な避難を確保するための情報
水防団(消防団) 上越地域消防事務組合 水防協力団体	市民	防災情報、水防活動の状況、避難等に係る情報

3 業務フロー

☆風水害等発生が予想



4 業務の内容

(1) 水防態勢の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団（消防団）、上越地域消防事務組合、水防協力団体	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防管理団体（市）から発する待機、準備又は出動の配備指令により体制を整える。	
水防管理団体（市）	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、市水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	
県	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、県水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	

(2) 河川等の巡視

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団（消防団）、上越地域消防事務組合、水防協力団体	水防団長（消防団長）又は消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
水防管理団体（市）	随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険を認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
県	県は必要に応じ河川巡視を実施するとともに、巡視の結果や水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者からの連絡等により、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に実施する。	

(3) 浸水区域の警戒

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団（消防団）、上越地域消防事務組合、水防協力団体	河川管理施設は、洪水の災害から市民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備・出動にあつては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。 ○ 河川施設 ・ 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 ・ 過去に洪水被害を生じた箇所 ・ 地形地質上の弱堤箇所 ・ 土地災害防止の観点から弱堤箇所 ・ 二次被害防止の観点からの低標高箇所 ・ 主要河川構造物の設置箇所	

水防管理団体 (市)	適時に水防団（消防団）が浸水被害の警戒に当たれるよう 配備指令を発する。	
---------------	---	--

(4) 警戒区域の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
市、水防団 (消防団)、上 越地域消防事 務組合	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）、消防吏員及び水防協力団体の構成員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	警察機関

(5) 市民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
水防管理団体 (市)	<p>1 必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。</p> <p>2 災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある居住者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。</p> <p>3 市民に対する避難情報は、関係法令等に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。</p> <p>特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、妙高警察署、上越地域消防事務組合、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講じるものとする。</p> <p>4 避難を指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。</p>	県警察、自衛隊
県	必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。	

(6) 被害拡大防止活動

実施主体	対 策	協力依頼先
水防管理団体 (市)、水防団 (消防団)、上 越地域消防事 務組合、水防 協力団体	<p>1 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長（消防団長）、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は直ちにその状況を関係者（北陸地方整備局高田河川国道事務所、上越地域振興局地域整備部、妙高警察署及び上越市その他必要な団体）に通報しなければならない。</p> <p>2 決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。</p>	
水防本部又は 水防支部(県)	洪水によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。	

	1 当該災害の発生に伴い侵入した水の排除 2 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動	
--	--	--

(7) 水防管理団体（市）が円滑に水防活動ができる支援

実施主体	対 策	協力依頼先
県	県は、水防管理団体（市）が円滑に水防活動できるように努めるものとする。 ・水防計画の策定 ・雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ・洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の通知と市民への周知 ・浸水想定区域図の作成と指定 ・水防資材の提供	

5 市の水防体制

(1) 水防団（消防団）の非常配備

水防団（消防団）の非常配備は、概ね次表の基準で行う。

配備指令	配 備 内 容	配 備 時 期
待 機	水防団長（消防団長）は、その後の情勢を把握することに努め、団員を待機させ、直ちに次の段階に入り得るよう準備する。	水防に関係ある気象の予報又は注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準 備	水防団長（消防団長）は、市役所に集合し、団員の配備計画に当たるとともに、水防団員（消防団員）を所定の詰所に集合させ、水門やため池等の水防上重要な工作物のある箇所や堤防巡視等のため、一部団員に出動させる。	水防団待機水位を超え、かつ氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
出 動	水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。	河川の水位が氾濫注意水位以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき

※配備指令は、次の場合にも発するものとする。

ア 水防警報指定河川について、水防警報が発生された場合

イ 県知事から緊急配備の指示があった場合

(2) 水防警報の対象となる指定水位観測所

(河川法第 16 条の規定により、県知事が水防警報を行う河川)

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避 難 判 断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	堤防高

関川	二子島	49.44	50.26	51.31	51.95	53.05
矢代川	石塚	58.86	59.31	59.70	60.00	62.96
渋江川	渋江川	67.40	68.45	68.87	69.19	69.77

6 水防報告

(1) 水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後2日以内に上越地域振興局を經由して県土木部河川管理課（水防本部）にその概況を速報するものとする。

なお、資機材等の不足が生じた場合はその旨あわせて報告する。

(2) 水防活動報告

水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて所定の様式（第1号様式）により、上越地域振興局長に報告しなければならない。

- ア 水防実施河川名及び位置
- イ 活動日時
- ウ 活動人員（当該箇所の延人員）
- エ 水防活動費用の内訳
- オ その他必要事項

第1号様式

水防活動報告書

作成者 住所 氏名

水防管理団体名

出水の概況	川 警戒水位 m mm											
水防実施箇所	川 左岸		地先		川 右岸		m					
日 時	自	月	日	時	至	月	日	時				
出 動 員	水防団員		消 防 団 員		そ の 他		合 計					
人	人		人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇所 m											
水防の結果	使用資器材	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他		
		被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	人		
		かます、依	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	人		
		麻袋、土依								居住者の出動状況		
		な								水防関係者の死傷		
丸								雨量水位の状況				
その他												
水防活動に関する自己批判備考												

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第17節 救急・救助活動計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により被災した市民等に対し、市、県、妙高警察署、上越地域消防事務組合、消防団、自主防災組織、自治会等、市民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市民等の責務

被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに上越地域消防事務組合等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。

イ 市の責務

直ちに医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

ウ 市及び上越地域消防事務組合の責務

管内の消防力等で対応できない場合は、上越地域消防事務組合を通じて必要に応じ新潟県広域消防相互応援協定及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに市・県地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

エ 消防団の責務

消防団は、消防団長の総括的な統制の下に被災地の自主防災組織及び災害現場に居合わせた者等と協力して救出活動に当たる。

オ 消防機関の責務

- (ア) 多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での市民等の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (イ) 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防事務組合）以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、上越地域消防事務組合及び県と協力してその対応に当たる。

カ 県及び県警察本部の責務

- (ア) 県は、市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。
- (イ) 県、県警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し、救急・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。
- (ウ) 県、県警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察機関、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急救助活動の支援・調整を行う。

キ 県内の災害派遣医療チーム（新潟DMA T）の責務

県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救助処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMA Tの移動、患者の搬送等に活用できるものとする。

(3) 達成目標

ア 市民等又は自治会、自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。

イ 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。

ウ 新潟DMA T、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。

エ 市及び上越地域消防事務組合並びに県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急救助体制を確立する。

オ ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(6) 要配慮者に対する配慮

ア 自主防災組織、市及び上越地域消防事務組合等は、避難行動要支援者の安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

イ 県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、救出・救助活動を行う。

(5) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治会、自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

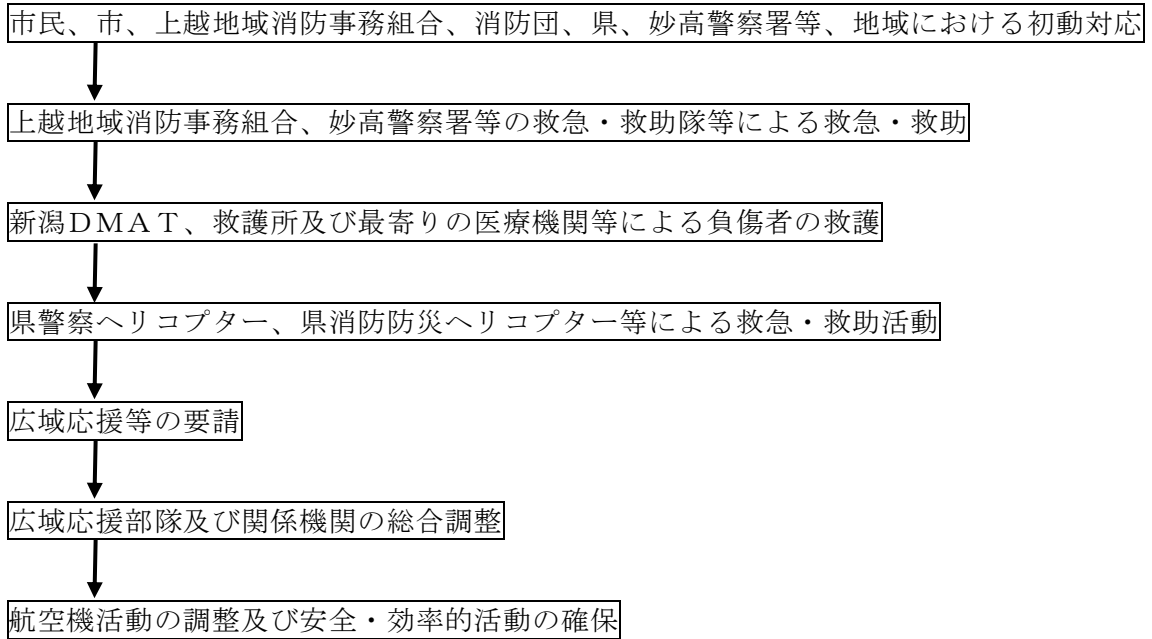
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民等、消防団、自主防災組織など	上越地域消防事務組合、妙高警察署	被災状況、救急・救助要請
上越地域消防事務組合、妙高警察署	県、県警察本部	救急・救助、応援、ヘリコプターの要請
県、県警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、県警察本部	広域応援出動
県、県警察本部	上越地域消防事務組合、妙高警察署	救急・救助、応援、ヘリコプターの出動
上越地域消防事務組合、妙高警察署	市民等、消防団、自主防災組織など	救急・救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。



4 業務の内容

(1) 市民等、市、上越地域消防事務組合、消防団、県、妙高警察署等における初動活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等、自主防災組織等	1 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防本部等関係機関に通報する。 2 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。(災害時におけるタクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定) 3 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限り協力する。	上越地域消防事務組合、妙高警察署、消防団、市、県、妙高市ハイヤー協会等
市、上越地域消防事務組合	市民、消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達するとともに、必要な救急救助体制を迅速に確立する。	消防団、県、妙高警察署等
消防団	消防団員は、消防団長の総括的な統制の下、市民等の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	上越地域消防事務組合、妙高警察署、市、自主防災組織、市民等
県、妙高警察署	1 県(防災局、福祉保健部及び妙高警察署)は、市、上越地域消防事務組合等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。 2 妙高警察署は、直ちに被災地内で交通規制を実施して緊急通路を確保する。	市、上越地域消防事務組合、県警察、防災関係機関等

(2) 上越地域消防事務組合、妙高警察署等の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対 策	協力依頼先
上越地域消防事務組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。 2 上越地域消防事務組合は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急救助体制を確立する。 3 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での市民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。 4 必要に応じ、妙高警察署に救急救助活動の応援を要請する。 	消防団、市、県、妙高警察署
妙高警察署	市等から救出救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。 2 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等、現地で行う。 3 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて妙高警察署に協力を求める。 	医師会、医療機関、医療資器材業者、妙高警察署
上越地域消防事務組合	広域災害・救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政・医療機関・消防で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課、医療機関、医師会等
新潟DMA T	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 2 上越地域消防事務組合等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 3 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。 4 被災地内で支援が必要な病院の長（主に県立中央病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 5 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした市外（県外）への広域搬送（広域医療搬送）を行う。 	県、上越地域消防事務組合

(4) 県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター等による救急・救助活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市、上越地域消防事務組合、医療機関、その他	市、上越地域消防事務組合、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察本部ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、止むを得ない場合を除き、原則として、上越地域消防事務組合、妙高警察署等を通じて要請する。	県、妙高警察署
県、県警察	1 県及び県警察は、市等からの要請があった場合、又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。 2 ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県(災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局危機対策課)及び県警察本部がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	妙高警察署

(5) ドクターヘリによる救命救助活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市、上越地域消防事務組合、医療機関、その他	市、上越地域消防事務組合、医療機関等は、必要があるときは原則として上越地域消防事務組合を通じてドクターヘリの派遣を要請する。	県
県	上越地域消防事務組合からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討の上、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。	ドクターヘリ基地病院
ドクターヘリ基地病院	県から出動指示又は市等からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、上越地域消防事務組合と十分な調整をとった上で、ドクターヘリを出動させることができる。	

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県(防災局)、自衛隊
上越地域消防事務組合	1 上越地域消防事務組合は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消	隣接消防本部、新潟市消防局(各地

	<p>防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。</p> <p>2 上越地域消防事務組合は、上記1によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れる。</p> <p>3 上越地域消防事務組合は、上記1・2の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	<p>区代表消防本部） 等、県</p>
新潟市消防局等	<p>1 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（上越地域消防事務組合からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>2 上記1による要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課又は危機対策課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>3 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。</p>	<p>県、消防庁、県内消防本部</p>
県	<p>1 県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合、職員を派遣する。</p> <p>2 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請と受援の準備をする。</p> <p>3 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>4 県消防防災航空隊は上記2において、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>5 県は、市から要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。</p>	<p>新潟市消防局等、 県内消防本部、消防庁、自衛隊</p>

	6 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	
県警察本部	県警察本部は、災害の規模が大きく県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。	警察庁 関東管区警察局 他都道府県警察

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	協力依頼先
市、上越地域消防事務組合	市及び上越地域消防事務組合は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急救助活動に当たる。	
県	1 救急・救助活動に係る総合調整は、県災害対策本部統括調整部で行うものとし、消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施する。 2 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機関とDMATの連携体制を確立するものとする。 3 県は、広域災害・救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊
県警察本部	県、上越地域消防事務組合等と連絡調整を行い、災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市、上越地域消防事務組合、緊急消防援助隊、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部、ドク	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

ターヘリ基地病院、他 県のドクターヘリ、新潟DMAT		
-------------------------------	--	--

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市、上越地域消防事務組合	市及び上越地域消防事務組合は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は妙高警察署等に要請を行う。	県、県警察
県	<p>1 緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。</p> <p>2 県災害対策本部統括調整部は、航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運行に努める。</p> <p>3 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運行に努める。</p> <p>4 ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。</p>	
緊急消防援助隊、県警察、自衛隊、新潟海上保安部、ドクターヘリ基地病院、他県のドクターヘリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

第18節 医療救護活動計画

1 計画の方針

(1) 基本計画

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護活動を行うものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するため、発災直後に被災地内の医療機関等から以下の事項について情報収集を行い、県に報告する。

a 医療機関の施設・設備の被害状況

b 負傷者等の状況

c 診療（施設）機能の稼働状況

（人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）

d 医療従事者の確保状況

e 救護所の設置状況

f 救護所及び医療機関への交通状況

g 医療資器材等の需給状況

(イ) 県と情報を共有し、市民等の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

(ロ) 市は、被災状況に応じて救護所を設置するものとする。このため、避難所、公共施設等のなかから救護所予定施設をあらかじめ定めておく。

(ハ) 市は、医師会等の協力を得て、医師、看護師等による医療救護班を編成し、救護所での巡回診療を行う。

イ 県の責務

(ア) 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。

(イ) 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

ウ 市及び県の責務

県災害ボランティア支援センターと情報を共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

エ 上越保健所の責務

上越保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、県災害保健対策現地本部を設置する。

オ 医療機関等の責務

(ア) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

(イ) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被

災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

- (ウ) 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。
- (エ) 新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (オ) ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (カ) 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

(3) 活動の調整（主に県が行う）

ア 県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（県医師会、日本赤十字社新潟県支部、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等）、新潟DMA T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有したうえで、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

イ DMA T

災害時に、参集したDMA Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMA T新潟県調整本部のほか、必要に応じてDMA T活動拠点本部等を設置する。

本 部 名	設 置 場 所	主 な 役 割
DMA T新潟県調整本部	県災害対策本部	1 全DMA Tの指揮調整、拠点本部等を指揮 2 県災害対策本部及び消防等の関係機関との連携・連絡及び調整
DMA T活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	1 参集したDMA Tの指揮調整、DMA Tに病院支援、現場活動、地域医療搬送等の役割付与 2 消防等の関係機関との連携・連絡及び調整
DMA T病院支援指揮所、DMA T現場活動指揮所	DMA Tが複数活動する病院、現場	1 病院支援活動、現場活動するDMA Tの指揮調整 2 トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与

ウ 災害医療コーディネーター

被災地での医療機関の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、上越保健所長を災害医療コーディネーターとし、上越医師会、上越歯科医師会などの医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

(4) 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報の共有と協力体制のもと、災害の状況

に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護活動を行う。

(5) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び上越地域消防事務組合は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

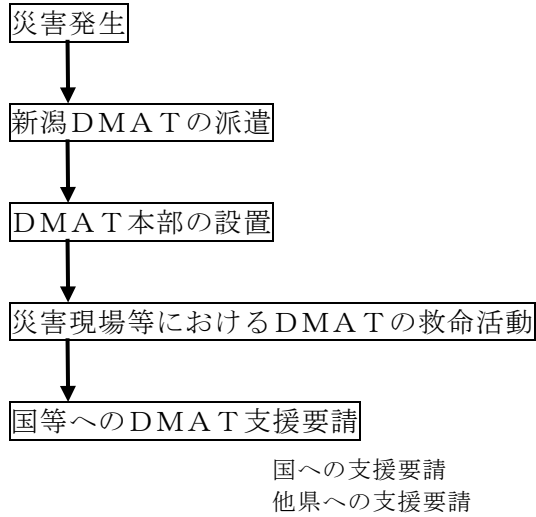
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市 上越地域消防事務組合 県立中央病院（災害拠点病院）	県地域医療政策課	新潟DMAT派遣要請
上越地域消防事務組合 医療機関	県地域医療政策課	ドクターヘリ派遣要請
市	上越保健所	県救護センター設置要請 県医療救護班等派遣要請
病院、透析実施機関	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、 受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所	上越保健所	
上越保健所	県地域医療政策課	診療所の被災状況等、救護センター開設、県医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーターチーム	災害医療コーディネーター	被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県地域医療政策課	県医療救護班等の派遣要請
県地域医療政策課	他の都道府県、厚生労働省	県外DMATの派遣要請、医療救護に関する応援要請

(2) 被災地へ

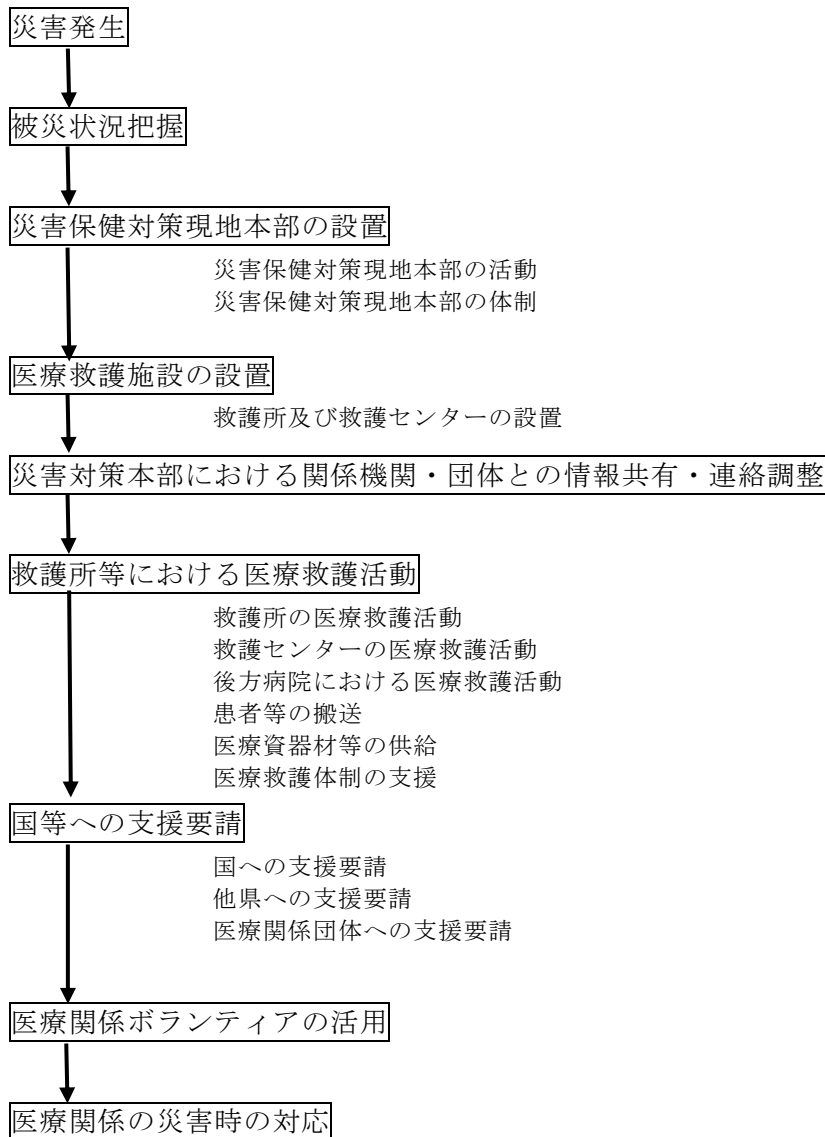
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県地域医療政策課	市、上越地域消防事務組合 県立中央病院（災害拠点病院）、医療機関	新潟DMATの派遣、ドクターヘリの派遣
上越保健所	市	県救護センター設置、県医療救護班等派遣
県地域医療政策課	上越保健所	病院、透析実施機関の被災状況等、救護センター開設指示、新潟DMAT、医療救護班等派遣
他の都道府県、厚生労働省	県地域医療政策課	県外DMATの派遣、医療救護に関する応援

3 業務の体系

(1) DMAT関係



(2) 医療救護活動（DMATを除く）



4 業務の内容

(1) DMAT関係

ア 新潟DMATの派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課	市、上越地域消防事務組合又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟DMAT指定医療機関に対し、新潟DMATの派遣を要請する。	新潟DMAT指定医療機関
新潟DMAT指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣する。	

イ DMAT本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課	県内で活動する全てのDMATを指揮するDMAT新潟県調整本部を設置する。	新潟DMAT指定医療機関
DMAT新潟県調整本部	必要に応じてDMAT活動拠点本部、DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院

ウ 災害現場等におけるDMATの救命活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟DMAT	1 被災地内のDMATに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） 2 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動） 3 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（地域医療搬送） 4 被災地内で支援が必要な病院の長の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） 5 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした市外（県外）への広域搬送（広域医療搬送）	県、厚生労働省、消防機関

エ 国等へのDMAT支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院、新潟DMAT	被災地内の災害拠点病院又は新潟DMATは、被災状況等により、県に対し県外DMATの派遣を要請する。	県地域医療政策課
県地域医療政策課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外DMATの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係（DMA T関係を除く）

ア 被災状況把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課、新潟大学医歯学総合病院	<p>病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設・設備の被害状況 2 負傷者等の状況 3 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） 4 医療従事者の確保状況 5 医療資器材等の需給状況 	病院、透析実施機関
上越保健所	<p>診療所（透析実施機関を除く。）について、以下の情報を収集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設・設備の被害状況 2 負傷者等の状況 3 診療（施設）機能の稼働状況 4 医療従事者の確保状況 5 医療資器材等の需給状況 	診療所（透析実施機関を除く）
県地域医療政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の設置状況 2 救護所及び医療機関への交通 	市

イ 災害保健対策現地本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
上越保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害保健対策現地本部の体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県災害保健対策現地本部の体制等は保健所長が定める。 (2) 県災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集及び伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 2 県災害保健対策現地本部の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援 (2) 市との連絡を確保するための市災害対策本部への保健所職員の派遣 (3) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等 	市

ウ 医療救護施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。</p> <p>2 救護所が設置された場合は、民生環境部を中心に市職員を各救護所に派遣し、医師等の指示のもとに医療救護活動に従事する。</p>	上越医師会、上越歯科医師会
上越保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、上越保健所に救護センターを設置する。	上越医師会、上越歯科医師会

エ 救護所等における医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 救護所の医療救護活動</p> <p>設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>(1) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）</p> <p>(2) 災害拠点病院等への移送手配</p> <p>(3) 医療救護活動の記録</p> <p>(4) 死亡の確認</p> <p>(5) 救護所の患者収容状況等の災害対策本部への活動状況報告</p> <p>2 患者等の搬送</p> <p>搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>3 医療資器材等の供給</p> <p>医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p>	上越医師会、上越歯科医師会
上越保健所	<p>設置した県救護センターで、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。</p> <p>1 精神科患者の治療</p> <p>2 避難所への巡回診療及び相談</p> <p>3 精神科医療機関への移送手配</p>	上越医師会、上越歯科医師会
県地域医療政	1 ドクターヘリの派遣等	

策課	<p>災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。</p> <p>2 医療資器材等の供給</p> <p>(1) 災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給並びに避難所での一般用医薬品の配付、服薬指導等を行うため、県薬剤師会と連携し、市災害対策本部の医薬品集積場所や避難所等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理及び服薬指導を行う。</p> <p>(2) 市、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、県薬剤師会、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合へ供給を要請し確保する。</p> <p>(3) 県は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。</p> <p>3 医療救護班等の派遣</p> <p>県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。</p>	
災害拠点病院	<p>災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>1 被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ</p> <p>2 医療救護班の派遣等</p>	県地域医療政策課
県医療救護班等	医療救護活動に必要な医療資器材を携行し、その補充は県に要請する。	県地域医療政策課

(3) 国等への支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 上越医師会又は上越歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p> <p>2 収集した情報等から、市内で対応できないと判断される場合は、上越保健所（災害医療コ</p>	上越医師会、上越歯科医師会

	ーディネーター) へ伝達し、支援を要請する。	
県地域医療政策課	被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。 1 厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。 2 他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対し、医療救護活動の支援を要請する。 3 医療関係団体への支援要請 (1) 県医師会への支援要請 協定に基づき県医師会に対し、医療救護活動の支援を要請する。 (2) 県歯科医師会への支援要請 協定に基づき県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (3) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。	厚生労働省、他都道府県、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社新潟県支部
県	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
上越保健所	上越医師会又は上越歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	上越医師会、上越歯科医師会
県医師会	1 県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 2 上越医師会に対し、医療救護活動の支援を要請する。	上越医師会
県歯科医師会	1 県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 2 上越医師会又は上越歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	上越歯科医師会
上越医師会、	支援の要請があったときは、医療救護班又歯科	

上越歯科医師会	医療救護班を編成して現地に派遣するとともに、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	
---------	--	--

(4) 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	県の設置する災害ボランティア支援センター及び市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ボランティア支援センター、市災害ボランティアセンター
県地域医療政策課	県災害ボランティア支援センターと共に市災害ボランティアセンターと情報を共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ボランティア支援センター、市災害ボランティアセンター

(5) 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

第19節 防疫及び保健衛生計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。

イ 市の責務

市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとるものとする。

ウ 県の責務

県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

(3) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

(4) 積雪期の対応

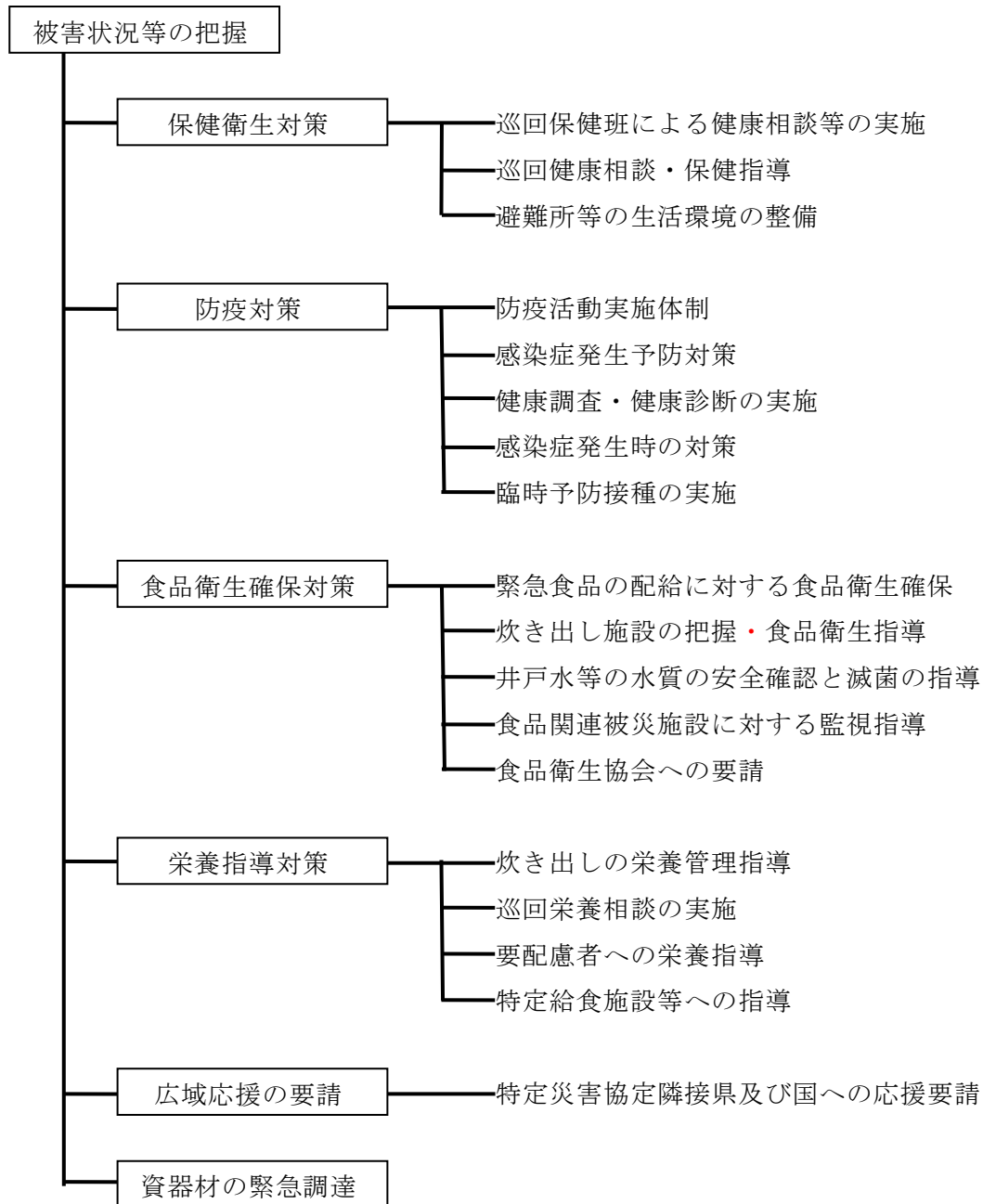
冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

2 被害状況等の把握

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

3 業務体系図



※ 各業務は必要に応じて共同で実施する。

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対 策
市	1 被災者の健康状況把握及び県への報告 (1) 健康状況の把握にあたっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、「保健福祉ニーズ等調査票」により行う。ニーズに対応した支援を受けることができるよう調整する。 (2) 伝染病の発症を予防するための啓発を行う。 2 避難所等の整備、健康相談等の実施 3 避難所等の生活環境整備

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (2) 衣類及び寝具の清潔の保持 (3) 身体の清潔の保持 (4) 室温、換気等の環境 (5) 睡眠及び休養の確保 (6) 居室、トイレ等（仮設トイレを含む。）の清潔 (7) プライバシーの保護
県、上越 地域振興 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 巡回保健班による健康相談等の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 上越地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (2) 市保健師の協力を得て、巡回計画作成 (3) 福祉保健課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立 2 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 上越地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (2) ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導 イ 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導 ウ インフルエンザ等の感染症予防の保健指導 エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導 オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応 カ 口腔保健指導 3 避難所等の生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所、仮設住宅等における状況把握及び被災者への指導・助言 (2) 市が実施する生活環境の整備への助言・協力

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
市	<ul style="list-style-type: none"> 1 防疫活動実施体制 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にする。 2 感染症発生予防対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施 (2) 飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導する。 台所、トイレ及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導する。

	<p>(3) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持する。 なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施</p> <p>(4) トイレ、台所等を中心に消毒を実施</p> <p>(5) ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内）</p> <p>3 感染症発生時の対策実施</p> <p>(1) 市は、感染症患者等が発生した時は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた対応をとる。</p> <p>(2) 台所、トイレ、排水口等の消毒実施</p> <p>(3) 汚物及びし尿は消毒後に処理</p>
<p>県、上越 地域振興 局</p>	<p>1 防疫活動実施体制</p> <p>(1) 災害規模に応じ、市の防疫活動を指導・支援</p> <p>(2) 上越地域振興局健康福祉環境部は、必要に応じて、同部に災害防疫対策本部を設置</p> <p>(3) 被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請</p> <p>2 感染症発生予防対策の実施</p> <p>市と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を実施</p> <p>3 健康調査及び健康診断の実施</p> <p>(1) 上越地域振興局健康福祉環境部は、緊急度に応じ、計画的に実施（浸水地域住民、集団避難場所の避難者及び応急仮設住宅入居者を重点に実施）</p> <p>(2) 上越地域振興局健康福祉環境部は、健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施</p> <p>4 感染症発生時の対策実施</p> <p>(1) 上越地域振興局健康福祉環境部は、入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ収容</p> <p>(2) 上越地域振興局健康福祉環境部は、濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者及び頻りに接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施</p> <p>5 臨時予防接種の実施又は実施指示</p> <p>(1) 県健康対策課は、疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期間を指定して、上越地域振興局健康福祉環境部へ臨時予防接種の実施を指示</p> <p>(2) 市が実施することを特に適当と認めるときは、市長に指示</p>

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
<p>上越地域 振興局</p>	<p>1 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市及び食品調製施設に対し監視指導を実施 (市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの)</p> <p>2 炊き出し施設の把握と食品衛生指導</p>

	<p>市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管及び調理についての指導を実施</p> <p>3 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導</p> <p>普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導</p> <p>4 食品関連被災施設に対する監視指導</p> <p>食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施</p> <p>(1) 冠水食品の廃棄の指導</p> <p>(2) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導</p> <p>(3) 施設・設備等の洗浄消毒の指導</p> <p>5 食品衛生協会への要請</p> <p>上越食品衛生協会へ被災状況の把握を要請。食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施</p>
県(生活衛生課)	必要に応じて、地域機関からの応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
上越地域振興局	<p>1 炊き出しの栄養管理指導</p> <p>上越地域振興局健康福祉環境部は市設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p> <p>2 巡回栄養相談</p> <p>避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を実施</p> <p>3 要配慮者への栄養指導</p> <p>乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配等に関する支援を実施</p> <p>4 特定給食施設等への指導</p> <p>給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導</p> <p>※1～4については、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。</p>
県（健康対策課）	<p>1 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施</p> <p>2 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請</p>

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及

	び国に対して応援の要請
--	-------------

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
市	1 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成を行う。 2 防疫資器材等の整備状況を上越地域振興局健康福祉環境部に報告 3 緊急時、防疫資器材等の不足による確保を上越地域振興局健康福祉環境部へ要請
県、上越地域振興局	1 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供 2 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 3 緊急時の防疫資器材等の調整 (1) 上越地域振興局健康福祉環境部は、管内調整を実施し、調整がつかない場合は、県健康対策課へ確保要請 (2) 県健康対策課は、防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請

第20節 心のケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

避難所等における被災住民等の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障がいやうつ、長引く避難生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民等の心の健康保持・増進に努める。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

被災住民は、急性ストレス障がい等の精神的な問題が災害後に生じることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながら心の健康の保持・増進に努める。

イ 市の責務

- (ア) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障がいやうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民の心の健康の保持・増進に努める。
- (イ) 被災者の支援が長期化すると予想され、被災住民の対応が市だけでは困難と判断される場合は、県の「災害時における心のケア対策会議実施要綱」に基づき、医師・看護師・保健師・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員などで編成される心のケアチーム（以下「ケアチーム」という。）の支援を県に要請する。
- (ウ) 市職員の心の健康保持・増進に努める。

ウ 県の責務

- (ア) 心のケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「心のケア対策会議」を開催する。
- (イ) 被災住民に対する心のケア対策を実施し市を支援する。
- (ウ) 必要に応じて、国（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等）及び他都道府県の支援（専門的かつ高度な心のケアの技術支援等）を求める。
- (エ) ケアチームを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。
- (オ) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の体制整備に努める。

エ 報道機関の責務

- (ア) 不用意な取材活動によるP T S D（心的外傷後ストレス障がい）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。
- (イ) 心のケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

オ 精神科医療機関の責務

- (ア) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障がい等に対して必要な医療を提供する。
- (イ) ケアチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む。）活動等の県が実施する心のケア対策を支援する。

カ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

心のケア対策会議の構成員として、D P A T及び県が実施する心のケア対策の

取組を支援する。

(3) 達成目標

ア 市は、県、精神科医療機関及び関係機関と連携を図り、災害に応じた適切なこころのケアを行う。

イ 市は、災害発生から3日以内にこころのケア対策を検討し、避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時にケアチームは検討の支援を県に要請する。

(4) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、ケアチーム等の支援を行うに際しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(5) 積雪期の対応

冬期間は、積雪等により通常よりも閉じこもりがちになりやすいので、ストレスや抑うつ状態の早期発見・早期対応に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

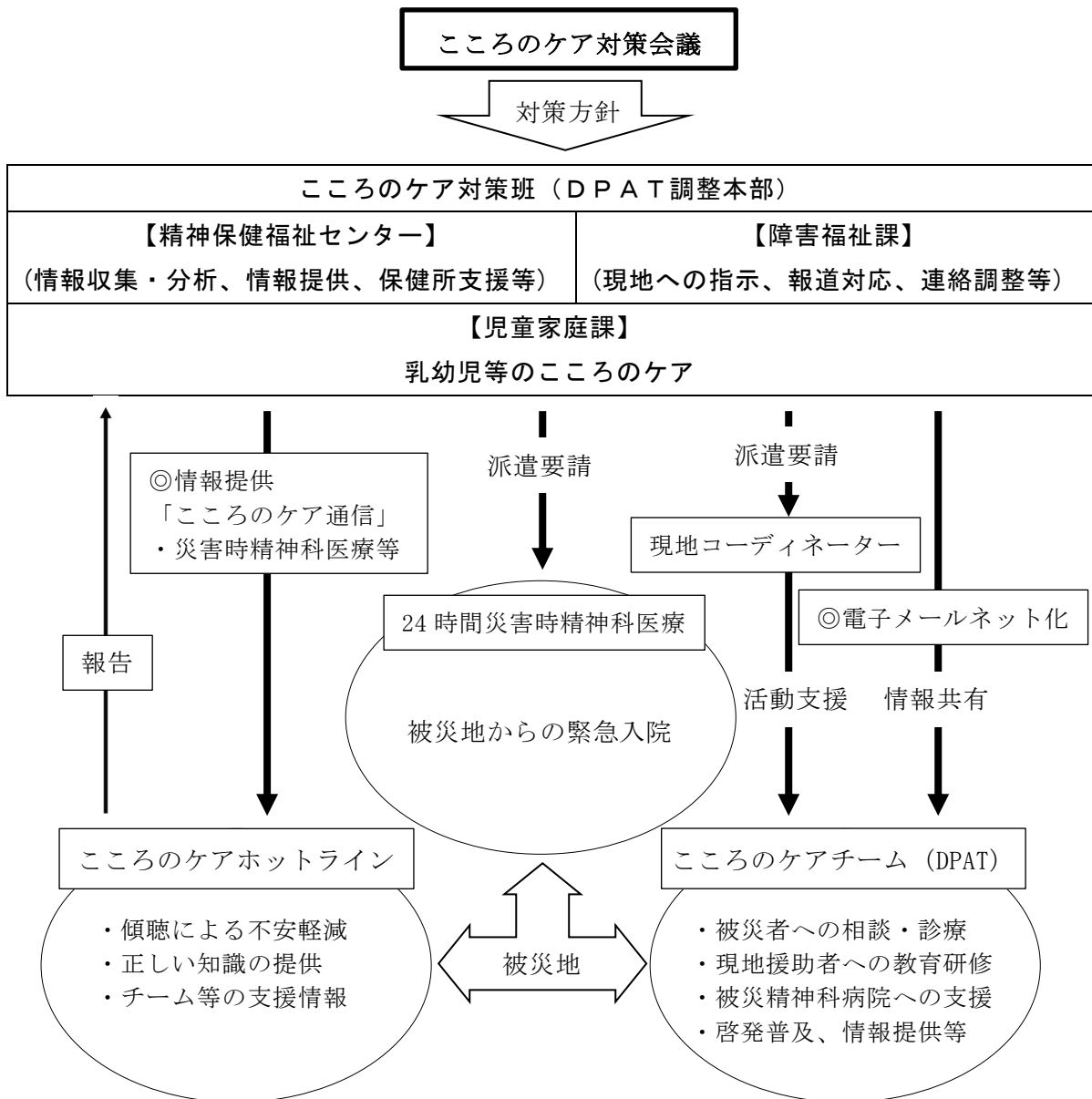
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	市	○被災後の生活状況・ニーズ ○精神障がい者の医療状況等
市	上越保健所、児童相談所	○ケアチーム派遣の要否 ○ケアに係る情報及びニーズ ○精神障がい者の医療状況等 ○医療チームの活動状況
上越保健所、児童相談所	障害福祉課、児童家庭課 ↓ 精神保健福祉センターと 情報共有	○ケアチーム派遣の要否 ○ケアに係る情報及びニーズ ○精神障がい者の医療状況等 ○障がい者福祉施設等の状況等
県	こころのケア対策会議	○集約されたケアに係る情報及びニーズ ○精神障がい者の医療状況等 ○障がい者福祉施設等の状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
こころのケア対策会議	県	○こころのケア対策方針
障害福祉課	報道機関 D P A T 事務局	○こころのケア対策情報 ・こころのケアチーム派遣、活動状況 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及

		・関係者への研修
精神保健福祉センター、児童家庭課	上越保健所 児童相談所	〇こころのケア対策情報 (上記内容)
上越保健所、児童相談所	市	
報道機関、市	被災者	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災者への啓発普及

実施主体	対 策
市、県	被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン等の支援情報等を、パンフレットやポスター、ホームページ等を使い、避難所や町内会等を通じて被災者に情報を提供する。

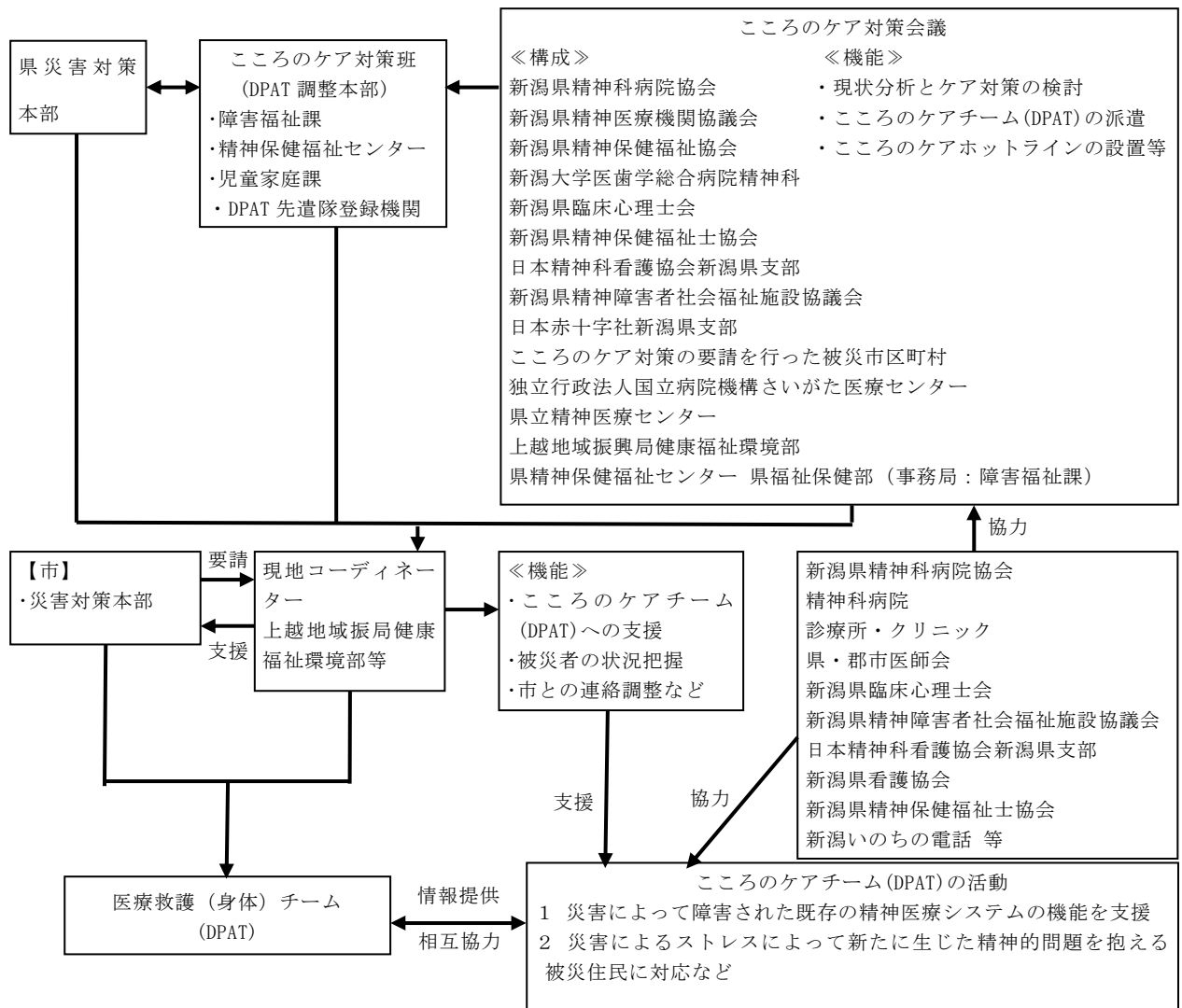
(2) こころの健康の把握方法

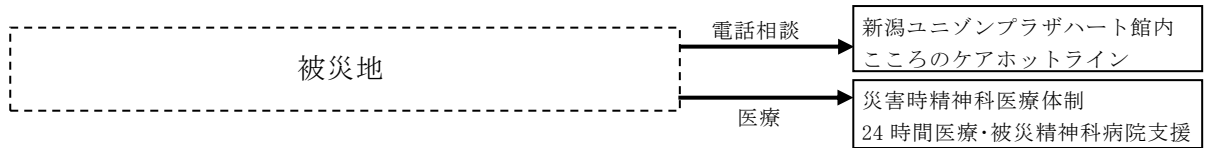
実施主体	対 策
市	被災者健康相談票により、心理的外傷のおそれがある場合及び不眠、食欲低下等を訴える等、精神面での専門的な支援を要する被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。

(3) こころのケアチームの支援要請

実施主体	対 策
市	大規模災害で復興に時間を要し、被災者の支援が長期化すると予想され、被災住民の対応が市だけでは困難と判断される場合は、上越地域振興局健康福祉環境部に対し、ケアチーム(DPAT)の派遣を要請する。

災害時におけるこころのケア対策会議組織体制





(4) 職員等のこころのケア対策

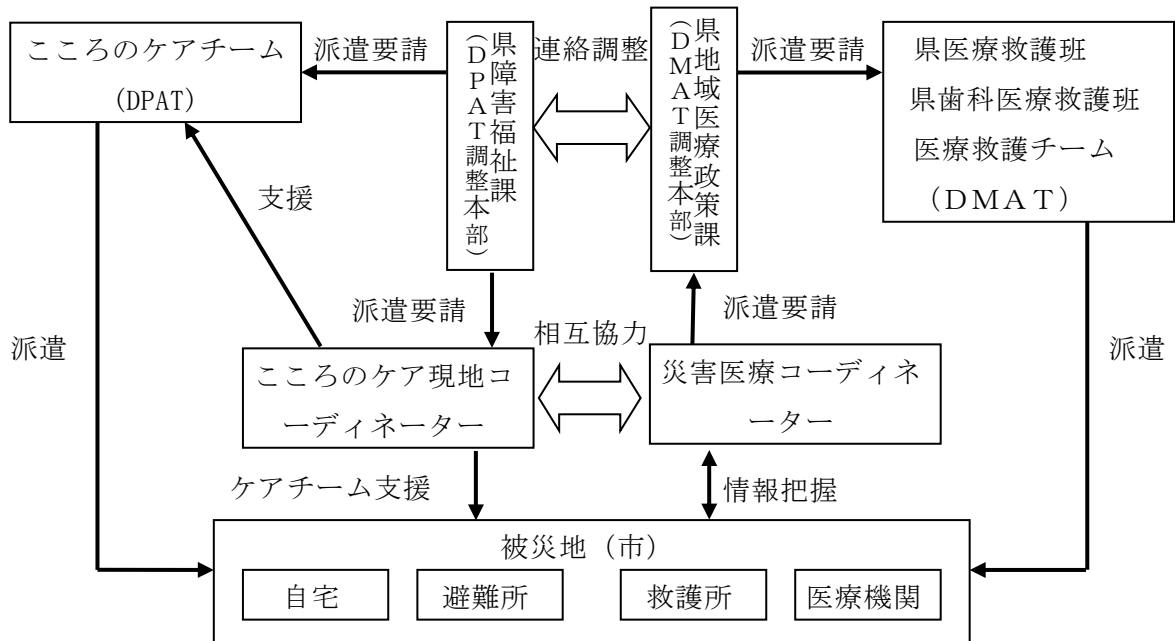
ア 被災地活動に従事する職員等は、災害直後から過酷な状況の中さまざまな支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの支援活動はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなくこころの健康のためにも、総務課と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

イ 被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

(5) 医療救護（身体）チームとの相互協力

被災現場でのケアチームは、医療救護（身体）チームとの協働により実効ある被災住民への支援活動を実施するように努める。

医療救護（身体）チームとこころのケアチームとの関係図



活動内容

- ・被災住民への共同支援活動
- ・医療救護チーム（DMAT）、こころのケアチーム（DPAT）合同ミーティング
 - ①地区内の状況分析 ②ケース検討、情報交換 ③活動上の問題 など

5 救援者が留意すべき事項

救援者は、それぞれの活動において次の事項に留意する。

- (1) PTSD（心的外傷後ストレス障害）となるような兆候を早期に発見し対応する。

注）PTSD：被災による心身の不調がいつまでも軽減せず、固定化した症状となって長引き、強い恐怖心や無力感を伴って、日常生活にも支障を来すほどの苦悩を有する状態。

- (2) 被災者の自信を回復させる対応や手続きの補助等、個々の支援が必要である。
- (3) あらゆるタイプの支援を断る人もいるので、こころのケアを前面に出してはならない。
- (4) 聞き役に徹し、話の主導権をとらずに相手のペースに委ねる。また話を途中で妨げず、話を引き出すよう相槌を打ったり、質問を向けたりする。事実→考え→感情の順が話しやすい。
- (5) 相手の感情を理解し、共感する。
- (6) ニーズを読み取る。
- (7) こころのケアは、災害の段階に沿って適切に行わなければならない。
- (8) 心的外傷は、災害直後には確認できない。
- (9) 救援者にもこころのケアが必要である。
- (10) 多機関（医療、保健、福祉、教育）での連携を強化して、できるだけ多角的に援助ができるように努める。
- (11) 中・長期的問題を抱える可能性もあるので、一時的に適応が良くなっても、問題を持ったときには再び相談できるような状況をつくる。

第21節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）が災害から受けるこころへの衝撃は、大人より大きく、こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的不調等へ適切に対応して、児童生徒等のこころの健康保持・増進に努める。

(2) 各主体の責務

ア 市（市教育委員会）の責務

県教育委員会と連携して、避難所や各学校等における被災生徒等の精神的健康状況を迅速かつ的確に把握し、PTSD等のストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して、被災児童生徒のこころの健康の保持・増進に努める。

イ 学校、認定こども園、保育園（以下、本節において「学校等」という。）の責務

学校等は、養護教諭や学級担任を核としながら、全校体制で生徒等のこころの安定化を図る。

ウ 県の責務

こころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校等の開始直後からカウンセラーを派遣する。

(3) 達成目標

災害救助法が適用された場合、災害発生から2週間後をめどに全ての学校に対するカウンセラー派遣を県に要請する。

(4) 要配慮者に対する配慮

こころや体の不調が大人とは違った形で現れる傾向があるため、保護者及び周囲の人は十分に配慮する。特に障がいなどの特性を持つ生徒等は、周辺の環境の変化への対応が困難な傾向が強いため、特にきめ細やかな配慮を要する。

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。

(5) 積雪期の対応

冬期間は、積雪等により通常よりも閉じこもりがちになりやすいので、運動やレクリエーションにより気分転換を図る。

2 情報の流れ

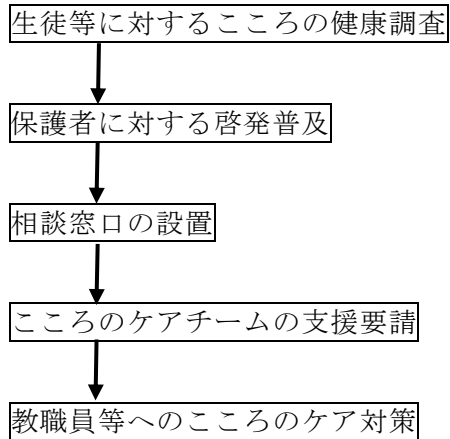
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
学校等	県教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な生徒等の数及び個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日、説明会実施日
市教育委員会	学校	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 生徒等に対するこころの健康調査

ア 市教育委員会は、県教育委員会の指導を受けながら、災害時のこころの健康についての正しい知識を学校訪問や通知文によって周知する。

イ 各学校においては、養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の児童生徒観察、見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする児童生徒の把握に努める。

ウ 認定こども園及び保育園においては、関係課と連携して普段の観察、見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする園児の把握に努める。

(2) 保護者に対する啓発普及

被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン等の支援情報等をパンフレットやポスター、LINE、ホームページ等を使い、保護者に情報を提供する。

(3) 相談窓口の設置

市役所、支所等において、こころの相談窓口を設置し、保護者等の相談に応じ適切なアドバイスをを行う。

(4) こころのケアチームの支援要請

県教育委員会の派遣基準を基本としながら、状況に応じて市教育委員会から県教育委員会に市への支援を要請する。

(5) 教職員等のこころのケア対策

学校管理下における児童生徒の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員及び学校職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するためのさまざまな業務に従事しなければならない。

このような特殊な環境のもとでの業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすいため、体だけでなくこころの健康のためにも、県教育委員会等の支

援を得ながら、職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、被災時のこころの健康についての情報も、県教育委員会や市の指導を受けながら、早期に職員に対し伝達する。

認定こども園や保育園においても学校同様、職員の身体とこころの健康管理に十分配慮する。

5 救援者が留意すべき事項

- (1) PTSDとなるような兆候を早期に発見し対応する。
- (2) 最大の援助者は家族なので、まず、家族が子どもの心的外傷に対しての応急処置ができるようにアドバイスする。
- (3) 「あなただけではない」ということ、「ひとりではない」ということを児童生徒、家族に伝える。
- (4) 家族の精神状態にも十分な配慮をする。
- (5) 各機関（医療、保健、福祉、教育）の連携を強化して、できるだけ多角的に援助ができるように努める。
- (6) 中・長期的問題を抱える可能性もあるので、一時的に適応が良くなっても、問題を持ったときには再び相談できるような状況をつくる。

第22節 廃棄物処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、生活ごみ、被災に伴い発生した災害ごみ、し尿、流入土砂、流木やがれき類などを迅速かつ適切に処理するとともに、生活環境を保全し市民生活の早期安定を確保する必要がある。

このため、市は、被災状況に応じて、国・県及び関係機関と連携し、「妙高市一般廃棄物処理基本計画（災害廃棄物処理計画）」に基づき廃棄物処理を円滑に実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

(ア) ごみ処理

- a 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- b 家庭からの生活ごみ及び災害ごみについて、市の指示する分別、指定場所（または仮置場）へのごみの排出等に協力する。
- c ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わない。

(イ) し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の円滑な収集運搬体制に協力する。

イ 市の責務

(ア) ごみ処理

- a ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。
- b 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- c あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた災害廃棄物処理実行計画（生活ごみ・避難所ごみ・災害ごみ等）を作成し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- d ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- e ごみの収集方法を決定し、速やかに市民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。
- f ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- g 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。
- h 自衛隊及び妙高警察署、上越地域消防事務組合と連携し、災害ごみの早期収集に努める。
- i ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、災害時相互応援協定に基づき関係市町村及び県に対し協力・支援要請する。

(イ) し尿処理

- a し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- b 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、し尿の収集体制を整備する。
- c あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた災害廃棄物処理実行計画（し尿処理関係）を作成し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- d し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、災害時相互応援協定に基づき関係市町村及び県に支援を要請する。

(ウ) 災害がれき処理

- a 隣家への倒壊や道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。（災害対策基本法第64条第2項：応急公用負担等）
- b あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた災害廃棄物処理実行計画（災害がれき関係）を作成し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- c 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場を確保する。
- d 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに市民に周知する。
- e 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- f 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。
また、有害廃棄物等の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図る他、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- g 損壊家屋などがれきについては、被災者自ら市が指定する集積場所に搬入することができない場合は、必要に応じ解体から処分まで指定業者のあっせん、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。
- h 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、災害時相互応援協定に基づき関係市町村及び県に対し協力・支援要請する。

ウ 県の責務

- (ア) 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- (イ) 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

(3) 復旧目標日数（局所的な災害の場合）

ア 生活ごみ・災害ごみの収集

生活ごみ等の収集は、概ね2日～3日を目安に再開を目指す。

災害ごみ収集は、概ね2日～3日を目安に開始し、1週間程度での収集完了を目指す。

イ し尿収集

し尿の収集は、概ね2日～3日を目安に再開を目指す。

ウ 災害がれきの収集

災害がれきの収集は、概ね1か月以内に開始することを目指す。

(4) 要配慮者に対する配慮策

市は、避難行動要支援者の家庭から出る生活ごみ・災害ごみの収集等について、ボランティアの派遣を福祉介護課と調整する。

(5) 積雪期の対応

積雪により、廃棄物の収集・処理活動に支障をきたす恐れがある場合は建設課に除雪体制の確保を依頼する。

2 情報の流れ

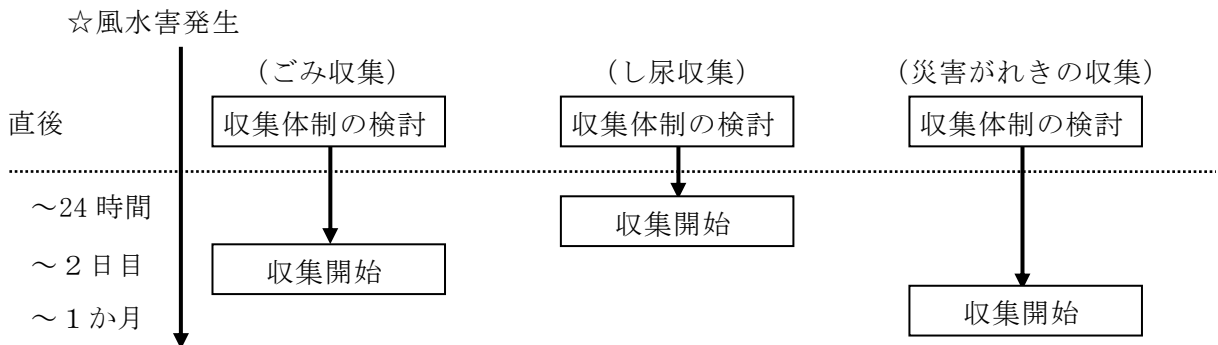
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する。 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を作成する。 関係業者と協力して避難所のごみ収集体制を整備する。 	県災対本部 近隣市町村関係団体 県災害ボラン

	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からのごみの分別、排出方法等について市民等に周知する。なお、ごみの収集運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布するものとする。 ・処理施設の臨時点検等によりの処理能力を確認のうえ、災害ごみの処理体制を整備するとともに、収集・処理業務の広域支援が必要な場合は、災害時相互応援協定に基づき関係市町村及び県に支援要請する。 ・必要に応じ、仮置場の設置を行う。 ・必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。 	ティア支援センター 他市町村災害ボランティアセンター
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。 	協定団体等 他都道府県 県内市町村
新潟県環境整備事業協同組合	市及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	市及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	市及び県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市
市	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理の実行計画を作成する。 ・市民等に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・し尿処理施設の臨時点検等により処理能力を確認のうえ、し尿の処理体制を整備するとともに、収集・処理業務の広域支援が必要な場合は、災害時相互応援協定に基づき関係市町村及び県に支援要請する。 	協定団体等 県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。 	協定団体等 他都道府県 県内市町村
新潟県環境整備	市及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に	

事業協同組合	協力する。	
(一社)新潟県浄化槽整備協会	市及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査及び応急復旧に協力する。	

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれき処理に協力する。	市
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 ・災害がれきの発生量を推計し、処理の実行計画を作成する。 ・市民等に災害がれき処理の方法を周知する。 ・災害がれきの処理体制を整備し、災害時相互応援協定に基づき関係市町村及び県に支援要請する。 ・必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。 	県 協定団体等 自衛隊
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。 	協定団体等 他都道府県 県内市町村
自衛隊	県からの要請に基づき、災害瓦礫の処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	市及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
(一社)新潟県解体工事業協会	市及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	市及び県からの要請に基づき、災害がれきの処理に協力する。	

第23節 トイレ対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが使用できない被災者に対し、仮設トイレ及び簡易トイレを提供し、被災地の環境衛生の維持を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市民・企業等の責務

携帯トイレを、家庭及び企業等で備蓄するよう努力する。

イ 市の責務

(ア) 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)

(イ) 職員の配置・巡回により、避難所及び避難所以外のそれぞれのトイレ(携帯・簡易・仮設の各トイレ含む)の使用状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(ウ) 市が必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(エ) 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

ウ 県の責務

県は、市が把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

(3) 復旧目標日数(局所的な災害の場合)

ア トイレの確保

トイレ、概ね次の期間を目安として確保に努める。

避難所開設後 ～12 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内トイレの使用(トイレットペーパー等補充) ・備蓄の携帯トイレ・簡易トイレ等によるトイレ数の確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃 ～1 日目程度	需要に応じて、企業・団体から仮設トイレの調達要請(県内流通在庫)
〃 12 時間 ～2 日目程度	需要に応じて、企業・団体から仮設トイレの調達要請(県外流通在庫)
〃 2 日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じて、トイレを追加及び再配置 ・断水などにより、トイレの通常使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを配給

イ トイレ用品の確保

トイレットペーパー等の調達は、需要を把握してから概ね12時間以内に行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備する。

イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）に配慮する。

(5) 快適な利用の確保

ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 市は、トイレが利用しやすいように設置場所を検討し、洋式便座の配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、照明等トイレを快適に利用できるよう配慮し、そのための必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

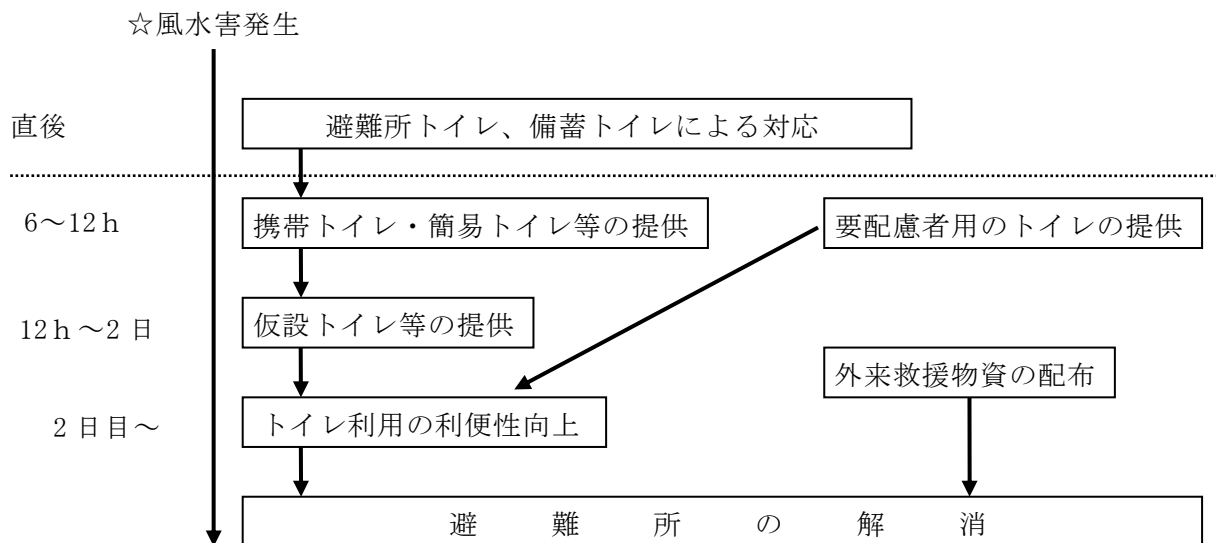
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市・県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによる対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所対策班からの報告により避難者の概数を把握する。 ・自主防災組織と連携して、携帯トイレ・簡易トイレ等の適切な利用方法を周知する。 ・避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 ・市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。 	県災害対策本部 市社会福祉協議会 県災害ボランティア支援センター
県	市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	(公社)新潟県トラック協会

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける）。 ・調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。 	自治会長等 企業・団体等 県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・企業・団体等に対して、トイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。 	企業・団体等 他都道府県
企業・団体等	県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第24節 入浴対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 被災を免れた旅館組合等へ施設開放の協力要請
- (イ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- (ウ) 県への支援要請

イ 県の責務

- (ア) 自衛隊に対する入浴支援要請
- (イ) 県内市町村及び隣接県への協力要請
- (ウ) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

ウ 旅館組合及び入浴施設管理者の責務

被災を免れた旅館組合及び入浴施設管理者等は、市の要請により施設の開放に積極的に協力するものとする。

(3) 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から3日を目安とする。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ア 市は、入浴施設までの交通手段を確保する。
- イ 市及び県は、要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等を確保する。
- ウ 市及び県は、要配慮者への入浴施設情報の広報を徹底する。
- エ 乳幼児に対する配慮

乳幼児の沐浴等を行うため助産師、助産師会への協力要請

(5) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

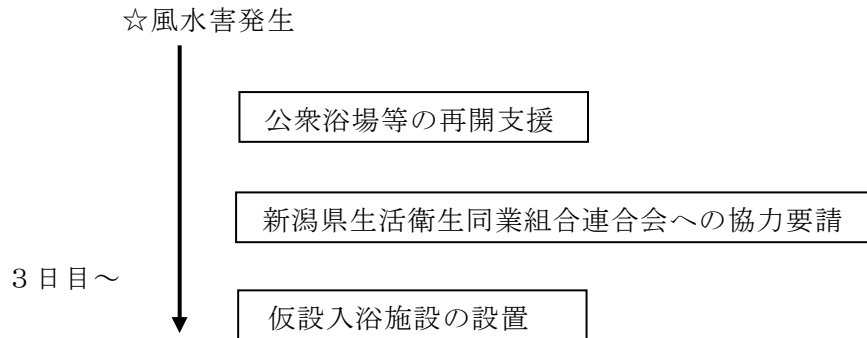
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請、入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、新潟県生活衛生同業組合連合会	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 公衆浴場等の再開支援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。 ・要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 ・避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。 	新潟県生活衛生同業組合連合会 (入浴施設管理者等)

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災害対策本部
県	市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

(3) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 ・市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。 	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県	市の要請又は被害が複数市町村に及ぶ場合は、新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会等

第25節 食料・生活必需品等供給計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、被災者及び災害応急従事者等に対し、主要食料・副食及び生活必需品等を供給する必要が生じたときは、県及び災害時応援協定締結事業所、民間事業者、防災関係機関等との相互連携により、流通在庫等を確保し、速やかに供給する。

また、風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化等により、被災者は食料・飲料水及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の多くが浸水によって失っていることなどを想定して、供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、避難に当たり、3食分の物資等を携行するよう心がける。

イ 市の責務

(ア) 被災者への物資等の供給を行う。

(イ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ウ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県や災害時応援協定締結事業所に支援を要請する。

(エ) 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

(オ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ 県の責務

(ア) 必要に応じて、物資拠点を開設する。

(イ) 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(ウ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関や協定事業者等に支援を要請する。

(エ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ 指定地方行政機関の責務

(ア) 物資拠点が開設された場合、その運用に協力する。

(イ) 物資等の調達、輸送について、県を支援する。

(3) 達成目標

ア 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則とし

て1日3回提供する。

- (ア) 避難～24時間以内 市民等による自己確保又は避難所等の備蓄食料
- (イ) 避難24時間後～ おにぎり、パン等の簡単な調達食
- (ウ) 避難36時間後～ 災害時応援協定締結事業所等からの食料供給、自衛隊等による配送食（温かいもの）
- (エ) 避難72時間後～ 自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地での炊き出し（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

イ 生活必需品

衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、及び衛生材料（ガーゼ、緊急手当て用品等）乳児用粉ミルク、哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難24時間後～）
- イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難24時間後～）

(5) 積雪期の対応

- ア 市は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すものとする。
- イ 市は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置をとるものとする。
- ウ 市は、寒冷対策として寝具、被服、発熱・保熱品等に留意するものとする。

2 情報の流れ

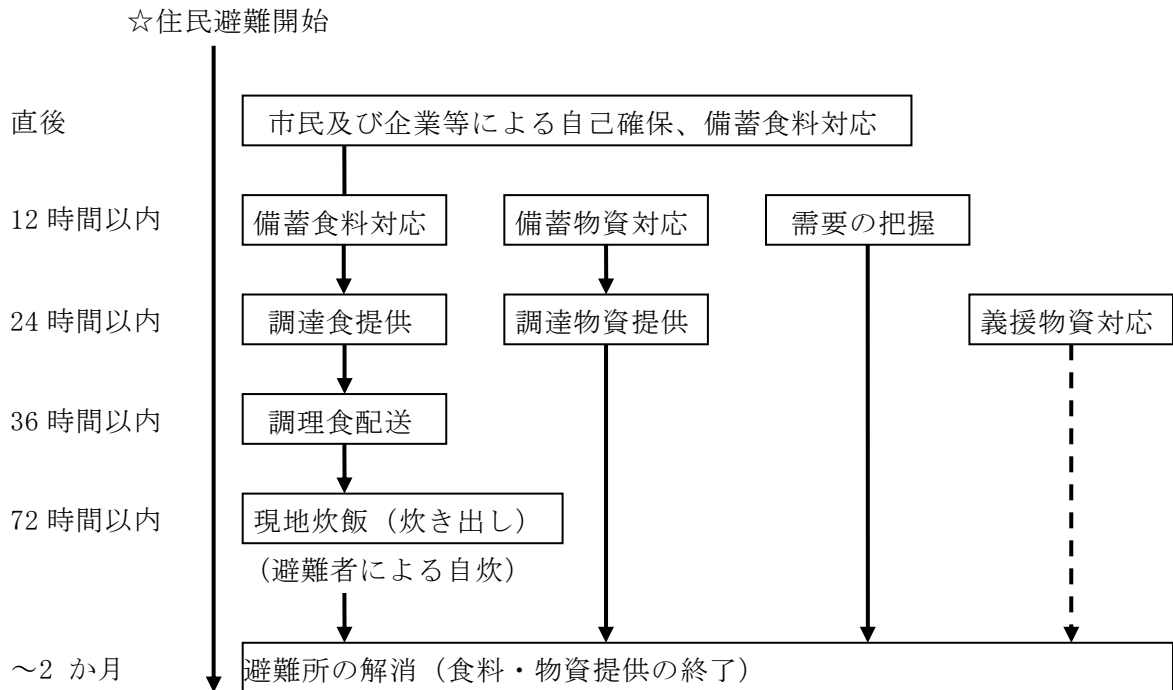
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市災害対策本部	被災地ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部 災害時応援協定締結事業所	集約された被災地ニーズ
県災害対策本部	協定先企業、他県	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部 災害時応援協定締結事業所	市災害対策本部	供給予定情報
市災害対策本部	避難所、避難者	

3 業務の体系



4 食料・生活必需品の備蓄、調達及び供給・配分

(1) 食料・生活必需品の供給対象者

市は、避難所等からの情報を集約して、供給対象者の把握に努める。

- ア 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料や生活必需品の持ち合わせがない者
- イ 住家の被害によって炊事ができない者
- ウ 旅行者、一般家庭の来訪者等であって、食料や生活必需品の持参又は調達ができない者
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料や生活必需品の持ち合わせがない者
- オ その他災害により食料や生活必需品が必要な者

(2) 被災者のため調達する食料例

- ア 米穀、パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、レトルト食品、おかゆ
- イ 飲料水、乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
- エ あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- オ その他被災地周辺で容易に調達できる生鮮野菜類

(3) 被災者のため調達する生活必需品例

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- エ 食器（茶碗、皿、はし等）
- オ 保育用品（ほ乳びん等）

- カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ク その他（暖房器具、使い捨てカイロ、大人用おむつ、女性用生理用品等）

(4) 備蓄

ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品の計画的備蓄に努める。

【備蓄目標】

- ・食料 6,000食（人口の10% 3,000人×2食分）
- ・飲料水 6,000本（500ml：人口の10% 3,000人×2本）
- ・毛布 3,000枚（人口の10%）
- ・断熱マット 3,000枚（人口の10%）
- ・簡易トイレ 150基（20人に1基：人口の10% 3,000人分）

イ 備蓄に当たっては、避難所を基本とし、備蓄スペースを確保できない場合は、隣接の避難所に備蓄を行う。

(5) 調達

ア 民間から調達する場合は、災害時応援協定締結事業所など主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておくとともに、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

イ 市のみでは十分な調達ができない場合は、県または応援協定締結市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

- a 食料・生活必需品の応援要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項
- b 炊き出し用具等の応援要請
人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項

ウ 調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。

(6) 炊きだし

炊きだしにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊きだしは、原則として避難所内またはその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。

イ 炊きだし要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、日本赤十字奉仕団、自衛隊の協力を要請するほか、ボランティアを活用する。

(7) 救援物資の受入体制

市は、災害時に多量の救援物資が当市へ搬入される場合に備えて、以下の物資集積拠点を確保する。

市が調達した物資、県から支給された物資及び全国各地から寄せられる物資については、あらかじめ定められた物資集積拠点に集積し、そのうえで配分輸送計画に基づき、それぞれ供給が必要な避難場所・病院等施設へ搬送する。

また、市長は、救援物資受入拠点に市職員を派遣し、救援物資の受入、保管及び各被災者収容施設等へ配分等を行わせるとともに、ボランティア等を配置し、速やかな仕分け・配分

と物資管理の万全を期する。

なお、輸送方法は、原則として市有車両及び民間借上げ車両等による陸上輸送を行う。

ア 陸路による救援物資受入拠点

道の駅あらい

イ 空路による救援物資受入拠点（臨時ヘリポート適地）

松山ヘリポート、月岡ヘリポート、総合公園、妙高高原スポーツ公園、妙高ふれあいパーク、小中学校グラウンド、道の駅あらい駐車場、妙高市役所

(8) 供給・配分

応急食料・生活必需品の供給は、原則として避難所に設置した応急物資供給所で行うものとし、応急物資供給所を設置したときは、設置場所、供給に関する注意事項が被災地住民等に対してもれなく伝わるよう広報活動を実施する。

また、被災住民への供給・配分に当たっては、次に事項に留意する。

ア 各避難所等における責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

※ 災害救助法が適用された場合

炊きだしその他による食品や生活必需品の給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、新潟県災害救助法施行細則別表で定められている。

5 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～24時間程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> 自ら備蓄した物資等により対応する。 市職員とともに避難所等の食料・物資等を避難者に分配 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 避難所で不足する物資等を市の備蓄場所からの配送又は県若しくは日本赤十字社新潟県支部からの緊急提供で補う。 	県 日本赤十字社新潟県支部 市社会福祉協議会 市ボランティアセンター 自治会長
県 日本赤十字社 新潟県支部	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、物資拠点を開設する。 市からの要請に基づき、不足する物資等を市、避難所等へ配送（以下、「プル型支援」という。）する。 市の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下、「プッシュ型支援」という。）を開始する。（※） <p>※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>	(公社)新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会

(2) 調達食・物資等の提供（住民避難 12 時間～24 時間程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。 	自治会長 災害時応援協定締結事業所等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づきプル型支援を行う。 ・市の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。（※） ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	協定事業者 他の都道府県
災害時応援協定締結事業所・団体等	市及び県から調達要請があった物資等を指定された市又は避難所へ配送する。	

(3) 調理食配送による提供（住民避難 24 時間程度～72 時間程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 ・日本赤十字社新潟県支部・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。 	県 ボランティアセンター
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からのニーズを把握する。 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。 	自衛隊
自衛隊	給食支援（調理及び配送）を行う。	

(4) 現地炊飯による提供（住民避難 72 時間以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 	県 市ボランティアセンター
県	市の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊

自衛隊	県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。	
-----	----------------------------	--

(5) 被災者による自炊（住民避難2週間以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	避難所対策班の職員に今後の避難所での滞在看込みと自炊の意思を伝える。	市
市	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。 	県

(6) 物資等の供給及び輸送の要請等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。 	指定地方行政機関等 運送事業者
指定地方行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> 県からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請または要求をまたないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 緊急の必要があると認めるときは、運送事 	運送事業者

	<p>業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。 	
運送事業者	物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関を支援する。	県 指定地方行政機関等

(7) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ物資を配布する。 ・物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。 	市ボランティアセンター 自治会長等 報道機関
県	<ul style="list-style-type: none"> ・義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。 ・自衛隊等に輸送を依頼する。 	自衛隊 (公社)新潟県トラック協会 新潟県倉庫協会

(8) 燃料の調達・供給

実施主体	対 策	協力依頼先
市 重要施設（病院等）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。 	県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 ・被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。 ・市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。 	新潟県石油業協同組合 政府災害対策本部

第26節 要配慮者の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。市、県等の行政と日ごろ、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設、児童福祉施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 地域住民、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保する。
- (イ) 必要に応じ、県、防災関係機関に協力要請や、避難行動要支援者情報の共有を行う。
- (ロ) 避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。
- (ハ) 避難後は、要配慮者支援の窓口となり、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。
- (ニ) 外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。
- (ホ) 難病等在宅医療を受けている者については、医療機関をはじめ、介護保険事業者、保健所等との連携を図り、適切な支援を行う。

イ 県の責務

- (ア) 市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。
- (イ) 外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。なお、社会福祉施設等のうち、特別支援諸学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、次節「文教施設における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ 企業等の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

- オ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務
- (ア) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市に報告する。
- カ 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務
- 地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。
- キ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務
- 避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。
- (3) 達成目標
- ア 避難誘導対策
- 避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。
- イ 避難所（福祉避難所を含む。）の設置・運営
- (ア) 避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。
- (イ) 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院等により避難させる。
- ウ 生活の場の確保
- 応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。
- エ 保健・福祉対策
- 要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。
- オ 外国人支援
- (ア) 外国人の被災・避難状況を確認する。
- (イ) 多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。
- (4) 積雪期の対応
- ア 在宅者における対応
- 関係機関の協力を得て、要援護世帯等の雪おろしや除雪に対し災害時に対応できるように努める。
- イ 施設における対応
- 施設では、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪に努める。
- これに対し、市は協力し、災害時に対応できるよう安全の確保に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

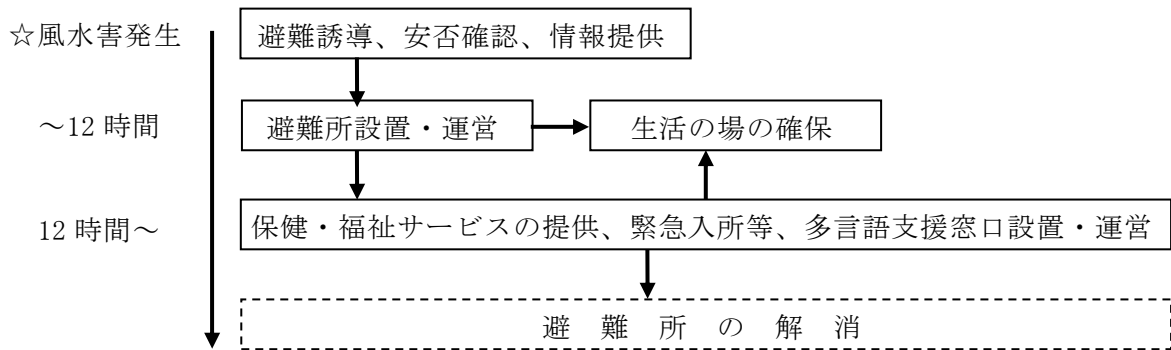
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
避難所、避難者、民生委員・児童委員、自治会、介護保険事業者、福祉関係者等	市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
市	県、他市町村、介護保	要配慮者の集約された各種ニーズ、職

	険事業者、社会福祉施設等	員、災害福祉支援チーム等応援要請
県	国、他都道府県、市、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請、災害福祉支援チーム派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導・安否確認

実施主体	対策	協力依頼先
市	避難指示等の発令基準に基づき避難情報を伝達	自主防災組織、民生委員・児童委員等
	避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	妙高警察署、上越地域消防事務組合、介護保険事業者、自主防災組織等
	避難行動要支援者の避難所への避難の状況や自宅滞在状況等を確認し、安否確認と生活環境の確保	介護保険事業者、自主防災組織、ボランティア等
	社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、上越地域消防事務組合、社会福祉施設等
社会福祉施設等	1 事前避難 (1) 避難情報があった場合、施設長は直ちに	

	<p>避難体制を整えるものとする。避難誘導に当たっては、入（通）所者に不安を抱かせないように配慮する。</p> <p>(2) 施設長は、適切な避難場所（屋内、屋外、市指定避難所）を判断し、避難誘導を行う。</p> <p>(3) 夜間、休日等で施設職員数が少数のときは、日頃より連携を図っている自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。</p> <p>2 施設被災時の安全確認及び避難等</p> <p>(1) 施設が被災した場合、施設長は入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに入（通）所者の不安解消に努める。</p> <p>(2) 入（通）所者が被災したときは、施設職員または近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じ上越地域消防事務組合へ救助を要請する。</p> <p>(3) 施設の被災により入（通）所者の避難が必要になった場合は、前1の事前準備に準じ避難を実施する。</p> <p>3 被災報告等</p> <p>施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を市、県に報告し、必要な措置を要請する。</p> <p>また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。</p> <p>4 施設の使用が不能になった場合の措置</p> <p>(1) 施設長は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じ他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じ保護者による引き取り等の手続きを講じる。</p> <p>(2) 市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。</p>	
避難支援者、自主防	避難行動要支援者に対し災害情報の伝達、安否確認、避難誘導等の必要な避難支援の実施	

災組織等		
------	--	--

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市、県	公営住宅等の確保	他市町村、他都道府県
	応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(一社)新潟県宅地建物取引業協会
県	旅館及びホテルの確保	新潟県旅館ホテル生活衛生共同業組合等

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等による要配慮者へ支援	県、保険関係団体、他市町村、他都道府県等
	避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供による要配慮者へ支援	県、福祉関係団体、他市町村、他都道府県
介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の緊急入所	市、県等

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	要配慮者への的確な情報提供	報道機関、市ボランティア

(5) 外国人支援

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
	多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
国際交流協会等	通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流団体

第27節 文教施設における応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、学校（認定こども園、保育園等含む。以下同じ。）及び児童福祉施設等（ひばり園、子育て広場、児童館、放課後児童クラブ等）における園児、児童、生徒、学生（以下、本節において「生徒等」という。）、教職員及び指導員並びに支援員等（以下、本節において「教職員等」という。）の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

(2) 各主体の責務

ア 学校及び児童福祉施設等（以下、本節において「学校等」という。）の責務

- (ア) あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、生徒等の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。
- (イ) 避難所に指定されている学校等にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校等にあつても、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。
- (ウ) 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

イ 市の責務

各学校等の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

ウ 県の責務

各学校等や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。

(3) 達成目標

被災後、概ね1週間以内に全学校等で教育活動及び児童福祉活動を再開する。

(4) 要配慮者に対する配慮

特別支援学校等では、生徒等の帰宅や一時避難に対し、支援する体制を確保する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

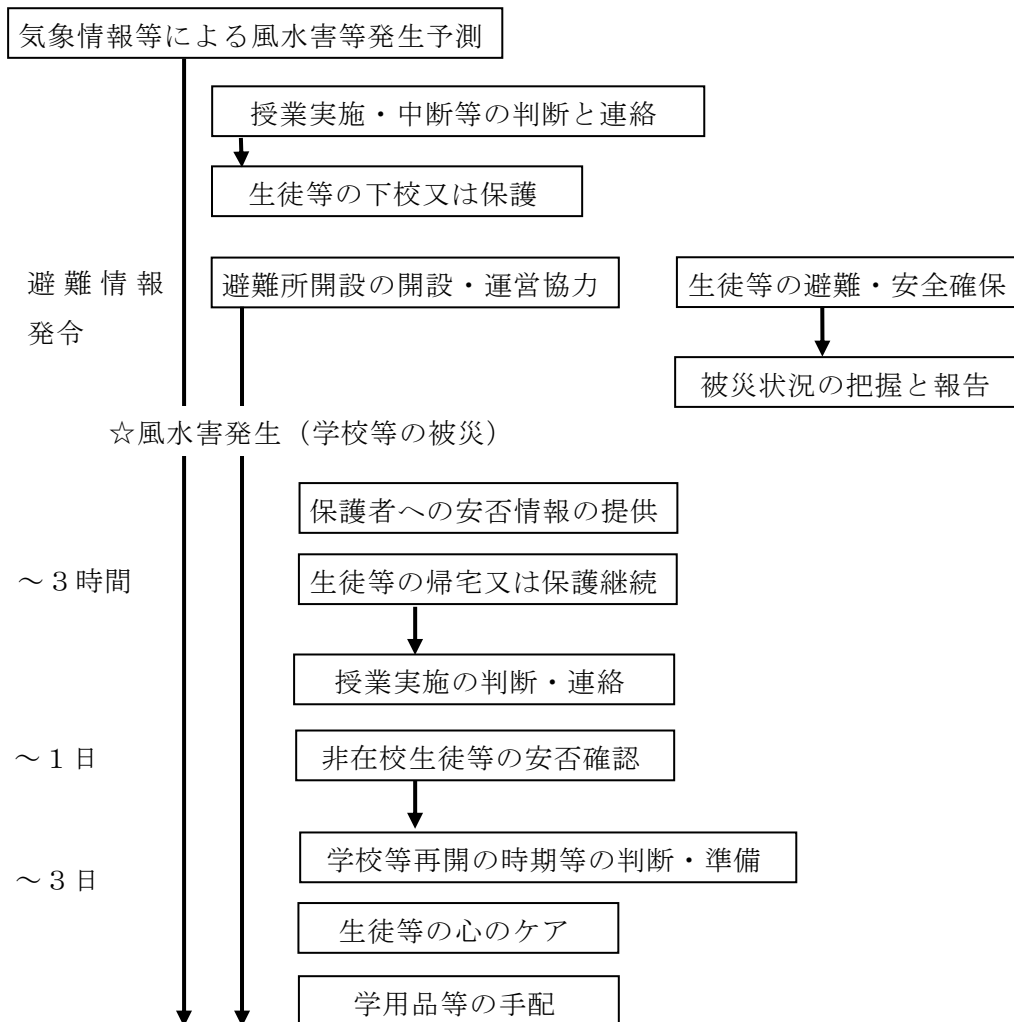
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市立学校等	市教育委員会	被害状況、臨時休業等
市教育委員会	教育事務所→県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会→教育事務所	市教育委員会	
市教育委員会	市立学校等	
市、県	生徒等、保護者	学校等被害状況、臨時休業等

(注) 緊急を要する場合や、市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接市教育委員会や市立学校等、又は、市立学校等から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 学校における業務の体系



4 学校等における業務の内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア 授業の実施・中断の判断と連絡

市教育委員会及び校長（認定こども園、保育園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校等での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速

やかに保護者に連絡する。

(ア) 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したうえで学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどして臨機に対応を行う。

(イ) 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

校長等は、市教育委員会を通じて県教育委員会に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ 生徒等の帰宅又は保護継続

下校措置に当たっては、通学路の安全を確認した上で、中学校については集団下校とし、認定こども園、保育園、小学校及び特別支援学校、並びに児童福祉施設等については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校等での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校等で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校等で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害が発生した場合の措置

ア 生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等が在校している場合

a 生徒等の掌握・避難

学校等は、避難情報の発令、学校の被災等により学校から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員等で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）。

b 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに上越地域消防事務組合に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員等全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに上越地域消防事務組合・妙高警察署、市教育委員会等に通報するとともに、現場へ教職員等を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員等

が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 生徒等の安否確認

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

公立学校等は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、学校施設の被災状況と合わせ、直ちに市教育委員会に報告する。市教育委員会は、県教育委員会に報告する。

私立学校は、人的・物的被害が生じた場合は、直ちに市教育委員会に報告する。市教育委員会は、県教育委員会に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校等は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を下校させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、小学校及び特別支援学校については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。認定こども園、保育園、児童福祉施設等は保護者から迎えに来てもらい、確実に引き渡しを行う。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、速やかに市教育委員会に報告する。市教育委員会は、県教育委員会に報告する。

カ 非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(3) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市立学校にあっては市教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に、その他の学校にあっては学校設置者に報告する。

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長又は市教育委員会から指示又は依頼があったとき、若しくは市民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長・園長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者と連携して、避難所運営の支援を行う。

(イ) 教頭・主任保育教諭・主任保育士

校長・園長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ロ) 主幹教諭・教諭・保育教諭・保育士

校長・園長の指揮の下で避難者との対応等、避難所運営を支援する。

(ハ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(ニ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(ホ) 事務職員等

行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難場所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。

また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ロ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(ハ) 障がい者等特別な介護や配慮が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

5 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

- ア 学校等の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達するとともに、県からの情報は学校に伝達する。
 - イ 学校等の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒等を活用して、保護者等への伝達に努める。
- (2) 学校への支援
- 市は、次の事項について、学校の取組を支援する。
- ア 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。
 - イ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。
- (3) 学用品等の支給
- 市は、学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 県の業務内容

- (1) 情報の集約・広報
- 学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。
- (2) 学校や市への支援
- 以下の点等について、学校の取組を支援する。
- ア 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。
 - イ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。
 - ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市にあっせんする。

第28節 文化財応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、文化財所有者をはじめとする関係機関等は、文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう必要な措置を講じる。

(2) 各主体の責務

ア 文化財所有者の責務

(ア) 文化財所有者は、暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市教育委員会等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

(イ) 文化財所有者は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

イ 市の責務

市は、市内に所在する文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。

ウ 県の責務

県は、市教育委員会等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(3) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設を可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、市、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者及び管理者は可能な限り被害状況の把握に努め、風水害による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応する。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、危険のない範囲で被災文化財の保護等に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市指定等文化財

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

第29節 障害物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル等）及び防災備蓄拠点と連絡する緊急交通路を確保する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 市は被災地域全体の状況把握の他、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

(イ) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、市（災害対策本部）に障害物除去を担当する専属班を設置し、県等の関係機関との連携を図りながら効率的に障害物除去を実施する。

イ 県の責務

(ア) 県災害対策本部生活基盤対策部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。

(イ) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動路に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

(ウ) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ウ 道路管理者等（市、国、県及び東日本高速道路㈱）の責務

(ア) 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。

特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。

(イ) あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

(ウ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、妙高警察署等の協力を得て排除する。

(エ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市の協力を得て排除する。

エ 河川管理者の責務

河川管理者（国、県）は、その所管する河川区域について、可能な限り障害物を除去する。

(3) 達成目標

緊急交通路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

緊急交通路等の障害物情報収集	避難指示等解除後 1 日以内
緊急交通路等の障害物の除去	
その他の輸送路等の障害物の除去	

ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

(4) 要配慮者への配慮

避難路が障害物により寸断されるなど、避難行動要支援者の避難に支障が出る場合を想定し、除去計画を策定する。

(5) 積雪期の対応

災害時の輸送ルートを確認するため、関係機関と連携を図りながら道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施にあたるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

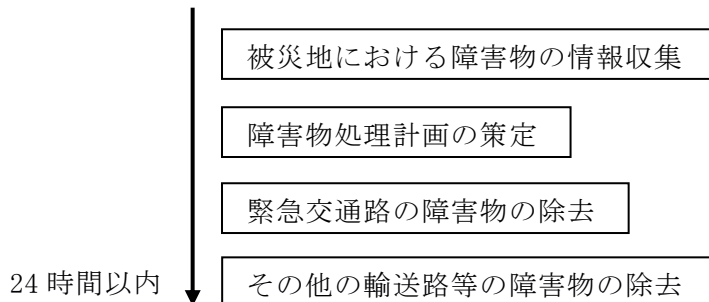
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	
その他の施設管理者		

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市	障害物除去に関する情報
	施設管理者	

3 業務の体系（避難指示等解除後の達成目標の目安）

☆避難指示等解除後



4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、 県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
県	・ 障害物除去を必要とする道路、河川等の公共管理 施設の情報を収集する。 ・ 建物関係障害物の情報を収集する。	
道路管理者等	管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対 策本部生活基盤対策部に報告する。	
河川管理者	管理区域の河川等の障害物の状況を調査し、県災害 対策本部生活基盤対策部に報告する。	

(2) 障害物処理計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 障害物処理計画の策定</p> <p>(1) 被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は県等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。</p> <p>なお、あらかじめ定められた緊急輸送ネットワーク指定路線については最優先に実施する。</p> <p>ア 使用可能機械の把握（クレーン類・バックホウ・ダンプトラック・クラッシャー等）</p> <p>イ 作業人員の把握（監督員・交通整理員・オペレーター等）</p> <p>ウ 実施箇所及びその優先順位</p> <p>エ 実施主体（各施設管理者）の配備・指令</p> <p>オ 廃棄物収集場所・処分方法の指定</p> <p>※障害物の集積場所は、妙高クリーンセンター及びあい再資源センター内の敷地を仮置場（二次集積所兼ねる）とするが市内各所に仮置場の設置が必要な場合は（一次集積所を）別途指定する。最終処分場は妙高高原一般廃棄物最終処分場とするが、分別・資源化に努め搬入量の抑制に努力する。なお、迅速に作業を進めるため、災害後初期段階では一時的（臨時的）に市管理の空地等を一時集積所とする。</p> <p>カ 建設業協会等民間団体の支援要請（不足する資機材・作業人員等）</p> <p>(2) 除去障害物の集積、処分方法</p> <p>障害物の集積場所は、あらかじめ市が仮置</p>	

	<p>場、最終処分地について定めておくものとするが、一時的には市管理の空地等とする。</p> <p>障害物処理の実施者は、がれきの処理処分方法にあたり、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設に運搬する。</p>	
--	---	--

(3) 緊急交通路上の障害物の撤去、その他輸送路等の障害物の撤去

実施主体	対 策	協力依頼先
市	災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。	
県	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな掌握物除去の実施を依頼する。 被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。 	輸送路等の施設管理者
道路管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の道路の障害物を除去する。 特に、あらかじめ定められた緊急交通路については、最優先に実施する。 あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。 	応援協定先企業団体等
河川管理者	管理区域の河川について、可能な限り障害物を除去する。	
応援協定先企業・団体等	県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。	

5 応援体制の整備

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、市は県及び関係機関との連携協力体制を強化するほか、建設業協会等ともあらかじめ人員・機械・資材等の確保について応援協定を締結し、応援体制の整備を図っておく。

第30節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等により、家屋等の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。市は、県及び関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

イ 県の責務

県は、被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

ウ 県警察本部及び自衛隊等関係機関

県警察本部及び自衛隊等関係機関は、市及び県等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

(3) 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(4) 関係者に対する配慮

一連の業務にあたっては、遺族の感情を十分配慮した上で遺族等へ説明を行う。

(5) 積雪期の対応

積雪期には、遺体の搜索、搬送等に支障をきたさないよう、除雪体制を強化する。

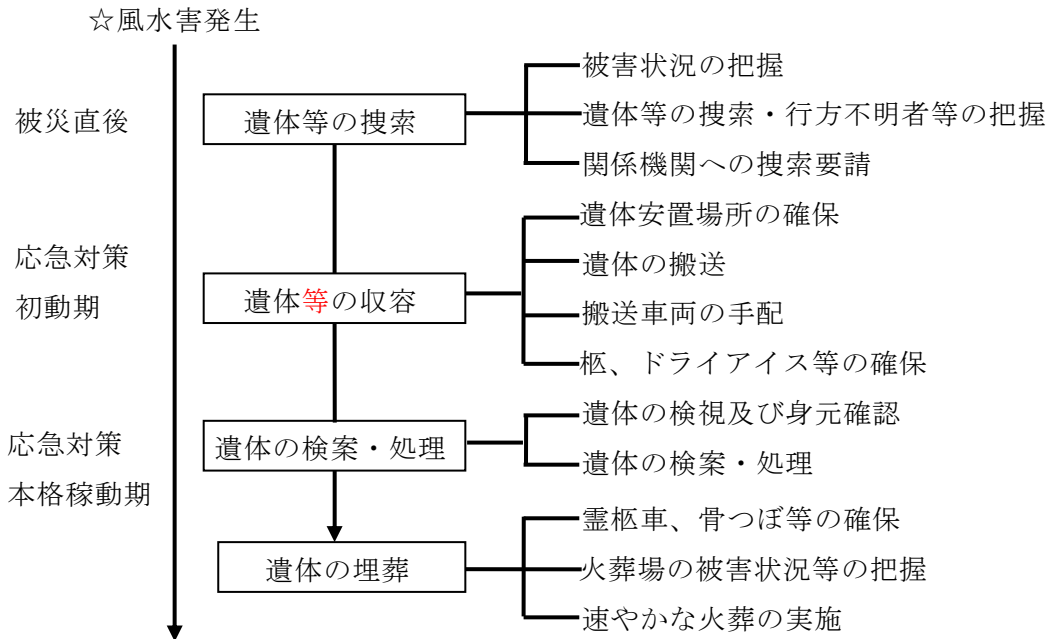
2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼

		<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者多数の場合における火葬許可手続きの簡略化依頼 ・火葬場の被災状況の報告 ・広域火葬の応援要請（新潟県広域火葬実施要領による） ・近隣市町村への応援要請
県	市（火葬場設置者）	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬の協力要請（新潟県広域火葬実施要領による） ・火葬場の割振りの通知
	要請先	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊への応援要請（市の要請による） ・（公社）新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市の要請による） ・葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市の要請による） ・県内市町村等への応援要請（市の要請による） ・市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会へ要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の捜索

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・妙高警察署、上越地域消防事務組合、消防団等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする	妙高警察署、上越地域消防事務組合、消防

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県に捜索状況を報告するとともに、災害が広範囲におよび捜索に時間を要する場合は、県を通じて自衛隊に応援を要請する。 	団、自衛隊等関係機関
県	県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。	自衛隊
妙高警察署、上越地域消防事務組合、消防団、自衛隊等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体等の捜索を市と協力して行う。 ・ 妙高警察署は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。 	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時に埋葬できない場合は、遺体安置想定場所の被害状況、施設周辺道路等の状況を情報収集し、使用の可否を確認する。使用可能な場合は、施設管理者の承諾を得て遺体安置場所として指定する。なお、遺体安置場所が確定したら、遺体の搬送を担う消防及び自衛隊に、遺体安置場所を連絡する。また、避難所で一時的に遺体受入れを行っていることも想定し、避難対策班(市民税務課)、妙高高原支所班、妙高支所班へも連絡する。 (遺体安置想定場所) 妙高し尿処理施設 ・ 搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。遺体の搬送用の車両を緊急通行車両に指定する。 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。 ・ 遺体の収容、安置に必要な資機材や役務の提供等を、協定を締結している(一社)全日本冠婚葬祭互助協会に要請する。資機材の搬入車両を緊急通行車両に指定する。 ・ 収容した遺体の情報(発見場所や性別、概ねの年齢等)について、遺体安置場所入口に掲示する。 	(公社)新潟県トラック協会、葬祭関係事業者、(一社)日本冠婚葬祭互助協会

県	<ul style="list-style-type: none"> 市から新潟県広域火葬実施要領により搬送車両の手配要請があった場合、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき要請する。 市から新潟県広域火葬実施要領により柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 	(公社)新潟県トラック協会、葬祭関係団体
妙高警察署、自衛隊等関係機関	遺体の搬送を行うものとする。	
(公社)新潟県トラック協会	搬送車により県協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	県協定に基づき、柩、ドライアイス等の確保をするものとする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社新潟県支部及び(一社)県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 妙高警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。 安置場所一覧表、安置人数表、安置人名簿を作成する。 災害救助法に関わる書類を作成する。 埋火葬許可証の発行を避難対策班(市民税務課)に依頼する。 	日本赤十字社新潟県支部、(一社)新潟県医師会、妙高警察署等
県	市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社新潟県支部、(一社)新潟県医師会
妙高警察署	<ul style="list-style-type: none"> 収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い関係機関と協力して身元確認を行う。 	
日本赤十字社新潟県支部、(一社)新潟県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 死因その他の医学的検査を行う。 検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。 	

(4) 遺体の埋火葬

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 ・骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請するものとする。 ・死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、埋火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。 ・遺体の搬送用の車両や資機材の搬入車両を緊急通行車両に指定する。 	(公社)県トラック協会、葬祭関係団体、厚生労働省
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・火葬場施設の臨時点検等を行うとともに、速やかに火葬を行うものとする。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市から搬送車両の手配要請があった場合は、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 ・市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 ・市(火葬場設置者)から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。 	(公社)新潟県トラック協会、葬祭関係団体
(公社)新潟県トラック協会	搬送車両により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	協定に基づき骨つぼ等を確保するものとする。	

5 身元不明遺体の取扱い

- (1) 市が妙高警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たるものとする。
- (2) 妙高警察署は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱うものとする。

6 広域応援体制の整備

- (1) 市は、自ら遺体等の搜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合には、「新潟県広域火葬実施要領」に基づき県に応援要請するものとする。
- (2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。

- ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
- イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
- ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができる体制

7 各手続きにかかる報告様式など

- (1) 「新潟県広域火葬実施要領」（平成29年4月1日策定）により応援要請を行う。
 - ・被災状況の把握…火葬場被災（復旧見込）状況報告（様式1）
 - ・広域火葬応援要請（様式2）
 - ・経塚斎場へ職員の派遣要請・燃料や資機材の要請…火葬要員等手配要請書（様式8-1）
 - ・資機材の要請・遺体搬送要請…遺体保存用資機材及び遺体搬送応援手配要請書（様式8-2）
 - ・依頼実績のとりまとめ…広域火葬依頼実績報告（様式10）
- (2) 災害救助法に基づく整備書類（死体処理時）
 - ・死体の捜索状況記録簿
 - ・死体処理物資受払簿
 - ・死体処理台帳
 - ・死体処理経費支出関係証拠書類
- (3) 災害救助法に基づく整備書類（埋火葬時）
 - ・埋火葬実施状況記録簿
 - ・埋火葬資料受払簿
 - ・埋火葬台帳
 - ・埋火葬経費支出関係証拠書類

第3 1節 愛玩動物の保護対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民等が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県が県獣医師会及び県動物愛護協会等と設置する「動物救済本部」を通じ飼い主の支援及び被災動物の保護に対するの協力を行う。

(2) 達成目標

市は、「動物救済本部」と協力し、避難所及び仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

また、飼い主と動物と一緒に避難できる避難施設を設置するよう配慮する。

2 愛玩動物の飼い主の役割

(1) 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

(2) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 市の役割

(1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

(2) 避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

(3) 避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

4 県の役割

(1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

(2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

(3) 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

(4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。

(5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

(6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

- (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び一般財団法人ペット災害対策推進協会への連絡調整及び要請を行う。

5 (公社)新潟県獣医師会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市・県からの要請に備える。

6 (一社)新潟県動物愛護協会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

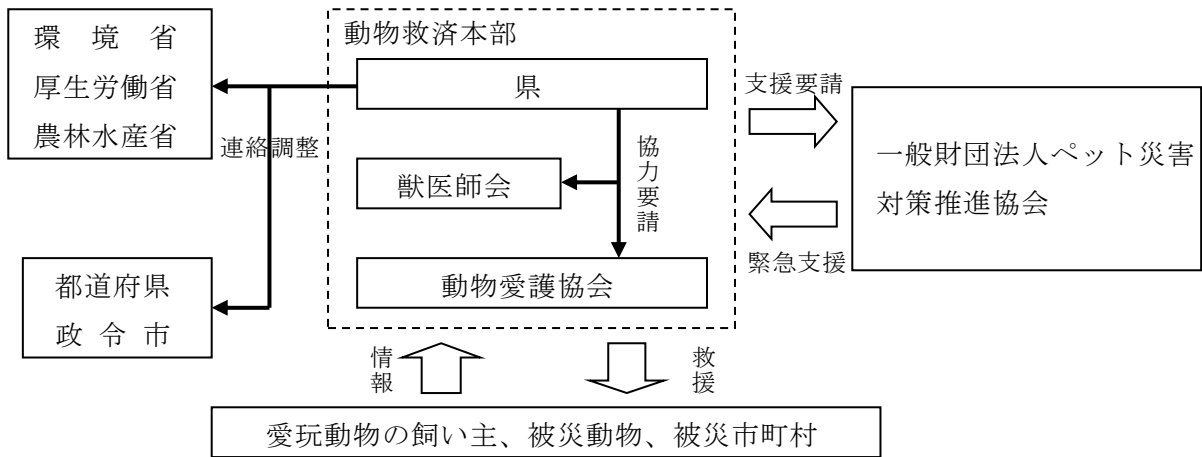
7 動物救済本部の役割

必要に応じ、一般財団法人ペット災害対策推進協会に応援を要請し、次の活動を行う。

- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。
- (2) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
- (4) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。
- (5) 飼い主さがし
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。
- (6) 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
- (7) 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
- (8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営
ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

8 組織体系

県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を要請する。



9 業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	<ul style="list-style-type: none"> 自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 避難先においてペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> 動物を同行した避難者を受け入れられる場所を設けるとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。 	県 動物救済本部
県	<ul style="list-style-type: none"> 危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。 	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省 ペット災害支援協議会
新潟県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。 	

新潟県動物愛護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・ 被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 	
動物救済本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・ 被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 ・ 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・ 被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 ・ 被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・ 被災動物の健康管理支援を行う。 ・ 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う ・ ボランティアの受付、調整を行う。 	

第32節 災害時の放送

1 計画の方針

(1) 基本方針

放送機関は、風水害等に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

なお、風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

(2) 達成目標

ア 放送事業者は、関係法令及び気象庁との申し合わせにより情報の通知を受け、内容を的確に放送する。

イ 放送事業者は、市及び県から避難指示等の発令等の放送要請があったときは、その要請に基づき放送する。

(3) 緊急放送の要請

市又は県は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する方法及び手続きは、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。
[緊急放送を要請できる内容]

河川のはん濫、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、市民等への緊急の避難呼びかけとする。

(4) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示等の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発表及び解除とする。

(5) 有線放送・コミュニティFM等への情報提供

新井有線放送農業協同組合、上越ケーブルビジョン(株)（FMみょうこう）に災害に関する情報を提供し、緊急放送の協力を要請する。

2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

県内各放送機関は、市・県から緊急放送の要請があった場合には、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」により遅滞なく正確に発信する。

第33節 公衆通信の確保

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

(2) 達成目標

東日本電信電話(株)新潟支店及び(株)NTTドコモは、市及び防災関係機関の通信確保を早期に実施する。

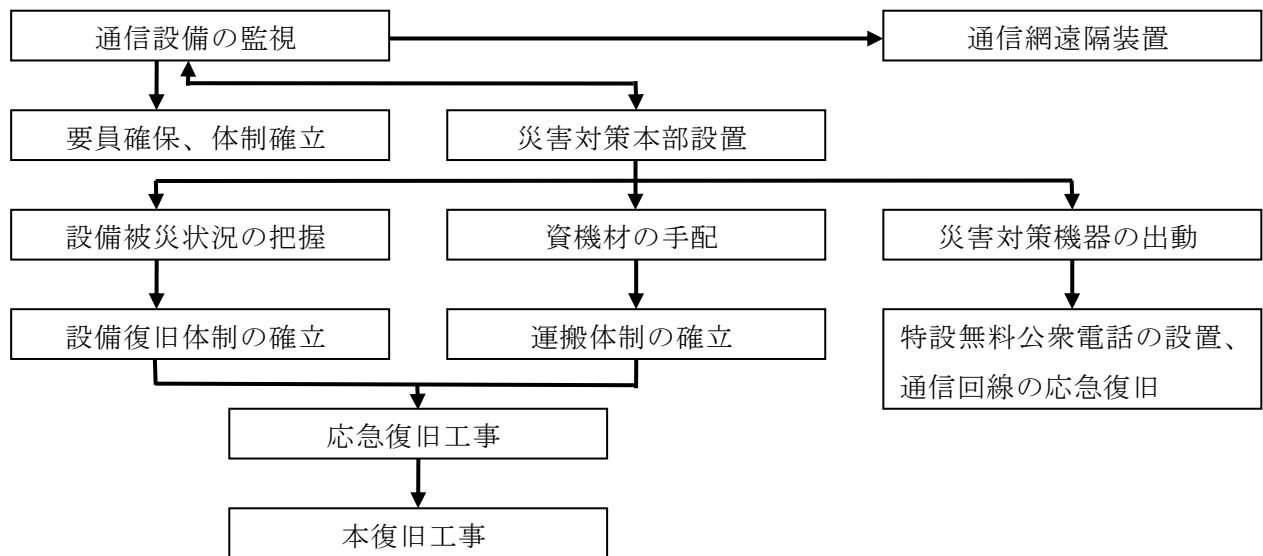
(3) 要配慮者に対する配慮

通信の不通により災害時要配慮者への情報伝達が遅れることのないように、自主防災組織や町内会等の協力により、迅速に情報伝達が行われるように努める。

(4) 積雪期の対応

積雪期においては、道路管理者等の関係機関とともに、除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、通信施設の応急復旧作業が円滑に行われるように努める。

2 公衆通信施設（NTT東日本/NTTドコモ）応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、東日本電信電話(株)新潟支店及びNTTドコモ新潟支店は同社の設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 支援本部

ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
- イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

- ア 孤立防止対策用衛星電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動基地局車
- エ 移動電源車及び可搬電源装置
- オ 応急復旧ケーブル
- カ ポータブル衛星車
- キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、東日本電信電話(株)及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況(輻輳)になった場合、災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、次表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

東日本電信電話(株)新潟支店及び(株)NTTドコモは、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 特設無料公衆電話設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本電信電話(株)及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、東日本電信電話(株)本社災害対策室及びNTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

東日本電信電話(株)本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第34節 電力供給応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

電力供給機関は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速・的確な復旧を実施するものとする。

(2) 達成目標

電力供給機関は、市、病院、公共機関、防災関係機関、避難所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速かつ的確な復旧工事を実施する。

停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等について周知を図る。

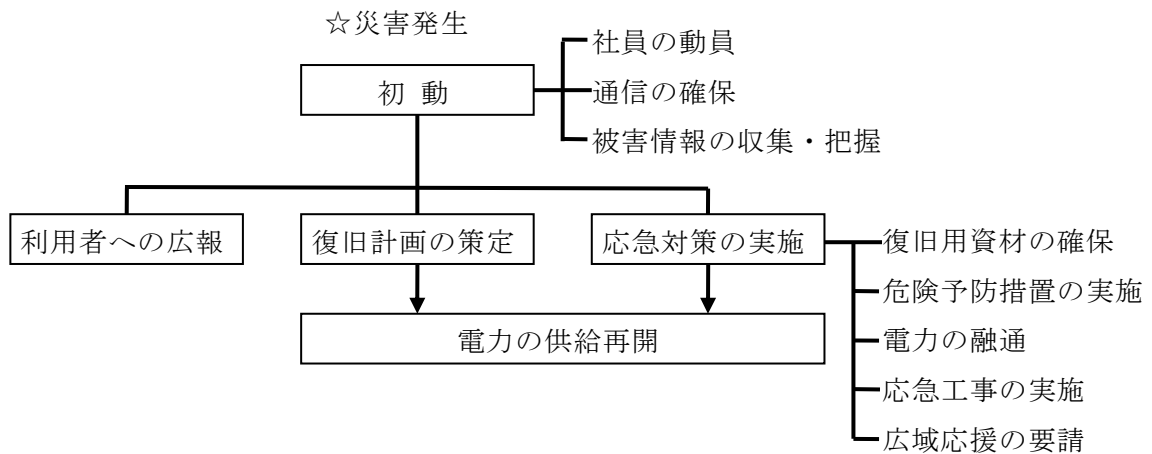
(3) 要配慮者に対する配慮

人工呼吸器装着者、在宅酸素療法等の電気を必要とする避難行動要支援者や医療機関、福祉施設等に対し、迅速な対応が行われるように努める。

(4) 積雪期の対応

積雪時においては、採暖対策を迅速に行うとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、応急復旧作業が円滑に行われるように努める。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力及び東北電力ネットワークは、災害が発生した時は非常災害対策本部（連絡室）を設置する。本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は非常災害が発生し、必要と認めた場合

第2非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合
--------	---

(2) 動員体制

対策本部（連絡室）及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

4 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 当該営業所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、市災害対策本部に要請して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画の策定

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には国、県及び市災害対策本部と連携し復旧計画を策定するものとする。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

広報は、防災行政無線、携帯電話による安全・安心メール、市ホームページ、LINE、市・消防団の広報車、更には、新井有線放送農業協同組合、上越ケーブルビジョン(株)（FMみょうこう）の協力を得て、積極的に実施する。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第35節 ガス供給対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ガス事業者は、災害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設の影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定める復旧計画書に基づき、安全で効率的な復旧を進める。

また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

(ア) 市民は、ガス栓を閉止する等の風水害発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

(イ) 積雪期においては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、L P ガス容器やガスメーター周辺の除雪に努める。

イ 市の責務

市は、二次災害防止のための広報を行う。

ウ 県の責務

県は、L P ガス充てん所及びL P ガス販売事業者（以下本節においては「L P ガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。

また、二次災害防止のための広報を行う。

エ ガス事業者の責務

ガス事業者は、次の事項を行う。

(ア) ガス供給設備の安全点検を行う。

(イ) 二次災害防止のための広報を行う。

(ウ) 被害状況を踏まえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

(エ) 都市ガス事業者は、供給再開前に供給先ガス設備の安全確認点検を行う。

(オ) 都市ガス事業者及びL P ガス事業者は、風水害発生後、速やかに供給先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

(カ) L P ガス事業者は、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

(キ) L P ガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

(3) 達成目標

(ア) 都市ガス事業者

風水害発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握 供給停止判断・措置 二次災害防止措置 関係機関への報告 供給先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了（注）大規模な被害が生じた場合を除く。

(イ) LPガス事業者

風水害発生後	充填所及び販売施設等の被害状況の把握、二次災害防止措置、県への報告
避難指示解除後 2日	供給先の緊急点検完了
避難指示解除後 3日	充填所及び販売施設等の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）

注1 大規模な被害が生じた場合を除く。

注2 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

(4) 要配慮者に対する配慮

ア ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検をあわせて行う。

イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、上越地域消防事務組合、妙高警察署	ガス事業者	供給支障等状況、ガス漏れ、事故等発生状況
ガス事業者	市、県、上越地域消防事務組合、妙高警察署	ガス漏れ、事故等発生状況（軽微なガス漏れを除く。）
	市、県	供給支障等状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市、県、气象台	ガス事業者	気象情報、河川・ダム情報
ガス事業者、市、県	被災者	二次災害発生防止情報、供給支障等状況、復旧状況及び見込情報
県	ガス事業者	安全確保の指導
復旧支援団体等		復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	関係機関への報告		↓
	供給先の安全確認、供給再開		復旧状況等
発生後	供給再開完了		↓
概ね 14 日			

(2) LPガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害発生	充填所及び販売施設等の点検	消費先設備の修理	
	供給先ガス設備の点検		
	県への報告		
避難指示解除 3時間後			二次災害防止措置
避難指示解除 2日後	供給先の緊急点検完了		↓
避難指示解除 3日後	充填所及び販売施設等の復旧完了		
	供給先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等	<ul style="list-style-type: none"> 風水害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏洩時は換気及び火気に留意する等）を行いガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。 	上越地域消防事務組合 妙高警察署

	・ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。	ガス事業者
ガス事業者	<p>1 被害状況把握、二次災害防止措置等</p> <p>(1) 災害発生後、速やかに供給所施設、導管施設等の被害調査及び供給先ガス設備の緊急点検・安全確認点検等を実施し、被害状況等を把握する。</p> <p>(2) 調査及び点検の結果、ガスによる二次災害の恐れのある地域については、ガスの供給を停止する。</p> <p>2 緊急供給</p> <p>LPガス事業者は、市からの要請により、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設への緊急供給を行う。</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 復旧計画を定め、災害発生時のマニュアルに従って安全で効率的な復旧を進めるとともに、供給先ガス設備の安全確認点検を行う。必要に応じて、復旧支援団体等に救援を要請する。</p> <p>(2) 二次災害の防止及び円滑な復旧作業のため、次の方法により広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への協力要請 ・広報車による巡回 ・戸別訪問 ・関係機関への協力要請 	<p>報道機関</p> <p>県、市</p> <p>(一社)日本ガス協会関東中央部会</p> <p>新潟県ガス協会</p> <p>(一社)新潟県LPガス協会上越支部</p> <p>復旧支援団体等</p>
市	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のための広報を行う。 ・都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給をLPガス事業者へ要請する。 	<p>報道機関、県、LPガス事業者、(一社)新潟県LPガス協会上越支部</p>
県	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・LPガス事業者に対して被害状況の調査を行う。 	<p>ガス事業者団体等</p>
	・二次災害防止のための広報を行う。	市、報道機関

第36節 給水・上水道施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において、飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するとともに、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄したもので賄うよう努める。

イ 市の責務

市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

ウ 水道事業者（市上下水道局）の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。

また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

エ 県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(3) 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用途
災害発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活水の確保
概ね1ヶ月以内	各戸1給水栓	

(4) 要配慮者に対する配慮

医療施設、避難所、福祉施設等へ優先的に給水する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整を行い、応急給水や応急復旧作業が円滑に行われるよう努める

また、山間地等への給水は、必要に応じて自衛隊等による飲料水の空輸及びろ水機による給水を検討しておく。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市 水道事業者 (上下水道局)	県、関係機関	<p>自発的に県及び関係機関へ逐次報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。</p> <p>①被災直後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 <p>②応急復旧開始後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市 水道事業者 (上下水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
市 水道事業者 (上下水道局)	市民等	<ul style="list-style-type: none"> ・断減水の影響範囲 ・応急給水及び応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆災害発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)	
直後 ～3時間 ～6時間 ～12時間	3リットル／日 生命維持	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針 	
3日		◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧（取水～導水～浄水～配水の順） ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧（仮復旧を含む）
		第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・通水作業 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧（仮復旧を含む）
1週間	20～30リットル 最低生活水量	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水）	第3段階 ・通水作業 ・仮設給水栓の増設 ・配水管、給水管の応急復旧（仮復旧を含む）
2週間	30～40リットル 生活水量の確保	第4段階 各戸1給水栓の設置（仮復旧を含む） 応急復旧の完了	
1ヶ月	各戸1給水栓		

注) 避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者 (上下水道局)	水道事業者は、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認	水道工事業者

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・市民からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握 ・関係課等から情報収集 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 ・必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼 	(公社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会等

(2) 市民等への広報や報道機関への対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者 (上下水道局)	<p>水道事業者は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。</p> <p>①第1段階の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局地的な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。 ・報道機関等の協力を得て、多角的に広報するよう努める。 <p>②第2段階の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に広報誌、報道機関、市ホームページ等を利用し、広報する。 	報道機関
県	全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、市民に広報するとともに報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者 (上下水道局)	<p>①二次災害の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。 ・水質分析用薬品等の漏出防止措置を講じる。 ・配水池で浄水を確保する。 <p>②被害発生地区の分離</p> <p>被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。</p>	

県	二次災害の防止措置 ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民等に周知・指導	市、水道業者、 (公社)日本水道協会新潟県支部
---	---	----------------------------

(4) 応急対策の方針決定

市及び水道事業者は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。また、県は被害が甚大な市町村に対する応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者 (上下水道局)	①被害状況の見積もり ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 ②応援要請の必要性判断 ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。 ③水道工事業者、他市町村等への要請 ・被害状況に応じ、水道工事業者、他市町村及び関係機関に応援を要請し、応急対策を迅速に実施できる応急体制を確立する。	(公社)日本水道協会新潟県支部、水道工事業者
県	被害が甚大な市町村に対し、応急対策計画の立案及び技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	(公社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会

(5) 応急給水活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者 (上下水道局)	・被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。 ・医療機関、避難所、福祉施設、高齢者施設等へ優先的に給水する。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	(公社)日本水道協会新潟県支部

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 ・ 必要に応じて水道法第 40 条に基づく水道水の緊急応援命令を発動する。 	
---	---	--

(6) 応急復旧活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者 (上下水道局)	<p>①応急復旧範囲の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業者による応急復旧は各戸 1 給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられるものとする。 <p>②復旧作業手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水本管、配水管、給水装置（各戸 1 栓程度）の順に作業を行う。 <p>③優先順位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。 ・ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。 <p>④応急復旧資機材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業者が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道工事業者等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。 <p>⑤配管給水の衛生確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2 mg/l以上（結合残留塩素の場合は1.5 mg/l以上）となるよう消毒を強化する。 <p>⑥ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス、電気、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の見積もりを総合的に行い、応急復旧対策計画を的確に策定する。 ・ 特に、ガスの復旧に伴い、大幅に水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定に当たってはガスの復旧状況を十分に配慮する。 ・ 日報、写真等により活動状況を記録する。 	各ライフライン事業者

県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当課等と協議する。	各ライフライン事業者
---	---	------------

5 恒久対策計画

水道事業者は応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所その他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の近代化の向上を図る。特に、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第37節 下水道等施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

下水道施設は、ライフライン施設として被災者の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められる。

下水道施設管理者は、災害時の組織体制を速やかに確立し、被災箇所の早期把握により迅速・的確な応急復旧措置を講ずるものとする。ポンプ施設・処理場においては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を図るものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）の責務

- (ア) 風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場及び管渠等が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。
- (イ) 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。
- (ウ) 風水害発生から、3日間（推奨 1 週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市の責務

- (ア) 市は、被災時に、直ちに、被災調査及び復旧工事に着手する。
- (イ) 被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、必要な応急処置を講じる。
- (ウ) 下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。
- (エ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 県の責務

- (ア) 市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。
- (イ) 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

(3) 達成目標

ア 下水道等施設復旧はおおむね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・市民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害後3日目程度～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施

風水害後1週間程度～1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
風水害後1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

イ 市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないようにする。

(5) 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場・ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施するものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

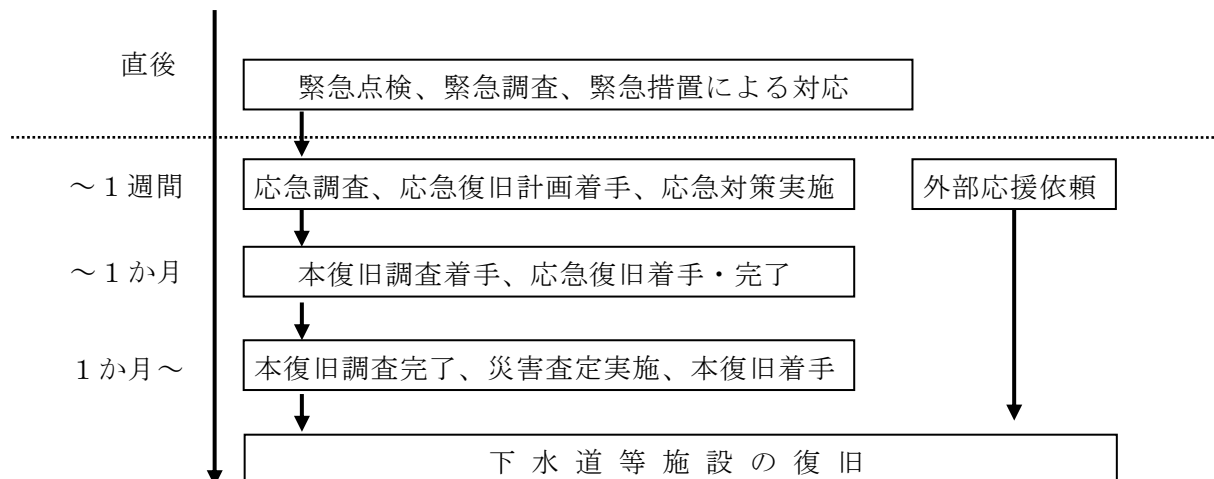
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県	(協定先) 企業・団体、他県、国、市	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	支援情報、流域下水道の被害状況
市	避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	マンホール、路面状況又は処理場の異状、雨水排水不良等が確認できた場合に自治会長や市へ通報する。	市
市	<p>1 下水道等施設、市管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告</p> <p>(1) 災害復旧の第1段階（緊急点検・調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場、ポンプ場については、被災状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。 ・管渠については、必要に応じ被害の拡大、二次災害防止のための点検（おもに地表からの点検）を実施し、点検を踏まえ下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響を調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。 <p>(2) 災害復旧の第2段階（応急調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場、ポンプ場については施設の暫定機能確保のための調査、管渠については、被害の拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで対象を広げる）、下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。 <p>(3) 災害復旧の第3段階（本復旧のための調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。 <p>2 応急対策のための判定</p> <p>下水道施設管理者は調査結果をもとに、特に下記の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められた場合は、適切な対処を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管渠、処理場、ポンプ場施設の構造的な被害の程度 (2) 管渠、処理場、ポンプ場施設の機能的な被害の程度 (3) 管渠、処理場、ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度 <p>3 緊急調査に基づく応急復旧計画の策定</p>	県、地方共同法人日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、協定事業者等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市の被害状況の把握 ・被災状況の国への報告・連絡調整 	国、市、地方共同法人日本下水道事業団、（公社）日本下水道管路管理業協会、（一社）新潟県下水道維持改築協会

地方共同法人日本下水道事業団	県及び市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	県及び市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(公社)日本下水道管路管理業協会	県及び市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	県及び市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。</p> <p>(1) ポンプ施設、処理場の応急対策</p> <p>処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は、本復旧工事までの暫定的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮するものとする。</p> <p>このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置、及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を目的に行うものとする。</p> <p>(2) 管渠施設の応急対策</p> <p>管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。</p> <p>このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂排出、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行うものとする。</p> <p>(3) 本復旧のための判定</p> <p>下水道施設管理者は応急対策を行うにあたり、下記の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断し</p>	<p>県</p> <p>協定市町村</p> <p>地方共同法人日本下水道事業団</p> <p>(一社)地域環境資源センター</p> <p>(公社)日本下水道管路管理業協会等</p>

	<p>た場合は、下水道施設復旧計画により適切な対処を行うものとする。</p> <p>ア 管渠、処理場、ポンプ場施設の被害の程度</p> <p>イ 管渠、処理場、ポンプ場施設の余命</p> <p>ウ 管渠、処理場、ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針</p> <p>オ 他施設に与える影響の程度</p> <p>カ 被災地の特殊性</p> <p>2 仮設用資材調達に努める。</p> <p>3 市民等に応急復旧状況等を周知する。</p> <p>4 県に応急復旧状況等を連絡する。</p> <p>5 避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。</p>	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設用資材調達に努める。 ・市を通じて市民等に応急復旧状況等を周知する。 ・市の応急復旧状況等を把握する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。 	市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、協定事業者
地方共同法人日本下水道事業団	県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社)日本下水道管路管理業協会	県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・県に支援、応援を依頼する。 ・協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受入体制を整備する。 	県、協定市町村、協定事業者等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼 	協定他県、協

実施主体	対 策	協力依頼先
	し、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受入体制を整備する。	定政令市、協 定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受けける。 ・本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。 ・市民等に本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。 	県、協定市町 村、地方共同法 人日本下水道事 業団、(一社)地 域環境資源セン ター、(公社)日 本下水道管路管 理業協会等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受けける。 ・本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 ・市を通じて市民等に本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。 	市、地方共同法 人日本下水道事 業団、(一社)地 域環境資源セン ター、(公社)日 本下水道管路管 理業協会、(一 社)新潟県下水 道維持改築協会
地方共同法 人日本下水 道事業団	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)地域 環境資源セ ンター	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社)日本 下水道管路 管理業協会	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)新潟 県下水道維 持改築協会	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

5 下水道施設の復旧計画

被害が発生したとき下水道施設管理者は、主要施設から順次復旧を図るものとする。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、榦・取付管の復旧を行うものとする。

第38節 危険物等施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等は、災害発生時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、危険物等取扱施設については、災害による施設の被害を最小限に食い止め、施設の従業員及び周辺地域住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力して、これから施設被害を軽減するための対策を確立する。

(2) 各主体の責務

ア 事業者等の責務

風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

イ 上越地域消防事務組合の責務

風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難情報の発令を行う。

エ 県の責務

風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民等の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(3) 達成目標

風水害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

(4) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

(5) 積雪期の対応

積雪により、避難に時間を要することを配慮し、早目に避難情報を発令する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	上越地域消防事務組合	災害・危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
上越地域消防事務組合	市、県、妙高警察署等	
県	防災関係機関	

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	市、県、上越地域消防事務組合、妙高警察署等	災害・危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関 ・ 関東東北産業保安監督部 ・ 北陸地方整備局等	

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	上越地域消防事務組合	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等
	市	災害広報及び避難誘導の要請
上越地域消防事務組合	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

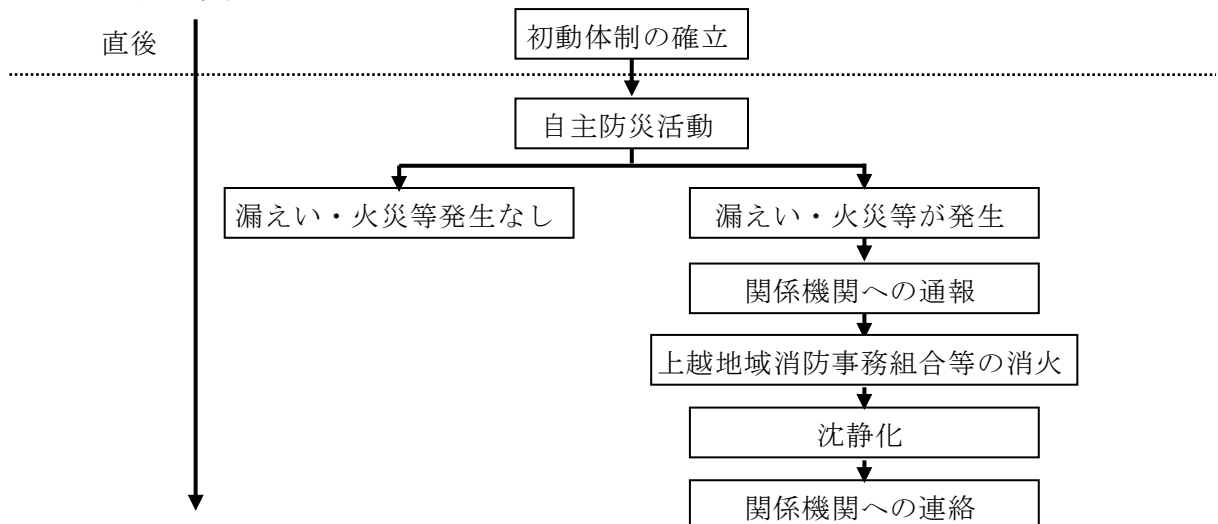
イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市、災害発生事業所	災害広報及び避難誘導の要請、関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

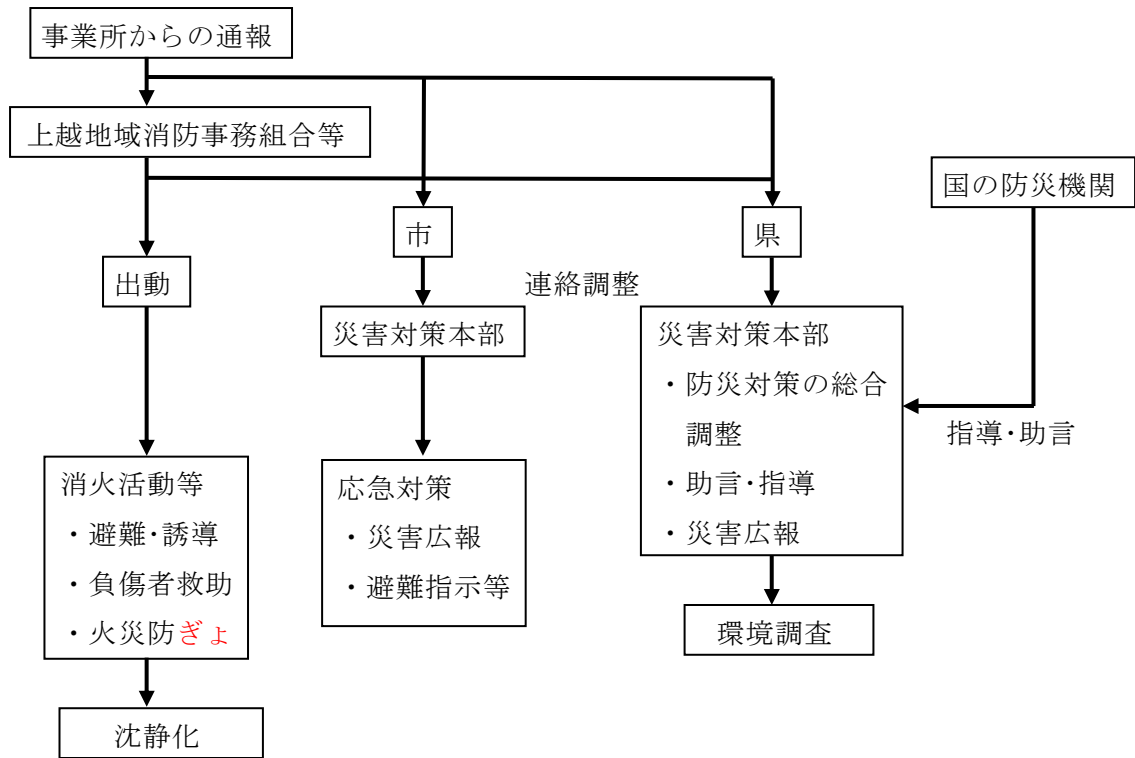
3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系

☆風水害発生



(2) 市・県等における業務の体系



4 業務の内容

(1) 風水害発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。	
事業所	1 風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。 2 風水害により被害を受けた場合、上越地域消防事務組合、妙高警察署等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 3 風水害により被害を受けた場合、ただちに被災者の救助にあるとともに、あらかじめ定めた自衛消防隊組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行い、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 4 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、上越地域消防事務組合に通報するとともに、補修、危険物等の除去等適切な措置を講じる。 5 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用	上越地域消防事務組合、妙高警察署、隣接事業所

実施主体	対 策	協力依頼先
	し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。 6 速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求めるものとする。 7 対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、その拡大防止に努める。	
県	上越地域消防事務組合等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民等の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	
上越地域消防事務組合	事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。	

(2) 風水害発生時の個別対応

実施主体	対 策	協力依頼先
火薬類取扱事業所	火薬類取扱事業所は、災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する等安全な措置を講じる。	
高圧ガス取扱事業所	高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。	
有害物質取扱事業所	有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示及び被害状況調査を行う。	
放射性物質使用施設等の管理者	1 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 2 放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移	

	し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。	
県	<p>1 県知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</p> <p>2 毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。</p> <p>3 有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</p>	
上越地域消防事務組合	危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等	危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は上越地域消防事務組合、妙高警察署等の関係機関に通報連絡する。	
市	<p>1 付近住民等に対する火気使用の制限、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。</p> <p>2 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。</p>	
事業所	関係機関と密接な連絡を保つとともに、災害の拡大防止と防除対策を迅速、的確に実施する。	
上越地域消防事務組合	災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
妙高警察署	被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、付近住民等に対する火気使用の制限、避難誘導、交通規制等の必要な措置を講ずる。	

実施主体	対 策	協力依頼先
国及び県	<p>1 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。</p> <p>2 有害物質が流出した場合、保健所等は人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。</p>	

(4) 市民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市、上越地域消防事務組合	<p>災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、防災行政無線、携帯電話による安全・安心メール、市ホームページ、LINE、市・消防団の広報車のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン（FMみょうこう）への緊急放送の依頼、自主防災組織・自治会長等への電話連絡、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。</p>	報道機関
事業所	<p>広報車、拡声器等を利用し、周辺住民等に迅速・的確に広報するとともに、市等の防災関係機関に必要な広報を依頼する。</p>	
県	<p>関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。</p>	

第39節 道路・橋梁等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

市道及び市管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、交通情報等の効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難情報の発令を行う。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

イ 県の責務

県道等、県が管理する道路及び管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、交通情報等の効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、避難情報の発令を市に要請する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

ウ 国の責務

国道等、国が管理する道路及び管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、交通情報等の効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、避難情報の発令を市に要請する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

(3) 達成目標

市は、緊急輸送道路の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について、関係機関と密接な連携のもと、応急対策を迅速かつ的確に行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

各道路管理者は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。

(5) 積雪期の対応

各道路管理者は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。

また、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難を伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	被害の場所・状況、集落孤立等の社会的影響など
地域の民間団体等		
道路管理者等（地域）	同左（対策本部）	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路管理者等（対策本部）	同左（地域）	道路管理者等間の連絡情報等
道路管理者等	関係機関	被災状況、復旧見込み
	市民等	道路情報

3 業務の体系

■ 被災状況の把握及び施設点検

↓

■ 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

↓

■ 施設の緊急点検

↓

■ 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

4 業務内容

(1) 被災状況の把握及び施設点検

風水害等が発生した場合、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、必要に応じ県消防防災ヘリコプター等の出動を要請し、被害状況把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等から道路情報を収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において妙高警察署及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ 道路情報の周知

ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危

険箇所)の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

ア 道路啓開

- (ア) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。
- (イ) 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、県知事に派遣要請を依頼する。
- (ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動を行う。
- (エ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況により止むを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。
- (オ) 道路上の障害物の除去について、道路管理者等と妙高警察署、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

5 道路占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

6 円滑な道路交通確保対策

妙高警察署は、風水害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、次により被災地域内での交通安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

(1) 信号機等の緊急措置

災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、県警察による部隊を編成して迅速にこれに対処し、被災地域ならびに関連道路の交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を図る。

(2) 交差点における交通の整理

被災地域内および関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置するほか、非常用電源付加装置を設置し、交通の安全確保と円滑化を図る。

(3) 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、県警察本部交通管制センターの交通情報板、集中可変標識、路側通信

装置による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

(4) 交通規制の実施

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

(5) 道路情報の提供等

一般運転者、歩行者及び地域住民に対し、道路管理者が設置した情報板により道路状況等の情報を提供する。

7 市民に対する広報

道路管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

- (1) 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他広報を行う必要がある事項

上記内容の広報活動は、防災行政無線、携帯電話による安全・安心メール、市ホームページ、LINE、広報車、広報紙のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン（FMみょうこう）、ラジオ・テレビ等放送媒体及び新聞等の報道機関の協力を得て周知を図る。

第40節 鉄道事業者の応急対策

1 計画の方針

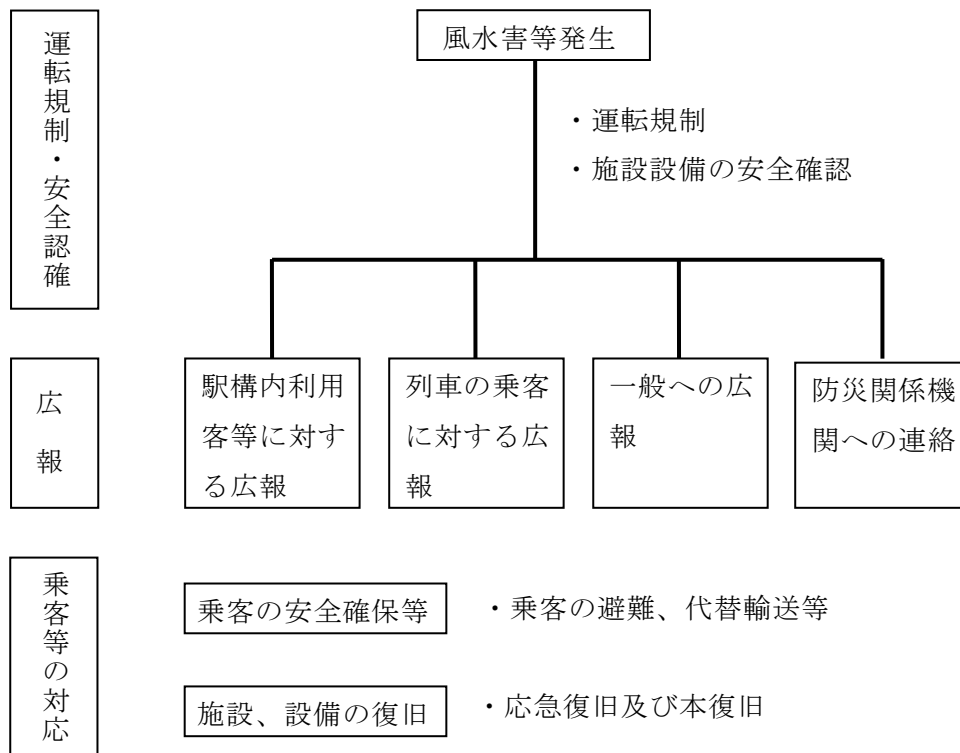
(1) 基本方針

鉄道事業者は、風水害等が発生した場合、被害を最小限に食い止め、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

(2) 達成目標

鉄道事業者は、駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備し、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行う。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 風水害時の運転規制

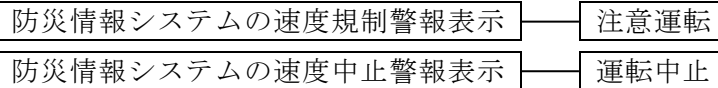
風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準及び運転規制区間に基づき、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

風速	早目運転規制区間	一般運転規制区間
20m/s 以上	注意運転	通常運転
25m/s 以上	運転中止	注意運転
30m/s 以上	運転中止	運転中止

イ 豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）及び河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。



ウ なだれ発生時の取扱い



(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、上越地域消防事務組合に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた運転指令は県、市、妙高警察署、上越地域消防事務組合等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(6) 市民等に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、ホームページに加え、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、防災行政無線、携帯電話による安全・安心メール、市ホームページ、LINE、のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン（FMみょうこう）等に、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(7) 市・県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市・県へ報告する。

第41節 土砂災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山、砂防施設等の管理者は、災害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

市は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。住民に被害が及ぶおそれがある場合は、土砂災害ハザードマップ等に基づき、住民に対し避難情報の発令及び避難誘導等を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

土砂災害やその前兆現象、また、土砂災害等を確認した時は、遅滞なく市、県、上越地域消防事務組合、妙高警察等へ連絡する。

イ 市の責務

(ア) 住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対し避難指示の発令及び避難誘導等を実施する。

(イ) 気象等の状況により土砂災害等が発生するおそれがある場合は、新潟県土砂災害情報システム等で情報収集を行い、土砂災害警戒情報等が発表された場合は、あらかじめ定めた方法により、対象地域の住民及び要配慮者利用施設等に対して避難情報を発令する。

(ロ) 二次災害の防止に努めるとともに、被害拡大の可能性が低い場合は、直ちに応急対策を実施する。

ウ 県、国の責務

県、国は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

エ 関係機関の役割

県、市と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化する。

(3) 達成目標

速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難指示等を伝達するとともに避難支援活動を行う。避難の実施に当たっては、自主防災組織及び消防団等の協力を得て、安全な避難に配慮する。

(5) 積雪期の対応

積雪期では、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合は、気象条

件等を勘案したうえで、ドローン等の活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

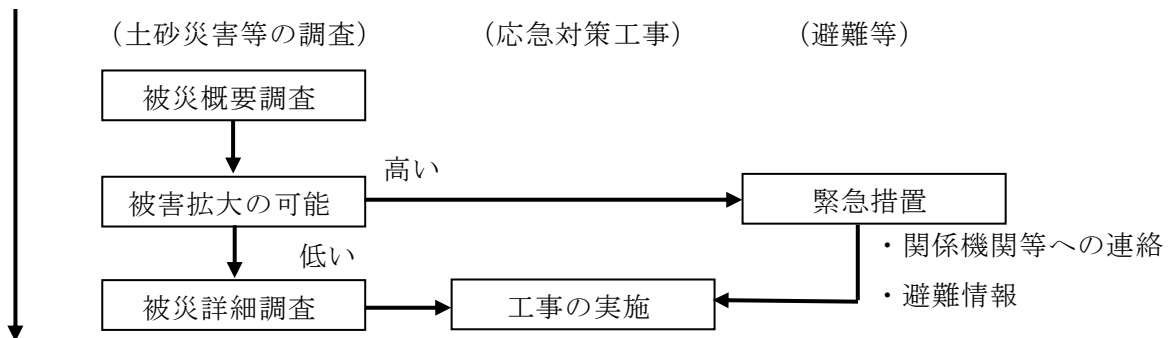
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民等、妙高警察署	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市	企業等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県・国	市	防災情報、調査結果、応急対策工事の実施状況、土砂災害緊急情報
市	市民、妙高警察署	防災情報、調査結果、応急対策工事の実施状況、避難情報

3 業務の体系

☆土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

実施主体	対 策	協力依頼先
国 県 市	<p>1 点検・巡視</p> <p>各施設の管理者は、新潟県土砂災害情報システム等により情報収集を行い、気象等の状況により風水害等が発生する恐れがある場合は、次により施設の点検、巡視を行う。</p> <p>(1) 治山施設管理者は、降雨等により土砂災害のおそれがある場合、治山施設設置箇所を点検、巡視する。</p> <p>(2) 砂防施設等管理者は、降雨等により土砂災害のおそれがある場合、土石流危険溪流及び砂</p>	

	<p>防施設、地すべり危険箇所及び防止施設、急傾斜地崩壊危険箇所及び防止施設、その他砂防関係施設を点検、巡視する。</p> <p>2 異常を発見した場合の措置</p> <p>各施設管理者は、点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により安全確保のための措置を実施する。</p> <p>(1) 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。</p> <p>(2) 施設の被災等により住民に被害を及ぼす恐れがある場合は、直ちに関係機関等へ通報する。</p>	
--	---	--

(2) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
国 県 市	<p>1 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。</p> <p>2 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。</p> <p>3 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。</p> <p>4 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。</p>	<p>新潟県治山ボランティアセンター 新潟県治山防災ヘルパー 新潟県砂防ボランティア協会 北陸地方防災エキスパート (一社)新潟県建設業協会 (一社)建設コンサルタント協会 北陸支部 (一社)新潟県測量設計業協会 (一社)新潟県地質調査業協会</p>
国 県	<p>1 被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係機関等に連絡する。</p> <p>2 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。</p>	
市	<p>1 土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。</p>	

(3) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

国 県 市	<p>各施設の管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し、関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。</p> <p>1 治山施設</p> <p>(1) 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。</p> <p>(2) 施設の被害が拡大する恐れのある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止の監視を行う。</p> <p>(3) 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。</p> <p>(4) 倒木や流木等により二次災害が発生する恐れのある場合は、速やかにその除去に努める。</p> <p>2 砂防施設等</p> <p>(1) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、地すべり、土砂崩れ等により、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。</p> <p>(2) 施設被害が拡大する恐れがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により、危険防止のための監視を行う。</p> <p>(3) 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。</p>	
-------------	---	--

(4) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
国 県 市	<p>1 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。</p> <p>2 ワイヤセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。</p>	<p>(一社)新潟県建設業協会 (一社)建設コンサルタンツ協会 北陸支部 (一社)新潟県地質調査業協会</p>

(5) 住民に対する広報及び避難等

実施主体	対 策	協力依頼先
国 県	1 各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民や市等へ周知する。	
市	1 風水害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ連絡するとともに避難情報の発令及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 2 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。 3 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。	

5 土砂災害警戒情報発表時における市の対応

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、消防団その他関係機関と連携して警戒巡視等を実施し、土砂災害の前兆現象等を発見した場合は、関係各機関で情報を共有するとともに、対象となる地域の住民に対して迅速、的確に情報を伝達し、避難の支援を行う。

情報の種類	主な活動内容
前ぶれ注意情報	①警戒巡視（市職員、消防団等） ②対象地域の自治会長と協議、対象地域住民への連絡（市広報車、消防団車両による広報、防災行政無線等）
土砂災害警戒情報	①警戒巡視（市職員、消防団等） ②対象地域の自治会長と協議、対象地域住民への連絡（市広報車、消防団車両による広報、防災行政無線等） ③緊急を要する場合は、対象地域の全戸に対して消防団等の協力も得て、連絡及び避難支援を行う。

第42節 河川施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

河川管理者は、災害時による施設の損壊箇所の機能確保を図るため、応急対策を行うとともに、関係機関の緊密な連携のもと、被害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

河川施設の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、上越地域消防事務組合及び妙高警察署へ連絡する。

イ 市の責務

市民等から河川施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。

また、施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、市民等の安全を確保するため、避難情報の発令や避難誘導等を実施する。

ウ 県・国の責務

風水害による河川施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(3) 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から速やかに応急工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあつては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

(5) 積雪期の対応

河川施設管理者は、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における連携について事前に協議しておくものとする。

また、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案しドローン等の活用による被災状況の迅速な調査を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民等、妙高警察署、 上越地域消防事務組合	市	施設被災の通報
市	県	詳細な施設被災情報

県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	被害情報、洪水予報・水防警報、水防活動状況、緊急復旧情報、水位観測所の水位と堤防高等の関係、代表地点雨量、破堤した場合の被害想定、破堤箇所、水位標高等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、妙高警察署、上越地域消防事務組合	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市	市民等、妙高警察署、上越地域消防事務組合	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告、避難指示等の発令

3 業務の体系

- 災害の未然防止
- ↓
- 被害の拡大防止及び二次災害の防止
- ↓
- 被災施設の応急復旧
- ↓
- 市民等に対する広報

4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 点検・巡視</p> <p>市は、河川管理者等に、気象、土象等の状況により風水害等で河川水位が上昇し、警戒水位を越える恐れがある場合、次により施設の点検、巡視を行うとともに、消防団等に巡視協力を要請する。</p> <p>(1) 河川水位が警戒水位に近づいている箇所</p> <p>(2) 過去に洪水被害が生じた箇所</p> <p>(3) 地形地質上の脆弱箇所</p> <p>(4) 土地利用上からの弱堤箇所</p> <p>(5) 二次災害防止の観点からの低標高箇所</p> <p>(6) 主要河川構造物の設置箇所</p> <p>2 異状を発見した場合の措置</p> <p>市は、点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施するほか、次</p>	

	<p>により住民安全確保のための措置を実施する。</p> <p>(1) 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。</p> <p>(2) 施設の被災等により住民に被害がおよぶおそれがある場合は、直ちに河川管理者及び上越地域消防事務組合、妙高警察署等関係機関へ通報するとともに、避難情報の発令及び避難誘導等を実施する。</p>	
河川管理者	<p>1 降雨等により河川水位が上昇し、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがある場合、下記の点検及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川水位が氾濫注意水位(警戒水位)に近づいている箇所 ・過去に洪水被害が生じた箇所 ・地形地質上脆弱な箇所 ・土地利用上からの弱堤箇所 ・構造物の安全性、施設の利用可能性を詳細に把握 ・二次災害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 <p>2 点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。</p> <p>3 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を実施する。</p> <p>4 施設の被災等により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、上越地域消防事務組合、妙高警察署へ通報する。</p>	各協会、建設技術センター、地域創造センター

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、直ちに河川管理者及び上越地域消防事務組合、妙高警察署等関係機関に通報する。</p> <p>2 下水道施設</p> <p>(1) 急激な降雨や排水河川の増水等により、雨水ポンプ、排水機場施設等が有効に機能できない場合は、可搬式ポンプや移動可能な雨水ポンプ、排水機場の施設を利用した排水対策を実施する。</p> <p>(2) ポンプ場、処理場施設が被災した場合の応急復旧は、処理場機能の早急な復旧を期すため、重要度の高い機械配管、電気機器・設備を優先する。</p> <p>(3) 下水道施設の速やかな復旧が困難な場合は、利用者等に対し水洗トイレ、風呂等の使用を極力控える</p>	

	<p>よう広報活動等により要請する。</p> <p>また、各種薬品類、重油及びガス等の燃料漏洩など二次災害の発生防止に努める。</p>	
河川管理者	<p>1 点検、巡視で施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して必要な応急措置を実施する。</p> <p>2 河川管理施設及び許可工作物</p> <p>(1) 浸水被害が発生し、その被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講じるとともに、危険箇所は立ち入り禁止等必要な措置を実施する。</p> <p>また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて市民へ周知を図る等の対策を講じる。</p> <p>(2) 堤防等の河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。</p> <p>(3) 低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。</p> <p>(4) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 許可工作物の損傷の復旧などについては、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。</p> <p>頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うと共に河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。</p> <p>(5) 油や危険物等が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。</p> <p>(6) 倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。</p> <p>(7) 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。</p> <p>(8) その他河川管理に関する事項の調整 災害発生時は応急対策または復旧活動等に伴う多種多様な河川区域の要請が予測されるため、河川管理に関する事項</p>	各協会、建設技術センター、地域創造センター

	<p>の調整に当たっては、出来る限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。</p> <p>3 ダム施設</p> <p>(1) 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。</p> <p>(2) 放流を行う場合は、関係機関への通知及び関係住民への周知を行う。</p>	
--	--	--

(3) 被災施設の応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
市	各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施するよう国県に働きかける。	
北陸地方整備局、県	各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の確保等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会

(4) 市民等に対する広報等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民等へ逐次連絡する。</p> <p>2 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、市民等、上越地域消防事務組合、妙高警察等へ逐次連絡する。</p> <p>3 被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難情報を発令する。</p>	
北陸地方整備局、県	<p>1 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を市や上越地域消防事務組合、妙高警察署等へ逐次連絡する。</p> <p>2 各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても市や上越地域消防事務組合、妙高警察署等へ逐次連絡する。</p>	

第43節 農地・農業用施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害時において、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されるため、管理者である市、県、土地改良区等は、気象情報等の把握により事前に被害を軽減するための措置を行う。

また、災害発生時には、関係機関と連携し各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し機能確保に努める。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 県の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

ウ 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(3) 達成目標

ア 各施設管理者は、緊急的な被災状況の把握を随時行う。

イ 避難指示等解除後3日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講じる。

ウ 防災重点農業用ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

対象災害	大雨特別警報に係る大雨
緊急点検	目視による外観点検（大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施）
報告方法	市は原則としてため池防災支援システムにより報告

エ 緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後速やかに応急復旧を行う。

(4) 災害発生の未然防止活動

ア 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検及び監視を行う。

イ 施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ため池、頭首工等の適切な操作を行

う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。

(5) 危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

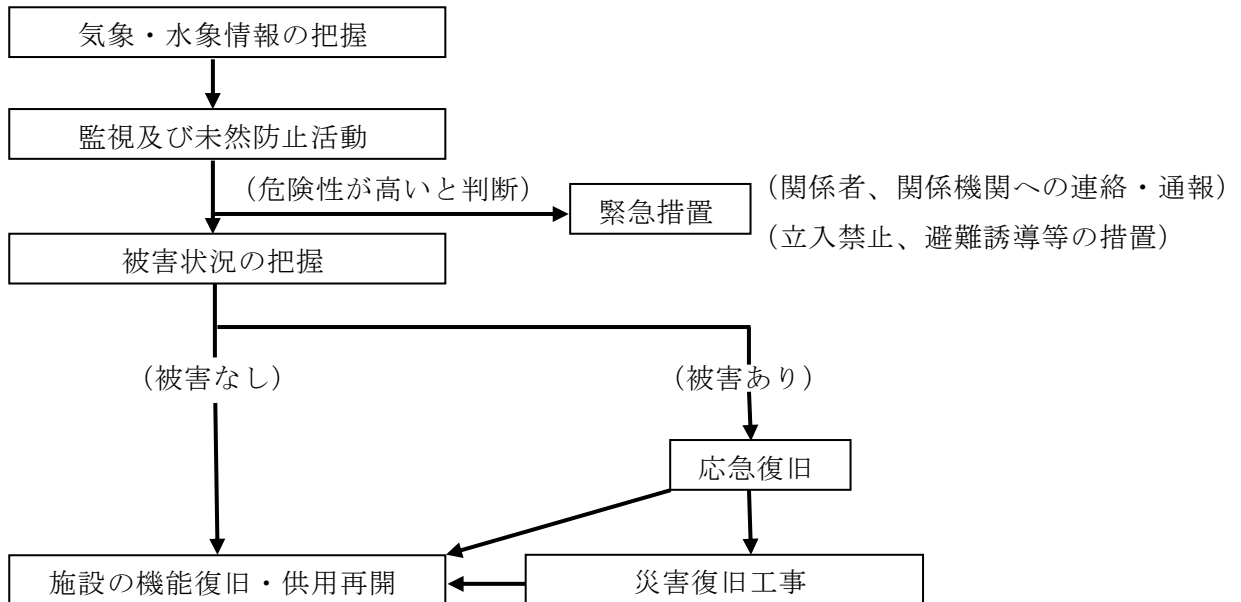
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、避難情報等 危険箇所等の情報
県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	県管理施設の被害情報
市	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。	北陸農政局 他関係機関

	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。 	建設業協会 専門技術者 等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 	市 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者 等

(2)主要構造物や建築物の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。 	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。 	北陸農政局、市、他関係機関、建設業協会、専門技術者 等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 	市、県 他関係機関 建設業協会 専門技術者 等

(3)浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	県 他関係機関 建設業協会 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会 等

土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	市 県 他関係機関 建設業協会 等
----------------	--	----------------------------

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、妙高警察署等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。 	県 他関係機関 建設業協会 等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。 	市 県 他関係機関 建設業協会 等

第44節 農林業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において、農林業生産基盤の被災、農林業施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、治山施設の被災等が予想されることから、市は、農林業関係団体等と緊密な連絡をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

(2) 各主体の責務

ア 農林業生産者及び農林業用施設の所有者・管理者

- (ア) 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等を心懸ける。
- (イ) 風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。
- (ウ) 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう、平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- (エ) 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市及び関係団体等へ速やかに連絡する。

イ 関係団体の責務

被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力するとともに、二次被害発生防止等の応急措置を講ずる。

ウ 市の責務

- (ア) 関係団体の協力を得ながら農林産物及び農林業用施設の被害状況を把握し、上越地域振興局等に報告する。
- (イ) 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- (ウ) 県、関係団体等との協力を得ながら、農林産物及び農林業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

エ 県の責務

- (ア) 上越地域振興局は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。
- (イ) 上越地域振興局は、必要に応じ市及び関係団体に連絡要員を派遣するとともに、必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。
- (ウ) 県は、農林産物（地域・面積も含め）及び農林業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。
- (エ) 被害状況に応じて復旧用農林業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(3) 達成目標

市は、次のとおり被害状況の把握及び応急対策を実施する。

- ア 24時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。
- イ 被害状況により、3日以内に二次災害を防止するための指導及び指示を行う。
- ウ 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(4) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

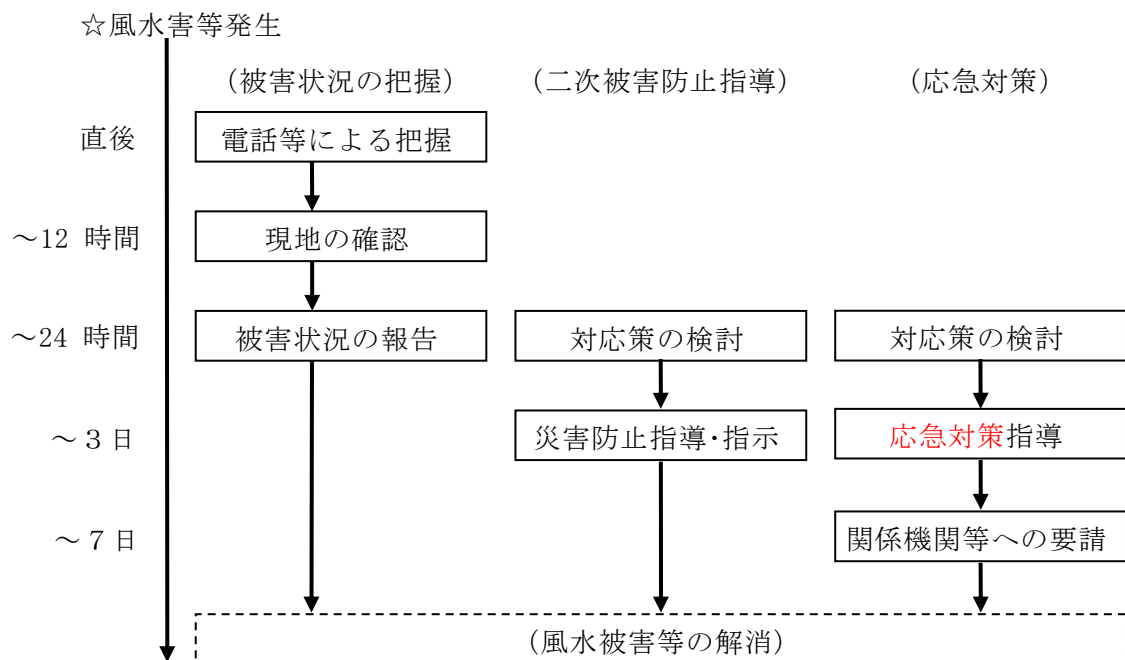
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	上越地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
上越地域振興局	県災害対策本部	集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	上越地域振興局	応急対策等の内容
上越地域振興局	市	具体的な指導

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

- ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	農業協同組合等と相互に連携して農作物及び農業用施設の被害状況を把握し（雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）、上越地域振興局に報告する。	農業協同組合、 農業共済組合等
上越地域 振興局	市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市
県	県は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域・面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。	農業協同組合、 農業共済組合等

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置 2 農業用燃料の漏出防止措置 3 土砂崩れ、雪崩等による農舎、農業用ハウス等の倒壊防止措置 4 農舎、農業施設等の火災防止措置 	農業協同組合、 農業共済組合等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、農業協同組合等と相互に連携して、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農作物の病虫害発生予防のための措置 (2) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 (3) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 (4) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 (5) 種苗の供給体制の確保 (6) 消雪促進のための措置 (7) 土砂、火山灰等排出のための措置 (8) 農業用施設の応急工事等の措置 2 市は、農業共済組合、農業協同組合等と相互に連携し、水害により発生が予想される水稻の病虫害対策を講じ、又は関係者を指導するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農薬の確保 <p>災害により緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、農業協同組合等に対し、手持ち農薬の被</p> 	農業協同組合、 農業共済組合等

	<p>災地向け緊急供給を依頼するとともに、必要な場合は必要量の緊急確保の要請を行う。</p> <p>(2) 防除器具の確保</p> <p>市は被災地の緊急防除の実施を促進するため、必要があるときは防除器具の整備状況を把握し、緊急防除の実施に際し集中的に防除器具の使用ができるよう努める。</p> <p>(3) 防除の指導</p> <p>特に必要と認めたときは病虫害防除班（農林課、農業協同組合職員等をもって構成）を編成し、現地の特別指導を行う。</p>	
県	被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合 農業共済組合	市等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市	農業協同組合等と相互に連携して、被害状況を把握し、県に報告する。	農業協同組合、 農業共済組合
県、上越 地域振興 局、県上 越家畜保 健衛生所	市等の協力を得ながら、上越地域振興局及び上越家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。 (困難な場合は、他地域から支援)	市、全農県本部、県 酪農業協同組合連 合会、県農業共済組 合連合会、(公社)新潟 県畜産協会、(公社) 新潟県獣医師会

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合 農業共済組合	市からの指示及び依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲及び収容による市民等への危害防止措置	農業協同組合、 農業共済組合
県、上越 地域振興	二次災害防止及び応急対策の調整をする。 1 二次災害防止対策への協力	市、全農県本部、県 酪農業協同組合連合

局、上越 家畜保健 衛生所	2 関係機関及び団体への協力要請	会、県農業共済組合 連合会、(公社)新潟 県畜産協会、(公社) 新潟県獣医師会
---------------------	------------------	--

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県、 上越地域 振興局、 県上越家 畜保健衛 生所	<p>農業協同組合等と相互に連携して、下記の応急対策を実施及び協力する。</p> <p>1 死亡・廃用家畜の処理</p> <p>(1) 死亡家畜の受入れ体制確保</p> <p>(2) 死亡家畜の埋却許可</p> <p>(3) 傷害による廃用家畜の緊急と家畜に対する検査</p> <p>(4) 家畜廃用認定</p> <p>(5) 家畜緊急輸送</p> <p>2 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置</p> <p>(1) 家畜飼養者に対する衛生指導</p> <p>(2) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒</p> <p>(3) 家畜伝染病予防接種体制の確保</p> <p>3 動物用医薬品及び飼料等の供給</p> <p>(1) 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請</p> <p>(2) 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請</p>	<p>新潟県化製興業株、 福祉保健部、新潟 市、県食肉衛生検査 センター、県農業共 済組合連合会、県家 畜商協同組合 農業協同組合、農業 共済組合、(公社)新 潟県畜産協会、(公 社)新潟県獣医師会</p> <p>県動物薬品器材協 会、(公社)新潟県 獣医師会、全農県本 部、県酪農業協同組 合連合会、飼料卸商 組合、(公社)新潟 県獣医師会</p>

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	<ul style="list-style-type: none"> 市及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 近隣の生産者等、関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。 	関係団体
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 市、上越地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 市、上越地域振興局と連絡をとりながら、情報を収集する。 	市、上越地域振興局
市	<ul style="list-style-type: none"> 上越地域振興局等と相互に連携して被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。 	関係団体、上越地域振興局
上越地域 振興局	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 	市、関係団体

	・市及び関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	
県	・上越地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめる。 ・必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。	市、関係団体

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等、関係団体	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、上越地域振興局、関係団体
市	緊急に必要なときは、二次災害を防止するため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 1 倒木等の除去 2 林業等関係施設の倒壊防止措置 3 燃料、ガス等漏出防止措置	上越地域振興局
上越地域振興局	市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	
県	上越地域振興局へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等、関係団体	林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。	上越地域振興局、関係機関
関係団体、市、上越地域振興局	相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置 2 病虫害発生予防措置 3 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	上越地域振興局
県	必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。	関係機関

第45節 観光商工業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害時において、観光商工業の事業資産の損害を最小限に食い止めるため、事業の継続、又は早期復旧を図る。

また、緊急時における企業活動への支援を行う。

(2) 各主体の責務

ア 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限に食い止めるため、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

イ 関係団体の責務

(ア) 会員・組合員等の被災状況を把握する。

(イ) 観光協会、商工会議所・商工会は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ウ) 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

ウ 市の責務

(ア) 企業・事業所の被害状況を把握する。

(イ) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ウ) 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

エ 県の責務

(ア) 関係団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

(イ) 市を通じ中小企業の直接被害件数及び被害額を把握する。

(ウ) 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

(エ) 必要な関係団体に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

(オ) 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

(カ) 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ (エ)～(カ)は被災状況により対応

(3) 達成目標

ア 市は、災害発生後24時間以内に被災地の主な観光商工業の被害概要を把握する。

イ 県は、被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。

ウ 県は災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に市を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

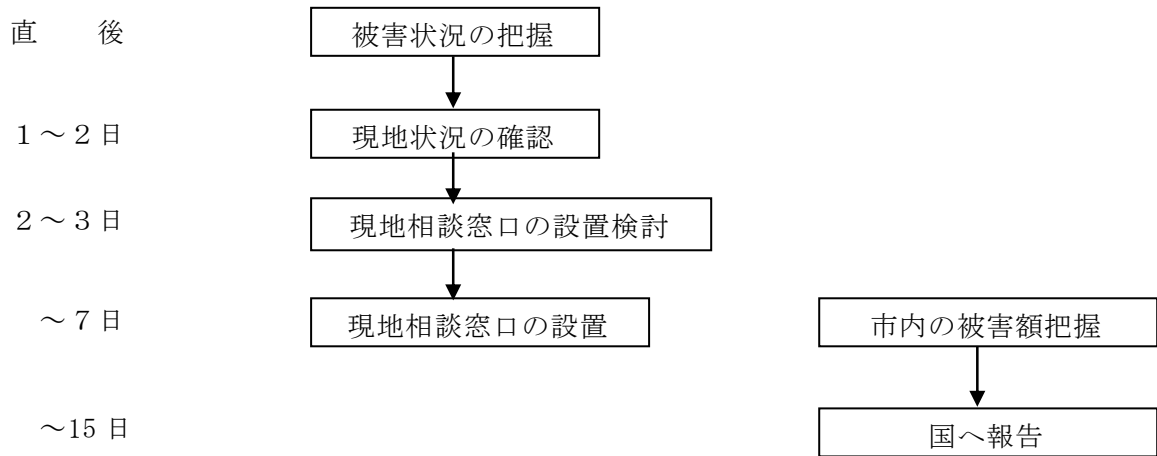
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
関係団体	市	被害状況
市	県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、関係団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
市、関係団体	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	関係団体、主要企業及び観光事業者等の被災状況を調査し、県に報告する。	企業・事業所、関係団体
県	<ul style="list-style-type: none"> 県産業労働観光部各課は所管する関係団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 国に被害状況を報告する。 	企業・事業所、関係団体、市

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	金融機関、観光団体、商工団体等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(公財)にいがた産業創造機構、市、観光団体、商工会議所・商工会、県信用保証協会、政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	被災地域及び被災状況について、適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等

第46節 応急住宅対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空室を仮設住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。
- (イ) 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- (ウ) 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。
- (エ) 市営住宅の空室を仮設住宅として提供する。
- (オ) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の発生防止に努める。

イ 県の責務

- (ア) 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。
- (イ) 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。
- (ウ) 県営住宅の空室を仮設住宅として提供する。
- (エ) 民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。
- (オ) 市が実施する被災建築物応急危険度判定業務及び被災宅地危険度判定業務を支援する。

(3) 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(4) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(5) 積雪地域における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況、応急仮設住宅の入居希望、応急修理の希望、公営住宅等の入居希望
市	県	住宅の被災戸数、応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地、応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	応急仮設住宅の供与決定、応急修理事務の委任
市	被災者	応急仮設住宅の入居申込み手続、応急修理の申込み手続
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況及び応急修理制度の概要、公営住宅等の空き家情報

3 業務の流れ

■ 被災住宅調査

↓

■ 応急仮設住宅の供与

↓

■ 被災住宅の応急修理の実施

↓

■ 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

↓

■ 民間賃貸住宅の紹介・斡旋

↓

■ 住宅建設資材の斡旋

4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から1週間以内を目途） (1) 住宅及び宅地の被害状況 (2) 被災地における住民の動向 (3) 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望	県

	<p>2 被災建築物応急危険度判定士による調査 相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努めるものとする。</p> <p>3 被災宅地危険度判定士による調査 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努めるものとする。</p>	
<p>県</p>	<p>災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。</p> <p>1 市調査に基づく被災戸数（災害発生から1週間以内を目途に確定）</p> <p>2 市の住宅に関する要望事項</p> <p>3 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定</p> <p>4 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項</p> <p>5 その他住宅の応急対策実施上の必要事項</p>	<p>市</p>

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>市</p>	<p>1 建設候補地の選定</p> <p>(1) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用するものとする。</p> <p>(2) 市は、応急仮設住宅の建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておくものとする。</p> <p>2 入居者の選定及び管理</p> <p>応急仮設住宅の設置完了後、県知事は速やかに市長と委託契約を結び、入居者の選定及び管理を委任する。</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 住家が全壊、全焼又は流失した者</p> <p>イ 居住する住家がない者</p>	

	<p>ウ 生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、障がい者又はこれに準ずる経済的に支援を要する者であること。</p> <p>(2) 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。</p> <p>(3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。</p> <p>(4) 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。</p>	
<p>県</p>	<p>1 建設による供与</p> <p>(1) 建設の方針</p> <p>ア 建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便性、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。</p> <p>イ 建物の規模及び費用</p> <p>(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。</p> <p>ウ 建設の時期 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。</p>	<p>市 (一社)プレハブ建築協会 (一社)県建設業協会</p>

	<p>応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。</p> <p>エ 二次災害への配慮</p> <p>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>2 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>(1) 県知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。</p> <p>ただし、状況に応じ県知事は、市長に建設を委任することができる。</p> <p>(2) 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。</p> <p>3 協力要請</p> <p>応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。</p> <p>4 入居者の選定及び管理の委任</p> <p>応急仮設住宅の設置完了後、県知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。</p> <p>5 民間賃貸住宅借上げによる供与</p> <p>(1) 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。</p> <p>ただし、状況に応じ県知事は、市長に借上げを委任することができる。</p> <p>(2) 入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p>	<p>市 (公社)新潟県宅地建物取引業協会</p>
--	---	-------------------------------

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>1 応急修理の対象者</p> <p>(1) 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>ア 県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。</p> <p>イ 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。</p> <p>ウ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。</p> <p>エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。</p> <p>(2) 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）</p>	

	<p>前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯</p> <p>災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では、応急処理をすることができない者については、県又は市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。</p> <p>2 応急修理の範囲</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。</p> <p>3 応急修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用は、県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。</p> <p>4 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として1ヶ月以内に完了する。</p> <p>ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>5 応急修理の手続</p> <p>後述「応急修理事務手続き」を参照</p> <p>6 制度の広報</p> <p>広報紙、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。</p>	
--	--	--

(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	<p>1 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅等の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手續による。)</p> <p>2 対象公営住宅等は、市営住宅及び被災地近隣の県営とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。</p> <p>3 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、斡旋に努める。</p>	近隣市町村 隣接県

(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋

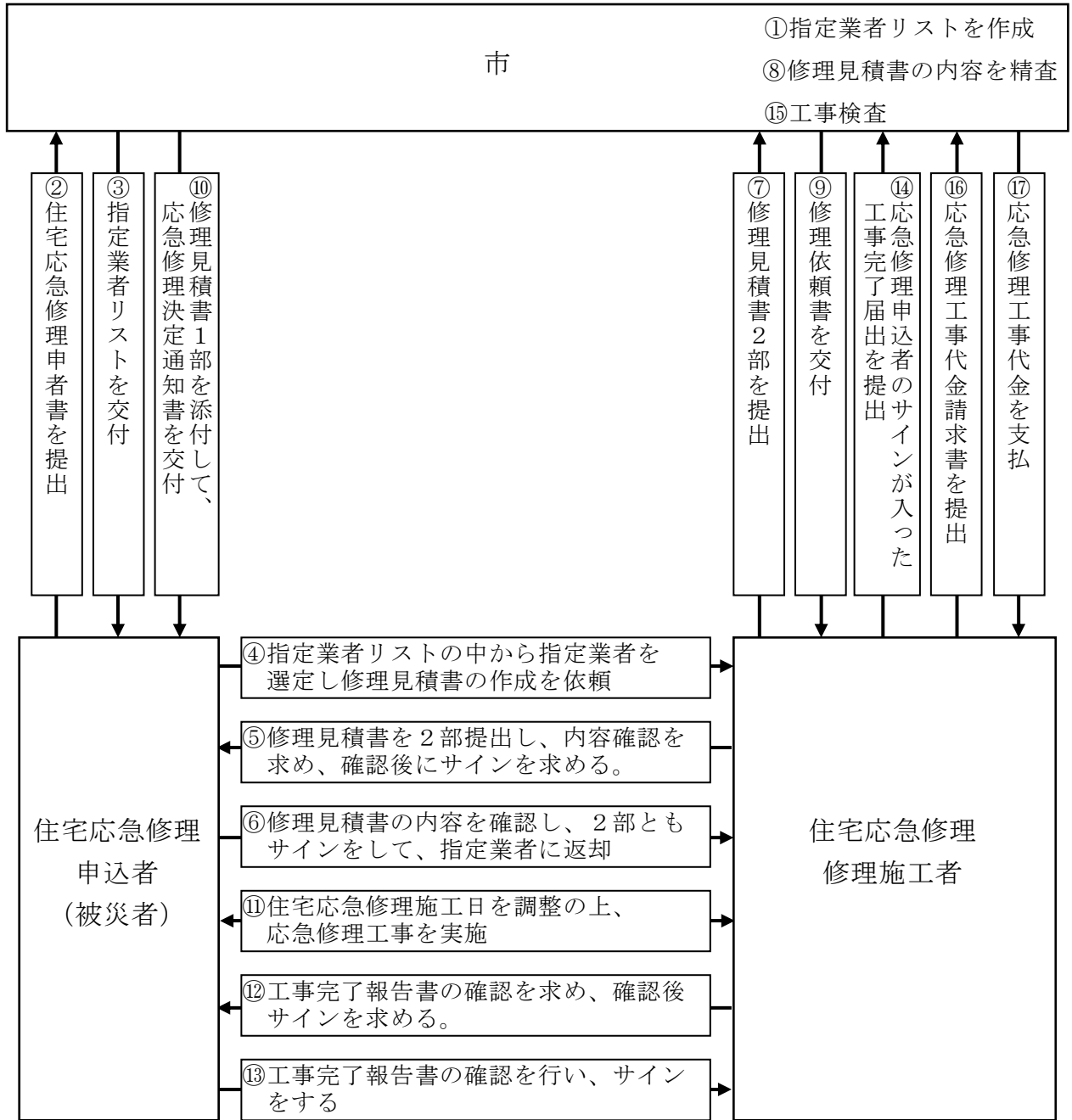
実施主体	対 策	協力依頼先
県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会、 (公社)全日本不動産協会新潟県本部
(公社)新潟県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会新潟県本部	(公社)新潟県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会新潟県本部は、物件情報を集約のうえ、県が設置する相談所等において民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件を紹介(災害発生から3日以内を目途)し、会員業者は媒介手数料を無料で物件を斡旋するよう協力する。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会会員、(公社)全日本不動産協会新潟県本部

(6) 住宅建設資材の斡旋

実施主体	対 策	協力依頼先
県	新潟県木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給斡旋要請を行う。	新潟県木材組合連合会、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸、隣接県

別紙

[応急修理事務手続き]



- ※1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 ⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。
- ※3 ⑯応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。
- ※4 市の判断により「③指定業者リストを交付」の段階で「⑨修理依頼書を交付」し、後日、「⑦修理見積書2部を提出」とすることもできる。

第47節 被害認定調査・罹災証明書発行対策

1 計画の方針

(1) 基本計画

市は、災害対策基本法（以下本節において「法」という。）、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他被災者支援対策を実施するため、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

(2) 各主体の責務

ア 市民及び企業等の責務

市が実施する被害認定調査が、迅速かつ正確に行われるよう協力する。

また、罹災証明書の目的を理解し、市及び国、県が行う各種支援や減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建に心がける。

イ 市の責務

(ア) 被害状況等の情報収集を行い、災害発生後、被害認定調査実施に向けた体制を整え、速やかに調査を実施する。

(イ) 被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。

(ウ) 市民に対して、各種支援や減免に関する情報提供を行う。

ウ 県の責務

必要に応じて、他市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する被害認定調査を支援する。

(3) 達成目標

罹災証明書は、各種支援制度の基準となることから、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

(4) 要配慮者への配慮

調査の実施を検討する際には、在宅医療及び在宅介護を行っている世帯を優先して実施するなどの配慮を行う。

(5) 積雪期の対応

積雪に対応した移動手段の確保及び積雪により家屋外周の確認が十分に行うことができない場合なども想定し、これらの対策を検討する。

2 業務の体系

■ 被害家屋調査・罹災証明書の発行等に関する周知

↓

■ 被害家屋調査の実施

↓

■ 罹災台帳の整備

↓

■ 罹災証明書の発行

↓

■ 再調査（第二次調査）の実施

3 業務の内容

(1) 被害家屋調査・罹災証明書の発行等の周知

被害家屋調査等の実施や罹災証明書の発行等を速やかに市民に周知するものとし、被害家屋調査と被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との違いを被災者に正確に伝えるよう留意する。

また、罹災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部局との連携を図る。

(2) 被害家屋調査の実施

市は、罹災証明書の円滑な発行を図るため、災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、県の要請に基づき派遣された関係団体や建築士等のボランティア、他の市町村の協力を得て、被害家屋の調査を早急に実施し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。

ア 調査実施計画の作成

災害における家屋被害の状況及び罹災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き等を考慮して、調査実施計画を作成する。また、事前に被害概要を把握する必要がある場合は、予備調査を実施する。

調査実施計画は、調査方法、調査範囲、調査人員、調査体制、調査期間、その他必要な事項を含む。

イ 調査用備品等の準備

調査計画に応じて、調査実施に必要な備品等を準備する。

ウ 調査要員の派遣要請

被害が広範で市の職員だけでは人的に対応できない場合は、必要により県へ要員の派遣要請を行う。

エ 火災による被害調査は、上越地域消防事務組合が実施する。

(3) 罹災台帳の整備

被害家屋調査の実施担当者は、調査の実施とあわせ、基本台帳となる罹災台帳を作成する。

ア 被害認定の判定基準

罹災証明書の発行根拠となる被害家屋の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」に基づき、1棟単位で行う。

判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行う。

イ 被害認定の結果通知

被害家屋調査終了後、被災者に対し被害の判定結果を速やかに通知する。

(4) 罹災証明書の発行

ア 罹災証明書の発行対象等

法第2条第1号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明を行う。

罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの
全壊、流出、大規模半壊、半壊、 床上浸水、一部損壊、床下浸水	避難対策班、庶務・情報 班、建築班	市長
火災によるもの	管轄消防署等	消防署長

イ 罹災証明書の発行

作成した罹災台帳に基づき、被災者の申請により罹災証明書を発行する。なお、罹災台帳により確認できないものは、申請者の立証資料に基づき発行する。

(5) 再調査（第二次調査）の実施

被害認定に係る再調査は、被災者の申出があった場合に実施する。

(6) 証明手数料

証明手数料は免除する。

第48節 ボランティア受入計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という）及び妙高市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

(2) 各主体の責務

ア 妙高市社会福祉協議会の責務

- (ア) 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。
- (イ) ボランティアセンターの設置・運営は、妙高市社会福祉協議会が主体となり、各種団体、個人ボランティア等の協力を得て協働で組織する。
- (ウ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行い、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

イ 市の責務

- (ア) 妙高市社会福祉協議会と協議し、ボランティアセンターを設置する場所を指定する。
- (イ) ボランティアセンターの設置に伴い、協働して同センターを運営する。
- (ウ) 市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

ウ ボランティアセンターの責務

- (ア) ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営等に係るボランティアニーズの把握を行う。
- (イ) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。
- (ウ) 駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行う。
- (エ) ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。
- (オ) その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

エ 県支援センターの責務

- (ア) 県は、新潟県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、同センターの運営を行う。
- (イ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

オ 新潟県社会福祉協議会の責務

- (ア) 県支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。
- (イ) 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

カ 県の責務

- (ア) 県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。

- (イ) 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報提供を図る。
- (ウ) 県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を派遣する。

(3) 達成目標

災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置運営、情報の受発信
避難指示等解除後 24 時間以内	市災害ボランティアセンターの設置、被災地のボランティアニーズの把握、調整会議構成団体による市への先遣隊の受入
避難指示等解除後 2 日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、被災者	ボランティアセンター	避難所などにおけるボランティアニーズ
市災害ボランティアセンター	県支援センター、市災害対策本部	集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県支援センター、市災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県災害対策本部	協定先企業・団体	ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県災害対策本部	支援・協力予定情報
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県支援センター、市災害対策本部	
県支援センター、市災害対策本部	ボランティアセンター	
ボランティアセンター	避難所、被災者	

3 業務の体系

■ ボランティアセンターの設置

↓

■ ボランティアセンターの運営

4 業務の内容

(1) ボランティアセンターの設置

災害が発生した時は、市社会福祉協議会は市災害対策本部と密接な連絡のもとに、必要に応じボランティアセンターを設置する。

ア ボランティアセンターの体制

市及び妙高市社会福祉協議会は、地域のボランティア団体や関係団体等の協力を得て、あらかじめボランティア担当職員を指定しておき、災害時には、市及び妙高市社会福祉協議会の職員と連携してボランティアセンターを設置するものとする。

イ ボランティアセンターの活動

(ア) ボランティアの要請、受入れ、登録

- a ボランティアニーズを把握し、必要に応じ県支援センターにボランティアの派遣要請を行う。
- b 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行うとともに担当業務等協力要請を行う。

(イ) 被災者のニーズの把握と分析

各部署からの支援要請や避難所、施設等における現地調査による、被災者のニーズの把握とその分析を行い、必要な対策を検討する。

(ウ) 具体的な救援活動の調整、協力要請等

上記、被災者のニーズの把握と分析結果に基づき、救援活動に必要な調整、協力要請及び情報提供を行う。

(エ) 救援活動に要する物資の確保と配布

救援活動に要する物資の確保、救援物資の仕分け及び被災者への配布を行う。

(オ) その他、被災地ニーズに基づいた活動

(2) ボランティアセンターの運営

ア 妙高市社会福祉協議会は、主体となってボランティアセンターを運営するとともに、運営に係る敷材の提供、統括及び資金管理を行う。

イ 市は、妙高市社会福祉協議会と協働して、ボランティアセンターを運営する。

ウ 県支援センターは、ボランティアセンターの運営を支援する。

5 主に要請すべき活動内容

ボランティアに協力を要請すべき活動項目は、概ね次のとおりとする。

(1) 主に一般ボランティアに要請する項目

生存者の救出、負傷者の応急手当及び避難場所・病院等への搬送、避難場所の運営、炊き出しや飲料水の輸送等、救援物資の配分及び輸送等、安否確認業務、要配慮者の日常生活維持のための介助業務、生活関連情報の収集及び被災者への提供、その他情報の収集・広報活動

(2) 主に専門職ボランティアに要請する項目

生存者の救出(建設業者等)、負傷者の応急手当(看護師等)、広報広聴活動(外国語通訳・手話通訳等)、情報収集活動(アマチュア無線、タクシー無線等の技術者)、救援物資の配分及び輸送等(輸送業者等)、道路の復旧活動、公共施設等の応急復旧作業(建設業者等)、建物危険度判定調査(建築士等)、避難場所等における健康管理業務(保健師等)、法律相談、税務相談(弁護士、税理士等)

第49節 義援金の受入れ・配分計画

1 計画の方針

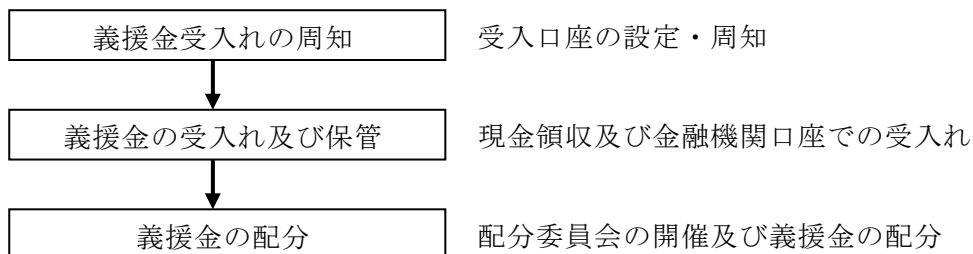
(1) 基本方針

大規模な災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

(2) 達成目標

市は、義援金の適正な管理に努め、配分に当たっては、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、公平性・迅速性・透明性を確保し、適正かつ円滑な配分を行う。

2 義援金の受入れ・配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表するものとする。

- ア 振込金融機開口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口
- ウ 受入期間
- エ その他（振込料金、郵送料金の無料など）

4 義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受け入れる。

(1) 受入窓口

一般からの義援金の受入窓口は会計班（会計課）とする。

(2) 現金の受入れ

- ア 一般から現金領収した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、歳入歳出外現金の「災害見舞金」として受け入れる。
- イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、歳計現金として受け入れる。

(3) 義援金の管理

- ア 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。
- イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、歳計現金の寄付金として管理する。

5 義援金の配分

(1) 義援金の配分

ア 市は、寄託された義援金について、妙高市災害義援金配分委員会を設置し、配分対象者、配分基準、配分方法等を決定する。民生環境部は、この決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。

イ 市は、県等で組織された「義援金配分委員会」から配分された義援金について、その配分基準に基づき速やかに配分する。

(2) 配分の実施

市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

(3) 配分結果の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。

第50節 義援物資対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となることから、被災地が必要としているものの情報を的確に発信するとともに、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

また、民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握する。

(イ) 必要に応じて、物流担当に民間業者を加え、迅速かつ効率的な配布を行う。

防災直後は、大量の物資を迅速かつ的確に被災者へ供給することが必要であることから、市は、災害救援協定等に基づき協定企業等から調達する。

(ウ) NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

イ 県の責務

(ア) 避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。

(イ) インターネット、報道機関等により、「要るもの」「足りているもの」の情報を全国へ発信する。

(3) 達成目標

ア 被災地ニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。

イ 義援物資が被災地に与える影響について、実情を正しく理解してもらうよう努める。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者のニーズを把握し、要配慮者世帯を優先して義援物資を配分する。

(5) 積雪期の対応

義援物資の受入にあたっては、積雪や寒さ対策等のニーズを考慮した物資を優先して全国に呼びかける。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、 NPO、ボランティア	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
	災害時応援協定締結事業所	調達要請
	国民	物資取扱方針
県	協定先企業・団体	調達要請
	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	被災者、避難所、NPO・ボランティア	供給情報

3 業務の体系

■ 情報収集

↓

■ 情報発信

↓

■ 義援物資提供の受付対応

↓

■ 義援物資の配分

4 業務の内容

(1) 情報収集

市は、最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び災害時応援協定締結事業所及び提供申出者等からの提供可能量の把握を行う。

また、配送等にかかる道路・交通情報の把握を行う。

(2) 情報発信

市は、被災地内外に対し、次の情報を報道機関等を通じて公表する。

(物資取扱いに係る方針)

- ・被災地のニーズ
- ・被災地状況

(3) 義援物資提供の受付対応

ア 受入・照会窓口を開設する。

イ 受入要員を事前に確保する。

ウ 輸送、保管に適した集積場所に保管する。

(4) 義援物資の配分

市は、自己調達物資、応援要請物資等と調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

第5 1節 災害救助法による救助

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下本節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、県と連携して、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

イ 県の責務

災害救助法施行令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を市へ派遣する。

ウ 日本赤十字社の責務

市及び県が実施する救助に協力する。

(3) 達成目標

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(4) 積雪期の対応

ア 法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、県の「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

(5) 広域避難への配慮

被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 情報の流れ

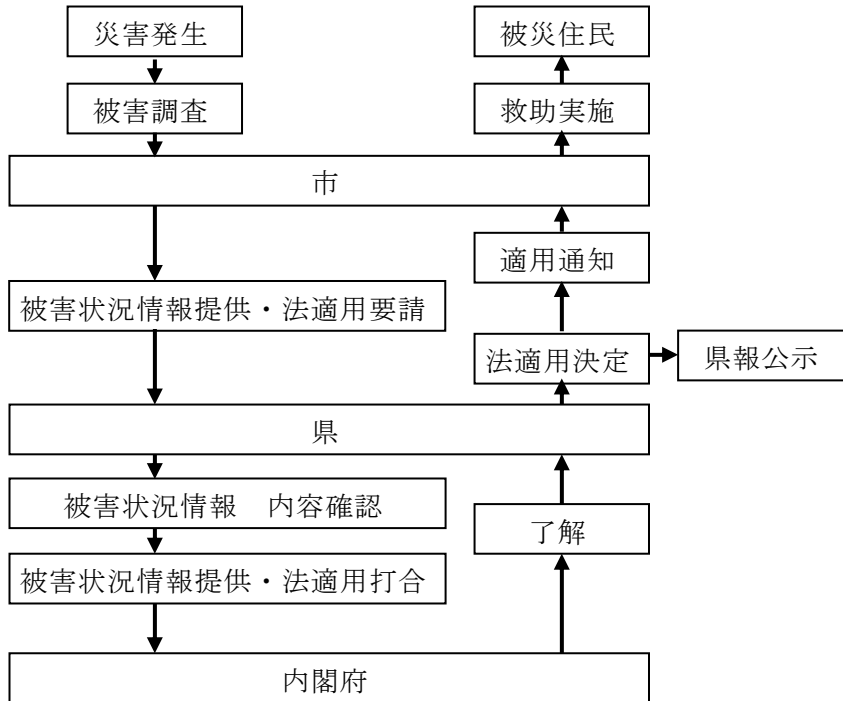
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	被害情報、被災者のニーズ
市	県	被害情報、法適用の要請
県	国	被害情報等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国	県	法適用に際しての技術的助言
県	市	法適用決定、救助事務の委任
市	被災者	法適用決定

3 業務の体系（フロー図）



4 災害救助法の適用

- (1) 県知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第1条）
- (2) 県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第13条第1項、県法施行細則第17条）
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、県知事が行う救助を補助するものとする。（法第13条第2項、県法施行細則第17条）
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の処置に関して県知事に協議するものとする。（県法施行細則第3条）

5 災害救助法の適用基準

- (1) 基準の内容
 - 法による救助は次により行う。
 - ア 適用単位は、市の区域単位とする。
 - イ 同一災害によることを原則とする。

例外として、

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、市の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 住家の滅失した世帯数が、市の人口に応じ、災害救助法施行令別表第1の世帯数（妙高市の場合、60世帯）以上であるとき

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき

6 災害救助法が適用されない場合の救助

(1) 法が適用されない場合の救助

原則として市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、市災害救助条例に定める。

(2) 新潟県災害救助条例の適用

市長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、新潟県災害救助条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

(3) 新潟県災害救助条例適用基準

ア 市の人口に応じて、新潟県災害救助条例第2条に定める数以上の世帯（妙高市の場合、30世帯）の住家が滅失した場合

イ 県知事が特に必要と認めた場合

(4) 市災害救助条例適用基準

ア 市内の住家滅失世帯数が8世帯以上の場合

イ アの基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある生じた場合

第 2 編

風水害等共通対策編

第 3 章 災害復旧・復興

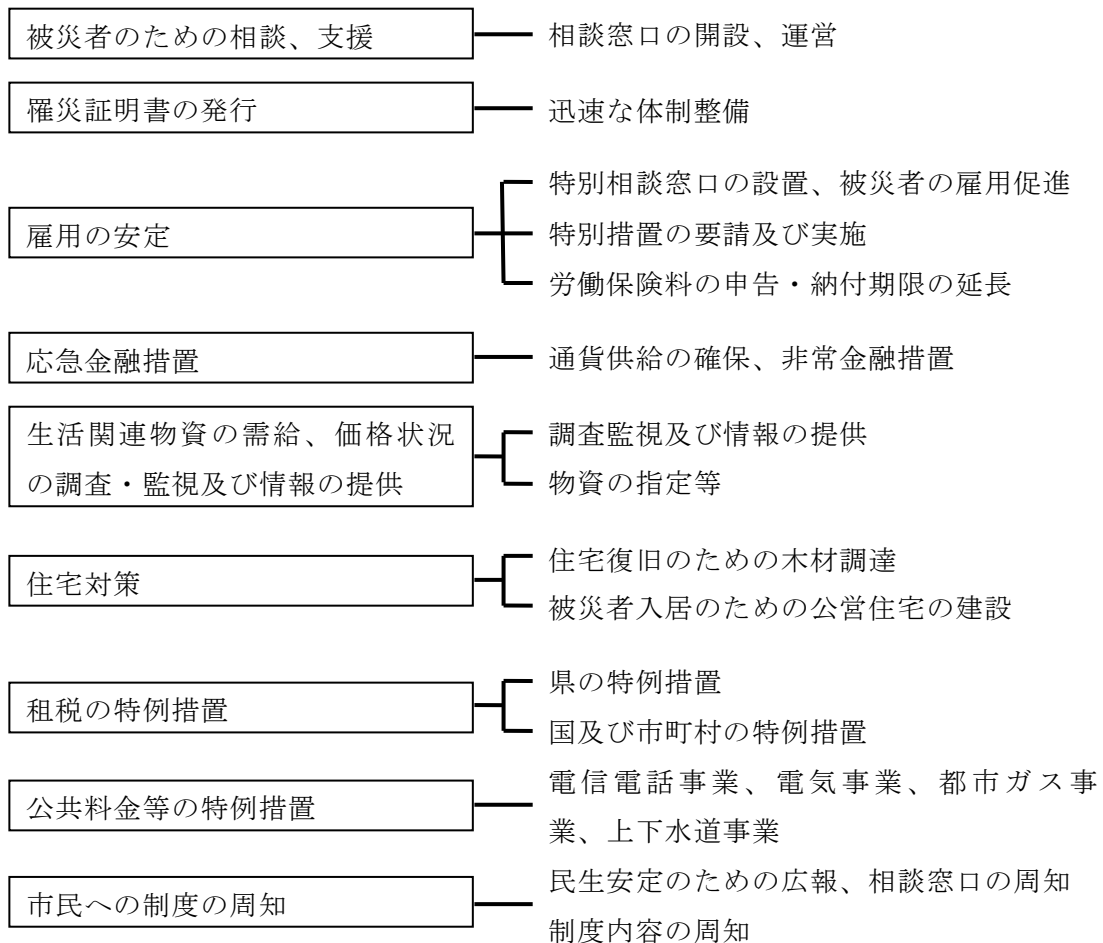
第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、国、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

(1) 相談窓口の開設

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市庁舎などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮し、主に次の相談内容に対応する相談体制を整備する。

ア 建築物の補修・解体、建替、賃借契約等「住」関連の相談

イ 健康相談

ウ 罹災証明に関する受付、相談

エ 避難行動要支援者に対する救助・救援サービスや生活復旧支援サービスに関する相談

オ 職業のあっせん

カ その他今後の生活再建に関する行政の支援策

(2) 相談窓口の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施するものとする。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳（カルテ）などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 市、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市は、「大規模災害時における被災地生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、県と市は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等を行う。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

市、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 罹災証明書の発行

(1) 被害家屋調査の実施

市は、罹災証明書の円滑な発行を図るため、県の要請に基づき派遣された関係団体や建築士等のボランティア、他の市町村の協力を得て、被害家屋の調査を早急に実施し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。

(2) 広報活動の実施

罹災証明書発行に関する広報活動を行い、被災者への周知徹底を図ることにより、混乱の防止に努める。

(3) 発行の手続き

市は、作成された罹災台帳に基づき、罹災者の申請により罹災証明書を発行する。

なお、罹災台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料に基づき発行する。

(4) 基準の明確化

証明書の発行にあたっては、全壊（全焼）と半壊（半焼）の基準など、あらかじめその判断基準を明確化しておき、判定への不服、再調査の申請に対処するものとする。

(5) 証明手数料

証明手数料は免除する。

5 雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

ア 公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

厚生労働省新潟労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

厚生労働省新潟労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対し、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融措置

災害時、被災地における通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

イ 現金供給のための輸送及び通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送及び通信手段の活用を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

イ 資金の貸付

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行えるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (ア) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

- (ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
 - (エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。
 - (オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げる金融上の措置などを可及的速やかに要請する。
- (ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。
 - (イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。
 - (ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行けるよう配慮し、保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。
- (5) 各種措置に関する広報
- 災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民に提供するよう努める。
- 財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(3)及び(4)に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

- (1) 調査・監視及び情報の提供
- 県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。
- (2) 物資の指定等
- ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、市民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。
- イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8 住宅対策

- (1) 住宅復旧のための木材調達
- 県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。さらに、必要に応じ近県に対し、製材品の供給要請を行う。
- (2) 被災者入居のための公営住宅の建設
- 災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸す

る。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

9 保険や共済制度の活用

風水害を対象とした保険や共済制度は、風水害による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市及び県等はそれらの制度の普及促進に努める。

10 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市税等の特例措置

市は、被災した者に対し、地方税法又は市税条例等により、市税等の期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が市の全部又は広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。

(イ) その他の場合、申請により2月以内、特別徴収義務者は30日以内を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、止むを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免等

被災した者等に対し、被害の程度に応じて減免等を行う。

(ア) 市民税

(イ) 固定資産税

(ウ) 都市計画税

(エ) 特別土地保有税

(オ) 国民健康保険税

- (カ) 介護保険料
- (キ) 保育料
- (2) 県及び国の特例措置

県及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

- ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付
集配郵便局長が決定する。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
日本郵政(株)信越支社長が決定する。
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
(ア) 日本郵政(株)信越支社長が決定する。
(イ) 市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。
(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

- 各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。
- ア 避難指示等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免
避難指示等の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。
- イ 被災者の電話移転工事費の減免
災害による建物被害により、仮住居等へ電話等を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

- 一般電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。
- 原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。

（以下は過去の例）

- ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸
- イ 不使用月の電気料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）
- エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
- カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除
- (4) 都市ガス事業

- ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東経済産業局長の認可が必要。
- ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

ウ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除

エ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

(5) 上下水道事業

市は、被災した者に対し、市条例等により、料金等の期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

(ア) 水道事業

(イ) 簡易水道事業

(ウ) 公共下水道事業

(エ) 農業集落排水事業

12 市民への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報紙、チラシ等

(3) 防災行政無線、携帯電話による安全・安心メール、市ホームページ、LINEによる周知のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン（FMみょうこう）への放送依頼等

(4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。

(2) 達成目標

市は、被災住宅復興のための資金融資、災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰金、見舞金等の支給を行う。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	県担当課
支給	1 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	防災企画課
	2 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長	
	3 災害障害見舞金	災害により著しい障がいを受けた者	市	防災企画課
給	4 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(公財)都道府県センター	防災企画課
貸付	5 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	防災企画課
	6 生活福祉資金 (1) 福祉費(災害臨時経費) (2) 福祉費(住宅改修等経費)	低所得世帯等	市社会福祉協議会(民生委員)	福祉保健課
	7 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	県	児童家庭課 上越地域振興局健康福祉環境部
	8 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	建築住宅課 上越地域振興局地域整備部
	9 新潟県被災者住宅復興資金	県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市、金融機関	
	10 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課
	11 日本政策金融公庫資金(農林水産事業部)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	水産課 上越地域振興局農林振興部
	12 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市、金融機関、県信用保証協会	産業振興課

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和5年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市 (市条例による)	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円それ以外の場合 250万円
2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 (1) 対象災害区分が1～4の場合 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹 (※)	支給の制限
3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	※ 兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存在しない場合に限る。	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示等に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合
4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害(以上、平成25年内閣府告示第230号による)	(2) 対象災害区分が5の場合 県1/2 市1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)		
5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害			

問い合わせ窓口：総務課

(2) 災害死亡者弔慰金(日本赤十字社新潟県支部)

災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。(令和5年4月1日現在)

対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限
自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき 10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない

問い合わせ窓口：日本赤十字社地区長

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(令和5年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市 (市条例による)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円
2 新潟県内において5			支給の制限

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害(以上、平成25年内閣府告示第230号による)	2 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	ある者	1 当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示等に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合

問い合わせ窓口：総務課

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。
(令和5年4月1日現在)

対象となる災害(自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問合せ窓口
1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万未満に限る。)に係る自然災害 5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害 6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)	1 事業主体 新潟県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。 2 経費負担 国1/2 県1/2 (被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号))	1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅は半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、模な補修を行わなければ居住することがな世帯(大規模半帯)	別表	(公財)都道府県センター

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃貸（ <small>公営住宅</small> ）
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。
(令和5年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円	1 据置期間 3年 (特別の事情がある場合は5年)
	2 実施主体市(市条例)	2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円	2 償還期間 10年 (据置期間を含む)
	3 経費負担 国2/3 県1/3	(2) 住居の半壊 170万円	3 償還方法 年賦、半年賦 又は月賦
	4 対象となる災害	(3) 住居の全壊 250万円	4 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
	新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	(4) 住居全体の滅失又は流失 350万円	5 延滞利息 年5%
		3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円	
		4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の場合 250万円 (2) 2の(3)の場合 350万円 (3) 3の(2)の場合 350万円	

問い合わせ窓口：総務課

(6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時には、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には、生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金を貸し付ける。

(令和5年4月1日現在)

ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） 2 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） 3 障がい者世帯（障がい者の属する世帯、但し、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 4 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 1 世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付の日から6カ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。但し、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと

イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） 2 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） 3 障がい者世帯（障がい者の属する世帯、但し、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 4 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6カ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。但し、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付

(令和5年4月1日現在)

ア 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6カ月

改築補修又は保全するために必要な資金	び第36条 2 法施行令通知	3 償還期間 7年以内 4 利率（年利） 無利子又は1.0%（連帯保証人の有無による）
--------------------	-------------------	---

イ その他（特例措置）

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7及び第38条、附則第7条及び附則第8条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間1年以内（1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる） (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 1 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6ヵ月 30,000円以上 1年 2 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6ヵ月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6ヵ月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第3項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（令和5年4月1日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
------	-------	------

住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」 以上	建設資金 (整地資金含む) 土地取得の場合 3,700 万円 土地取得しない 場合 2,700 万円	償還期間 35 年以内 据置期間 3 年間 (その分償還期間延長) 利率 0.54% (団体信用生 命保険に加入しない場合)
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」 以上	購入資金 (土地取得資金 含む) 3,700 万円	償還期間 35 年以内 据置期間 3 年間 (その分償還期間延長) 利率 0.54% (団体信用生 命保険に加入しない場合)
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」 交付	補修資金(移転 資金、整地資金 含む) 1,200 万円	償還期間 20 年以内 据置期間 1 年間 利率 0.54% (団体信用生 命保険に加入しない場合)

問い合わせ窓口：建設課

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業（問い合わせ窓口：建設課）

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体 市
 利子補給期間 5 年間
 補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金
 (補給率が 1% を超える場合は 1% が限度)
 補助率 1 / 2

[貸付金]

貸付対象 住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上受けてもなおかつ資金が不足する者
 貸付限度額 建設、購入 800 万円 (50 万円以上 10 万円単位)
 補修 400 万円 (50 万円以上 10 万円単位)
 貸付利率
 [当初 10 年] 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス 1%
 [11 年目以降] 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林業被害が甚大で、「天災による被害農林業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(令和5年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜等の購入費等農林業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年 激甚災害 4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、生産物等の在庫品の補填に充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、連合会等	組合 2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は 組合 5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林業者に対し、農林業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

(令和5年4月1日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.16～0.30%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地もしくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.16～0.30%	25年以内	10年以内
		〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合会、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者			
林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	農業を営む者	0.16～0.30%	15年以内 25年以内	3年以内 10年以内
		樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合				

業 関 係		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.16～ 0.30%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)
	資 金	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.16～ 0.30%	20年以内
〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧			0.16～ 0.30%		15年以内	
農 林 業 共 通	農林漁業 セーフティ ネット 資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす 農業者、林業者	0.16～ 0.25%	10年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農家等に融資することができる。また、既貸付農林業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(令和5年4月1日現在)

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
-----	----	-------	------

<p>県 創 業 ・ 経 営 支 援 課</p>	<p>セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 (経 営 支 援 枠) 自 然 災 害 要</p>	<p>1 資金使途 2 対象企業 3 融資限 4 融資利率 5 融資期間 6 担 保 } 7 保 証 人 } 8 信用保証</p>	<p>運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。） 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。 3,000万円（別枠） 融資期間3年以内 年1.15% 融資期間3年超5年以内 年1.35% 融資期間5年超7年以内 年1.55% 7年以内（うち据置期間2年以内） 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</p>	<p>（取扱金融機関）第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、J Aバンク新潟県信連、J A北越後、J Aえちご中越、J A新潟かがやき、J Aみなみ魚沼、J A十日町、J Aえちご上越、J A佐渡</p>
<p>市</p>	<p>地 方 産 業 育 成 資 金</p>	<p>1 資金使途 2 対象企業 3 融資限度 4 融資利率 5 融資期間 6 担 保 } 7 保 証 人 } 8 信用保証</p>	<p>運転資金・設備資金 中小企業者（市長の定めるところによる） 1,000万円（被災状況に応じて市長が認めた場合は1,000万円を超えることも可） 保証付き（責任共有対象外）年1.70% 保証付き（責任共有対象）年1.90% 保証なし 年2.20% 運転資金 5年以内 （うち据置期間 6ヵ月以内） 設備資金 7年以内 （うち据置期間 6ヵ月以内） （災害規模により市長が認めた場合は融資期間を超えることも可） 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 市長の定めるところによる。</p>	<p>市観光商工課</p>
<p>日 本 政 策 金 融 公 庫</p>	<p>災 害 貸 付</p>	<p>1 資金使途 2 対象企業 3 融資限度 4 融資利率 5 融資期間 6 担 保 } 7 保 証 人 }</p>	<p>設備資金、運転資金 災害により被害を受けた中小企業者 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 それぞれの融資制度の利率（ただし異例の災害の場合はその都度定める） それぞれの融資制度の期間以内 公庫の定めるところによる</p>	<p>日本政策金融公庫（国民生活事業）新潟、三条、長岡、高田各支店</p>
<p>日 本 政 策</p>	<p>災 害 復 旧</p>	<p>1 資金使途 2 対象企業</p>	<p>災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p>	<p>日本政策金融公庫（中小企業事業）新潟支店及び代理店</p>

	貸付	<p>3 融資限度 直接貸付 別枠 1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠 7,500万円</p> <p>4 融資利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）</p> <p>5 融資期間 運転 10年以内 設備 15年以内（うち据置期間 2年以内）</p> <p>6 担保 } 公庫の定めるところによる</p> <p>7 保証人 }</p>	
商工組合中央金庫	災害復旧資金	<p>1 資金使途 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期）</p> <p>2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者</p> <p>3 融資限度 金庫所定の限度内</p> <p>4 融資利率 金庫所定の金利</p> <p>5 融資期間 運転資金 10年以内（うち据置期間 3年以内） 設備資金 20年以内（うち据置期間 3年以内）</p> <p>6 担保 } 金庫の定めるところによる</p> <p>7 保証人 }</p> <p>8 信用保証 }</p>	商工組合中央金庫新潟支店及び長岡支店

(イ) 保証制度

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	<p>1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市長の証明を要する）</p> <p>2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円</p> <p>3 保証料率 年 0.80%</p>	新潟県信用保証協会 本店 県央支店 長岡支店 上越支店 佐渡支店
	セーフティネット保証（4号要件）	<p>1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市長の証明を要する）</p> <p>2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円</p> <p>3 保証料率 年 0.80%</p>	

4 制度の市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 市災害対策本部が実施するもの

- (ア) 広報紙臨時号やチラシの作成及び配布（県等の支援制度及び市個別制度の周知）
- (イ) 防災行政無線、携帯電話による安全安心メール、市ホームページによる周知のほか、新井有線放送、上越ケーブルビジョン（FMみょうこう）への放送依頼
- (ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

イ 県災害対策本部が実施するもの

- (ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布
- (イ) 新聞紙面による周知
- (ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

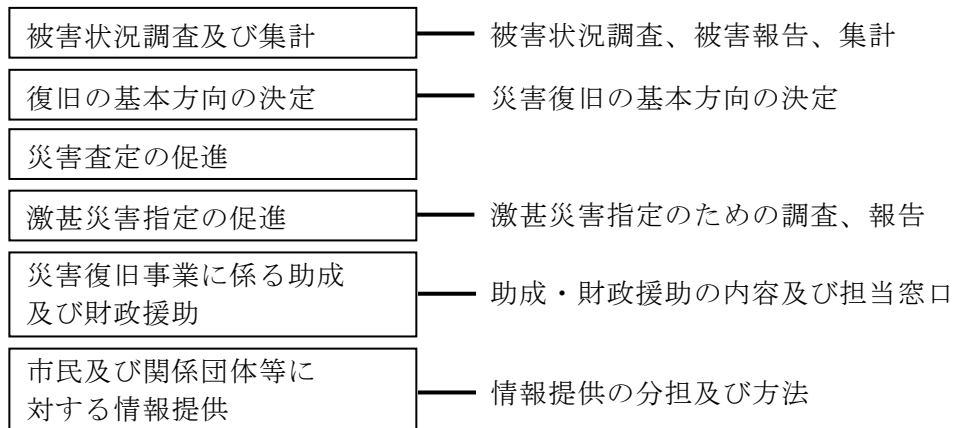
また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等により被害を受けた市からの要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

(2) 達成目標

市は、迅速な原状復旧、又はさらに安全・安心なまちづくりなど中長期的な復興計画を勘案し、復旧の基本方針を定める。

2 計画の体系



3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

施設管理者は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、市災害対策本部事務局及び所管課等にその状況を速やかに報告するものとし、所管課等は、県の所管部局に報告するものとする。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管課等は、集計結果を速やかに市災害対策本部事務局に報告するものとし、市災害対策本部事務局及び所管課等は、県の関係部局に集計結果を報告するとともに、関係機関及び関係者に情報提供する。

(3) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
1 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	土木部河川管理課 上越地域振興局地域整備部
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課 妙高砂防事務所
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課 上越地域振興局農林振興部
	地すべり防止施設	国土交通省	土木部砂防課 妙高砂防事務所
		農林水産省	農林水産部治山課 上越地域振興局農林振興部
		農林水産省	農地部農地建設課 上越地域振興局農林振興部
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	土木部砂防課 妙高砂防事務所
	道路	国土交通省	土木部道路管理課 上越地域振興局地域整備部
2 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課 上越地域振興局農林振興部
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課 上越地域振興局農林振興部
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課 上越地域振興局農林振興部
	(林業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部林政課 上越地域振興局農林振興部
3 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課
	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課
	私立学校施設	文部科学省	総務管理部大学・私学振興課
	文化財	文部科学省	教育庁文化行政課
4 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健総務課 上越地域振興局保健福祉環境部 福祉保健部高齢福祉保健課

復旧費国庫補助金) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金) (保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金) (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 廃棄物処理施設	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 環境省	福祉保健部障害福祉課 福祉保健部こども家庭課 福祉保健部地域医療政策課 上越地域振興局保健福祉環境部 福祉保健部生活衛生課 上越地域振興局保健福祉環境部 福祉保健部感染症対策・薬務課 上越地域振興局保健福祉環境部 県民生活・環境部廃棄物対策課 上越地域振興局保健福祉環境部
5 都市災害復旧事業 (都市施設等)、堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路、都市排水施設等 (都市排水施設、公園等の施設) 市街地の堆積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課 上越地域振興局地域整備部
6 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課 上越地域振興局地域整備部
7 その他の災害復旧事業 (1) 工業用水道 (予算措置) (2) 中小企業 (激甚法)	工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省 経済産業省	企業局施設課 上越利水事務所 産業労働観光部産業政策課
8 災害復旧に係る市に対する財政支援措置 (1) 特別交付税に係る業務 (2) 普通交付税に係る業務 (3) 地方債に係る業務		総務省	総務管理部市町村課

4 復旧の基本方向の決定

市は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、県との連携を図り、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

5 災害査定の促進

(1) 災害査定

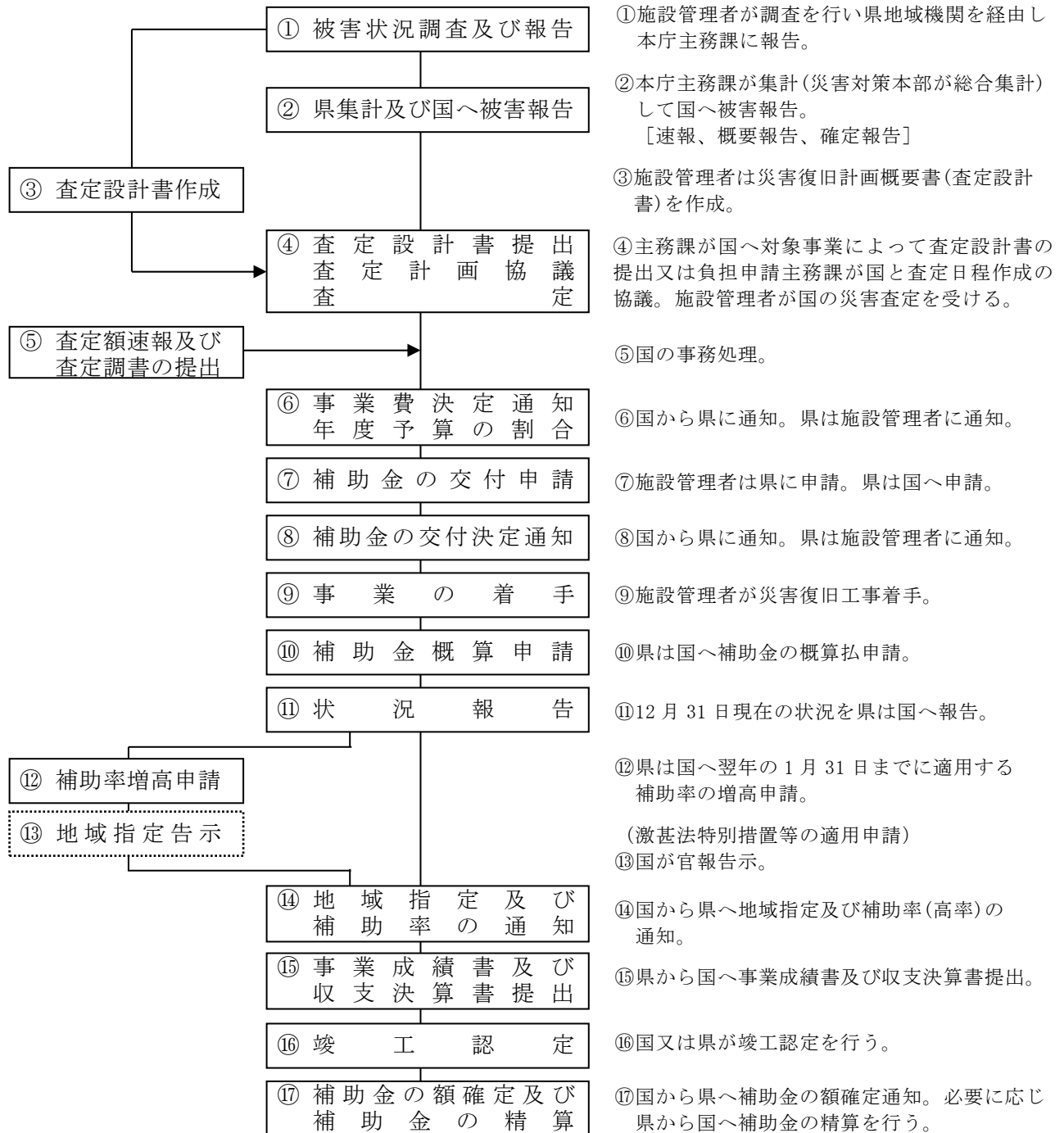
復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事務手続き

災害復旧事業の事務手続きは、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとし、その概要は次のとおりである。

【災害復旧事業事務手続き】



6 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

- (1) 県知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。
- (2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (3) 県関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

7 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講じる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講じる。

(地方財政措置制度)

- ア 普通交付税の繰上交付
- イ 特別交付税
- ウ 地方債制度

8 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

なお、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は所管課等から提供する。

9 暴力団排除の推進

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

計画の策定に当たっては、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

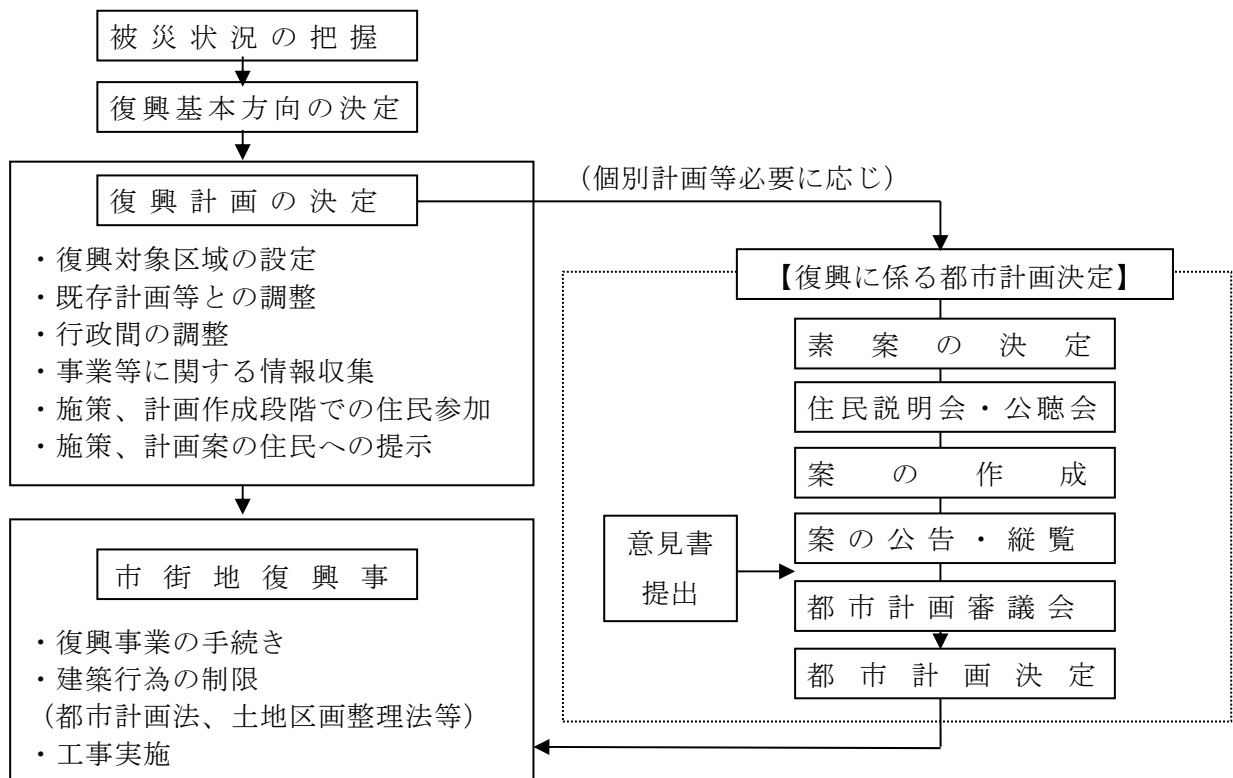
さらに、市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

(2) 達成目標

市は、早期に復興計画を作成し、復興に向けた基本目標や施策とその必要性などを市民や関係者等に分かりやすく示し、復興に対する意思統一を図るとともに、個別具体的な復興事業への理解と協力を促進する。

2 都市復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- イ 復興対策の円滑な実施を期するため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。
- ウ 復興対策の遂行に当たり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

- ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障がいが生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。
- イ 市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市及び県の連携、国との連携、広域調整）を行う。
- ウ 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- エ 県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- オ 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。
- カ 県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんを努める。
- キ 復興計画作成に当たり、市及び県の長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

- (1) 市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティ（快適性）の観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人員の広域応援などに関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行う。
- (8) 市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (9) 市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第 3 編

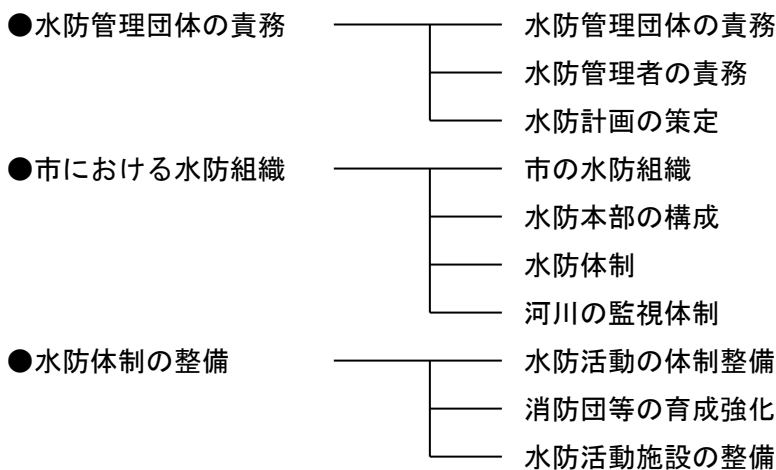
個別災害対策編

第 1 章 風水害対策

第1節 水防管理団体等の体制整備

洪水による浸水等の被害は広範囲かつ長期におよぶ恐れがある。これらの水害時における水防活動は、地域住民の協力が不可欠であることから、水防管理団体である市は、平時から地域における水防活動体制の整備に努める。

【計画の体系】



1：水防管理団体の責務

(1) 水防管理団体の責務

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体である市長（以下「水防管理者」という。）は、平時から消防団による地域水防組織の整備を図るものとする。

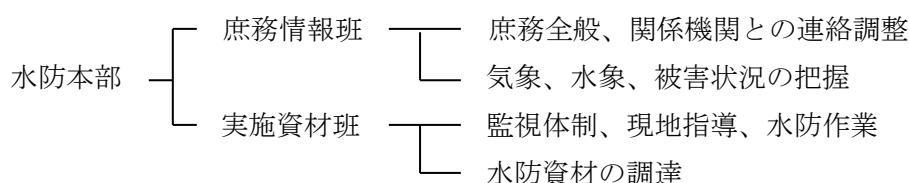
(3) 水防計画の策定

当市は、指定水防管理団体であることから、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知するものとする。

2：市における水防組織

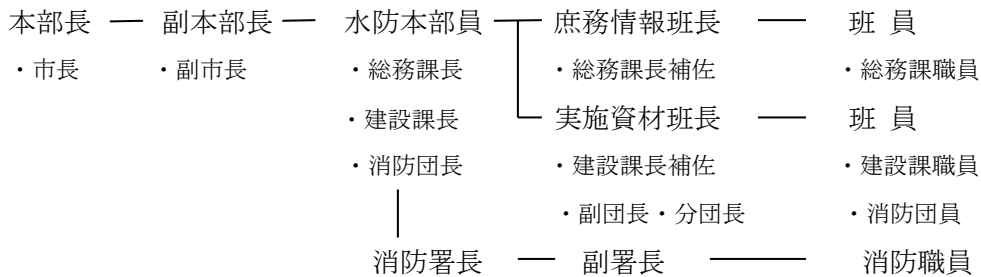
(1) 市の水防組織

市は、総務課に市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、次の組織により水防事務を処理する。



(2) 水防本部の構成

水防本部の構成は、次のとおりとする。



(3) 水防体制

水防非常体制をとるべき時期及び段階は、次のとおりとする。

ア 第1 配備体制

水防活動に関係のある気象予警報が発表され、災害の起こる可能性があると予想される場合は、総務課及び建設課に要員を配置し、情報収集及び河川の状況を把握しなければならない。

なお、状況によっては、第2 配備体制に必要な要員を即時に招集できる体制を確立しておく。

イ 第2 配備体制

水防警報が発表された場合及び災害が起こるおそれがあると認められた場合、あるいは、現に災害が発生したときは水防本部を設置し、水防事務の処理が円滑に遂行できる体制を整える。

なお、事態の推移に応じ、第3 配備体制に移行できる体制を確立しておく。

ウ 第3 配備体制

災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部が市に設置されたときは、水防本部は災害対策本部に移行するものとする。

(4) 河川の監視体制

ア 集中的な降雨に伴う重要水防箇所での河川水位の状況を記録し、その都度本部長に報告する。

イ 重要水防箇所等において火急事態が発生し、あるいは、危険性の緊迫が感ぜられた場合は本部長への連絡とあわせて、本部長の指示に基づき近隣住民の避難誘導を速やかに実施する。

3：水防体制の整備

(1) 水防活動の体制整備

ア 市は、災害発生時に迅速な応急措置を実施するため水害対応マニュアルを整備し、職員に徹底するとともに、毎年、必要に応じて見直しを行う。

イ 市は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行うものとする。

ウ 市は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておくものとする。

エ 河川、砂防施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

オ 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルを作成し、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(2) 消防団等の育成強化

ア 市長は、平時から消防団の研修や訓練の計画を定め、広報活動を行い、水防組織の充実と習熟に努めるものとする。

イ 市長は、自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的を実施し、防災組織の訓練を実施して、組織強化に努めるものとする。

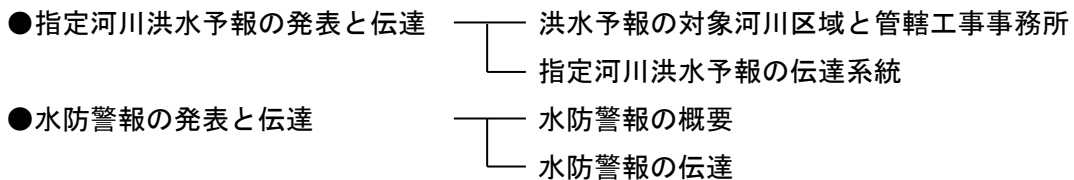
(3) 水防活動施設の整備

市長は、水防活動の資機材を備蓄し、活動の拠点となる防災ステーション、水防倉庫等の整備に努めるものとする。

第2節 洪水予報・水防警報伝達計画

水害は気象・水象情報の分析により、災害発生危険性のある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、消防団等水防関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

【計画の体系】



1：指定河川洪水予報の発表と伝達

国土交通省と気象庁は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、水防法第10条第2項で定められた河川について、洪水の恐れがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知を行う。

また、県と気象庁は、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項で定められた河川について、洪水の恐れがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知を行う。

新潟県においては、北陸地方整備局の各河川の担当事務所又は県土木部地域機関と新潟地方気象台が共同で指定河川洪水予報を行い、各河川ごとに定められた伝達系統図（新潟県水防計画第5章第2節の2参照）により関係各機関へ伝達する。

市は、河川洪水予報の情報を受け、関係住民及び水防関係機関へ伝達、周知するものとし、その伝達体制は市水防計画の定めるところによる。

(1) 洪水予報の対象河川区域と管轄工事事務所（詳細は新潟県水防計画参照）

関川（指定区域外）——— 高田河川国道事務所

(2) 指定河川洪水予報の伝達系統（詳細は新潟県水防計画参照）

指定河川洪水予報を担当する土木部関係地域機関は関係水防管理団体、量水標管理者、県土木部河川管理課及び他の土木部関係地域機関に通報する。

新潟地方気象台は、県危機対策課、県河川管理課、報道機関、N T T東日本等への通報を担当する。県危機対策課は、関係市町村及び陸上自衛隊に伝達し、県警察本部は関係する警察署に伝達する。

2：水防警報の発表と伝達

水防法第3条では、市町村がその区域内における水防に関する責務を負うこととされている。市長は、「水防管理者」として、水防上必要があると認めるときは、市水防計画の定めるところにより水防活動を行う。

国土交通大臣及び県知事は、水防法第16条の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予想され又は現に水防活動を必要とすると

きは「水防警報」を発令しなければならない。水防警報が発せられたときは、当該河川の水防管理者（市長）は、消防団を出動させ、又は出動準備させなければならない。

水防警報が発せられない河川の水防予知は市長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

(1) 水防警報の概要

ア 水防警報の発表

本県においては、北陸地方整備局の各河川事務所長及び県土木部関係地域機関の各所長が、別記のとおり分担して水防警報を発する。

イ 水防警報を行う河川及び水防警報発表者

妙高市において指定されている河川は次のとおりである。

(ア) 水防法第16条の規定により県知事が水防警報を行う河川

河川名	区 域	発表者
関 川	左岸 妙高市馬場川合流点から上越市大字島田字諏訪田 1572 番の2地先まで 右岸 妙高市馬場川合流点から上越市新長者原字上川原 1217 番地先まで	上越地域振興局長
矢代川	左岸 妙高市大字窪松原字稲場 1413 番1から関川合流点まで 右岸 妙高市大字窪松原字中川原 1432 番2から関川合流点まで	上越地域振興局長
渋江川	左岸 妙高市小出雲地先から関川合流点まで 右岸 妙高市小出雲地先から関川合流点まで	上越地域振興局長

ウ 水防警報の対象とする水位観測所

水防警報は、河川の水位の状況に応じて必要な警報が発表される。

(ア) 県知事所管

河川名	観測所名	地名	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	適 要	堤防高
関 川	二子島	西 条	49.44	50.26	51.31	テレメータ 025-525-7583	53.05
矢代川	石 塚	石 塚	58.86	59.31	59.70		62.96
渋江川	渋江川	渋江町	67.40	68.45	68.87		69.77

エ 水防警報の内容

水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、概ね次の段階により必要な警報を発表する。警報を発表する場合の具体的基準は、新潟県水防計画において定められている。

○第1段階 <準備>

水防に関する情報連絡、水防資機材の準備点検、水門等開閉の準備、水防機関の出動の準備を通知するもの。

○第2段階 <出動>

水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

○第3段階 <状況>

洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

○第4段階 <解除>

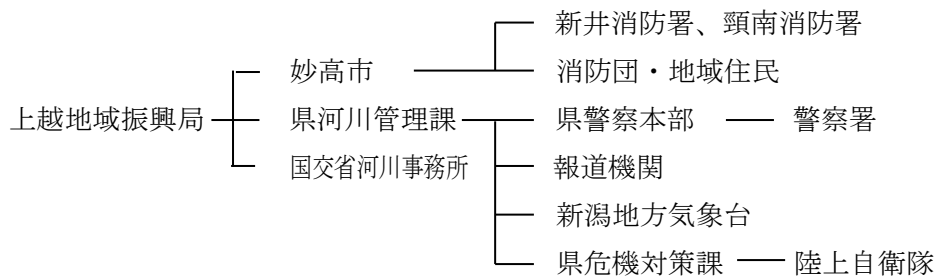
水防活動の終了を通知するもの。

(2) 水防警報の伝達

ア 県知事が発する場合

水防警報を行う河川を管理する県の各地域振興局長は、水防警報を発し、又は解除したときは、県水防計画の定めるところにより、専用通信施設又は公衆通信施設により北陸地方整備局の関係河川事務所、関係市町村、ダム水門管理者及び県土木部河川管理課に警報を伝達する。警報を受け取った河川事務所は、北陸地方整備局に連絡するものとする。県河川管理課は、県警察本部、報道機関、新潟地方気象台及び県危機対策課に警報を伝達する。

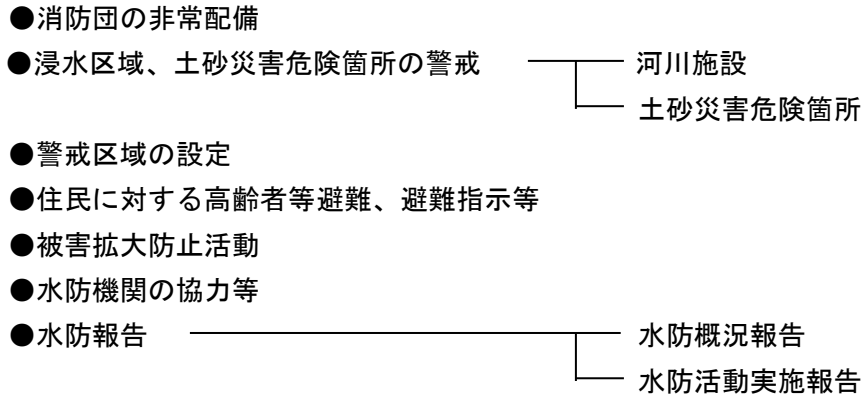
県危機対策課は、警報の発せられた河川の所在地域に応じて、陸上自衛隊第2普通科連隊に警報を伝達する。



第3節 水防活動計画

洪水等による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、水防管理団体等がこれを警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

【計画の体系】



1：消防団の非常配備

水防管理者が消防団に発する配備指令は、概ね次表の基準で行うものとする。

配備指令	配備内容	配備時期
待 機	水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員を自宅待機させ、直ちに次の段階に入り得る態勢	水防に関係ある気象の予報、注意報が発表され、且つ警戒が発表されるような状況の場合
準 備	消防団の長は所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ひ門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。	河川水位がなお上昇し、警戒水位を超える恐れがあるとき。
出 動	消防団の全員が所定場所に集合し、警戒配備につく。	河川水位が警戒水位以上に上昇の恐れがあり出動の必要を認めたととき。

※ 配備指令は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発するものとする。

- ① 水防警報指定河川について、水防警報が発せられた場合
- ② 知事から緊急に配備指示があったとき

2：浸水区域、土砂災害危険箇所の警戒

洪水等の災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備、出動にあたっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

- (1) 河川施設
 - ア 河川水位が警戒水位に近づいている箇所
 - イ 過去に洪水被害を生じた箇所
 - ウ 地形地質上の弱堤箇所

- エ 土地利用上からの弱堤箇所
- オ 二次災害防止の観点からの低標高箇所
- カ 主要河川構造物の設置箇所
- (2) 土砂災害危険箇所
 - ア 土砂流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所
 - イ 砂防関係施設

3：警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるとき、消防団長、消防団員、その他上越地域消防事務組合に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

4：住民に対する高齢者等避難、避難指示等

- (1) 水防管理者は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を自主防災組織や消防団の協力を得て安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。
- (2) 住民に対する避難情報（高齢者等避難、避難指示等）の発令は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないようにする。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な措置を講ずる。

○避難情報発令時の状況と住民に求める行動

種別	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれあり ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況 ※高齢者等：障がいのある人等の避難に時間が要する人や避難支援者等が含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から高齢者等は避難 ・要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・高齢者等以外も、必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備や自主的な避難を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれ高い ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則全ての住民は危険な場所から必ず避難 ・高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・指定された避難所・避難場所への立退き避難がかえって危険を伴うような場合等やむを得ない場合は、近隣の安全な場所への避難や、その時点で居る建物内のより安全な部屋への移動

○洪水時の避難指示等発令基準（水位は標高表示）

	関川 (二子島水位観測所)	渋江川 (渋江川水位観測所)	矢代川 (石塚水位観測所)

高齢者等避難 (危険水位到達のおよそ2時間前に発令(ただし石塚は水位上昇が急激なため30分前))	・水位 51.31 ㍍以上 ・市内3時間雨量 120 ㍉以上 ・笹ヶ峰ダム流入量毎秒 100 立方㍍以上	・水位 68.87 ㍍以上 ・市内3時間雨量 120 ㍉以上 ・上流部3時間雨量 120 ㍉以上	・水位 59.70 ㍍以上 ・市内3時間雨量 120 ㍉以上 ・上流部3時間雨量 120 ㍉以上
避難指示 (危険水位に到達または到達することがみこまれる場合)	・水位 51.95 ㍍以上 ・市内3時間雨量 150 ㍉以上 ・笹ヶ峰ダム流入量毎秒 100 立方㍍以上	・水位 69.19 ㍍以上 ・市内3時間雨量 150 ㍉以上 ・上流部3時間雨量 150 ㍉以上	・水位 60.00 ㍍以上 ・市内3時間雨量 150 ㍉以上 ・上流部3時間雨量 150 ㍉以上
緊急安全確保	大雨特別警報が発令された場合や災害の発生を確認した場合、また、河川の水位や今後の降雨予測等により、著しく災害発生の危険性が高まったと判断する場合		

※観測所の水位が基準に達した場合、また、洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(高齢者等避難)、「危険(紫)」が出現した場合(避難指示)、「災害切迫(黒)」が出現した場合(緊急安全確保)に、関係流域に対して発令する。

- (3) 急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止するための応急措置の内容及び実施すべき時期
- ア 実施すべき時期は降雨量によるほか、警戒体制をとる場合の基準雨量に達したとき、危険区域内の状況等に異状が生じた場合において市長が認めたときとする。
- イ 第1警戒体制においては危険区域の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。
- ウ 第2警戒体制においては住民等に対して、必要に応じ災害対策基本法に基づく警告及び高齢者等避難・避難指示等の処置を実施する。

警戒体制をとる場合の基準雨量

	前日までの連続雨量が 100 ㍉以上あった場合	前日までの連続雨量が 40 ~100 ㍉であった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒体制	当日の日雨量が 50 ㍉を超えた時	当日の日雨量が 80 ㍉を超えた時	当日の日雨量が 100 ㍉を超えた時
第2警戒体制	当日の日雨量が 50 ㍉を超え時雨量が 30 ㍉程度の強雨が降り始めた時	当日の日雨量が 80 ㍉を超え時雨量が 30 ㍉程度の強雨が降り始めた時	当日の日雨量が 100 ㍉を超え、時雨量が 30 ㍉程度の強雨が降り始めた時

(ただし、降雨、融雪期並びに地震、地すべり発生時は別途考慮するものとする。)

- (4) 急傾斜地の崩壊による危険が増大した場合の避難対策
- ア 指定緊急避難場所(資料編参照)
- イ 避難方法並びに伝達方法
- (7) 避難場所並びに避難経路を明示すること
- (イ) 避難のための誘導員を配置すること
- (ウ) 防災行政無線、有線放送、広報車、自主防災組織による口頭伝達等により避難指示の

徹底を図ること

ウ 高齢者等避難・避難指示等

- (7) 市長は災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を保護するため特に必要があると認めるときは、高齢者等避難・避難指示等をする。この場合において自ら指示できないときは、警察署長に避難の指示を要請する。
- (4) 避難指示等を行い、又は警察署長から避難指示等を行った旨の連絡を受けたときは速やかに知事（危機対策課）に対して避難場所及び人員を報告しなければならない。
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害に対する応急工事防災関連機関は、地表水の排除、土留め等の応急工事を土木業者又は消防団、地元住民の協力を得て行うものとする。

5：被害拡大防止活動

- (1) 堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、市長は、直ちにその状況を関係機関（国土交通省高田河川国道事務所長、上越地域振興局長、上越地域振興局妙高砂防事務所長、保線区長、警察署長）及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。
- (2) 当該被災区域を管理する上越地域振興局長、妙高砂防事務所長は水防本部及び必要と認める機関に通報する。
- (3) 水防管理者（市長）、消防団長及び上越地域消防局消防局長は、決壊後も可能なかぎり氾濫による被害の拡大防止に努める。

6：水防機関の協力等

- (1) 他の水防管理団体から応援を求められたときは、当市の水防に支障のない範囲内で消防団員を指揮し、必要な器具・資材を携行し、直ちに応援する。
- (2) 他の水防管理団体からの応援を必要とするときは、直ちに当該水防管理者に対し応援を要請する。
- (3) 自衛隊の派遣を必要と認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。
- (4) 警察官の出動を必要と認めるときは、警察署長に対し出動を要請するものとする。

7：水防報告

(1) 水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後2日以内に上越地域振興局を經由して県土木部河川管理課（水防本部）にその概況を速報するものとする。また、直轄河川にあっては国土交通省高田河川国道事務所長にも概況を報告する。

なお、資機材等の不足が生じた場合はその旨あわせて報告する。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防が終了したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて所定の様式により、上越地域振興局長及び国土交通省高田河川国道事務所長に報告しなければならない。

- ① 水防実施河川名及び位置
- ② 活動日時
- ③ 活動人員（当該箇所延人員）
- ④ 水防活動費用の内訳
- ⑤ その他必要事項

第 3 編

個別災害対策編

第 2 章 雪害対策

第1節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報

新潟地方気象台が、雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する降雪等に関する気象注意報・警報及び予報等について定める。

【計画の体系】

- 降雪等に関する気象注意報・警報の概要
- 降雪量予報
 - 発表時刻及び内容
 - 予報地域区分
- 新潟県雪情報システム

1：降雪等に関する気象注意報・警報等の概要

種 類	発 表 基 準 等
風 雪 注 意 報	平均風速：4～9月 12m/s 10～3月 15m/s 雪を伴う
大 雪 注 意 報	降雪の深さ：平地 6時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm
な だ れ 注 意 報	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合
着氷・着雪注意報	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合
融 雪 注 意 報	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速が5m/s以上か日降水量が20mm以上
暴 風 雪 警 報	平均風速：20m/s 雪を伴う
大 雪 警 報	降雪の深さ：平地 6時間降雪の深さ 30cm 山沿い 12時間降雪の深さ 55cm
顕 著 な 大 雪 に 関 する 気 象 情 報	大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

※平成25年8月30日から、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」制度が運用されています。数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあり、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表され、最大級の警戒を呼びかけるものです。

2：降雪量予報

新潟地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるため、12月1日～3月31日までの期

間、県内を13地域に分割した「新潟県降雪量予想」を発表している。

(1) 発表時刻及び内容

- 6時発表：当日6時から当日18時までの12時間降雪量
：当日18時から翌日6時までの12時間降雪量
16時発表：当日18時から翌日6時までの12時間降雪量
：翌日6時から翌日18時までの12時間降雪量

(2) 予想対象地域区分

13地域のうち妙高市に係わる区分は次のとおり。

- ⑪上越平野
⑫上越山沿い

3：新潟県雪情報システム

県は、12月1日から3月31日までの間、県内37地点における降雪予測や降雪・積雪状況について、ホームページ及び携帯サイトにより提供している。

予測地点

山北、村上、関川、新発田、胎内、秋葉、五泉、津川、上川、北（旧豊栄）、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高土、北城、新井、妙高高原、糸魚川、根小屋、相川、両津

第2節 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

冬期間の孤立予想地区における防災関係機関の通信確保対策について定める。

【計画の体系】

- 施設整備面の通信確保
- 冬期集落保安要員による雪害予防活動
- 住民への広報活動

1：施設整備面の通信確保

市及び電気通信事業者は、孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化等に努めるものとする。

- (1) 地域防災行政無線設備及び停電時における補助電源設備の整備
- (2) 携帯及び簡易移動無線局の冬期間における臨時設置
- (3) 孤立防止用無線電話（NTT東日本）の整備

2：冬期集落保安要員による雪害予防活動

毎年恒常的な豪雪のため孤立状態を余儀なくされている集落及び過疎・高齢化の進行により集落機能が弱体化している集落について、保安要員を配置し、生活道路の圧雪、生活保護世帯等の除雪及び急患対策等の雪害予防活動の推進に努める。

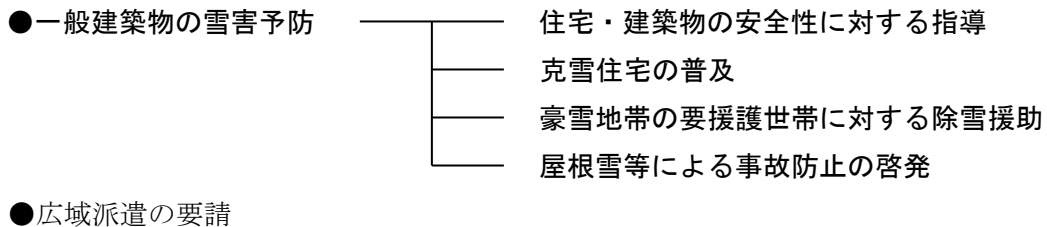
3：住民への広報活動

市は、孤立予想地区に対し、当該地区における緊急時の通信・連絡体制について、住民へ周知するものとする。

第3節 建築物の雪害予防計画

克雪住宅の普及、積雪による建築物の倒壊や屋根雪落下による事故等の防止に関し、必要な事項について定める。

【計画の体系】



1：一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

市は、所有者に対して建築物等の新築、改良工事等に際し、市街地の状況や敷地の状況等で周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努めるものとする。

(2) 克雪住宅の普及

核家族化や高齢化の進行に伴い、高齢者を中心とした雪下ろしによる事故が毎年発生している。

今後、自力で屋根雪処理を行うことができない世帯は、さらに増加するものと考えられ、雪下ろしの労働力確保も難しくなっている。

また、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止対策としては、住宅の克雪化が最も有効である。このため、市は、次の施策の推進に努めるものとする。

ア 住宅の克雪化に対する補助制度や融資制度による支援

イ 住宅の克雪化に関する相談所等を設置し、情報提供等による普及啓発

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

ア 市は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い積雪状況の把握に努める。

また、これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう努める。

イ 要援護世帯に対する除雪援助制度

(7) 高齢者世帯等の自力除雪不可能世帯に対する援助

要援護者世帯の除雪、雪踏み費用を支援。

○ 支援額（一世帯当たり） 除雪 全額

雪踏み 17,500 円／月

(4) 生活保護世帯に対する除雪費

一冬季間につき保護基準表に定める範囲において次のとおり支給できるよう措置される。

○生活保護世帯住宅維持費（除雪費）基準額一世帯 124,000 円の範囲内

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

市は、屋根雪等による人身事故防止について住民に対する啓発に努めるものとする。

- ア こまめな雪下ろし励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 非常時における出入口の確保
- オ 除雪機械による事故の防止

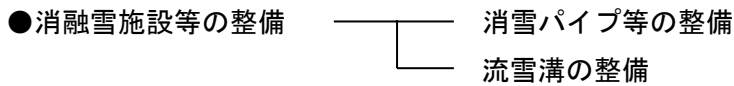
2：広域派遣の要請

豪雪時において、市内業者等だけでは要援護者世帯の除雪が間に合わない時は、新潟県の雪処理担い手確保スキームに基づき、上越地域振興局へ県内業者等の派遣を要請するとともに、県消防課へ県内消防団の派遣を要請するものとする。

第4節 消・融雪施設等の整備

市および道路管理者は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、消融雪施設等の整備を行う。

【計画の体系】



1：消融雪施設等の整備

(1) 消雪パイプ等の整備

ア 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（6%以上）等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備の推進に努める。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、交互散水方式への切換えや流雪溝整備もあわせて推進する。

イ 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

(2) 流雪溝の整備

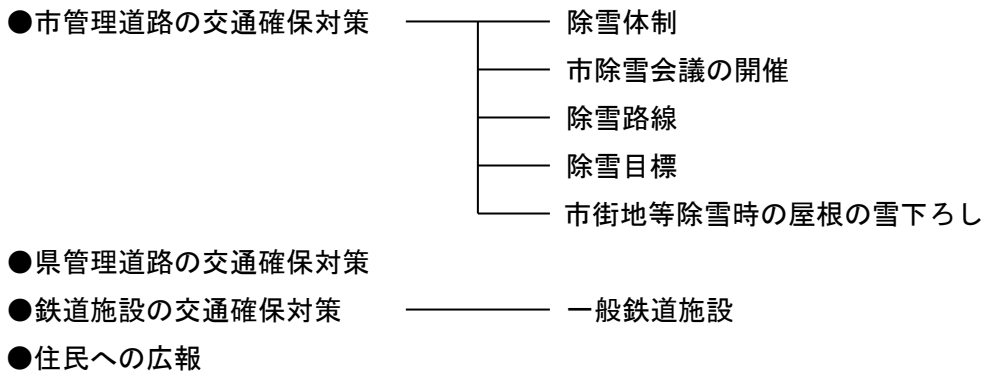
市街地において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプの整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備の促進に努める。

また、流雪用水の確保に寄与する水源の計画的整備により、雪対策強化を図る。

第5節 積雪期の交通確保計画

交通施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施するものとする。

【計画の体系】



1：市管理道路の交通確保対策

市は毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。

(1) 除雪体制

市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

ア 除雪対策本部

平常時の場合、市（建設課）に除雪対策本部を、町内集落ごとに除雪対策支部を設け、除雪計画の推進を図る。

・本部長（副市長） ・副本部長（建設課長） ・支部長（区長、町内会長等）

イ 豪雪対策本部

市内の積雪観測所の積雪深が下記警戒積雪深に達した場合で、さらに降雪が予想される場合に、除雪対策本部を豪雪対策本部（本部：総務課）に切り替え、全庁体制で対応にあたるものとする。

・本部長（市長） ・副本部長（副市長・教育長） ・支部長（区長、町内会長等）

●警戒積雪深

・新井消防署	2. 0 m
・妙高支所	2. 5 m
・頸南消防署	3. 0 m

ウ 豪雪災害対策本部

豪雪対策本部の設置後、市災害救助条例が適用される場合などに豪雪災害対策本部を設置する。

(2) 市除雪会議の開催

ア 冬期間における道路除排雪の円滑な実施を期すため、降雪期前に「市除雪会議」を開催するものとする。

イ 除雪会議は、市、町内会・集落、除雪委託業者、警察署、上越地域消防事務組合等の

各代表をもって構成する。

(3) 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定するものとする。

(4) 除雪目標

除雪実施路線は、交通確保の重要度に応じて次の区分により除雪目標を掲げて実施する。

ア 特殊路線

大雪警報発令下、豪雪となっても午前7時から午後7時まで1.5車線（5m）を確保する。その他の時間帯も終日1車線確保を原則とする。

イ 終日確保路線

大雪警報発令下、豪雪となっても終日1車線確保を原則とする。

ウ 第1種路線

2車線の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。

エ 第2種路線

必要な幅員確保を原則とし、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。

オ 第3種路線

1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。

カ 融雪期の除雪

道路幅員が狭く危険箇所、障害物等が多く存在する路線、並びに機能重複する路線又は特に冬期生活を必要と認められない等の路線について、融雪期に実施する。

(5) 市街地等除雪時の屋根の雪下ろし

降雪が続き屋根の雪下ろしが必要となったときは、必要に応じて屋根の雪下ろし一斉作業完了後の道路除雪作業の実施を検討するものとする。

2：県管理道路の交通確保対策

県は毎年「冬期道路交通確保計画」を策定し、雪害予防に努めることになっている。

3：鉄道施設の交通確保対策

鉄道各社は、降積雪時における列車の安定輸送のために、それぞれ除雪車両、除雪機械及び除雪要員の配置を図り、除雪体制の確保に万全な体制を期することとする。

(1) 一般鉄道施設

ア 除雪体制

(7) 線路除雪は、除雪機械等を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪体制を整える。

(4) 除雪は、除雪車両、除雪機械に主力をおき、線区の重要度に応じ重点的な除雪を行い、列車運転の混乱防止に努める。

(9) 機械力除雪により難しい箇所は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備等の計画的な整備に努める。

イ 踏切箇所の除雪

踏み切り箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることが多いため、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 運転規制

降・積雪期における最大限の輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降・積雪の状況に応じて5段階に区分し、列車の運転を規制するとともに、各段階に即応した排雪列車を必要により運転し、構内除雪についても計画的に実施する。

エ 雪害時の対策

(7) 消防団、自衛隊の出動

雪害時における緊急除雪等は、非現業社員を含めた支社内の社員の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施するものとするが、関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団又は自衛隊の派遣を要請する。

(4) 緊急輸送

雪害時における緊急輸送は、一般貨客を優先して行うものとするが、緊急輸送が輻輳して調整が困難となったときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定める行う。

オ 予防保全対策

(7) 雪崩の発生が予想される場合は、雪崩警備体制を強化し、列車の抑止手配、運転規制等を実施する。

(4) 雪崩発生重点警備箇所の巡回及び警備を実施する。

カ 融雪設備等の強化

輸送の確保を図るため、熱風、電気融雪及び水資源を利用した除雪方法等によりできる限り除融雪設備の充実化に努める。

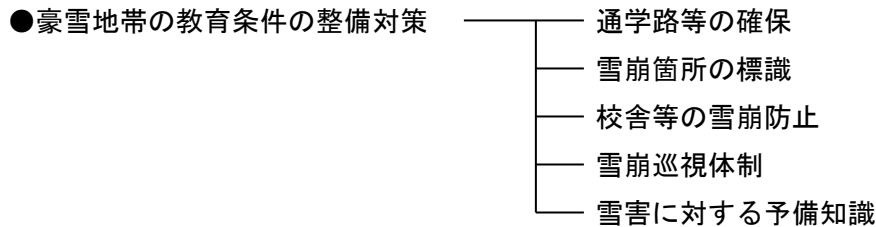
4 : 住民への広報

雪害時における被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、各施設の管理者は、積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報に努める。

第6節 豪雪地帯の教育条件の整備

児童生徒の安全を確保し、正常な学校運営を期するため次の措置を講ずる。

【計画の体系】



1：豪雪地帯の教育条件の整備対策

(1) 通学路等の確保

児童生徒の通学路を確保するため、必要に応じて、あらかじめそれに要する人員の確保計画を立てて雪踏等により道路を確保するとともに集団登下校を実施させ、必要に応じて教師、父兄がこれを誘導するよう措置を講ずる。

(2) 雪崩箇所への標識

雪崩発生のおそれのある箇所については、事前に市において防止策を樹立するとともに児童、生徒にはっきりわかるように標識を立て、迂回路を通るような指導をする。

(3) 校舎等の雪崩防止

校舎及び体育館等の屋根の雪崩止めが不完全な学校は、降雪期前に充分整備し、屋根より落下する雪の災害防止に万全を期する。

(4) 雪崩巡視体制

降雪が連続し、かつ日降雪量が非常に多くなることが予想される時、市は雪崩等の発生に備えてあらかじめ指定した危険区域の巡視警戒を行い、当該区域ごとに消防団員その他警戒要員を配置する。

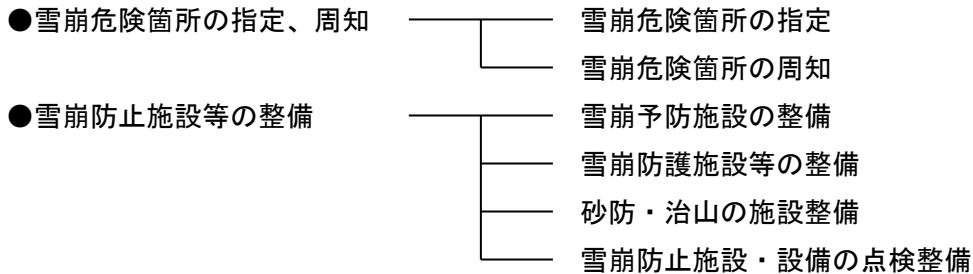
(5) 雪害に対する予備知識

学校においては、児童、生徒に対して雪害に対する予備知識を与えるとともに、避難訓練を行う。

第7節 雪崩防止施設等の整備

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止柵等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

【計画の体系】



1：雪崩危険箇所の指定、周知

(1) 雪崩危険箇所の指定

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、国、県、市及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組合せ、雪崩危険箇所を指定する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

市は県と連携して、住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓蒙に努めるとともに、雪崩発生危険箇所の周知を図る。

2：雪崩防止施設等の整備

国、県及び市は、雪崩防止施設の機能を十分に発揮できるように、発生区、走路、堆雪区の各区における勾配、地形、土質、雪崩の種類等の条件を考慮し、対象物及び被防護物により適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防措置を図る。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩・融雪等により、河川・沢等をせき止め、洪水・土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止施設・設備の点検整備

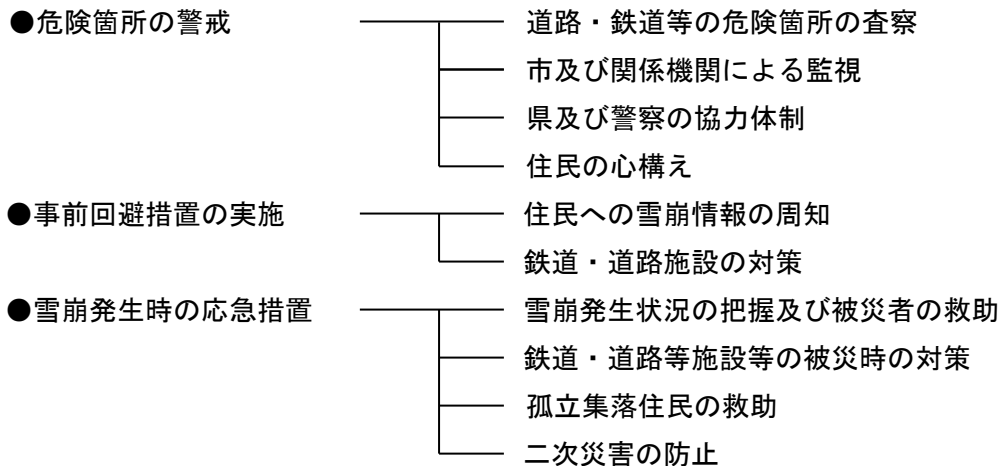
雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的に整備・点検に努める。

また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等により整備・点検を行うものとする。

第8節 雪崩事故の防止と応急対策

国、県、市及び関係機関は、雪崩による人命等の損失を極力回避するため、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という）のパトロール及び、住民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

【計画の体系】



1：危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の査察

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中は、雪崩危険箇所の査察を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努めるものとする。

(2) 市及び関係機関による監視

市及び関係機関は、雪崩発生危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るため、雪崩監視装置の設置等を含め、適時に十分な監視警戒を行うよう警戒体制の整備を図る。

また、危険度合を見極めて関係者に早期に危険度予告を行うとともに、適切な措置を講じる。

(3) 県及び警察の協力体制

県は市から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導するものとする。

(4) 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣住民及び市役所に通報し、必要に応じて自主的に避難するものとする。

2：事前回避措置の実施

(1) 住民への雪崩情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能

性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等にうけいれるとともに十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路施設の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努めるものとする。

3：雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの巡視又は他の関係機関・住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県危機対策課へ状況を報告する。

イ 住民等が被災した場合は、直ちに上越地域消防事務組合、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路等施設等の被災時の対策

ア 鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努めるものとする。

また、遭難者がいる場合は直ちに最寄りの上越地域消防事務組合、警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たるものとする。

イ 市は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ 警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、放送を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

市は雪崩の発生による交通途絶で、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県、警察本部に要請して、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第3編

個別災害対策編

第3章 火山災害対策

第1節 火山災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらす。大規模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に時速数 10km から 100km 以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからは避難が困難な場合も多い。このため、大規模な噴火等の危険が切迫していると判断された場合は、危険区域の住民等を、事前に危険区域外に避難させることにより、人的被害の極小化を図る。特に、活動火山対策特別措置法第3条の規定に基づき、火山災害警戒地域に指定された地域については、同法第4条の規定に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行う。

(2) 計画の対象とする火山

「火山噴火予知連絡会（事務局は気象庁）」によると、本県では新潟焼山と妙高山の2つが「活火山」とされている。

ア 新潟焼山

新潟焼山は、形成された年代は比較的新しく、これまでの火山活動では火砕流を伴う噴火により、周辺地域に壊滅的な被害を与えている。1773年の噴火以降、マグマ噴火は起こっていないが、20世紀以降も小規模な水蒸気噴火が発生しており、1974年（昭和49年）の水蒸気噴火では、山頂付近で噴石により登山者3名が死亡している。

イ 妙高山

妙高山は、長い休止期をはさむ4回の活動期により形成され、南側の火口原には噴気地帯（地獄谷）がある。マグマ噴火は約4200年前の活動が最後で、堆積物が確認できる最新の噴火は、約3000年前の水蒸気噴火であるが、カルデラ内に小規模な爆裂火口があり、これらの活動は3000年前以降の可能性もある。

以下の「(3)予想される火山活動と被害」及び「(4)危険区域の想定と周知」においては、活動火山対策特別措置法第3条の規定に基づき、火山災害警戒地域に指定された新潟焼山について記述する。

(3) 予想される火山活動と被害

ア 新潟焼山の噴火活動に伴い予想される現象

(ア) 溶岩流

新潟焼山の溶岩は粘性が強いため、流下速度が遅く到達距離も数キロ程度に限られる。過去数回の流出でも集落にまでは達していない。溶岩流そのものにより人命が失われる危険性は低い。

(イ) 噴石・降灰

弾道を描いて飛散する大きな噴石は火口周辺に落下するので、被害は火口周辺の概ね2～4km 円内に限られる。小さな噴石は風に流されて周辺地域にまで到達し、人

的・物的被害をもたらす。火山灰は風に乗って広範な地域に降下し、農作物被害や健康障害、交通事故等を引き起こすこともある。

昭和 49 年の水蒸気噴火の際に、山頂付近でキャンプ中の登山者 3 名が噴石により死亡した。

(ウ) 火砕流

高温の岩塊や岩片が火山ガスと混ざり合い、灼熱の雲となって斜面をなだれのように駆け降りてくるもの。成長しつつある熱い溶岩ドームが崩れて発生するものや、爆発的噴火に伴い直接火口から噴き出されて発生するものなどいろいろなタイプがある。高温（数百～1千度）・高速（時速 100km 以上）で広範囲を覆うため、人的・物的に大被害をもたらす。平成 3 年の雲仙普賢岳の大規模火砕流災害では 43 人の死者を出した。また、平成 26 年の御嶽山噴火時のような低温の火砕流が発生する場合もある。

新潟焼山の過去 3 回の大噴火で発生した火砕流はこれをはるかに上回る大規模なもので、南は笹ヶ峰の乙見湖付近、北は 25km も離れた日本海にまで達している。また、積雪期に発生した場合は、大規模な融雪型火山泥流を引き起こすことがある。

(エ) 火砕サージ

爆発的噴火や火砕流に伴って発生する、火山灰や砂塵を含んだ爆風。風速は毎秒 20～100m 以上に達し、破壊力・殺傷力は極めて強力であるため、その掃過域の中で生き残ることは困難であり、火砕サージによる被害は、火砕流の先端や周囲に広がる。火災サージの掃過域は、火砕流本体の数倍の巾に広がり、火砕流本体の先端のさらに先まで延びる。

過去の新潟焼山の大規模な噴火の際にはたびたび発生している。

(オ) 火山泥流

火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。

昭和 49 年の噴火の際は、噴火口から火山灰を含んだ泥水が直接噴出され、泥流となって流れ下った。積雪期に火砕流が発生した場合は噴火の熱で周囲の雪を溶かし、大規模な融雪型火山泥流となり、被害が拡大する可能性がある。

その他にも噴火後の降雨や河川上流の一時的なせき止めを要因とした泥流が発生する可能性がある。

(カ) 岩屑なだれ（岩屑（がんせつ）流）

火山の山体が、噴火や強い火山性地震等の衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下するもの。古文書では、1361 年の大噴火で「茶臼山（現新潟焼山）」の山頂部が大崩壊を起こしたとされていることから、現在の新潟焼山のドーム型の山体は、その後の活動によって形成されたものと考えられる。新潟焼山の山頂部には、不安定な状態の部分もあり、今後、噴火・地震等により崩壊して岩屑なだれが発生する可能性がある。

(キ) 火山ガス

少量でも生命に危険の及ぶ硫化水素や二酸化硫黄や、多量に吸い込むと危険な二酸化炭素がある。常温では空気より密度が大きいため、谷筋に沿って流下、又は窪地に滞留する。

新潟焼山では、明治時代に、硫化水素等の有毒ガスにより、山頂付近の噴気孔の中

で硫黄採掘者が死亡した例がある。

イ 警戒すべき被害

火山災害は火山活動に伴うものと、火山活動による不安定堆積物が降雨などにより移動する二次的なものに区分されるが、本計画では前者を対象とし、後者は風水害等共通対策編中の土砂災害として対策を講じる。

新潟焼山の場合、前者の災害を引き起こすことが考えられる噴火活動は、過去約400年に一度の頻度で発生した大噴火、及びそれよりは短い不規則な周期で繰り返されている小規模な噴火である。過去の噴火の例から新潟焼山の噴火の特徴は次のとおりである。

- (ア) 大噴火の際には火砕流と火砕サージを噴出しやすい。
- (イ) 大噴火の初期の段階でマグマ水蒸気噴火が発生しやすい。
- (ウ) 噴火に伴って火山泥流が発生することが多い。特に積雪期に火砕流が噴出した場合は、火砕流による大規模な融雪型火山泥流が更に大きな被害を引き起こすことが分かっており、これらの被害を想定した対策を講じる必要がある。

(4) 危険区域の想定と周知

ア 火山災害危険区域の想定

(ア) 溶岩流

新潟焼山の溶岩は粘性が強いため、流下範囲は火口から数km程度である。しかし、その大半は2km程度にとどまると考えられる。

(イ) 噴石

小規模な噴火の場合は火口から半径概ね2km以内、大規模な噴火の場合は半径概ね4km以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。

なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。

(ウ) 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ

岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の実例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷（糸魚川市）及び南側の真川の谷（妙高市）に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。

(エ) 火災サージ

火災流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の両岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。

(オ) 火山ガス

被害の範囲は山頂から周囲約1kmにある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あいには被害が及ぶ場合がある。

イ 避難施設その他の避難場所に関する事項及び避難路その他の避難経路

(ア) 住民等避難の場合

指定避難所、避難経路及び避難方法について、新潟焼山火山防災協議会が定める避

難計画に則り定めるものとする。

(イ) 登山者等避難の場合

具体的な避難経路の指定に併せて、取るべき避難経路の考え方について、新潟焼山火山防災協議会が定める避難計画に則り定めるものとする。

ウ 住民、登山者等への周知

市は、避難対象地域や避難場所、避難経路を周知するとともに、新潟焼山火山防災協議会が策定した避難計画に基づく避難訓練を実施するなど、日ごろから避難計画の住民、登山者等への周知徹底に努める。

(5) 噴火警報等の概要

ア 噴火警報及び噴火予報（新潟焼山及び妙高山）

気象庁が、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して、噴火警報を発表する。火山活動の状況が静穏である場合、あるいは噴火警報には及ばない程度と予想される場合は、噴火予報を発表する。（噴火警報・噴火予報の対象範囲や火山活動の状況は以下のとおり）

◎噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

（噴火警戒レベルが運用されている火山（新潟焼山 等））

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及 びそれより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少 し離れた所 までの火口 周辺	レベル2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山で あること に留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベルの活用にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
- ・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対

応方法は、地域により異なる。

- ・降雨時の土石流等、レベル表の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも注意する必要がある。

注：表で記載している「火口」は、噴火が想定される火口あるいはそれが出現しうる領域（火口出現領域）を意味する。

（噴火警戒レベルが運用されていない火山（妙高山 等））

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

イ 噴火警戒レベル（新潟焼山）

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

新潟焼山においては、噴火警戒レベルが平成23年3月31日より運用されている。

◎ 新潟焼山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者 などへの対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報（居住地） または噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	規模の大きな噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期）が居住地（山頂から7km以遠）に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 887年 ^{※1} ：火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年：火砕流が日本海まで到達。 1773年：火砕流発生。一部は南側にも流下。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地（山頂から7km以遠）まで到達するような噴火の発生が予想される。
警報	噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等。	●溶岩ドームが出現するなど、火砕流、溶岩流を伴う噴火により居住地の近く（山頂から7km以内）まで重大な影響を及ぼすことが予想される。 ●山頂から概ね4km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域周辺あるいは想定火口域内への立入規制等。 住民は通常の生活。	●山頂から半径2km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約2km以内に飛散。 ●山頂から概ね1km以内（想定火口域）に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1983年、1997～1998年、2016年：ごく少規模な噴火。火口周辺に降灰。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏あるいは、火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて想定火口域内への立入規制等。 住民は通常の生活。	●状況により、噴気活動や地震活動に若干の高まりが認められる。 ^{※2} ●火山活動は静穏。

注) ここでいう大きな噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※1 「887年」については、1235年の鎌倉時代になるとの報告（早川ほか 2011）がある。

※2 状況により、気象庁が「火山の状況に関する解説情報（随時）」などを発表し、活動状況が周知される。

[近年の規制等の実施状況]

平成 27 年夏頃からの火山活動の活発化を受けて、妙高市、糸魚川市では山頂から半径 1 km 内の立入を規制するため、災害対策基本法第 63 条第 1 項による警戒区域の設定（平成 28 年 3 月 2 日）を行った。

その後、火山活動が低下した状態で経過したことから、平成 30 年 11 月 15 日に警戒区域の解除を行った。

ウ 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとっていただくために発表する。

ただし、噴火警報が発表されている火山で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する必要がない程度の規模の噴火が発生した場合は、発表されない。

エ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

気象庁が、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は「警戒が必要な範囲」の拡大を行う状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルの引き上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性（噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表（又は切替）する可能性）があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表する。

オ 降灰予報

気象庁は、以下の 3 種類の降灰予報を発表する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民、登山者等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ・噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予測される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。
- ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
 - ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。降灰予報（定時）を未発表の火山では、予想される降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予測計算を行い、20～30 分程度で発表。
- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村に明示して提供。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、予想される降灰量が「やや多量」以上の場合に発表。降灰予報（定時）を未発表の火山では、予測される降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合は、予想される降灰量によらず発表。

◎降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	厚さ キーワード	路面や視界のイメージ
多量	1 mm以上 【外出を控える】	<ul style="list-style-type: none"> ・路面が完全に覆われる。 ・視界不良となる。
やや多量	0.1 mm ≤ 厚さ < 1 mm 【注意】	<ul style="list-style-type: none"> ・火山灰が明らかに降っているのがわかる。 ・道路の白線が見えにくい。
少量	0.1 mm未満	<ul style="list-style-type: none"> ・うっすら積もる。 ・降っているのがようやくわかる。

(6) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、火山災害の潜在的な危険に関する情報を事前に知るよう努める。

また、新潟焼山に登山する際には、「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」に基づき、火山現象を繰り返す火山である新潟焼山の特性を把握した上で、綿密な登山計画を策定し新潟県知事への届出を行うとともに、当該登山計画に基づいた装備品等を携帯し登山しなければならない。

イ 市の責務

市は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、必要に応じて火山防災マップの作成・配付、新潟焼山火山防災協議会が策定する避難計画の具体化及び避難体制の整備、防災訓練等を行う。

ウ 県の責務

県は、新潟焼山火山防災協議会の事務局を務め、気象庁及び関係機関による観測・監視情報の共有体制整備、市町村の火山防災マップの作成や避難体制の整備への協力、火山活動の異常の覚知に努める。

また、火山災害による被害の防止、軽減を図るため、治山、治水、砂防事業等国土保全事業の総合的な推進に努めるとともに、「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」の目的を達成するため、火山災害による遭難の防止に関する意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

エ 新潟焼山火山防災協議会の責務

新潟焼山火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、国、県、関係市村、関係機関、専門家、その他各種団体等との連携により、平常時から火山活動、防災対策に関する情報を共有するとともに、想定される火山現象に応じた警戒避難体制をあらかじめ共同検討し、火山防災対策を推進する。

オ 新潟地方気象台の責務

新潟地方気象台は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、噴火警報等伝達体制の強化及び火山現象の発生及び推移の情報収集に努める。

カ 内閣府及び気象庁の責務

内閣府及び気象庁は、火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、迅速かつ正確な情報発信を行う。

キ 北陸地方整備局の責務

北陸地方整備局は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、新潟焼山についての火山噴火対策に資する調査に協力する。

また、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。

(7) 要配慮者への配慮

風水害等共通対策編第1章「第26節 要配慮者の安全確保計画」の定めるところによる。

(8) 積雪期の対応

融雪型火山泥流の発生など被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期の避難対策については特に配慮する。

2 市の役割

(1) 防災知識の普及

市は、新潟焼山火山防災協議会等における検討を通じて、火山防災マップ(火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民、登山者等への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載したもの)や地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

また、パンフレット、ジオパーク関連施設等や、観光関連の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対しても防災知識の普及啓発に努める。

(2) 避難指示等の具体的な発令基準の策定・見直し

市は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、新潟焼山火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や気象庁等との連携に努める。

(3) 入山規制等の体制整備（噴火警戒レベル1～3対応）

市町村は、登山者等に対する注意喚起看板を設置すると共に、噴火警戒レベルに対応した立入規制箇所を検討し、立入規制に必要なバリケード・周知看板等を事前に準備する。

(4) 避難体制の整備（噴火警戒レベル4～5対応）

ア 避難計画の策定等

市は、新潟焼山火山防災協議会に参画し、関係機関と情報共有を図ると共に、協議会において避難計画策定等を行い、住民、登山者等に広く周知する。

イ 組織面の整備

(7) 市は、住民、登山者等への火山防災情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制を整備する。

(4) 市は、住民、登山者等を避難させる際の県・消防機関・自衛隊等との協力体制を整備する。

ウ 施設面の整備

(7) 情報伝達のための施設

市は、住民、登山者等への火山防災情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難

のための施設を整備する。

また、防災行政無線、緊急速報メール等、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

(4) 避難者受入れのための施設

市は、危険区域外に避難住民、登山者等全員の受入れが可能な施設の確保に努める。そのため、高谷池ヒュッテを避難施設として整備する。

(5) 火山灰の収集、処理方法の検討

市は、火山灰の収集方法や集積場等をあらかじめ選定しておく。

(6) 異常の覚知

市は、新潟焼山、妙高山の活動に異常な現象を発見したときは、直ちに新潟地方気象台及び県に連絡する。また、影響が予想される施設等への連絡先をあらかじめ把握しておく。

3 県の役割

(1) 新潟焼山火山防災協議会の設置・運営

県は、国、市町村、関係機関、専門家等と連携し、新潟焼山の避難対策や応急対応等をあらかじめ共同検討するための活動火山対策特別措置法に基づく新潟焼山火山防災協議会を設置し、事務局として運営を行う。

(2) 観測体制の整備

県は、気象庁等国の機関に対し、観測体制の強化を働きかけるとともに噴火の前兆現象の検知に努める。また、新潟焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、観測機器等の整備を行う。

(3) 減災のための国土保全事業の推進

県は、噴火時等に生じる被害の軽減を図るため、治山、治水、砂防事業等の国土保全事業をハード対策、ソフト対策の両面から総合的、計画的に推進する。

(4) 避難計画の策定等

県は、新潟焼山火山防災協議会に参画し、被害想定に関する情報の提供などを行う。協議会では、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオを作成するとともに、避難計画を策定する。

(5) 防災知識の普及

県は、火山災害に関するリーフレットや資料の配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施し避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

(6) 条例に基づく取り組みの推進

県は、登山の計画を届け出ることが、火山災害による遭難の防止に資するものであることの周知など「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」の目的を達成するための取り組みを推進する。

(7) 避難の実施体制等

ア 情報の収集・共有

(7) 県は、新潟焼山、妙高山の活動に異常な現象を発見したときは、直ちに新潟地方気象台に連絡するよう、あらかじめ連絡窓口を確認する。

(4) 県は、ヘリコプターによる上空からの観測・情報収集活動を行う体制を県警察とともに整備する。

イ 避難の実施体制

県は、自衛隊・近隣市村等の協力のもとに、住民避難を支援する体制を整備する。

4 新潟焼山火山防災協議会の役割

(1) 情報の共有

平常時から火山活動、防災対策に関する情報を共有する。

(2) 避難計画の策定等

新潟焼山火山防災協議会は、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオや避難計画の策定、県及び関係市村の地域防災計画の見直し及び修正に関する検討や、避難促進施設の選定等に関する助言、避難壕・退避舎等の必要性の検討など火山災害に対する防災体制の検討を共同で行う。

また、円滑な検討を行うため、検討事項に応じたコアグループやワーキンググループ等の部会も設置する。

(3) 訓練等の実施

新潟焼山火山防災協議会は、単独または、市町村等との連携により各種訓練を実施し、訓練より明らかになった課題について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。

(4) 防災知識の普及

新潟焼山火山防災協議会は、火山防災講演会の開催等により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

5 新潟地方気象台の役割

(1) 噴火警報等伝達体制の整備

新潟地方気象台は、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等を、県に迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を行い、必要に応じ、その改善に努める。

(2) 避難計画の策定等

新潟地方気象台は、気象庁火山監視・警報センターと協働し、過去の噴火履歴等を踏まえた噴火シナリオや火山ハザードマップの検討を行うとともに、新潟焼山火山防災協議会に参画し、関係機関と連携して避難計画策定等を行う。

(3) 火山防災情報の周知

新潟地方気象台は、火山活動の状態を分かりやすく伝えるとともに、噴火時等にとるべき防災行動と対応する噴火警報等の種類や発表基準について、広く周知を図る。

また、住民に限らず登山者や旅行者が活火山を訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得た上で、登山するかどうか自らが判断することができるよう、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等の火山防災情報を、ホームページ等で発信するものとする。

(4) 異常の覚知

新潟地方気象台は、火山活動に係る異常等について通報を受けた場合、または気象台自ら異常と認めた場合は、気象庁火山監視・警報センターへ報告するとともに、噴気の状況等の火山活動について情報収集に努める。また、火山監視・警報センターから得た情報は

速やかに新潟焼山火山防災協議会の関係機関等へ連絡して情報共有を行う。

6 内閣府及び気象庁の役割

(1) 迅速かつ正確な情報伝達

内閣府及び気象庁は火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）、臨時の解説情報、噴火速報、降灰予報等の火山防災情報等の解説に努め、報道機関の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

(2) 登山者や旅行者等への情報発信

気象庁は登山者や旅行者が活火山を訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、登山するかどうか自ら判断することができるよう、火山防災情報を気象庁ホームページ等でわかりやすく発信するものとする。

7 北陸地方整備局の役割

(1) 火山噴火対策への協力

ア 北陸地方整備局は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、火山噴火対策に資する調査に協力する。

イ 火山噴火を原因とする土石流によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、関係市村に通知するとともに一般への周知を行う。

ウ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、関係市村に通知するとともに一般への周知を行う。

8 県警察の役割

(1) 交通規制体制の整備

ア 高速道・主要幹線道における交通規制

県警察は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、高速道・主要幹線道において、火山災害の規模及び段階に対応する規制箇所を検討し、火山災害発生時に迅速かつ的確に交通規制を実施する体制を整備する。

イ 規制情報等の広報体制の整備

規制情報を、避難者、運転者、地域住民、登山者等に対して、ラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適宜、適切な広報を実施する体制を整備する。

第2節 火山災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

火山災害の応急対策として、まず災害発生直前の噴火警報等の伝達及び避難誘導等の対策があり、発生後は機動的初動調査等被害状況等の収集、連絡を行う。

次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止を行う。また、国内外からの人的・物的支援の受け入れを行う。

火山災害の応急対策においては、県、関係市村、関係機関、専門家等が参画する現地対策本部を設置するなど、共同で対策にあたるよう、平常時から体制整備を図る。

本計画においては、火山災害特有の計画として、災害発生直前から所要の体制整備について主に定めるものとし、以降の救命救急活動、避難対策、生活支援などの普遍的な応急対策については、「風水害対策編」に定めるところにより、必要な業務を実施する。

(2) 各主体の役割

ア 市民、自主防災組織、滞在者等の役割

市民、自主防災組織及び一時滞在者（登山者、入山者等）は、火山活動に係る異常現象を発見したときは、市町村又は県警察に通報するとともに、必要に応じて自発的に被災者・要配慮者を救助し、避難する。

○火山活動による主な異常現象

- (ア) 火山性地震（微動）の群発
- (イ) 鳴動、音響
- (ウ) 火山周辺の地形変化
- (エ) 噴気、地熱、温泉等の温度又は噴出・湧出量の変化
- (オ) 火口の火山ガス、昇華物（硫黄など）の変化
- (カ) 動物の異常行動

イ 市の役割

市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）又は新潟地方気象台から噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）の伝達を受けた場合には、その内容を市民、登山者等及び関係機関に周知するとともに、新潟焼山火山防災協議会等の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、入山規制や避難指示等を行う。また、市民、登山者等の適時適切な避難、避難所の開設、避難所の管理運営、降灰対策等の措置を講ずる。

また市は、大規模噴火時等、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

ウ 県の役割

県は、新潟焼山火山監視システムの監視カメラ等で異常が認められた場合や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）又は新潟地方気象台から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容を関係機関に伝達する。特に特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に通知するとともに、関係市町村へはホットラインによる電話連絡を行い、「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」に基づく登山届の情報について関係機関との情報共有等を行う。

また、被害をできるだけ軽減させるために緊急減災対策の実施や、必要な資機材の調達等を速やかに行うとともに、関係市村の実施する避難、降灰対策等を支援する。

さらに県は、大規模噴火時等、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、さらに必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

エ 新潟焼山火山防災協議会の役割

新潟焼山火山防災協議会は、市村からの求め等により避難指示等及び警戒区域の設定等に関して共同で検討し、市村へ助言を行う。

オ 新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状況等の火山現象の発生及び推移について情報収集を行い、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報や噴火速報等を関係機関に伝達するとともに、放送機関に伝達する。なお、火映、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合についても、速やかに新潟焼山火山防災協議会の関係機関へ連絡して情報共有に努める。

また、噴火警戒レベルの切り替え等に当たっては、新潟焼山火山防災協議会や市村等に対して、避難対策等の検討に資する助言を行う。

カ 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、新潟焼山についての火山噴火対策に資する調査に協力するとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の把握、災害応急対策等、県及び市町村が行う活動に対する支援を実施する。

また、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知するとともに、県への通知及び一般への周知も行う。

キ 県警察の役割

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、通行可能な道路を把握するとともに、一般車両の通行を禁止するなど災害応急対策従事車両の通行を確保するために必要となる交通規制を実施する。また、警戒区域が設定された場合においては、警戒区域内及びその周辺の社会秩序の維持に努める。

(3) 達成目標

火山の活動についての的確な監視及び観測を実施し、関係機関、住民、登山者等への噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）についての迅速な周知を図るとともに、入山規制等、迅速な市民、登山者等の避難、降灰対策等を的確に行うことにより、生命、身体及び財産への被害を最小限に止める。

(4) 要配慮者への配慮

ア 避難に時間を要する要配慮者については、早期（噴火警戒レベル4）の避難を促すと

もに、住民、登山者等の避難時には、風水害等共通対策編 第2章「第9節 住民等避難計画」及び「第26節 要配慮者の応急対策」に定めるところにより、要配慮者に配慮する。

イ 市は、要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、避難行動等に時間を要するだけでなく、山に雪のある時期に火山が噴火すると、噴出物等が雪を一気に溶かし、樹木をなぎ倒し、地面を削り取って大量の土砂及び岩を巻き込んで、非常に速いスピードで流れるので（融雪型火山泥流）、関係機関、住民等の速やかな対応が必要となる。

(6) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

新潟焼山噴火時等における関係機関相互の連絡体制は新潟焼山火山防災協議会で別に定める。

3 新潟地方気象台から伝達する噴火警報・予報等について

(1) 噴火警報・予報等の種類

ア 噴火警報、予報の名称、噴火警戒レベル

「第1節 火山災害予防計画 1 計画の方針 (5)噴火警報等の概要」のとおり。

イ 降灰予報

「第1節 火山災害予防計画 1 計画の方針 (5)噴火警報等の概要」のとおり。

ウ 噴火速報

「第1節 火山災害予防計画 1 計画の方針 (5)噴火警報等の概要」のとおり。

エ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

オ 火山の状況に関する解説情報

火山の状況に関する解説情報（臨時）は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性（噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表（又は切替）する可能性）があると判断した場合、又は判断に迷う場合に発表する。

「火山の状況に関する解説情報」は、現時点では噴火レベルを引き上げる可能性（噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表（又は切替）する可能性）は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する。

カ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃

度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

キ 月間火山概況

前月一ヶ月の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

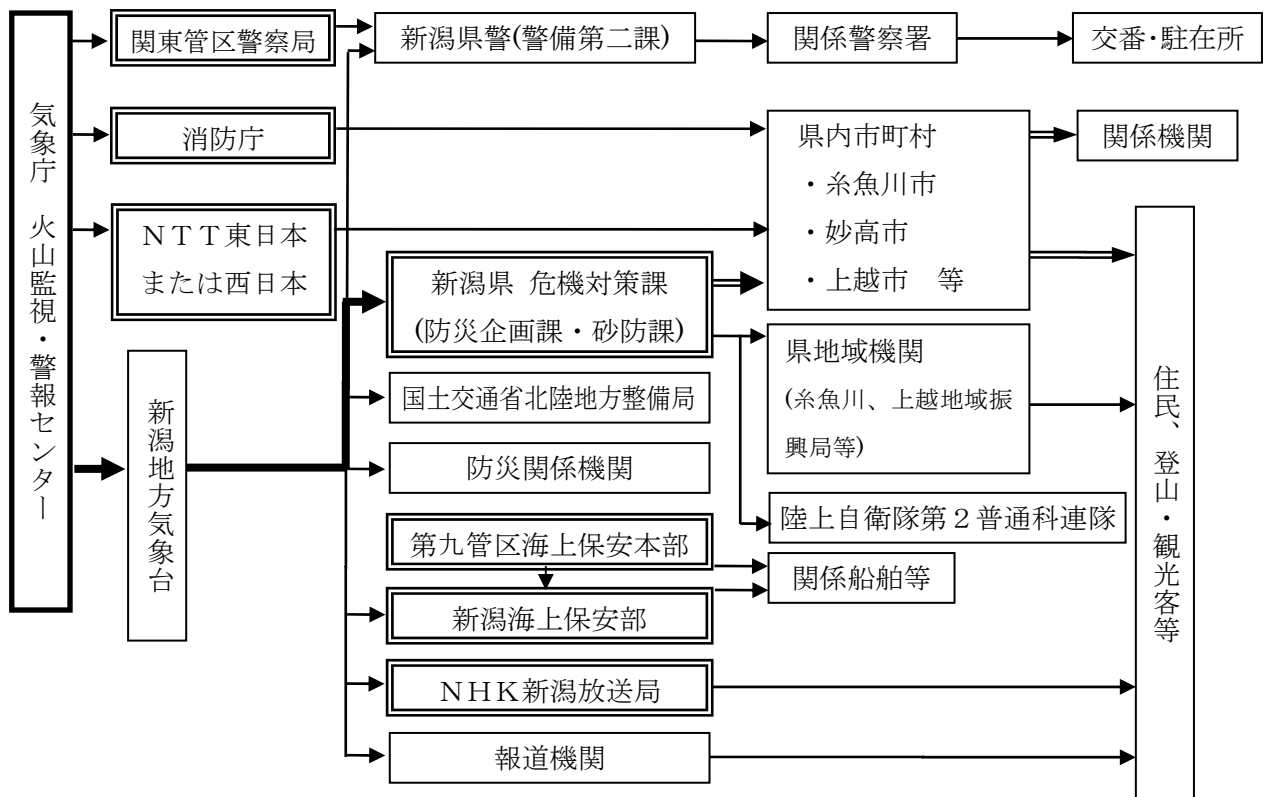
ク 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

(2) 伝達対象火山（県外は県境から概ね40km以内で、防災対策上必要とする活火山）

火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R3.1.1現在)
新潟焼山	新潟県	○
妙高山	新潟県	
吾妻山	山形県・福島県	○
磐梯山	福島県	○
沼沢	福島県	
燧ヶ岳	福島県	
草津白根山	群馬県	○
浅間山	群馬県・長野県	○
弥陀ヶ原	富山県	○

(3) 噴火警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注) 二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

4 業務の体系

(1) 業務体系の概要（新潟焼山・妙高山共通）

火山活動の監視・観測	——	定期的監視・観測、臨時監視・観測の実施
気象庁機動観測班の派遣	——	緊急観測の実施
噴火警報等の伝達	——	噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有
入山規制等	——	入山規制又は警戒区域の設定
住民及び一時滞在者の避難	——	避難指示
降灰対策	——	道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農林水産業、宅地等の降灰による被害の拡大防止及び除去

○火山災害により、救急・救助活動、医療救護活動、公共施設、ライフライン等の応急対策等が必要となった場合には、「風水害等共通対策編」に定めるところにより、必要な業務を実施する。

(2) 噴火警戒レベルに応じた主要な防災対策（新潟焼山）

ア 事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合

① 噴火警戒レベル1【活火山であることに留意】～噴火予報～

- (ア) 定期的な火山活動の監視・観測を実施する。
- (イ) 状況により想定火口域（山頂から概ね半径1km以内）への立入規制を実施する。

② 噴火警戒レベル2【火口周辺規制】～火口周辺警報～

- (ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有を行う。
- (イ) 県において情報連絡室を設置するとともに、市において情報連絡体制又は警戒体制をとる。
- (ウ) 臨時監視・観測を追加する。
- (エ) 山頂から概ね半径1km又は2km以内の立入規制（登山道）を行う。
- (オ) 緊急減災対策を実施する。

③ 噴火警戒レベル3【入山規制】～火口周辺警報～

- (ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有を行う。
- (イ) 県及び市において警戒本部等の設置、警戒区域の検討を行う。
- (ウ) 山頂から概ね半径4km又は7km以内の立入規制（登山道）を行う。
- (エ) 緊急減災対策を実施する。
- (オ) 市において避難所開設準備を行う。

④ 噴火警戒レベル4【高齢者等避難】～噴火警報～

- (ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有を行う。
- (イ) 県及び市において、災害対策本部等を設置する。
- (ウ) 県は現地対策本部等を設置する。（候補案：糸魚川地域振興局）

(エ) 県、関係市町村、関係機関、専門家等が参画する合同対策本部を設置する。

(候補案：糸魚川市役所)

(オ) 自主避難及び要配慮者の避難を開始する。

(カ) 緊急減災対策を一時中止する。

(キ) 市において避難所を開設する。

(ク) 県警察、道路管理者において、交通規制の準備を開始する。

⑤ 噴火警戒レベル5【避難】～噴火警報～

(ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有を行う。

(イ) 警戒区域内の住民等の避難を開始する。

(ウ) 市において避難所を増設し、必要に応じて二次避難を実施する。

(エ) 県警察、道路管理者において、交通規制を実施する。

(オ) 被害が発生した場合、各施設管理者において応急対策を実施する。

(カ) 県と市において、噴火規模等に応じて、他の都道府県や市町村に対し、必要な応援を求める。

イ 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合

引き上げ後のレベルの程度に関わらず、県及び市において災害対策本部等を設置するなどの非常体制を取る。その他、上記アに準じて必要な防災対策対応を取る。

5 業務の内容

(1) 火山活動の監視・観測

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟地方気象台	・新潟焼山又は妙高山に異常が認められた場合は、気象庁火山監視・警報センターへ報告すると共に、噴気の状況等の火山活動について情報収集に努める。	
県	・新潟焼山火山監視システムによる監視カメラで、噴火や噴煙、降灰の状況を監視し、異常が認められた場合は、新潟地方気象台や関係機関へ報告する。	
市	・市の区域内に降灰がある場合は、降灰除去事業実施要綱に基づき降灰測定地点を県と協議のうえ国土交通大臣に届け出、降灰量の測定を行う。	
県消防防災航空隊 県警航空隊	・新潟焼山又は妙高山に異常が認められる場合は、関係機関のヘリコプターによる上空からの観測に協力する。	
北陸地方整備局	・新潟焼山に異常が認められる場合は、ヘリコプターによる上空からの観測に協力する（ただし、火山噴火対策に資するものに限る）。	

(2) 噴火警報等の伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟地方気象台	・気象庁火山監視・警報センターが発表した噴火警報等のうち、9火山（県内は新潟焼山・妙高山、県外は県境か	

	ら概ね40km以内で、防災対策上必要とする活火山)に係る噴火警報等を県、警察本部及び放送機関に伝達する。	
県	・知事は、新潟地方気象台から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容、それから予測される災害の事態、取るべき措置等を市町村長に伝達する。	
市	・市長は、噴火警報等の伝達を受けた場合並びに火山活動により人体及び構造物に被害を生じた場合又はそのおそれがある場合には、その内容を通信手段を用い、迅速かつ的確に住民及び一時滞在者（登山者、観光客等）並びに警察署等に伝達し、周知徹底する。	警察署 交番・駐在所

(3) 入山規制等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、火山災害から住民及び一時滞在者（登山者、観光客等）（以下「住民等」という。）の安全を確保するため必要がある場合には、隣接市町村と連携し、入山規制又は災害対策基本法第63条の規定による警戒区域の設定（以下「入山規制等」という。）を行い、危険な区域への市民、登山者等の立入りを制限する。 入山規制等を行った場合には、広報、立札等により、その旨を市民、登山者等に周知させる。 	新潟地方気象台・隣接市村

※新潟焼山の具体的な入山規制や防災対応等については、新潟焼山火山防災協議会で別に定める。

(4) 市民、登山者等の避難

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、住民、登山者等の避難が必要な場合には、避難計画に基づき、的確かつ迅速に避難させる。なお、新潟焼山の避難計画については、新潟焼山火山防災協議会で別に定める。 避難指示の実施方法については、本章第1節「火山災害予防計画」及び風水害等共通対策編第2章第9節「住民等避難計画」に定めるところによる。 	

(5) 降灰対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設の降灰の状況の把握、除去を行う。 降灰による、農作物、林産物、水産物（養殖魚等）、家畜等（以下「農作物等」という。）の被害状況を把握する。 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と協力して、 	道路管理者、 農業協同組合、 森林組合、 漁業協同組合 等

	<p>降灰の除去、農作物等の管理等について、生産者に助言・指導し、被害拡大の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降灰による、家屋等の農作物等以外の被害状況を把握し、家屋等の所有者、管理者等による降灰の除去等について、助言・指導、除去した降灰の集積場所の確保等を行う。 ・要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市等を通じて、降灰による、道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農作物等、宅地等の被害状況を把握する。 ・降灰時の農作物等の管理について、市に助言を行う。 	道路管理者

(6) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
県及び被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・応援要請等の必要が予測される規模の噴火が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 ・国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。 	

第3編

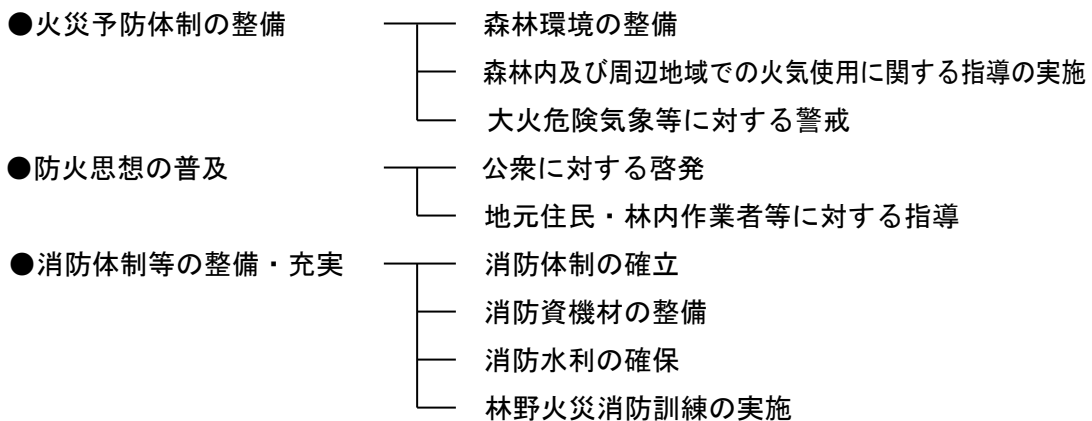
個別災害対策編

第4章 林野火災対策

第1節 林野火災予防計画

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市、県及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

【計画の体系】



1：火災予防体制の整備

(1) 森林環境の整備

市、県、国、森林組合及び林野の所有者等は、平時から次により林野火災の予防上必要な環境整備に努めるものとする。

ア 防火線・防火林の整備

森林区画、尾根等を利用し、防火樹林帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努めるものとする。また、固定防火線と併用または単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努めるものとする。

防火線は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

イ 防火用水利の確保

河川、池、ダム、砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

ウ 林道（防火道）の整備

市は、消防用車両の通行に支障のないよう林道の適正な維持管理に努めるものとする。

エ 監視所等の設置

森林の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所の設置や、林野内の住民等に森林の監視・事故通報の業務を委嘱する等、監視体制の強化に努めるものとする。

(2) 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

ア 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより市長の許可がなければできない。市長は、許可条件等について事前に上越地域消防事務組合及び森林管理署等の関係機関と十分に協議するものとする。また、火入れの

場所が隣接市に近接している場合は、関係市に通知する。

イ 火気使用施設に対する指導

上越地域消防事務組合は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(3) 大火危険気象等に対する警戒

ア 一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び上越地域消防事務組合は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地区住民及び入林者に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、必要に応じて焚き火や喫煙の制限等を行い、火災の発生防止に努めるものとする。

イ 火災警報の発令と警戒

市長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、上越地域消防事務組合の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。

また、市及び上越地域消防事務組合は、広報車による巡回、有線放送等により広報するとともに県危機対策課に通報する。県は市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

2：防火思想の普及

(1) 公衆に対する啓蒙

ア 広報宣伝の充実

市、上越地域消防事務組合、森林管理署、その他林野関係機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

また、春（4・5月）の出火危険期は山火事予防の強化期間とし、ラジオ、テレビ、新聞等による啓蒙宣伝や、屋内外、交通機関、駅、登山口、林野内の道路、樹木等へのポスター、標識板、立て看板、懸垂幕等の掲示等により注意を喚起する。

イ 学校教育による防火思想の普及

市、上越地域消防事務組合、森林管理署、その他林野関係機関は、県・市教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。また、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図るものとする。

(2) 地元住民・林内作業員等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

市、県、上越地域消防事務組合、森林管理署、その他林野関係機関・事業者は、山火事防止対策のための連絡会議等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

イ 地域での指導・啓蒙

市及び上越地域消防事務組合は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓蒙普及を図るものとする。

ウ 職場での指導・啓蒙

林野関係機関・事業者は、上越地域消防事務組合の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図るものとする。

3：消防体制等の整備・充実

市及び林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

(1) 消防体制の確立

ア 消防出動計画の整備

上越地域消防事務組合は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定めるものとする。

イ 自衛消防体制の整備

森林の管理者及び林業関係者は、林野火災が上越地域消防事務組合の所在地から離れた場所で発生することを踏まえ、自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図る。

ウ 広域応援体制等の整備

市、県及び上越地域消防事務組合は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努めるものとする。

(2) 消防資機材の整備

市及び林野関係機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

(3) 消防水利の確保

市及び上越地域消防事務組合は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽等を整備するほか、上越地域消防事務組合は、川・池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成するものとする。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておくものとする。

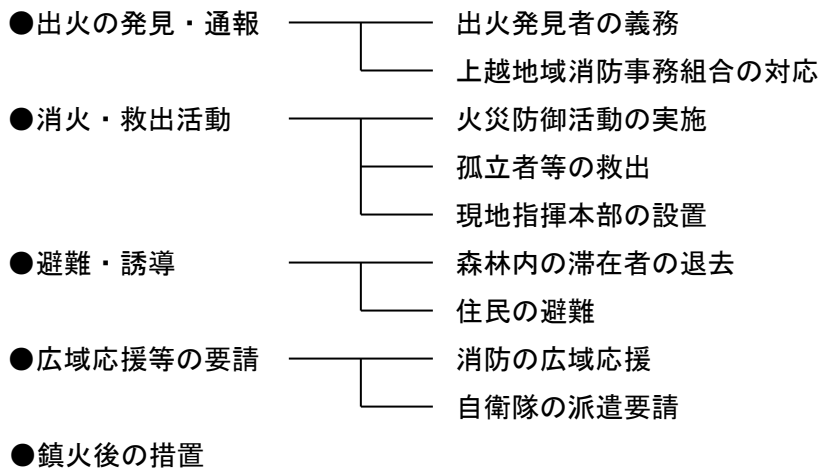
(4) 林野火災消防訓練の実施

市、上越地域消防事務組合、林野関係機関、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るため、毎年1回以上訓練を実施するよう努めるものとする。

第2節 林野火災応急対策

林野火災から自然環境と住民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、市及び森林所有者・管理者、地域住民、上越地域消防事務組合、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとする。

【計画の体系】



1：出火の発見・通報

(1) 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに上越地域消防事務組合に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

(2) 上越地域消防事務組合の対応

通報を受けた上越地域消防事務組合は直ちに火位置を確認し、消防隊を出勤させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

ア 消防団

消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出勤

イ 森林の管理者（森林管理署、森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

ウ 県危機管理防災課

消防防災ヘリコプターの緊急運航

エ 警察署

消防車両の通行確保のための交通規制

オ 市

地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

2：消火・救出活動

(1) 火災防衛活動の実施

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

イ 消防水利の確保

林野火災では消防水利の確保が難しい場合が多いので、予め作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

ウ 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林所有者等と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

(2) 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

(3) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、現場最高指揮者を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。

3：避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

(2) 住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(以下、風水害等共通対策編第2章第8節「避難及び避難所計画」による。)

4：広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

消火にあたる上越地域消防局消防局長は、当該組合単独での対処が難しいと判断される場合は、県内の消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対し応援を要請する。

県内の消防力で不足する場合は、県に対し応援要請をする。県は直ちに消防庁に対し、他の都道府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行うことになっている。

(2) 自衛隊の派遣要請

市長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

5：鎮火後の措置

上越地域消防事務組合は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらく警戒にあたる。

森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。

第3編

個別災害対策編

第5章 地すべり災害対策

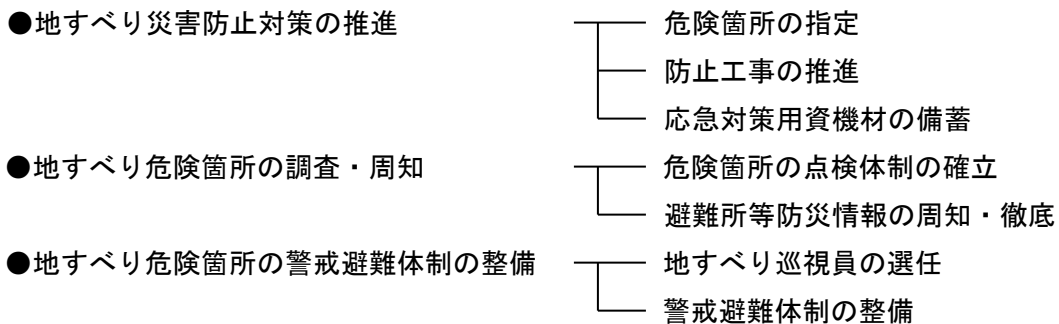
第1節 地すべり災害予防計画

当市は全国でも屈指の地すべり地帯をかかえており、国土交通省・農林水産省・林野庁の各省庁合わせて46箇所にあつた地すべり防止区域が指定され、国・県の予算で防止工事が施工されている。

これらの防止工事により、地すべり災害は年々減少しているが、住民生活の安全確保や国土の積極的な活用を図るうえで重要な課題であることに変わりはない。

そのため市は、国、県等関係機関の緊密な連携の下に、地すべり危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に法律に基づく指定をかけ、有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を図る。

【計画の体系】



1：地すべり災害防止対策の推進

(1) 危険箇所の指定

地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所を調査把握し、そのうち、地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域、及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発するおそれの極めて大きい地域を、主務大臣が地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域として指定する。

(2) 防止工事の推進

市は、法指定箇所については、各種対策事業の実施を推進するよう国、県に働きかける。

(3) 応急対策用資機材の備蓄

市は、地すべりにより発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材の整備に努める。

2：地すべり危険箇所の調査・周知

(1) 危険箇所の点検体制の確立

市は、国、県等関係機関の協力の下に、地すべり危険箇所の防災点検を計画的に実施する。防災点検の実施に当たっては、地域住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による地すべり危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市に報告する。

(2) 避難所等防災情報の周知・徹底

市は、地すべり危険箇所を含む災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図を作成・配布し、周知を図るものとする。

3：地すべり危険箇所の警戒避難体制の整備

(1) 地すべり巡視員の選任

市は、地すべり防止区域ごとに、地すべり巡視員を選任又は委託し、危険箇所の警戒、巡視にあたるものとする。

(2) 警戒避難体制の整備

災害危険箇所のある地区の住民は、常日ごろから危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、速やかに避難できるよう心がける。

第2節 地すべり災害応急計画

市は、関係機関の緊密な連携の下に、監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

【計画の体系】

●現地状況の把握

●被害の拡大防止（応急復旧措置）

防止措置

警戒避難体制の確立

専門家の派遣による支援

1：現地状況の把握

地すべり災害が発生した地域がある場合、市及び各施設管理者は巡視等によりその被害実態の早期把握に努めるとともに、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

2：被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 防止措置

地すべり災害の生じた地域において、引き続き地すべりが懸念される場合は、市及び関係機関は雨水や地表水の排除、排土工、杭打工等の応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、災害の発生した地域においては、市は、民生安定上放置しがたく採択基準に合致するものは、災害関連緊急地すべり等事業等において緊急に地すべり防止施設等の整備を行うよう県、国に働きかける。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、地すべり災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

また、住民は警戒避難情報に注意を払い、高齢者等避難・避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

(3) 専門家の派遣による支援

県及び関係機関は、余震、豪雨等による二次災害に対処するため、必要に応じて、地元在住の専門技術者、斜面判定士へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度（（社）全国防災協会学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委託し、二次災害の防止に関して助言を行う制度）を活用し、早期の被害の把握に努めることとしている。市は、今後、県及び関係機関と同様の制度の活用を検討していく。

第4編

震災対策編

第1章 災害予防

第1節 防災教育計画

総合的な震災対策を推進していくうえでは、市及び防災関係機関、住民等が、日ごろから地震に対する十分な認識と震災対策に関する的確な知識を有し、地震災害発生時の応急対応能力を高めることが重要である。

このため、市及び防災関係機関は相互に連携し、自主防災意識の醸成及び知識の普及、啓発を図るとともに、市職員、防災関係機関の職員、住民等に対する防災教育を実施する。

【計画の体系】

- 市職員に対する防災教育
- 防災関係機関における防災教育
- 学校教育等における防災教育
 - 幼児・児童生徒に対する防災教育
 - 教職員に対する防災教育
- 防災上特に注意を要する施設における防災教育
 - 危険物等施設における防災教育
 - 病院、福祉施設等における防災教育
 - 不特定多数が利用する施設に対する防災教育
- 企業・事業所等における防災教育
- 地域住民に対する防災知識の普及
- 災害時要援護者等に対する防災知識の普及
- 住民の地震に対する心得

1：市職員に対する防災教育

地震災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、震災に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。このため、市は職員に対して次の事項について防災教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識（各種法律、規則、条例等）
- (2) 市震災対策計画の内容
- (3) 市及び各防災関係機関の実施すべき震災時の応急対策等
- (4) 震災時の所管防災業務における個人の具体的役割と行動

教育の方法は、国、県等が実施する研修会等への参加、実地調査、防災訓練等のほか、震災対応マニュアルの習熟等により行う。

2：防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対し、地震時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対策などの教育に努める。

3：学校教育等における防災教育・訓練

風水害等共通対策編第1章第1節「3：学校教育等における防災教育」に準ずる。

4：防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

風水害等共通対策編第1章第1節「4：防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」に準ずる。

5：企業・事業所等における防災教育

企業・事業所等は、災害時の果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分認識し、それぞれにおいて震災時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

6：地域住民に対する防災知識の普及

大地震発生時には、救出・救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらのすべての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自ら「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。

このため、まず住民が地震に対する知識を持つことが震災対策上の前提であり、市は、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行うものとする。また、住民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害に備えなければならない。

(1) 普及・啓発内容

- ア 住宅の耐震診断、家具の固定
- イ 非常食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ウ 自動車運転時の心得
- エ 地震発生時の危険箇所の周知
- オ 避難場所、避難路の周知
- カ 災害時の応急救護

(2) 普及・啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオ、起震車の利用及び広報紙等を活用した防災知識の啓発活動を行う。

(3) 各種団体を通じての普及・啓発

市は、婦人団体、PTA、青少年団体、文化財の保護団体等、各種団体に対し、各種研修会、集会等を通じ、各団体の活動内容に則した防災知識の普及を図るものとする。

7：災害時要援護者等に対する防災知識の普及

風水害等共通対策編第1章第1節「6：災害時要援護者等に対する防災知識の普及」に準ずる。

8：住民の地震に対する心得

住民は、普段から地震に対する備えに心がけるとともに、地震発生時には、被害を最小限に留めるよう次の事項に心がけるものとする。

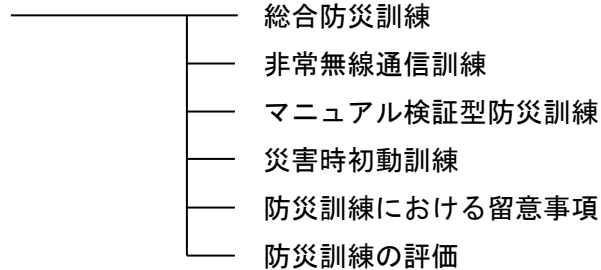
- (1) 2日～3日分の食料・飲料水の備蓄
- (2) 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- (3) 家具等の転倒防止対策の実施
- (4) 地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習
- (5) 災害時の家庭内の連絡方法の事前取り決め

第2節 防災訓練計画

防災関係機関は、合同して大規模地震時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るため、地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。

【計画の体系】

●市における防災訓練



●防災関係機関における防災訓練

●学校教育等における防災訓練

●事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1：市における防災訓練

市は、定期的な防災訓練をさまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等において、きめ細かく実施し、または行うよう指導し、住民等の災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

(1) 総合防災訓練

市は年1回、各地区別に総合防災訓練を実施する。

総合防災訓練は、大規模災害発生時における円滑な防災活動を期するため、防災会議等の防災関係機関相互の緊密な連携を構築するとともに、地域住民と防災関係機関との連携や協力体制の強化及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的とする。

(2) 非常無線通信訓練

災害時に有線通信が不通または困難な状況になった場合において、防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うことができることを目的に実施する。

(3) マニュアル検証型防災訓練

地震を想定した市災害対応マニュアルに基づく訓練を住民参加で行い、マニュアルの実行性を検証するとともに、職員の習熟及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的に実施する。

(4) 災害時初動訓練

国において実施される、全国瞬時警報システムの訓練にあわせ、災害時の初動訓練を随時実施する。

(5) 防災訓練における留意事項

市は、地域における第一次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、県に準ずる各種訓練を積極的に実施するものとし、特に次のことに留意する。

ア 自治会、自主防災組織、消防団などをはじめとする地域住民の参加に重点を置くこと。

イ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等は、県の参加を求めること。

(6) 防災訓練の評価

市は、防災訓練の評価を集約し、以後の訓練の参考とする。

2：防災関係機関における防災訓練

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれ樹立した防災計画の習熟と点検のため、個別に防災訓練を実施する。

3：学校教育等における防災訓練

防災訓練に当たっては、学校生活のさまざまな場面（授業中、昼休み、遠足、修学旅行時など）を想定して実施するとともに、放送設備等の点検も含めて実施する。

4：事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

事業所、自主防災組織及び住民等の訓練は、それぞれの規模や地域の実情に合わせた訓練を適宜実施するものとし、災害発生時には防災機関に積極的に協力する。

第3節 自主防災組織育成計画

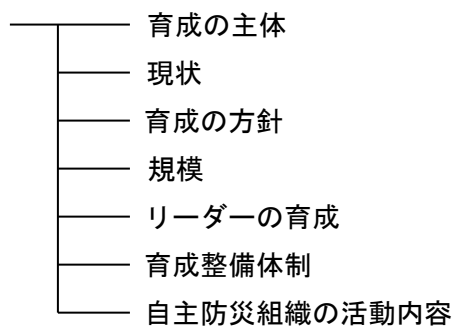
大地震発生時には公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

このため市では、住民の連携意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売り店舗等における自衛消防組織等の整備育成に努めるものとする。

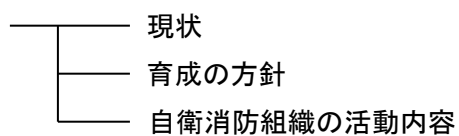
本節においては、自主防災組織、自衛消防組織等の位置づけ及びその責務、並びにその整備育成における市及び住民の果たすべき役割等について定めるものとする。

【計画の体系】

●地域住民による自主防災組織



●事業所等の自衛消防組織等



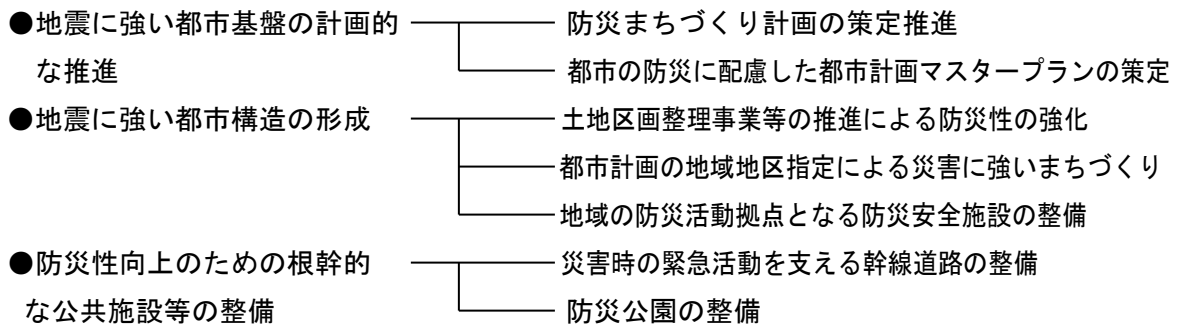
●自主防災組織と自衛消防組織等の連携

計画内容は、風水害等共通対策編第1章第3節「自主防災組織育成計画」に準ずる。

第4節 防災都市計画

地震に強い都市整備を推進するためには、市をはじめ各防災関係機関が協力して、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な公共施設整備のほか、計画的な土地利用の規制、誘導、積極的な緑化の推進と緑地の保全、面的な整備による木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消などの総合的な施策を展開することが必要である。

【計画の体系】



1：地震に強い都市整備の計画的な推進

地震に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

(1) 防災まちづくり計画の策定推進

地震発生時における住民の生命の安全確保を図るため、避難地・避難路等の都市防災施設の整備、防災上危険な市街地の整備に関する防災まちづくり計画の策定を推進し、都市の防災構造化を計画的に推進するものとする。

(2) 都市の防災に配慮した都市計画マスタープランの策定

市は、災害に強く、安全性の高いまちづくりを進めるため、都市の防災に配慮した都市計画マスタープランの策定を促進する。なお、都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるものである。

2：地震に強い都市構造の形成

市街地の同時多発的な火災に対処するため、木造密集市街地等、延焼により大きな被害を受ける地域について、市街地の面的な整備や、公共施設等による延焼遮断空間の整備を進め、災害に強い都市構造の形成を図ることが重要である。

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災性の強化

防災上危険な木造密集市街地の解消のためには、幹線道路などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。

災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業の推進が効果的である。

(2) 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり

道路用地、公共空地の確保と、下記の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導及び根幹的な都市施設の整備、面的な市街地開発事業の実施により望ましいまちづくりを実現することで、防災効果を高める。

ア 既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域について、準防火地域や防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図るものとする。

イ 工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより建築物の用途純化を誘導し、震災時の火災発生及び拡大要因の除去を図るものとする。

ウ 地区計画の決定により道路用地、公園用地の確保、建築物の用途純化により一体的に災害に強い市街地整備を誘導する。

(3) 地域の防災活動拠点となる防災安全施設の整備

都市基盤の整備に併せて、関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を整備し、災害時における防災拠点整備を図る。

3：防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備

地震発生時においても安全な避難、円滑な消防・救急活動など必要な機能が確保できるような避難路や、防災活動の拠点等の整備が重要である。

(1) 災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備

ア 防災幹線道路ネットワークの整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市役所、上越地域消防事務組合、警察署等の官庁舎）、輸送施設（道路、鉄道駅、ヘリポート等）、防災備蓄拠点等を有機的に結ぶ道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進するものとする。

イ 避難路ネットワークの整備

市は、災害時の地域住民の円滑な避難を確保するための避難路ネットワークの計画的な整備に努めるものとする。

ウ 延焼防止や安全な避難路確保の観点に配慮した道路の整備

市は、道路の整備にあたって延焼防止や安全な避難路確保等の道路のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努めるものとする。

(2) 防災公園の整備

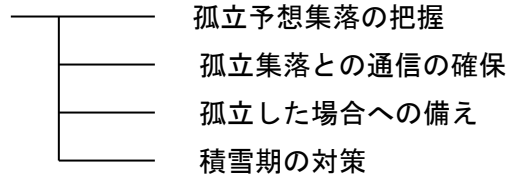
市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難地や広域避難地となる公園（防災公園）を、借地方式や面的整備事業の活用など多様な整備手法により、関係機関と連携を図りながら整備について検討する。

第5節 集落孤立対策計画

中山間地域など地すべりや土砂崩れ、雪崩による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な整備や住民組織による災害対応活動が実施できるようにその体制整備を行う。

【計画の体系】

●集落孤立対策



計画内容は、風水害等共通対策編第1章第5節「集落孤立対策計画」に準ずる。

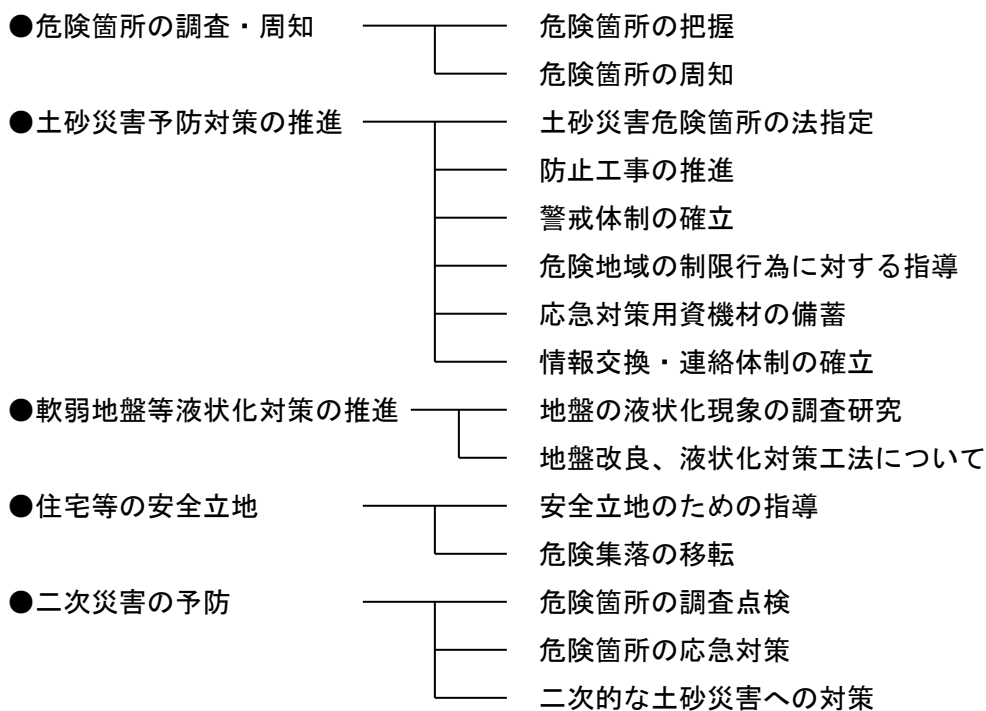
第6節 地盤災害予防計画

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため予防計画は、

- (1) 地震が発生する前に行うもの
- (2) 地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するものからなる。

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

【計画の体系】



1：危険箇所の調査・周知

(1) 危険箇所の把握

市は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、県が定期的に行う危険度を把握するための調査点検に協力する。

(2) 危険箇所の周知

市は、これらの土砂災害の危険箇所について、住民への周知に努める。

2：総合的な土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害危険箇所の法指定

市は、県の協力のもとに土砂災害危険箇所について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を可能にするため、積極的に砂防法等関係法の指定に努める。

- ア 砂防法・・・・・・・・・・・・・・・・砂防指定地
- イ 地すべり等防止法・・・・・・・・地すべり防止区域
- ウ 急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律・・・急傾斜地崩壊危険区域

(2) 防止工事の推進

法指定箇所については、県が事業計画により各種対策事業を実施し、市はこれに協力する。

(3) 警戒体制の確立

危険区域に対し、県の協力のもと現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する一方、情報を収集・伝達・集約する拠点を配置するとともに、情報ネットワークの整備を図る。

(4) 危険地域の制限行為に対する指導

土砂災害危険地域の土地利用及び開発計画の制限行為に対する指導は県が行うものとし、市はこれに協力する。

(5) 応急対策用資機材の備蓄

市は、地すべりや地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材について県の協力を得ながら整備に努める。

(6) 情報交換・連絡体制の確立

市は、土砂災害や地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体とも協議を行い、協力体制を確立するよう努める。

3：軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤の液状化現象の調査研究

市は、地盤の液状化現象に関する調査研究について、県及び大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域が存在する場合は、分布状況等の資料やマップ等の整備に努めるものとする。

(2) 地盤改良・液状化対策工法について

市及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の検討・普及に努めるものとする。

4：住宅等の安全立地

(1) 安全立地のための指導

市は、住宅等に係る確認申請があった際に、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該当するかを確認し、該当するときは、県あるいは建築主事と協議し、必要と認めるときは関係者に必要な対策を講じるよう指導する。

また、災害危険区域、地すべり防止区域等における宅地開発行為については、県と協議し、必要な対策について関係業者を指導するものとする。

(2) 危険集落の移転

市及び県は、危険箇所における災害予防及び集落移転の必要性について普及啓発に努めるとともに、市は、防災対策事業または危険集落の移転事業を推進するものとする。

5：二次災害の予防

(1) 危険箇所の調査点検

震度4以上の地震が観測された場合、市は、その観測地点周辺の県の出先事務所及び地元住民等の協力を得て、危険箇所及び対象施設の点検調査を速やかに行う。異常が発見された場合、直ちに避難を含めた対策を講ずるものとする。

(2) 危険箇所の応急対策

市及び県は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を勧告するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策工事を実施する。

(3) 二次的な土砂災害への対策

危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分と言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市及び県は地震発生後の監視を強めるものとする。

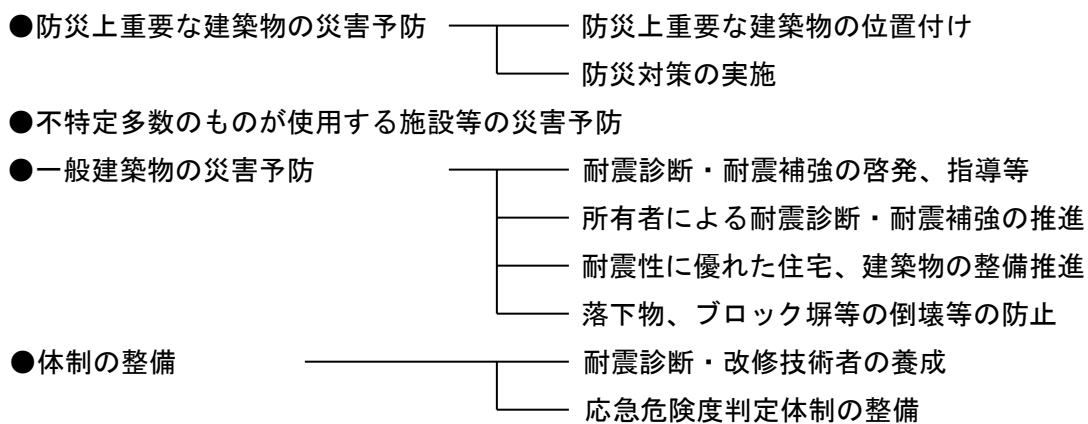
第7節 建築物等災害予防計画

大規模な地震によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は、非常に大きい。

公共施設などは、災害時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、公共機関等は耐震基準等の検討を踏まえて、耐震性及び耐火性の向上に努めるものとする。

民間の住宅・建築物等については、市において所有者に対して防災上の点検及び災害予防の啓蒙に努めるものとする。また、地震発生後の建築物等による二次災害を防止するために体制の確立を図っていくものとする。

【計画の体系】



1：防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の施設（警察署、上越地域消防事務組合、国・県・市の出先機関庁舎等）
- エ 避難収容の施設（学校、保育園、体育館、公民館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、老人保健施設、知的障害者更生援護施設等）

(2) 防災対策の実施

(1)に掲げた建築物は、震災時の避難場所等として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す震災対策を推進するものとする。

ア 建築物の耐震診断・耐震補強の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認めたものから順次改修などの推進に努めるものとする。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 配管設備類の耐震性強化
- (エ) 非構造部材の耐震性強化
- (オ) 防災設備の充実、他

ウ 耐震性の高い施設整備

市は、上記(1)に掲げる施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年改定）」を参考に耐震性を強化した施設づくりに努めるものとする。

エ 維持管理の重要性

施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努め、建設当時の設計図面等の整理保管を行う。

2：不特定多数のものが使用する施設等の災害予防

高層ビルなどは、不特定多数の人が出入りする多様な施設であることから、共同防火管理体制の確立を図るとともに、地震被害の防止、軽減を図るため、3の「一般建築物の災害予防」に加え、上越地域消防事務組合及び電気・ガス等保安団体は、次の対策等を指導するものとする。

- (1) 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備
- (2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- (3) 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底
- (4) 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- (5) 当該施設の管理実態を把握するため、防災設備等の日常点検の励行
- (6) 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

3：一般建築物の災害予防

(1) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその実効性の安全が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。

(2) 計画

市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等との連携を図りながら、次の対策を計画的に講ずるよう努めるものとする。

ア 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行う。

イ 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて

耐震診断、耐震補強等の必要な指導、助言を行う。

ウ 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導の機会を利用して耐震診断、耐震補強について啓発・指導するものとする。

エ 地震時に建築物の窓ガラスや看板等落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等に対し、非構造部材の安全確保について啓発・指導する。

オ 地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心にブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

4：体制の整備

(1) 耐震診断・改修技術者の養成

市は、建築関係団体と連携し、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進していくため、耐震診断、改修に関する専門技術者を養成していく。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保、注意を喚起するため、市は県の協力を得て、建物の応急危険度判定を目的とした制度の確立及び応急危険度判定士の養成に努める。

第8節 道路・橋梁等の地震対策

道路、橋梁等の輸送施設は、平常時はもとより地震発生時には応急復旧対策活動において重要な役割を果たす。

道路や橋梁等を管理する関係機関や施設占有者は、災害時における緊急輸送道路ネットワークの形成及び耐震性を考慮した施設整備に努めるとともに、応急対策活動を円滑に実施するため、関係機関相互の協力体制、情報連絡系統の確立を図るものとする。

【計画の体系】

- 緊急輸送道路ネットワークの形成 ————— 緊急輸送道路ネットワークの指定
- 輸送施設の耐震性の確保
- 道路、橋梁等の災害予防
 - 市道の災害予防
 - 道路付帯施設の災害予防
 - 体制の整備

1：緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等共通対策編第1章第8節「1(3)ア緊急輸送道路ネットワークの形成」に準ずる。

2：輸送施設の耐震性の確保

- (1) 輸送施設の管理者は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保するものとする。
- (2) 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の強化に努めるものとする。

また、災害時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、平時から情報交換を行うとともに相互の連携体制を整えておくものとする。

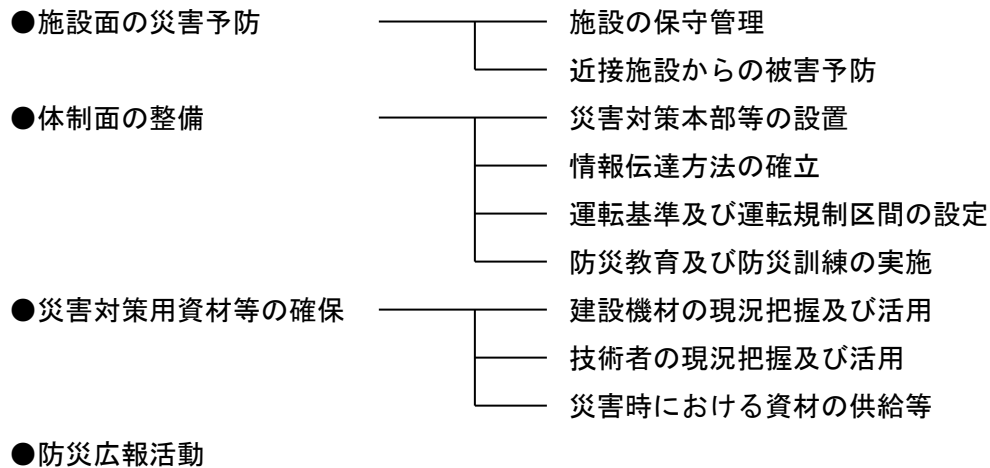
3：道路の災害予防

風水害等共通対策編第1章第8節「道路・橋梁等の風水害対策」に準ずる。

第9節 鉄道事業者の地震対策

えちごトキめき鉄道㈱、しなの鉄道㈱（以下「鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

【計画の体系】

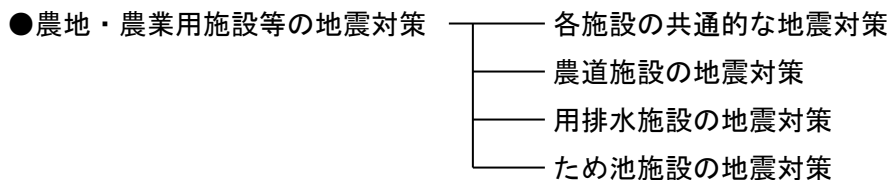


計画内容は、風水害等共通対策編第1章第9節「鉄道事業者の風水害対策」に準ずる。

第10節 農地・農業用施設等の地震対策

地震による農地及び農業用施設の被災を未然に防止し、またその被害を最小限にとどめるため、施設ごとに耐震性を備えるように設計基準を適用するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、円滑な応急対策等が図れる体制の整備を進めるものとする。

【計画の体系】



1：農地・農業用施設等の地震対策

(1) 各施設の共通的な地震対策

農地・農業用施設等の管理者は、地震対策に当たり、次の事項に十分留意する。

ア 体制の整備

震災時に一貫した管理体制がとれるよう操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。

イ 耐震性の強化・液状化対策

建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するとともに液状化対策の充実を図るため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進めるものとする。

ウ 施設点検

震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

エ 情報管理手法の確立

基幹農道、農業用ため池、頭首工、樋門、樋管等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

オ 緊急用資機材の備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

(2) 農道施設の地震対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針（耐震設計）」により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置等を設ける。

また、市・土地改良区等が管理している農道については、管理者に地震により発生が予想される法面崩壊、土砂崩壊、落石等の防止施設の設置と老朽交通安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

(3) 用排水施設の地震対策

新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管等は、耐震性を考慮して設計・施工されている

が、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図るものとする。

(4) ため池施設の地震対策

ため池の老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努めるものとする。

第11節 防災通信施設の整備と地震対策

風水害等共通対策編第1章第13節「防災通信施設の整備と風水害対策」に準ずる。

第12節 電気通信事業者の地震対策

風水害等共通対策編第1章第14節「電気通信事業者の風水害対策」に準ずる。

第13節 電力供給事業者の地震対策

風水害等共通対策編第1章第15節「電力供給事業者の風水害対策」に準ずる。

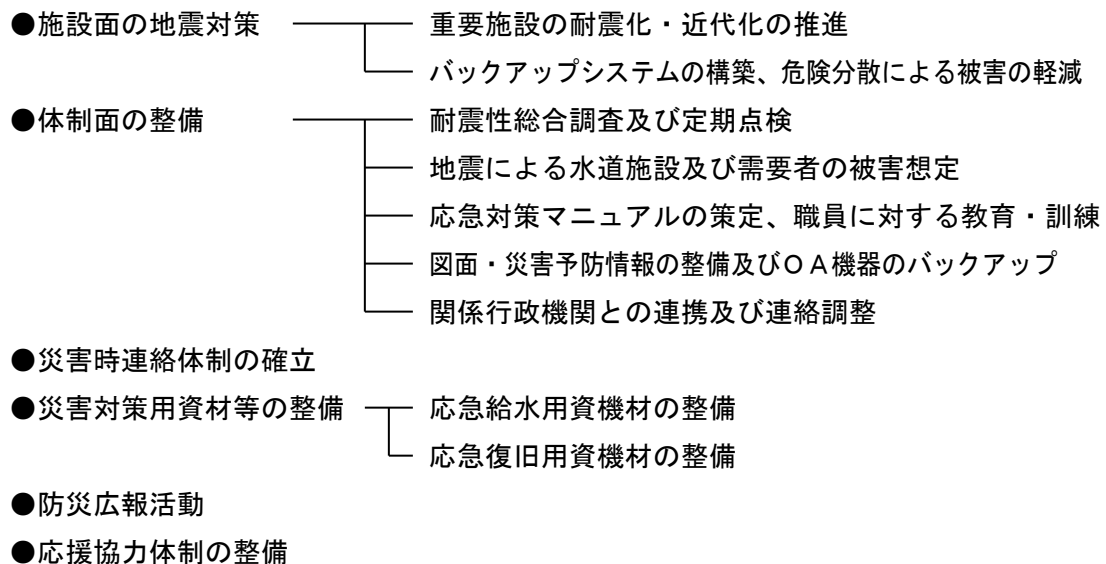
第14節 ガス事業者等の地震対策

風水害等共通対策編第1章第16節「ガス事業者等の風水害対策」に準ずる。

第15節 上水道事業者等の地震対策

大規模な地震の発生に伴う、断減水を最小限にとどめるため、水道事業者は、施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

【計画の体系】



1：施設面の地震対策

本市の上水道は、市上下水道局により供給が実施されており、上水道と簡易水道をあわせた普及率は、98.0%（令和4年度末現在）となっている。

水道事業者は水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画にあわせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進する。

(1) 重要施設の耐震化・近代化の推進

災害予防計画の策定にあたっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮したうえで、次の事項の耐震化、近代化事業を推進するものとする。

- ア 貯水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化
- イ 軟弱地盤や液状化地盤における地盤改良
- ウ 避難場所、給水拠点を中心とした耐震貯水槽、大口径配水管を利用した貯水施設等の整備及び配水池での緊急遮断弁の設置
- エ 管路には強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用、並びに共同溝の利用及び給水装置の耐震化
- オ 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化
- カ 浄水場等での供給予備力、配水池容量の増加（12時間貯水容量確保）等によるゆとりの確保

- キ 各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できるテレメーターシステムの整備
- (2) バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減化
 - 重要施設の複数配置やバイパスルートの確保によりバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図るものとする。
 - ア 複数の水源の確保及び浄水場、配水地等の重要施設の複数配置による危険分散の強化
 - イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）、電気計装設備等の二重化
 - ウ 緊急時代替水源（農業用水等の他利水水源、緊急用井戸の利用）の確保
 - エ 他水道事業者との連結管によるバイパスルートの確保
 - オ 配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- (3) その他機械設備や薬品管理における予防対策
 - ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
 - イ 水質試験用薬品類の震動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管

2：体制面の整備

市及び水道事業者は平常時から施設の耐震性調査、被害想定等を行い、これに基づき、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努めるものとする。

- (1) 水道施設の耐震性総合調査及び定期点検
 - 現状の水道施設及び地盤等の耐震性の総合調査を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能維持を図るものとする。
- (2) 地震による水道施設及び需要者の被害想定
 - ア 震災直後の被害状況を見積るため、地震計を活用したきめ細かな地震情報を収集する体制を確立するものとする。
 - イ 地震の規模、地盤の状況、施設整備状況等からパソコン等を利用した水道施設の地震被害の発生予測手法を開発し、被害を予測し、給水目標及び応急対策計画の策定を検討する。
- (3) 応急対策マニュアルの策定
 - 応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努めるものとする。
- (4) 職員に対する教育及び訓練
 - ア 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継手を有する管の施工等の技術の向上、人材の育成に努めるものとする。
 - イ 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。
- (5) 図面・災害予防情報の整備及びO A機器のバックアップ
 - ア 拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、構造図等）を作成するとともに、コピー機械を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努めるものとする。
 - イ 水道事業者相互間で、水道システムの基本情報（水道システム図、施設図、管路図等）

を共有化できるよう検討する。

ウ パソコン等のOA機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努めるものとする。

(6) 関係機関との連携及び連絡調整

ア 耐震貯水槽の整備にあたっては消防、学校、公園等の関係部局との役割分担、連絡調整を図るものとする。

イ 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図るものとする。

(7) 水道用機材の規格の統一

バルブキャップ等の特殊型式水道用機材を全国統一規格である日本水道協会規格に統一するよう検討するとともに、応急復旧時に支障が生じないように予備資材を備蓄しておく必要がある。

3：災害時連絡体制の確立

市及び水道事業者は電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。

4：災害対策用資材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

市及び水道事業者は計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水機、及びペットボトル等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の整備

市及び水道事業者は、計画的に次の事項に配慮し、応急復旧用資機材の整備に努めるものとする。

ア 削岩機、掘削機、配水ポンプ、発電機、漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備

イ 配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄

ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

エ 資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

オ 作業員の安全装備等の常備

5：防災広報活動

市及び水道事業者は災害時の活動を円滑に進めるため、住民、町内会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低限度3日分、1人1日3ℓ程度を目安）、衛生対策等の留意事項について広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 町内会等への防災活動の研修

町内会や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努めるものとする。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努めるものとする。

6：応援協力体制の整備

(1) 指定工事業者への協力要請

震災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために、指定工事業者等の関連協力会社との非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

また、水道工事業者、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協力を依頼し、円滑な応急対策を実施できるよう努める。

(2) 応援部隊受入れ体制の整備

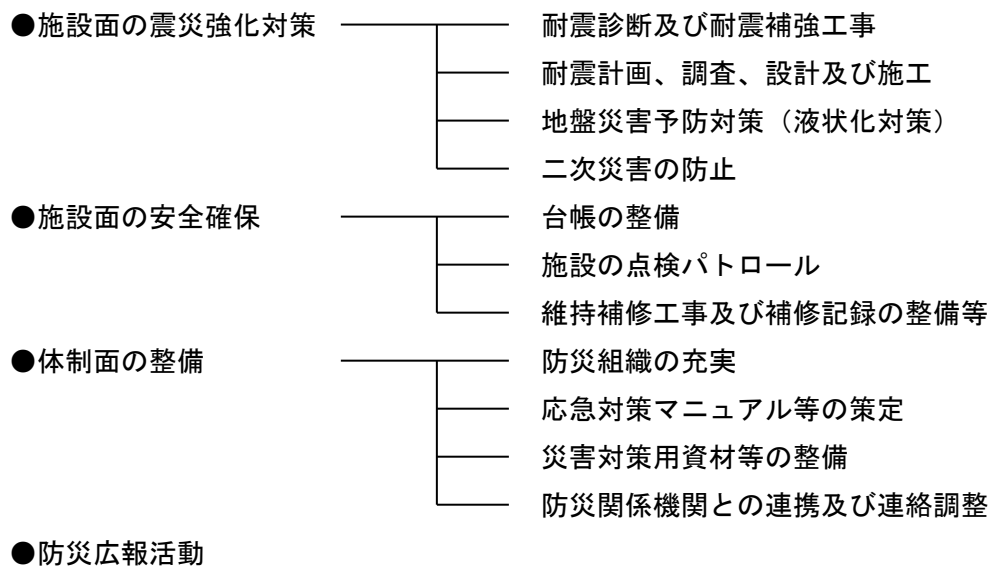
事前に他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、応援活動用マニュアルの作成、宿泊場所の斡旋等の受入体制の確立に努める。

第16節 下水道事業者等の地震対策

下水道施設は、ライフライン施設として住民の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、住民へ与える影響が大きい。

したがって、下水道施設管理者は地震時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、平常時において災害予防の向上のために施設等の耐震強化による被災予防の推進と災害対策資材の確保や他機関との連絡協議等の応急活動の推進を図るものとする。

【計画の体系】



1：施設面の震災強化対策

令和4年度 下水道の整備状況（農業集落排水含む）

行政人口 (A)	処理区域人口 (B)	普及率 % (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 % (C/B)
30,123	25,237	83.78	23,948	94.89

資料：市上下水道局（令和4年度末現在）

(1) 耐震診断及び耐震補強工事

下水道施設管理者は、地震発生時の下水道施設の被害を低減又は防止するため、施設の耐震性を把握し、弱点箇所について年次計画を立て、耐震性診断及び対策工法の検討を行うとともに、必要に応じて耐震補強工事を行う。

(2) 耐震計画、調査、設計及び施工

下水道施設管理者は、下水道施設の建設計画時点から、下記の事項について耐震対策を検討するものとする。

ア 計画

(7) 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線、下水処理場の重要な水路及び配管、あるいは汚泥圧送管等が破裂すると、システム全体の機能が長期にわたり停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化を図る。

(4) 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化を図る。

イ 設計

(7) 管路は、地盤状況に応じて管きょ周辺の地盤改良の実施や可とう管及び可とう性継ぎ手等を採用する。

(4) 処理場・ポンプ場における構造物及び配管の継ぎ手部は、可とう性、伸縮性及び止水性を有する継ぎ手を採用する。

(3) 地震災害予防対策（液状化対策）

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めており、なかでも新潟地震にみられるように地盤の液状化による施設被害が大きいものと予測される。したがって、液状化対策（地盤改良による地盤の強固化等）を重点的に構ずることが必要である。

(4) 二次災害の防止

下水道施設管理者は地震による被災時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限に食い止めるものとする。また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料の漏洩、その他の二次災害が生じないように整備を図るものとする。

2：施設面の安全確保

(1) 台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行ううえで重要な資料である。そのため、下水道施設管理者は資料の収納及びデータ管理を行う施設について、耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上を図るものとする。

(2) 施設の点検パトロール

下水道施設管理者は下水道施設の点検パトロールにおいて、地震災害に対し敏速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努めるものとする。

(3) 維持補修工事及び補修記録の整備等

下水道施設管理者は異常箇所の補修及び施設改良の記録が、地震災害時、有効に活用できるよう整備しておくものとする。

3：体制面の整備

(1) 防災組織の充実

下水道施設管理者は、下水道施設の防災対策にあたり、防災活動が円滑にできるよう防災関係部局と調整、協議し、組織の整備を図るものとする。

(2) 応急対策マニュアル等の策定

下水道施設管理者は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。また、応急復旧等のマニュアル、手順書を作成するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

(3) 災害対策用資材等の整備

下水道施設管理者は、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、建設業協会と協力し、災害対策用資材等の整備を図るものとする。

災害対策用資材等は、想定される被害の内容を考慮して、平常時から計画的に確保しておくことが重要である。特に独自に確保できない資材等については建設業協会及び管工事業組合等と協力協定を締結するとともに、他の下水道施設管理者・下水道事業団等の協力も得ておくものとする。

(4) 防災関係機関との連携及び連絡調整

下水道施設管理者は、下水道施設の調査、復旧において、ライフライン施設等防災関係機関との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能な限り事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行うものとする。

また、調査・復旧を円滑に実施するため、処理場周辺の地域住民、企業等との情報交換及び広報が必要となる場合があり、今後この広報等を検討するものとする。

4：防災広報活動

下水道施設管理者は、災害時の活動を円滑に進めるため、住民、町内会等に対し、平常時から防災体制等について広報し、防災意識の啓発に努める。

第17節 危険物等施設の地震対策

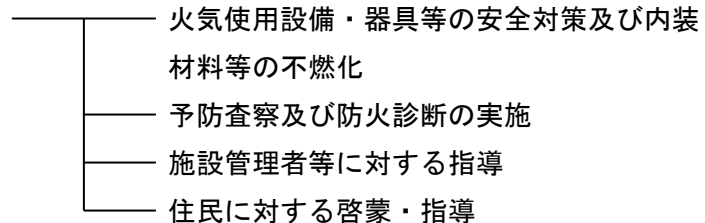
風水害等共通対策編第1章第19節「危険物等施設の風水害対策」に準ずる。

第18節 地震火災予防計画

地震発生時における同時多発火災に備えるため、市及び消防関係機関は、火災予防体制等の充実、強化を図るものとする。

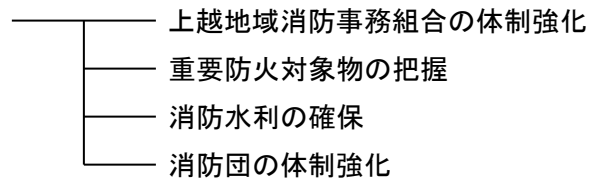
【計画の体系】

●出火防止



●初期消火体制の強化

●火災の拡大防止体制の強化



1：出火防止

(1) 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化

地震発生時には火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高い。このため、市及び上越地域消防事務組合は、火災の発生を予防するため、耐震安全装置付石油暖房器具の普及、火気使用設備・器具周囲の保安距離の基準化等の各種安全対策を推進するとともに、建築物の内装材料、家具調度品、装飾物品等の不燃化を推進するよう指導する。

(2) 予防査察及び防火診断の実施

上越地域消防事務組合は、地震が発生した場合、特に防火対策が必要な飲食店及び大規模小売店等の防火対象物、工場及び作業所等で多数の火気を使用する防火対象物、構造上の特殊性により避難や消火活動に困難が予想される高層建築物等に対し、重点的に予防査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し、地震発生時における出火防止対策の徹底を図るものとする。

(3) 施設管理者等に対する指導

上越地域消防事務組合は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導するものとする。

- ア 防火管理者を置く事業所における、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底
- イ 一つの建物で管理権原者が複数となる場合の管理責任区分及び、共同防火管理に関する協議事項の明確化
- ウ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備
- エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ 実戦的及び定期的な訓練の実施

カ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転落落下防止措置

キ 災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の適正な設置

(4) 住民に対する啓蒙・指導

市及び上越地域消防事務組合は、住民の防火に関する知識及び地震に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓蒙・指導に努めるものとする。

ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の整備

イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置

ウ 耐震自動消火装置付暖房器具の普及及び点検整備の指導

エ 住宅用火災警報器等の設置

オ 火を使う場所の不燃化

カ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及

キ 灯油等危険物の安全管理

2：初期消火体制の強化

風水害等共通対策編第1章第20節「3（7）初期消火体制」に準ずる。

3：火災の拡大防止体制の強化

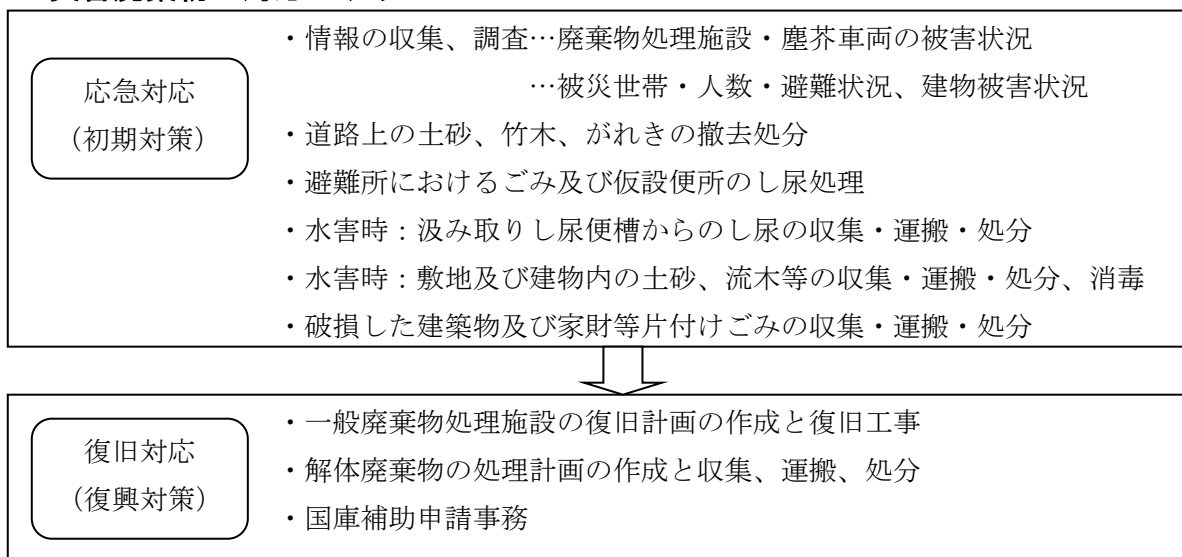
風水害等共通対策編第1章第20節「3（8）火災拡大防止体制」に準ずる。

第19節 廃棄物処理体制の整備

大規模地震の発生時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難になると想定される。このため、大規模地震の発生に伴う建物等のがれき及び避難所から排出されるごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、住民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図ることが必要となる。

市では、水害や地震等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「妙高市災害廃棄物処理計画」を作成している。市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。

1：災害廃棄物の対応ステップ



2. 災害廃棄物処理対応の時間的な目安

		初災 ～ 1日	2日 ～ 3日	1週間 ～ 2週間	1 ヶ月	6 ヶ月	1 年	1年 以上	
		応急対応			復旧対応				
情報の収集	廃棄物処理施設・塵芥車の被害調査								
	建物被害調査								
	避難状況調査								
災害廃棄物発生量の推計									
災害廃棄物処理計画の作成									
避難所の仮設便所の設置									
避難所のごみの分別排出方法の指示・ごみ袋等の準備									
塵芥車、し尿収集車の確保									
処理施設の確保									
仮置場、中間処理場の確保									
委託先の選定、契約									
周知、広報									
処理の実施	道路上の土砂、がれき、解体廃棄物								
	浸水建物のし尿								
	避難所のごみ、し尿								
	家庭の土砂・竹木・片付けごみ								

解体廃棄物の収集・運搬・処分申請の受付							
解体廃棄物の収集・運搬・処分の実施							
廃棄物処理施設の復旧計画作成							
廃棄物処理施設の復旧工事の発注、契約							
県への報告							
国庫補助申請事務							

3：それぞれの役割

(1) 住民・企業等の役割

- ①各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化等、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
- ②市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力するよう努める。

(2) 市の役割

①災害廃棄物処理計画の周知

- ア 市では、震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について住民に周知する。
- イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の機会をとらえて啓発を行う。

②一般廃棄物処理施設の耐震化等

- ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時における廃棄物の大量処理を想定し、処理能力に一定程度の余裕を持った施設の整備に努める。
- イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

③協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等との災害時応援協定締結等により、震災廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(3) 県の役割

①広域処理体制の整備

- ア 県内市町村間の広域処理体制を整備する。
県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。
- イ 関係団体との協力体制
災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

第20節 救急・救助体制の整備

風水害等共通対策編第1章第23節「救急・救助体制の整備」に準ずる。

第21節 医療救護体制の整備

風水害等共通対策編第1章第24節「医療救護体制の整備」に準ずる。

第22節 避難体制の整備

風水害等共通対策編第1章第25節「避難体制の整備」に準ずる。

第23節 要配慮者の安全確保計画

風水害等共通対策編第1章第26節「要配慮者の安全確保計画」に準ずる。

第24節 食料・生活必需品等の確保計画

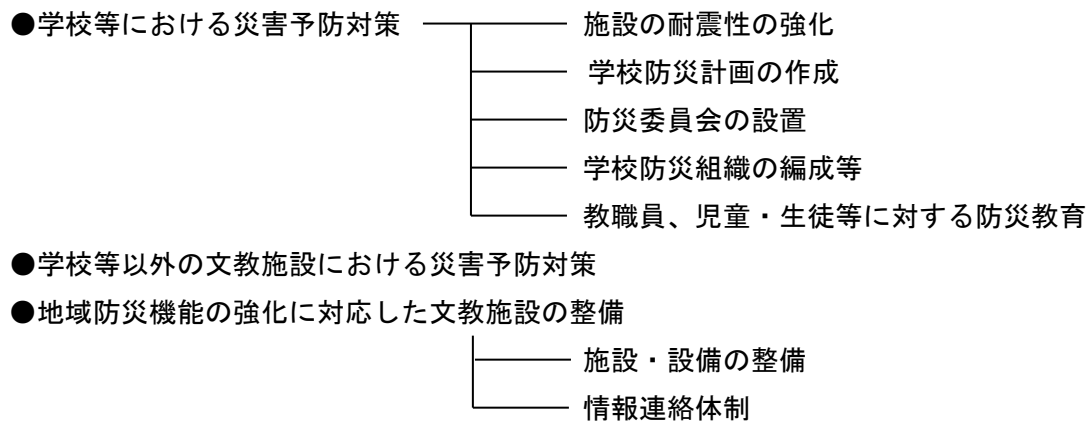
風水害等共通対策編第1章第27節「食料・生活必需品等の確保計画」に準ずる。

第25節 文教施設における災害予防計画

大規模な地震発生時に、児童、生徒、教職員、入館者、施設利用者、施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物の保全に関する迅速な対応を図るため、日頃、市教育委員会や学校等施設の管理者が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、地域防災計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努める。

【計画の体系】



1：学校等における災害予防対策

(1) 施設の耐震性の強化

校舎、体育館、プール等の学校の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴う停電・断水・ガスの供給停止・通信回線の途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

市は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された学校の校舎等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修改築等に努める。

(2) 学校防災計画の作成

学校長は、地震発生に備え、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

区 分	主 な 項 目
予防対策	① 学校防災組織の編成 ② 施設・設備等の点検・整備 ③ 防災用具等の整備 ④ 防災教育の実施 ⑤ 教職員の緊急出動体制 ⑥ 家庭との連絡など
応急対策	① 地震発生直後の児童・生徒の安全確保 ② 避難誘導 ③ 児童・生徒の安全確認 ④ 被害情報の収集 ⑤ 被害状況等の報告 ⑥ 下校措置 ⑦ 避難所開設・運営の協力 ⑧ 教育活動の再開 ⑨ 被災時の心のケア など

(3) 防災委員会の設置

学校長等は、学校防災計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(4) 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

地震発生時に対応する教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

イ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒の避難に際しての危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚、塀の倒壊防止等必要な措置を行う。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

さらに、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪期は除雪を十分に行い、避難路を確保しておく。

ウ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 児童・生徒名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握ができるようにしておく。

エ 教職員の緊急出動態勢

学校長等は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

オ 家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、PTA（保護者会）等で地震発生時の連絡先、児童・生徒の引渡し方法等について保護者と確認し、徹底しておく。

(5) 教職員、児童・生徒等に対する防災教育

ア 教職員に対する防災教育

(ア) 県・市教育委員会は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する教育を行うものとする。

(イ) 学校長等は、教職員各人の任務、定期点検事項、応急措置等に関する校内教育を行うものとする。

イ 児童・生徒に対する防災教育

学校長等は児童・生徒の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行う。

(ア) 避難訓練を計画的、実践的に実施し、地震発生時に安全かつ迅速に避難できるようにする。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒に周知しておく。

- a 形式的な教育に終わることなく、地震発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動が取れるように実施する。
 - b 登下校中、授業中、校外学習活動中等、様々な場面を想定して計画的に実施する。
 - c 地域社会の一員として、児童・生徒を地域防災訓練に積極的に参加するよう教育する。
- (イ) 学校教育活動全体を通じて「地震の原因」「安全な行動の仕方」「日常の備え」「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に教育すること。
- a 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって教育内容や教育方法を具体的に考え実施すること。
 - b 児童・生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し教育すること。
 - c 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習などの実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について教育すること。

2：学校等以外の文教施設における災害予防対策

風水害等共通対策編第1章第28節「文教施設における風水害対策」に準ずる。

3：地域防災機能強化に対応した文教施設の整備

風水害等共通対策編第1章第28節「文教施設における風水害対策」に準ずる。

第26節 ボランティア受入体制の整備

阪神・淡路大震災、中越大震災、中越沖地震、東日本大震災等の被災者の救援活動において大きな役割を果たしたボランティア活動についての様々な教訓等を踏まえて、災害発生時にボランティア活動が自主性・自発性を発揮しつつ、円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制の確立について定める。

また、災害発生時において、救急・救助、医療・看護、高齢者・障がい者等の介護・介助、建物の危険判定、輸送、避難所の物資配布・清掃、炊き出し、安否確認など多様な分野でボランティア活動による支援が期待されているので、それに対応した受け入れ体制の検討を行う。

【計画の体系】

- 「地域コミュニティ」との連携
 - 災害救援ボランティア活動
推進のための事前体制整備
 - 災害発生時のボランティア
活動支援体制整備
- 災害救援ボランティアの育成
 災害救援ボランティアの登録
 ボランティア活動本部の設置

1：「地域コミュニティ」との連携

震災等の災害が生じた場合、普段から住民の主体的な意志に基づく共助社会ができているか否かが、被害状況及び復旧において大きな差となって現れてくるので、自主防災組織、自治会など日頃のコミュニティづくりの取り組みが求められている。

災害発生時において、この地域コミュニティは、自助組織、災害復旧の活動主体として、さらには、ボランティア活動の担い手としてその機能を発揮することから、日ごろから地域コミュニティとの連携を密にすることが重要である。

2：災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

風水害等共通対策編第1章第30節「1（2）事前体制整備」に準ずる。

3：災害発生時のボランティア活動支援体制整備

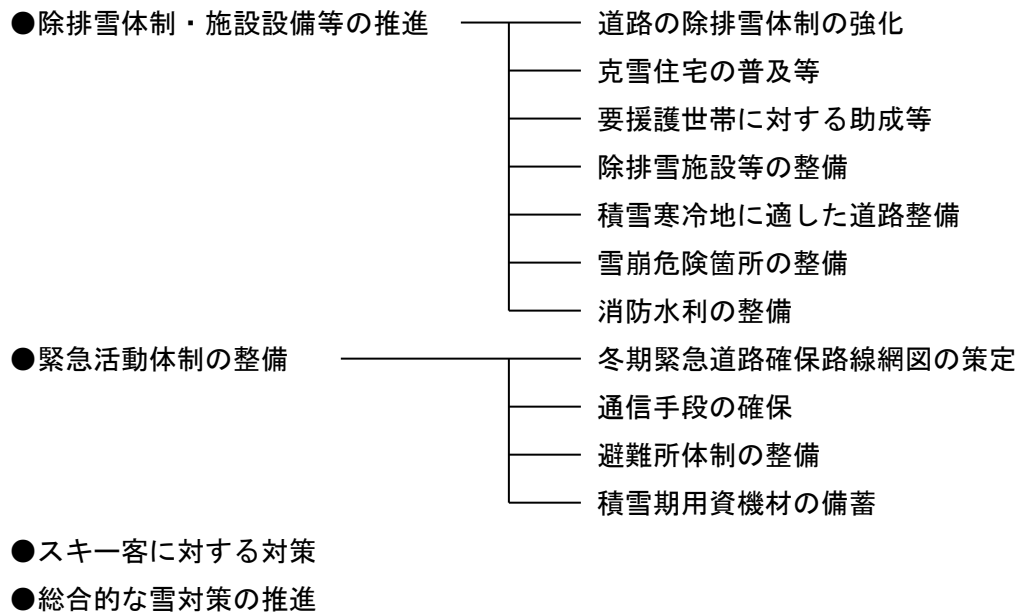
風水害等共通対策編第1章第30節「2（2）ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備」に準ずる。

第27節 積雪期の地震災害予防計画

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比し、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、市、県、関係機関は、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

【計画の体系】



1：除排雪体制・施設設備等の推進

(1) 道路の除排雪体制の強化

一般国道、県道、市道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進するものとする。

(2) 克雪住宅の普及等

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を行うものとする。

(3) 要援護世帯に対する助成等

市は、自力での屋根雪処理が不可能な要援護世帯の除雪負担の軽減を図るため、除雪費に対する助成措置の活用を努めるほか、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図るものとする。

(4) 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設の整備を図るほか、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に対する助成措置の活用を努めるものとする。

(5) 積雪寒冷地に適した道路整備

ア 市及び国・県は冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整

備に努めるものとする。

イ 市及び国・県は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努めるものとする。

(6) 雪崩危険箇所の整備

市及び国・県は、雪崩から住民の生命、財産を守るため、雪崩防止施設の整備促進に努めるものとする。

(7) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保に困難を来たすので、市は、積雪期に対応した多段式消火栓の整備に努める。

2：緊急活動体制の整備

(1) 冬期緊急道路確保路線網図の策定

市及び国・県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を策定するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の区長及び消防分団長との携帯無線機等による通信手段の確保に努める。

また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図るものとする。

(3) 避難所体制の整備

ア 各集落単位での一時避難場所の確保

山間豪雪地においては、集落間の交通の確保が困難または途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されることら、市は、集落単位に一時避難場所の整備に努めるものとする。

<整備内容>

集落センター等の一時避難場所の耐震化及び食料、救助資機材等の備蓄

イ 避難所対策

市は、積雪寒冷期の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品等の整備、備蓄に努めるものとする。

(4) 積雪期用資機材の備蓄

積雪期においては、特に、被災者、避難者の収容施設に対する暖房等の需要の増大が予想される。市は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるものとする。

3：スキー客に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

スキー場を有する本市にあっては、スキー場利用客に対する次の対策を推進する。

(1) スキー場施設管理者の対策

ア リフト、ゴンドラ利用者に対する対策

イ ゲレンデにおける対策

- ウ 駐車場における対策
- エ スキー客の一時避難対策

(2) 市の対策

- ア スキー客を考慮した避難所の設置、運営対策
- イ スキー場及び宿泊施設からの避難所への誘導対策
- ウ 被災スキー客の救助対策

4：総合的な雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。

このため、市は、県の「新潟県雪対策基本計画」等に基づき、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。

第28節 事業所等の事業継続

風水害等共通対策編第1章第31節「事業所等の事業継続」に準ずる。

第29節 行政機関等の業務継続計画

風水害等共通対策編第1章第32節「行政機関等の業務継続計画」に準ずる。

第4編

震災対策編

第2章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

風水害等共通対策編第2章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」に準ずる。

第2節 職員の配備体制

風水害等共通対策編第2章第2節「風水害等配備体制」に準ずる。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

風水害等共通対策編第2章第3節「防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

第4節 災害時の通信確保

風水害等共通対策編第2章第6節「災害時の通信確保」に準ずる。

第5節 被災状況等情報収集伝達計画

風水害等共通対策編第2章第7節「被災状況等情報収集伝達計画」に準ずる。

第6節 広報計画

市は県及び防災関係機関・報道機関等と相互に協力して、被災地の被害情報の迅速かつ的確な伝達と応急対応策等の情報の確実な伝達に努め、被災者の立場に立った効率的な広報活動を実施するものとする。

(1) 地震発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語等による社会的混乱の防止
- イ 被災者や関係者の避難・救援活動のための適切な判断を助けること。
- ウ 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復旧事業に対する社会的な協力を得やすくすること。

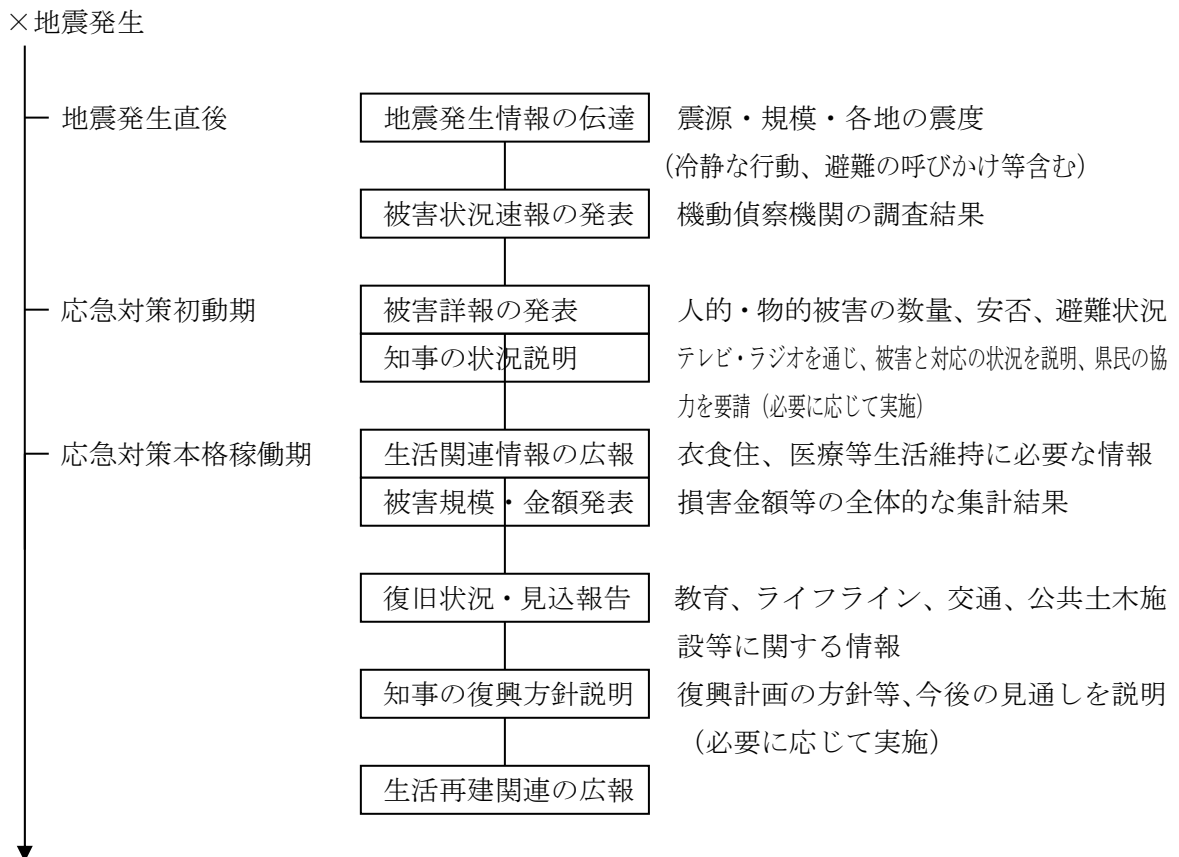
(2) 広報活動の対象

- ア 被災地域の住民及び滞在者（直接的な被災者）
- イ 被災地域外の被災地関係者（間接的な被災者）
- ウ 一般国民等直接は災害と関係のない者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見要望等を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧対策に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を実施する。

【広報計画応急対策フロー図】



1：広報活動における各機関の役割分担

風水害等共通対策編第2章第8節「3 各機関の役割」に準ずる。

2：放送機関による災害時の放送

風水害等共通対策編第2章第8節「1（2）各主体の責務」に準ずる。

3：地震発生後の各段階における広報の基準

(1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

ア 新潟地方気象台は、緊急地震速報を始め気象庁及び県等の震度観測に基づく地震情報等
を関係機関や各放送機関へ直ちに配信する。（震源、地震の規模、各地の震度等）

イ 放送機関は、直ちに配信された地震情報を放送する。また、県から提供される被害状況
速報を放送し、住民等の事態把握を支援する。

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

ア 市の広報事項

- (ア) 住民に対する避難指示
- (イ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給
- (ウ) 避難所の開設等

イ 警察の広報事項

- (ア) 住民に対する避難指示
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 身元の確認できた死亡者の住所・氏名等

ウ ライフライン関係機関

- (ア) 被災による使用不能状況
- (イ) 使用可能の場合の使用上の注意等

エ 公共交通機関

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ
- (イ) 臨時ダイヤ

(3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）

ア 市の広報事項

- (ア) 消毒・衛生・医療救護
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 仮設住宅への入居

イ ライフライン関係機関、公共交通機関の広報事項

- (ア) 復旧見込み
- (イ) 災害時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

ア 市の広報事項

- (ア) 罹災証明の発行
- (イ) 生活再建資金の貸し付け
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

- (エ) その他生活再建に関する情報
- イ 県の広報事項
 - 広域的な復興計画等

4：広報活動に当たっての留意点

風水害等共通対策編第2章第8節「4 災害発生時の各段階における広報」に準ずる。

5：広聴活動

風水害等共通対策編第2章第8節「5 広聴活動」に準ずる。

第7節 住民等避難計画

風水害等共通対策編第2章第9節「住民等避難計画」に準ずる。

第8節 自衛隊の災害派遣計画

風水害等共通対策編第2章第12節「自衛隊の災害派遣計画」に準ずる。

第9節 輸送計画

風水害等共通対策編第2章第13節「輸送計画」に準ずる。

第10節 警備・保安及び交通規制計画

風水害等共通対策編第2章第14節「警備・保安及び交通規制計画」に準ずる。

第11節 消火活動計画

地震発生時は、火災の同時多発と広範な延焼により大火災となる可能性が大きい。住民等は、家庭や職場で出火防止と初期消火に努め、大規模な地震火災の発生を極力阻止する。また、上越地域消防事務組合は広域的な応援体制の下、迅速かつ効果的な消火活動を行い、被害の極小化に努める。

【計画の体系】



1：地震火災対策

(1) 住民等の行動

何人も、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、次により出火防止、初期消火に努めるとともに、火災が発生したときは速やかに上越地域消防事務組合へ通報しなければならない。

ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。

イ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。

ウ 上越地域消防事務組合等へ迅速に通報（電話・駆け込み）する。

エ 電気機器及びガス機器の接続状況を確認し、コンセントを抜いたり、ガスの元栓を閉めたりして、二次災害の防止に努める。

オ 地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防隊の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行うものとする。

(2) 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関として、上越地域消防事務組合等と緊密な連携の下に火災防ぎょ活動に努める。

ア 消防団員の参集

消防団員は、地震が発生した場合は、各団の出動規定に従って速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。

イ 初期消火の広報

出動に際しては、周辺住民に対し、拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

ウ 情報の収集、伝達

現地の火災の状況を把握し、上越地域消防事務組合、消防団本部等へ電話、無線等によ

り連絡する。

エ 消火活動

上越地域消防事務組合の部隊到着までの間、地域住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動にあたる。上越地域消防事務組合の部隊の到着後は、協力して消火活動等にあたる。

(3) 上越地域消防事務組合の活動

上越地域消防事務組合は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動に努める。

ア 消防職員の招集

消防職員は、地震が発生した場合は、出動規定に従って各部署に速やかに参集し、消防資機材等を準備する。上越地域消防事務組合の指揮者は、確実な方法により火災防ぎょ活動に必要な消防職員の招集を図り、状況に応じて柔軟に部隊を編成・運用する。

イ 火災情報の収集

上越地域消防事務組合は次の方法等により、可能な限りの火災情報の収集にあたる。

(ア) 119番通報及び駆け込み通報

(地震発生時は電話の不通により駆け込み通報が激増されると予想されるので、受付専門の職員を配備する等体制を整える。)

(イ) あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報の収集

(ウ) 消防団、自主防災組織等による防災行政無線等による情報収集

(エ) 森林管理署等からの情報収集

ウ 緊急交通路の確保

(ア) 上越地域消防事務組合は、警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請するものとする。

(イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行うものとする。

エ 火災防ぎょ活動

(ア) 火災の延焼状況に対応した消防力の配置を図り、火災の拡大防止に努める。

(イ) 火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講ずるものとする。

(ウ) 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行うものとする。

(エ) 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行うものとする。

オ 消防水利の確保

(ア) 上越地域消防事務組合は、利用可能な消防水利を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保に努める。

(イ) 水道事業者は、震災時において上水道の被害状況の迅速な収集に努めるものとし、さらに上越地域消防事務組合はその情報を収集し、的確に消防水利を確保しなければなら

らない。

- (ウ) 上水道の被害状況が不明な場合には、優先的に自然水利を活用する。
- (エ) 流雪溝等、施設管理者の協力が必要な場合は直ちに関係者に連絡をとる。
- (オ) 近傍での水利確保が困難な場合は、ポンプ車の連結等による遠隔地からの送水を行う。

(4) 県消防防災ヘリコプターの要請

ア 市長又は上越地域消防局消防局長は消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、下記の連絡先へ電話で速報連絡するものとする。

緊急運航の要請連絡先

午前8時30分から午後5時15分まで

新潟県消防防災航空隊	住 所	新潟市東区松浜町新潟空港内
	電 話	025-270-0263, 0264, 0395
	F A X	025-270-0265
	携帯電話	090-8943-9409, 9410

午後5時15分から午前8時30分まで

① 早朝の運航等を要請する場合は上記航空隊の携帯電話に連絡する。
② 夜間運航を要請する場合 県庁警備員室 電 話 025-285-5511

イ 速報後、「消防防災航空隊出場要請書」を作成し、ファクシミリで（夜間の場合は翌朝）航空隊事務所へ送付する。

2：広域応援要請

大規模な地震による災害が発生した場合は、火災の同時多発等により出動対象が激増する一方で被災地域の消防機関は、職員や施設・機材の被災、通信・交通の混乱等により活動力が低下し、事態に十分に対応できなくなることが当然に予想される。従ってそのような場合、被災地域の消防機関等の長は、ちゅうちょすることなく他の消防本部等に対し広域応援を要請するものとする。

また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときはいつでも応援要請に応じられる体制を整えるものとする。

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

ア 自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づく協定締結市町村等に応援要請する。

イ 新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行う。

■消防相互応援協定

新潟県広域消防相互応援協定（県内全消防本部加入）	1 協定
柏崎市 糸魚川市 十日町地域広域事務組合 岳北広域行政組合 長野市消防局	5 協定

(2) 他都道府県に対する応援体制

ア 消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県に対して次の事項を明らかにして電話等により応援要請を行うものとする。(事後すみやかに文書を提出する。)

(ア) 火災状況、応援要請理由、応援の必要期間

(イ) 応援要請消防隊の種類と人員

(ウ) 市への進入路及び結集場所

イ 県は市長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、直ちに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

【緊急消防援助隊の出動要請連絡先】

消防庁震災等応急室

電話 03-5253-7527 衛星 発信番号+048-500-7527

夜間休日

電話 03-5253-7777 衛星 発信番号+048-500-7782

3：積雪期における対策

積雪期は、通常でも火災が発生した場合は消火活動に困難をきたす場合が多い上、地震が発生した場合は、倒壊家屋からの出火の増加や、積雪や落雪による道路の混乱で消防隊の現場到着が遅れるため、地震火災による被害が増大する可能性が大きい。このため、住民及び上越地域消防事務組合は、積雪期に地震が発生した場合は次の事項に留意して火災対策にあたるものとする。

(1) 住民等の対応

ア 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止を徹底する。また、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに掘り起こす。

ウ 火災が発生した場合は直ちに上越地域消防事務組合へ通報するとともに、地域で協力して初期消火に努める。

(2) 上越地域消防事務組合の対応

ア 放送機関等を通じた広報により、住民等に出火防止の徹底を呼びかける。

イ 火災発生現場への消防用車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

ウ 多雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

第12節 救急・救助活動計画

風水害等共通対策編第2章第17節「救急・救助活動計画」に準ずる。

第13節 医療救護活動計画

風水害等共通対策編第2章第18節「医療救護活動計画」に準ずる。

第14節 防疫及び保健衛生計画

風水害等共通対策編第2章第19節「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第15節 こころのケア対策計画

風水害等共通対策編第2章第20節「こころのケア対策計画」に準ずる。

第16節 児童生徒に対するこころのケア対策計画

風水害等共通対策編第2章第21節「児童生徒に対するこころのケア対策計画」に準ずる。

第17節 廃棄物処理計画

風水害等共通対策編第2章第22節「廃棄物処理計画」に準ずる。

第18節 トイレ対策計画

風水害等共通対策編第2章第23節「トイレ対策計画」に準ずる。

第19節 入浴対策計画

風水害等共通対策編第2章第24節「入浴対策計画」に準ずる。

第20節 食料・生活必需品等の供給計画

風水害等共通対策編第2章第25節「食料・生活必需品等の供給計画」に準ずる。

第21節 要配慮者の応急対策

風水害等共通対策編第2章第26節「要配慮者の応急対策」に準ずる。

第22節 建物の応急危険度判定計画

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定供議会（以下「協議会」という。）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき、判定活動を実施する。

1：それぞれの責務と主な取組等

(1) 住民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき、余震等による二次災害の防止に努める。

(2) 市の責務

- ア 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄に努める。
- イ 地震発生時の被害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の可否を決定する。
- ウ 実施本部を設置し、判定を実施する。
- エ 被災者等への判定実施の周知を図る。
- オ 自力で応急危険度判定が実施できない場合は、県に支援を要請する。
- カ 判定結果の集計を行い、県に報告する。

(3) 県（支援本部）の責務

- ア 市（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。
- イ 被害が大規模で多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、国土交通省及び広域被災建築物応急危険度判定協議会に応援を要請する。
- ウ 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報提供する。
- エ 民間判定士の災害補償制度の手続きを行う。
- オ 判定結果の集計、整理及び記録作成を行う。

(4) 国（国土交通省及び北陸地方整備局）の責務

県災害対策実施本部の応援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。

(5) 建築士会等の建築関係団体の責務

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

(6) 応急危険度判定士の責務

- ア 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。
- イ 判定士への情報連絡に協力する。
- ウ 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

(7) 主な取組み

応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後 1日	県内判定士による判定活動の開始
--------	-----------------

〃 3日	県外判定士による判定活動の開始
〃 10日	判定活動の終了
〃 10日～	判定結果に対する相談業務への移行

(8) 災害時要援護者に対する配慮策

災害時要援護者の安全確保を図るため、災害時要援護者の自宅や収容施設については、より迅速な応急危険度判定を可能とする態勢の整備に努める。

(9) 積雪期の対応

積雪期においては、二次災害発生の危険性の増大や外観目視調査が不可能になるなど、応急危険度判定の実施に困難を来すことから、積雪及び被災状況に応じた判定計画を策定するとともに、その実施に当たる。

2：市の業務の内容

(1) 情報の収集

- ①調査及び情報収集を行い、建築物等の被害状況を把握する。
- ②得られた情報から、建築物被害の予測を行う。

(2) 判定体制の構築

- ①実施本部、判定拠点を設置する。
- ②判定コーディネーターを配置する。
- ③県に支援要請を行う。

(3) 判定計画の作成

- ①判定実施の可否を決定する。
- ②判定実施計画を作成する。
- ③地元判定士を参集する。
- ④住民への周知及び広報を行う。

(4) 判定・支援の実施

- ①判定士の受入れを行う。
- ②判定士機材を判定士に供給する。
- ③判定士を実施地区に誘導する。
- ④判定結果を県に報告する。

第23節 宅地等の応急危険度判定計画

1：計画の方針

(1) それぞれの責務と業務内容

①被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）

- ア 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- イ 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。

②市

- ア 市は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- イ 市は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- ウ 市は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県に要請する。
- エ 市は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- オ 市は、二次災害を防止し、または軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

③県

- ア 県は、市町村の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成及び啓発を行う。
- イ 県は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。
- ウ 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、県は危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。
- エ 県は、市町村から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省または他の都道府県等に対し、危険度判定の実施のために支援を要請する。
- オ 県は、他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

④国道交通省

- ア 国土交通省は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、または災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とするとき、都道府県間の宅地判定士等を調整し、あわせて都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。

(2) 達成目標

①実施の決定

- ア 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。

イ 県は、被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

②対象区域及び宅地の決定

ア 市は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

③実施体制の調整

ア 市は、危険度判定の実施に際し、概ね72時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。

イ 県は、市から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね72時間以内に支援措置を講じる。

④危険度判定の実施

ア 市は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

第24節 文教施設における応急対策

風水害等共通対策編第2章第27節「文教施設における応急対策」に準ずる。

第25節 障害物の処理計画

風水害等共通対策編第2章第29節「障害物の処理計画」に準ずる。

第26節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画

風水害等共通対策編第2章第30節「遺体等の捜索・処理・埋葬計画」に準ずる。

第27節 愛玩動物の保護対策

風水害等共通対策編第2章第31節「愛玩動物の保護対策」に準ずる。

第28節 公衆通信の確保

風水害等共通対策編第2章第33節「公衆通信の確保」に準ずる。

第29節 電力供給応急対策

風水害等共通対策編第2章第34節「電力供給応急対策」に準ずる。

第30節 ガスの安全、供給対策

都市ガス事業者及びLPガス販売事業者（以下「LPガス事業者」という。）は、地震発生後速やかに、地震の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

1：それぞれの責務

(1) 住民の責務

- ①ガス栓を閉止する等の地震発生時取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。
- ②積雪期においては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪に努める。

(2) 市の責務

二次災害防止のための広報を行う。

(3) 県の責務

LPガス充てん所及びLPガス事業者に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。

(4) ガス事業者の責務

- ①ガス供給設備の安全点検を行う。
- ②二次災害防止のための広報を行う。
- ③被害状況を踏まえて復旧計画を定め、地震発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。
- ④都市ガス事業者は、供給再開前に供給先ガス設備の安全確認点検を行う。
- ⑤LPガス事業者は、地震発生後、速やかに供給先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
- ⑥LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
- ⑦LPガス事業者は、流出した容器の安全な回収を行う。

2：主な取組

(1) 都市ガス事業者

地震発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	関係機関への報告
	供給先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね14日	供給再開完了（注）

注：大規模な被害が生じた場合を除く。

(2) LP ガス事業者

地震発生後	1時間	充てん所の被害状況の把握、
〃	3時間	二次災害防止措置、県への報告
〃	2日	供給先の緊急点検完了
〃	3日	充てん所の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）

注1：大規模な被害が生じた場合を除く。

注2：安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

3：災害時要援護者に対する配慮

- ①ガス事業者は、災害時要援護者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検を併せて行う。
- ②避難時に誘導等を行う地域住民は、災害時要援護者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

4：業務の内容

(1) 被害状況把握、二次災害防止措置等

- ①地震発生後、速やかに供給所施設、導管施設等の被害調査及び供給先ガス設備の緊急点検・安全確認点検等を実施し、被害状況等を把握する。
- ②調査及び点検の結果、ガスによる二次災害の恐れのある地域については、ガスの供給を停止する。

(2) 復旧対策

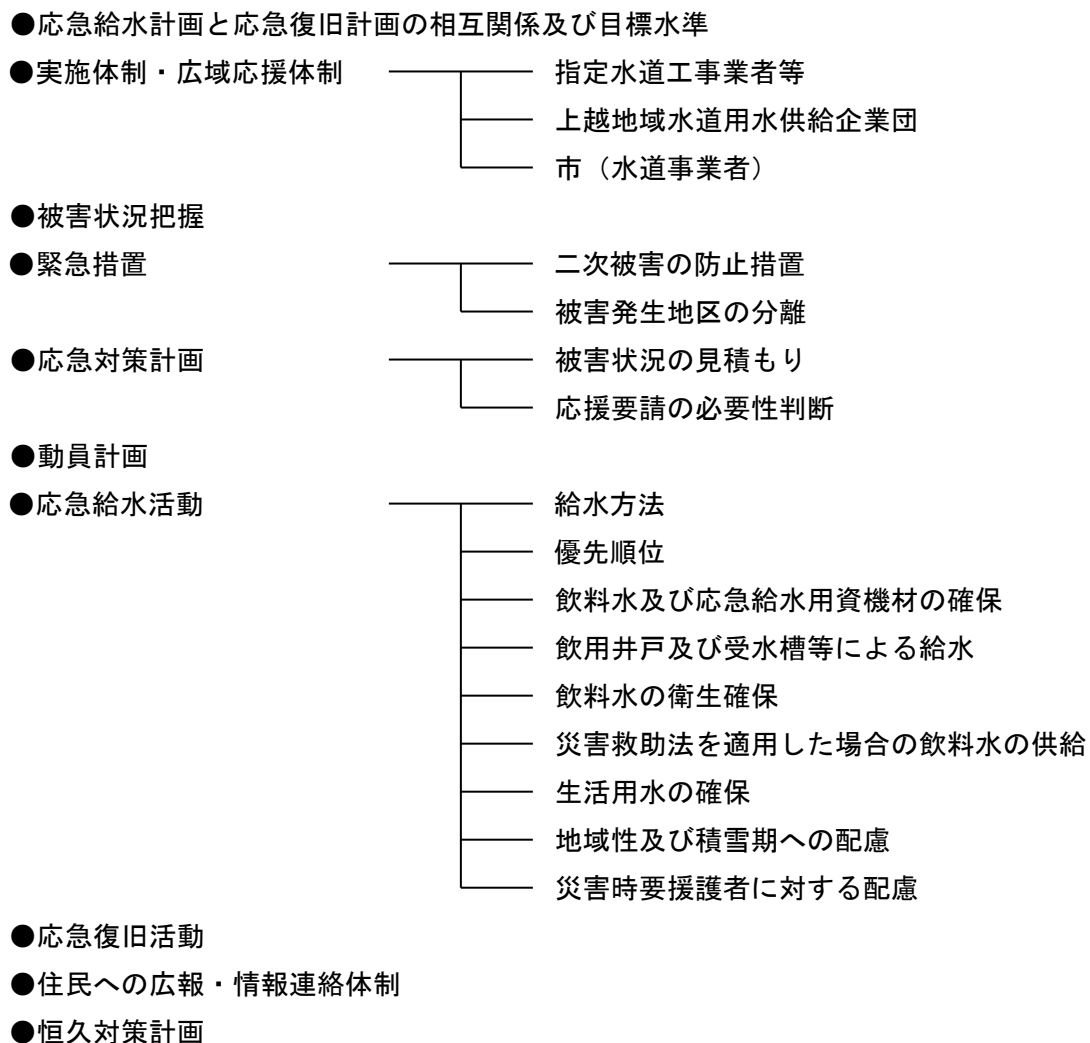
- ①復旧計画を定め、災害発生時のマニュアルに従って安全で効率的な復旧を進めるとともに、供給先ガス設備の安全確認点検を行う。必要に応じて、復旧支援団体等に救援を要請する。
- ②二次災害の防止及び円滑な復旧作業のため、次の方法により広報を行う。
 - ア 報道機関への協力要請
 - イ 広報車による巡回
 - ウ 戸別訪問
 - エ 関係機関への協力要請

第31節 給水・上水道施設応急対策

震災時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

市は被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池、耐震貯水槽及び井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等の応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図るものとする。

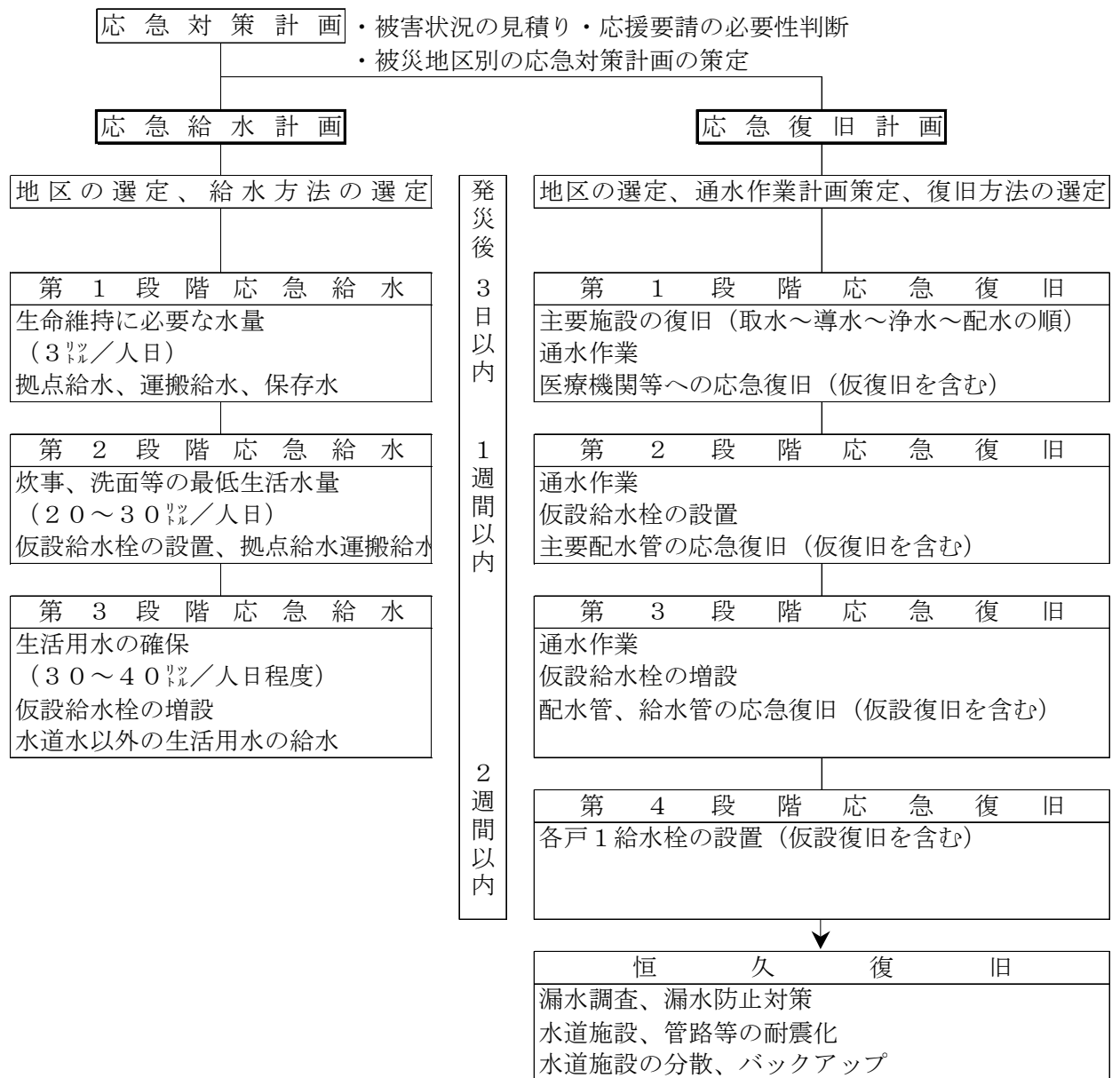
【計画の体系】



1： 応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

市（水道事業者）は被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定にあたっては段階的に目標水準を定め、概ね地震後3日以内は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行ない、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保し、2週間程度で全戸へ配管給水することを目標とする。



2：実施体制・広域応援体制

風水害等共通対策編第2章第36節「1（2）各主体の責務」に準ずる。

3：被害状況把握

風水害等共通対策編第2章第36節「4（1）被害状況の把握」に準ずる。

4：緊急措置

風水害等共通対策編第2章第36節「4（3）緊急措置」に準ずる。

5：応急対策計画

風水害等共通対策編第2章第36節「4（4）応急対策の方針決定」に準ずる。

6：動員計画

風水害等共通対策編第2章第36節「4（4）応急対策の方針決定」に準ずる。

7：応急給水活動

風水害等共通対策編第2章第36節「4（5）応急給水活動」に準ずる。

8：応急復旧活動

風水害等共通対策編第2章第36節「4（6）応急復旧活動」に準ずる。

9：住民への広報・情報連絡体制

風水害等共通対策編第2章第36節「4（2）市民等への広報や報道機関への対応」に準ずる。

10：恒久対策計画

市は応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び地震後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に、軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第32節 下水道施設応急対策

風水害等共通対策編第2章第37節「下水道施設応急対策」に準ずる。

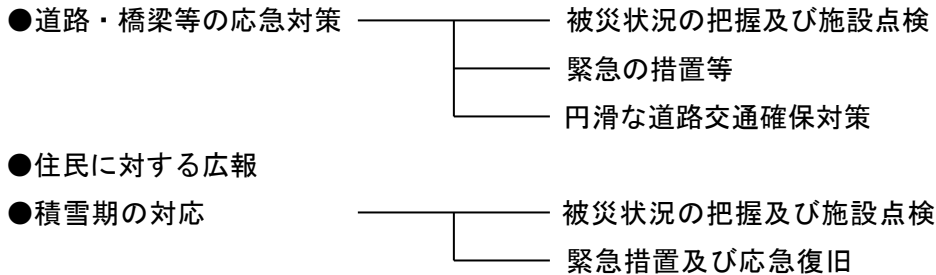
第33節 危険物等施設応急対策

風水害等共通対策編第2章第38節「危険物等施設応急対策」に準ずる。

第34節 道路・橋梁等の応急対策

震災時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であることから、道路施設管理者は、各施設の被害状況の把握ならびに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行うものとする。

【計画の体系】



1：道路・橋梁等の応急対策

道路管理者は、緊急輸送ネットワーク指定路線の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について関係機関及び建設業協会等と密接な連携の下に、応急対策を迅速かつ的確に行うものとする。

(1) 被災状況の把握及び施設点検

震度4以上の地震が発生した場合、直ちに道路パトロール（必要に応じ消防防災ヘリコプター等による上空からの目視調査）を実施し、道路施設の被災概要、交通状況等を把握するとともに、協定業者及び道路情報モニター等から道路情報を収集する。

また、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

以下、風水害等共通対策編第2章第39節「道路・橋梁等の応急対策」に準ずる。

2：住民に対する広報

風水害等共通対策編第2章第39節「道路・橋梁等の応急対策」に準ずる。

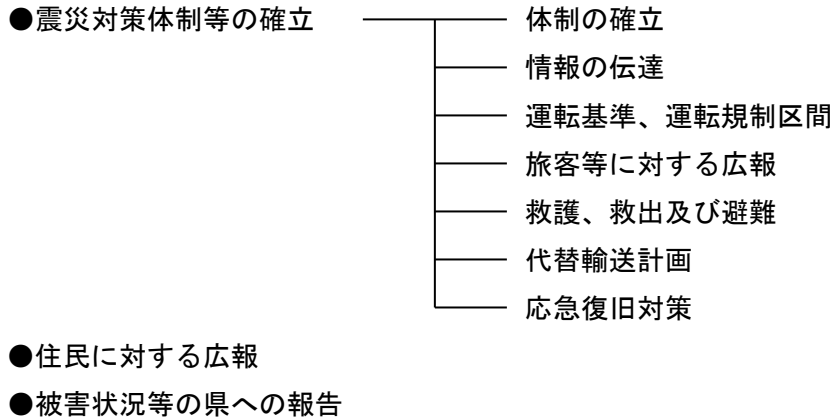
3：積雪期の対応

風水害等共通対策編第2章第39節「道路・橋梁等の応急対策」に準ずる。

第35節 鉄道事業者の応急対策

鉄道事業者は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

【計画の体系】



1：震災対策体制等の確立

鉄道事業者は、事業規模に応じて、震災時に対する体制、震災対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策をとる。

(1) 体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報の伝達

ア 防災関係機関、市との緊密な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため、緊急連絡用電話、ファクシミリ、列車無線、携帯無線機等の通信設備を整備する。

イ 地震計を整備するとともに、地震情報の伝達方法を定める。

(3) 防災上必要な教育、訓練

関係者に対し、災害発生時の旅客案内、避難誘導等混乱防止対策、通信確保等の防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(4) 地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 地震時の運転基準及び運転規制区間

規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）	
—	3カイン以上～6カイン未満	所定運転
3カイン以上～6カイン未満	6カイン以上～12カイン未満	注意運転
6カイン以上	12カイン以上	運転中止

(5) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (7) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ロ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (7) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ロ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

(6) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、上越地域消防事務組合に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報するとともに、県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(7) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(8) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

ア 建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材について、関係箇所の配置状況、種類、数量を調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の活用

復旧作業に従事する技術者等の人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必

要なときは関係協力会社から緊急調達する等、迅速な供給体制を確立するためあらかじめ定めておく。

2：住民に対する広報

風水害等共通対策編第2章第40節「3（6）市民等に対する広報」に準ずる。

3：被害状況等の県への報告

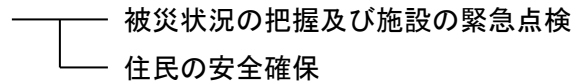
風水害等共通対策編第2章第40節「3（7）市・県への報告」に準ずる。

第36節 治山・砂防の応急対策

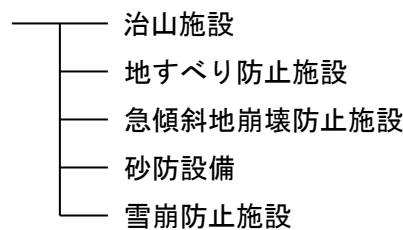
市は、治山、砂防施設等の管理者に対し、地震による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施するよう要請する。

【計画の体系】

●被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保



●被害の拡大及び二次災害の防止



●被災施設の応急復旧

●積雪期の対応

●住民に対する広報等

1：被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

次により被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保対策を実施する。

(1) 被災状況の把握及び施設の緊急点検

震度4以上の地震が発生した場合、直ちに地すべり巡視員の協力も得てパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、地すべり危険箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。

(2) 住民の安全確保

施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに立ち入り禁止措置を執るとともに、県関係機関、警察及び消防機関等への通報、住民に対する避難指示等及び避難誘導等を実施する。

2：被害の拡大及び二次災害の防止

市は、パトロール及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関等及び建設業協会等と密接な連携のもとに必要な応急措置を実施するよう要請する。

(1) 治山施設

ア 倒木、流木等の除去

倒木や流木等による施設の二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかに倒木や流木等の除去に努める。

イ 被災地の巡視等危険防止のための監視

施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止の監視を行う。

(2) 地すべり防止施設

ア 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施するよう要請する。

イ 被災地の巡視等危険防止のための監視

地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視するよう要請する。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、関係機関と協議し、巡回パトロール、要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(4) 砂防設備

砂防設備が被害を受けた場合には、その被害の程度に応じて巡回パトロール、地元住民を通じた河川の濁りの変化や水量変化観測等により二次災害による危険防止のための監視を行うよう関係機関に要請する。

(5) 雪崩防止施設

雪崩防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、関係機関と協議し、巡回パトロール、要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

3：被災施設の応急復旧

ア 市は、自ら管理する施設の被害に対し応急復旧工事を実施するとともに、各施設の管理者に対し、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施するよう要請する。

イ 市は、農地及び農業用施設の被害の状況からやむをえず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手するものとする。

4：積雪期の対応

風水害等共通対策編第2章第41節「1（5）積雪期の対応」に準ずる。

5：住民に対する広報等

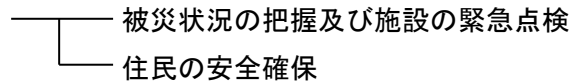
風水害等共通対策編第2章第41節「4（5）住民に対する広報及び避難等」に準ずる。

第37節 河川施設の応急対策

市は、河川施設の管理者に対し、地震による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施するよう要請する。

【計画の体系】

●被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保



●被害の拡大及び二次災害の防止

●被災施設の応急復旧

●住民に対する広報等

●積雪期の対応

1：被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

次により被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保対策を実施する。

(1) 被災状況の把握及び施設の緊急点検

震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。

(2) 住民の安全確保

施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに立ち入り禁止措置を執るとともに、県関係機関、警察及び消防機関等への通報、住民に対する避難指示等及び避難誘導等を実施する。

2：被害の拡大及び二次災害の防止

市は、パトロール及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関等及び建設業協会等と密接な連携のもとに必要な応急措置を実施するよう要請する。

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所をのり工事を
行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置
を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期すた
め、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大き
いため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者並びに周
辺施設の管理者と協議を行い二次的な災害の防止に努める。

オ 危険物、油流出等事故対策の実施

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止
するため下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のために応急対策にかかる調整が
錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限り
ライフライン並びに地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して
行う。

3：被災施設の応急復旧

- ア 市は、自ら管理する施設の被害に対し応急復旧工事を実施するとともに、各施設の管理者
に対し、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材
並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施するよう要請する。
- イ 市は、農地及び農業用施設の被害の状況からやむをえず緊急的に復旧が必要と認められる
場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手するものとする。

4：住民に対する広報等

風水害等共通対策編第2章第4節「4（4）市民等に対する広報等」に準ずる。

5：積雪期の対応

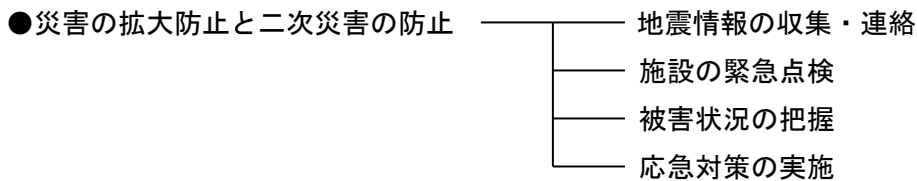
風水害等共通対策編第2章第4節「1（5）積雪期の対応」に準ずる。

第38節 農地・農業用施設等の応急対策

地震災害時においては、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池等の農業用施設の被災が予想される。

農地・農業用施設等の管理者である県、市、土地改良区等は、地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたりとともに、相互の緊密な連携のもとに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努めるものとする。

【計画の体系】



1：災害の拡大防止と二次災害の防止

(1) 地震情報の収集・連絡

市は、震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 施設の緊急点検

各施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

(3) 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、上越地域振興局農林振興部等を通じ県農地部に報告する。

(4) 応急対策の実施

ア 上越地域振興局農林振興部等は、農地及び農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、農地部関係各課と協議のうえ、市及び土地改良区に対し応急措置の助言を行う。

イ 各施設管理者は、関係機関と連携のもとに被災者の生活確保を最優先に農地及び農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた所要の体制を整備し、次の応急対策を実施する。

(7) 集落間の連絡農道及び基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、優先して応急復旧と障害物の除去に努めるものとし、通行が危険な道路については、県、市、警察署等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずるものとする。

(4) 市、土地改良区は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。

また、県は、市、土地改良区の要請に基づき、保有する排水ポンプを貸与するとともに、不足する場合は、支援可能な地域の関係機関に依頼し必要台数の確保に努める。

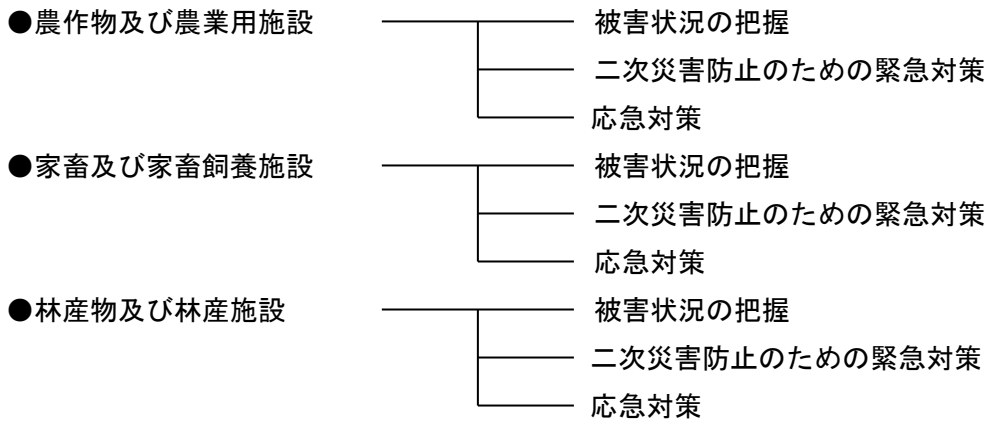
- (㊦) 施設管理者は、発災後の余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所(point)の点検を必要に応じ専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難対策を実施する。
 - (㊧) 施設管理者は、余震による主要な構造物（農業用ダム、橋梁等）や建築物の被害程度に関し、専門技術者を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに災害のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。
 - (㊨) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所にパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずるものとする。
 - (㊩) 各施設管理者は、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮した適切な工法により、被害の拡大防止に重点を置いて応急工事を実施する。
- ウ 市は、農地及び農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手するものとする。

第39節 農林業応急対策

地震災害時においては、地震等による農作物等の被害や農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林産施設の被災等が予想される。

市は、農林水産業関係団体等と緊密な連絡の下に被害状況の把握及びその応急対策に努めるものとする。

【計画の体系】



1：農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

ア 市は、農業協同組合等と相互に連携して農作物及び農業用施設の被害状況を把握し、上越地域振興局農林振興部に報告するものとする。

イ 上越地域振興局農林振興部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

ア 余震等による農舎、農業用ハウス等の倒壊防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

ウ 農薬の漏出防止措置

(3) 応急対策

ア 市は、県、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。

(ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置

(イ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

(ロ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

(ハ) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

(ニ) 種苗の供給体制の確保

イ 県農林水産部は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

2：家畜及び家畜飼養施設

風水害等共通対策編第2章第4.4節「4（2）家畜及び家畜飼養施設」に準ずる。

3：林産物及び林産施設

風水害等共通対策編第2章第4.4節「4（3）林産物及び林産施設」に準ずる。

第40節 観光商工業応急対策

風水害等共通対策編第2章第45節「観光商工業応急対策」に準ずる。

第41節 応急住宅対策

風水害等共通対策編第2章第46節「応急住宅対策」に準ずる。

第42節 ボランティア受入計画

風水害等共通対策編第2章第48節「ボランティア受入計画」に準ずる。

第43節 義援金品の受入れ・配分計画

風水害等共通対策編第2章第49節「義援金品の受入れ・配分計画」に準ずる。

第44節 災害救助法による救助

風水害等共通対策編第2章第51節「災害救助法による救助」に準ずる。

第4編

震災対策編

第3章 災害復旧・復興

第1節 民生安定化対策

風水害等共通対策編第3章第1節「民生安定化対策」に準ずる。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

風水害等共通対策編第3章第2節「融資・貸付その他資金等による支援計画」に準ずる。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害等共通対策編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

第4節 災害復興対策

風水害等共通対策編第3章第4節「災害復興対策」に準ずる

第5編

化学工業地帯等対策編

第1章 総則

第1節 対策の基本方針

危険物等の施設は、消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法（以下「保安法令」という。）等の基準に基づいて設置され、管理されているところであるが、不慮の事故や地震・台風等の天災により災害を引き起こすことも考えられる。

とりわけ大規模化学工場が存在する化学工業地帯等に係る災害は、その規模及び態様が広域かつ複雑であり、地域住民の社会生活に重大な影響を与えることとなる点に鑑み、特定事業所の施設に関する強力な防災的配慮はもとより、その他施設との防災的関連についても十分留意して区域内を一体としてとらえた対策を推進するものとする。

本計画は、風水害等共通対策編に定める基本的な危険物等施設災害対策のほか、大規模化学工場における災害の発生及び拡大の防止等のための総合的施策について定め、次の基本方針に従って万全の対策を確立しようとするものである。

なお、防災関係機関及び事業者は、それぞれの立場から、本計画の実施が円滑に行われるように実施細目を検討し、具体的な実施計画を別途整備するものとする。

- 1 災害防御の主眼は、人的被害の防止におき、地域住民の安全対策を最優先とする。
- 2 特定事業者は、当該施設からの災害の発生及び拡大の防止について、第一義的責務を有するものである。
- 3 防災関係機関等及び地域住民は、相互に連携を密にして防災対策を推進するものとする。

第2節 指定区域の範囲

本計画を実施するうえで対象とする指定区域の位置及び範囲は次のとおりである。

- 1 指定区域の位置 (図 1-1)
- 2 指定区域の範囲 (図 1-2)

第3節 想定される災害

指定地域には、危険物等が大量に貯蔵され、取り扱われているため、不測の事故や地震・台風等の天災によって油火災、ガス爆発、中毒等の特殊な災害を引き起こし、その規模も広範囲にわたることが予想される。このような状況に鑑み、概ね次のような災害が想定される。

- 1 危険物等の火災、爆発、流出
- 2 可燃性ガスの漏洩、滞留、爆発
- 3 有毒性ガスの漏洩、拡散、中毒

第4節 防災組織及び防災体制

市、防災関係機関、事業所等は化学工業地帯等の災害について、それぞれの所掌する事務又は業務を的確かつ円滑に実施するため必要な組織を整備し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するものとする。

1：市災害対策本部

市内の化学工業地帯等の区域において大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれのある場合、市は災害対策本部を設置し、防災関係機関、事業所と相互に連携し、被災者の救援救助など応急対策を強力に推進する体制を整える。

災害対策本部、現地対策本部の組織、運営等については、第2編風水害等共通対策編第2章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」に準じて行う。

なお、災害が発生した場合、上越地域消防事務組合が組合警防規程により現場本部を設置し、市、防災関係機関、事業所と連携して応急対応にあたることになっている。

2：事業所における防災組織

(1) 自衛防災組織

事業者は、当該事業所に自衛防災組織を整備するものとし、自衛防災組織の行うべき主な事項は次のとおりとする。

- ア 防災諸規程の整備
- イ 防災資機材の整備
- ウ 防災要員の配備及び防災訓練の実施
- エ 災害防御及び市、防災関係機関、関係住民への情報伝達
- オ その他災害発生又は拡大の防止のための措置

3：各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 防災関係機関

第1編総則第2節「2 各機関の事務又は業務の大綱」に準ずる。

(2) 事業者（関係企業）

第1編総則第2節「2 各機関の事務又は業務の大綱」に準ずる。

事業者は、災害防止について第1次的責務を有し、事業所における災害の発生及び拡大の防止のため、全力をあげて対応する。

4：応援協力体制の確立

(1) 事業所間の相互応援体制

事業者は、事業所間相互における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図る

ため、応援協定の締結と相互応援体制の強化に努めるものとする。

応援協定の内容は、概ね次に掲げる事項とする。

- ア 応援出動の基準及びその連絡方法
- イ 応援資機材の種類及び数量
- ウ 応援時の活動内容等
- エ 費用負担及び災害補償等
- オ 指揮命令系統

(2) 市と事業所間の協力体制

事業所等は、災害発生時における現場誘導、消防機関に対する協力、危険区域の設定及び危険標識の掲示等について、あらかじめ市、上越地域消防事務組合と協議してその内容、方法等を具体的に定め、協力体制の確立を図るものとする。

(3) 市町村間における相互応援体制

市は、石油、化学工業地帯が所在する市町村及び化学消防力保有市町村と応援協定を締結する等の広域的な応援体制の整備を図るものとする。

第5編

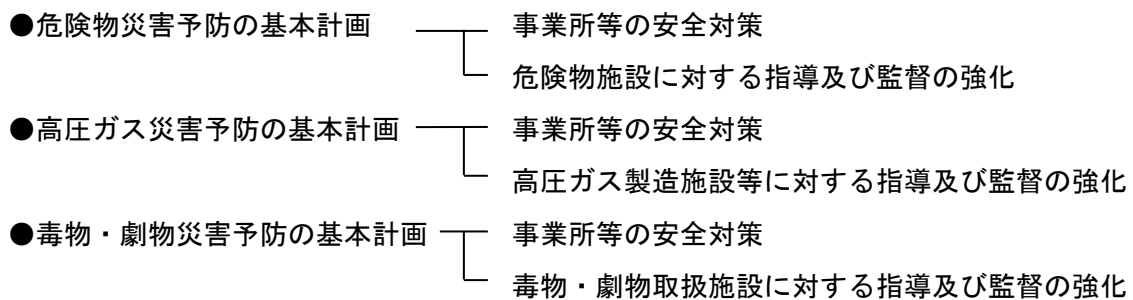
化学工業地帯等対策編

第2章 災害予防対策

第1節 危険物施設等の災害予防対策

危険物施設等については、関係法令に従い保安上の徹底を期しているが、法令は保安業務の最低基準を定めているとの認識にたち、各施設の損壊、火災等の各種災害の発生を未然に防止するとともに被害の拡大を防止するため、危険物施設、高圧ガス施設及び毒劇物取扱施設について災害予防対策を図るものとする。

【計画の体系】



1：危険物災害予防の基本計画

(1) 事業所等の安全対策

事業者等は、災害の予防に関し第一義的責任者として、特に次の点について十分な安全対策を講ずるものとする。

ア 防災知識及び安全思想の高揚

危険物製造所等の各施設について、作業監督制度を強化し、特に下請け業者を使用する施設等においては、的確な作業指示と従事者に対する防災知識の高揚に努めるものとする。

イ 標準化体系の整備と徹底

作業基準、規程規格類を標準化して整備するとともに定期的に見直し、その遵守の徹底を図るものとする。

ウ 施設管理の整備と徹底

設備、装置及び機器等の設備管理に関する基準、規程等を整備し、不調、不良等の異常を発見したときは速やかに整備又は修理をするものとする。

エ 運転管理の整備と徹底

温度、圧力等の測定装置及び制御装置等の設置について再検討し、設備の安全を確保するため必要に応じ装置等の増設又は合理化を図るものとする。また定期及び臨時にパトロールを実施し、その結果を記録しておくものとする。

オ 誤操作防止対策

誤操作防止のためにバルブ類、スイッチ等の適性配置、各設備、配管等の色別、行先明示、指差確認等を行うとともに、重要操作についてはダブルチェック制の採用等をし、事故防止等を図るものとする。

カ 保安設備の整備

安全弁等、安全装置及び警報装置については、適切に作動するよう維持すること。

また、消火設備、散水設備の設置増強を行うとともに設備、装置等の保安動力源を整備するものとする。

キ プロセスの安全度の明確化

事業の実情に応じプロセスにおける設備ごとの危険度分類を行い、危険度の高い施設についての対応策の確立を図るものとする。

ク 施設の配置等に対する配慮

施設の配置等については、保安法令の技術上の基準に適合するように設置し維持管理するほか、特に次のことについて配慮するものとする。

(ア) 施設、設備等の位置の設定、施設ごとの配置、防災道路の整備等

(イ) 消防水利（防火貯水槽、消火栓）の確保

(ウ) 腐食防止等

(2) 危険物施設に対する指導及び監督の強化

ア 労働基準監督機関

産業災害の防止について指導及び監督を行うものとする。

イ 県

危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言を行うものとする。

ウ 上越地域消防事務組合

消防法に基づく関係施設への立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導し、必要な指示等を行うものとする。

2：高圧ガス災害予防の基本計画

(1) 事業所等の安全対策

事業者は災害予防の第一義的責任者として、危険物災害予防の基本計画に定める事項について、十分な安全対策を講ずるとともに、特に大量な高圧ガスの貯蔵施設、設備又は高温、高圧及び超低温の状態で取り扱う施設、設備については、使用材料の選択、適切な構造設計及び施工等を含む設備管理及び保安体制の確立、整備に努めるものとする。

(2) 高圧ガス製造施設等に対する指導及び監督の強化

ア 労働基準監督機関

産業災害の防止について指導及び監督を行うものとする。

イ 県

高圧ガス製造施設等の許認可及び立入検査等を実施し、関係企業等に対し指導及び監督を行うものとする。

3：毒物・劇物災害予防の基本計画

(1) 事業所等の安全対策

事業者等は災害予防の第一義的責任者として、毒物・劇物施設の維持管理等について、危険物災害予防の基本計画に準ずるとともに、特に次の点について十分な安全対策を講ずるものとする。

ア 保護具等の設置

当該事業所において取扱う特定化学物質に応じ、その設備近くに次の保護具等を設置するものとする。

- (ア) うがい、洗眼設備
- (イ) 防毒マスク
- (ウ) 保護面
- (エ) 耐薬品用保護衣
- (オ) 前掛、手袋及び長靴等

イ 表示等による通知

特定化学物質設備の近くには、毒物・劇物を取り扱っている旨の表示をするなど安全対策に努めるとともに緊急時における活動隊に対し、毒物・劇物の取扱場所の周知等二次災害防止の徹底を図るものとする。

(2) 毒物・劇物取扱施設に対する指導及び監督の強化

ア 労働基準監督機関

産業災害の防止について指導及び監督を行うものとする。

イ 県

毒物・劇物取扱施設等の許認可及び立入検査等を実施し、関係企業等に対し指導及び監督を行うものとする。

第2節 航空機事故に対する災害予防対策

新潟空港事務所は、指定地域内で航空機の墜落等による二次災害の発生を防止するため、その上空付近の飛行を制限するなど、所要の規制及び措置を講ずるものとする。

【計画の体系】

- 飛行に関する規制
- 規制措置の推進

1：飛行に関する規制

- (1) 指定地域の上空において低高度（500m以下）で飛行することを制限すること。
ただし、航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2（捜索または救助のための特例）または自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項（防衛出動）、同法第78条第1項（命令による治安出動）または同法第83条第2項（災害派遣）の規定に基づき飛行する場合は、この限りでない。
- (2) 指定地域上空における訓練ならびに宣伝飛行を禁止すること。

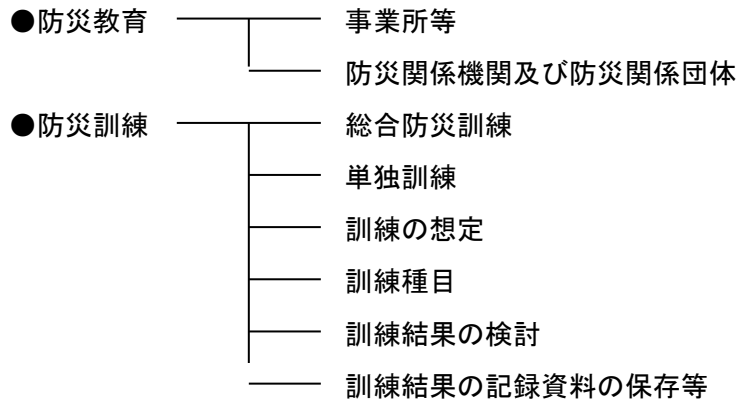
2：規制措置の推進

- (1) 航空機運航者に対し、規制事項の周知徹底を図る。
- (2) 防災関係機関または事業所等からの通報により違反事実があると認められる場合は、直ちに当該運航者に対し、規制の厳守について指導する。

第3節 防災教育及び防災訓練の計画

防災関係機関、事業所等は、当該職員に対し化学工業地帯等の区域に係る災害の発生及び拡大の防止を図るため、必要な防災教育及び災害が発生した場合における迅速かつ適切な応急措置を講ずるために、必要な防災訓練の実施方法等について定めるものとする。

【計画の体系】



1：防災教育

(1) 事業所等

事業者等は、従業員及び請負業者に対し、当該事業所の実態に応じ、危険物等の貯蔵、取扱いその他の作業に関し、防災上必要な事項を周知徹底させ、防災意識の高揚を図り危険物等の災害防止に努めるものとする。

ア 教育実施方法

教育実施方法は、当該事業所の実態に応じ教育実施計画書を作成し、従業員及び請負業者等に対し実施するものとする。

イ 教育内容

教育内容は次の事項を当該事業所の実態に応じ、実施するものとする。

- (ア) 危険物等の貯蔵又は取扱い施設の保安に関する技術上の基準
- (イ) 異常現象発生時における応急措置
- (ウ) 法及び関係法令
- (エ) その他災害防止上必要な事項

ウ 教育実施記録

事業所等は、教育実施記録簿を作成して、教育内容及び特記事項等を記録しておくものとする。

(2) 防災関係機関及び防災関係団体

防災関係機関及び防災関係団体は、それぞれの職員又は構成員に対し災害予防及び災害応急措置について随時教育を行うとともに、事業者等に対してそれぞれの所管する防災事項に

関し、定期又は随時に講習会及び研修会を開催し、安全教育の徹底を図るものとする。

2： 防災訓練

防災関係機関、事業所等は、化学工業地帯等の区域内における地域の実態、特殊性を十分考慮した一体的防災活動の体制の確立を目的とした防災訓練を、単独又は共同して計画的に実施するものとする。

(1) 総合防災訓練

防災関係機関等は、化学工業地帯等の区域に係る災害を想定した総合防災訓練を実施するものとする。

なお、実施については災害対策本部及び関係機関並びに事業所等が共同で実施するものとする。

(2) 単独訓練

事業所等は、企業の実態に応じて年1回以上実施するものとする。また、防災関係機関においてもそれぞれの組織系統ごとに単独訓練を実施するよう努めるものとする。

(3) 訓練の想定

地震時等における施設からの危険物等の流出火災、可燃性ガス及び有毒ガスの漏洩、拡散等を想定するものとする。

(4) 訓練種目

ア 通報伝達訓練

イ 避難・救助訓練

ウ 災害防御訓練

エ 資機材調達訓練

オ その他

(5) 訓練結果の検討

訓練の結果について、計画内容、実施方法、訓練種目について検討を行い、防災活動に実効を期するものとする。

(6) 訓練結果の記録資料の保存等

訓練結果の記録資料を保存し、訓練成果の活用を図るものとする。

第4節 防災施設及び防災資機材の整備

防災関係機関及び事業所等は、災害の発生又は拡大を防止するため、必要な防災施設及び防災資機材を備蓄し、整備し、点検するものとする。

【計画の体系】

- 整備の基準
- 整備状況の把握

1： 整備の基準

防災関係機関等は、区域において想定される災害に、一体となって対処できる防災施設及び防災資機材を整備するものとする。

なお、事業者等は、消防法、高圧ガス保安法等の法律に定める防災施設及び防災資機材を整備するものとする。

2： 整備状況の把握

災害対策本部は、防災施設及び防災資機材の整備状況を把握するものとし、防災関係機関等はこれに協力するものとする。

第5編

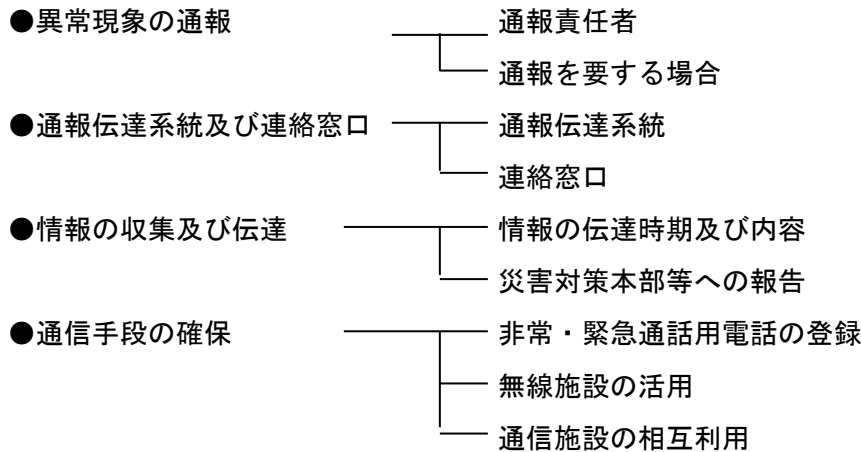
化学工業地帯等対策編

第3章 災害応急対策

第1節 災害情報等の収集及び通報伝達

防災関係機関等は、相互に協力し必要な情報の収集及び通報伝達を行い、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

【計画の体系】



1：異常現象の通報

(1) 通報責任者

通報責任者は、事業所全体を統括管理する者とする。ただし、通報責任者が不在等やむを得ない場合にそなえ、通報伝達できる体制を確保しておくものとする。

(2) 通報を要する場合

事業者等は、次に掲げる異常現象の発生を覚知した場合は、速やかに通報するものとする。

ア 出 火

人の意図に反して発生若しくは拡大し、または放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とする場合。

イ 爆 発

施設、設備等の破損が伴うもの。

ウ 漏 洩

危険物、指定可燃物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他消防活動阻害物質の漏洩。

ただし、次に掲げる少量の漏洩で、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のものは除く。

(ア) 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備またはこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等施設設備の正常な作動又は操作によるもの。

(イ) 発見時に既に漏洩が停止しているものまたは、製造等施設設備の正常な作動若しくは操作により漏洩が直ちに停止したもの。

エ 破 損

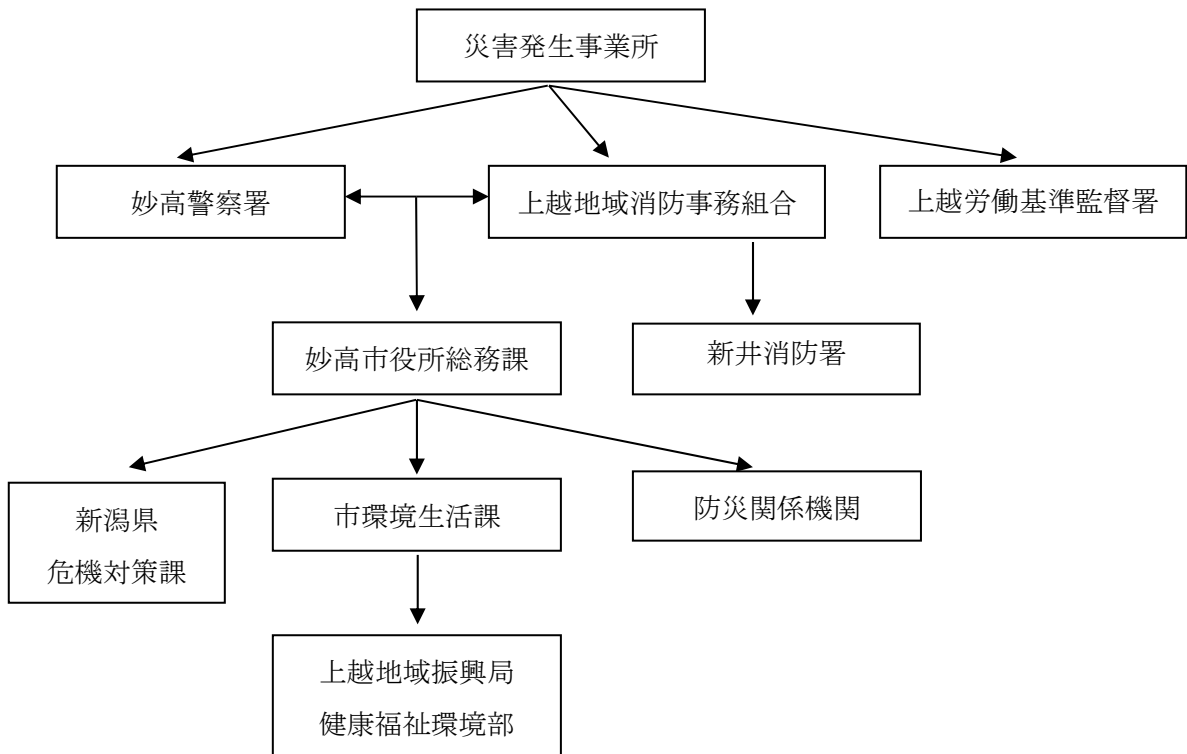
製造等施設設備の破損、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、接続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

オ 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で、通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの等、上記(ア)～(エ)に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

2：通報伝達系統及び連絡窓口

(1) 通報伝達系統



※水質汚濁の恐れがある場合、環境生活課が国土交通省高田河川国道事務所へ連絡する。

(2) 連絡窓口

防災関係機関等は、情報の収集、伝達の迅速かつ確実を期するため窓口となる担当課等を定め、それぞれの内部における連絡系統を明確にしておくものとする。

3：情報の収集及び伝達

(1) 情報の伝達時期及び内容

防災関係機関等は、次により情報の通達伝達を行うものとする。

ア 異常現象発生直後

事業所は、異常現象の状況について、「事業所等における異常現象速報伝達用紙(1)」(別紙様式1)によりその概要を上越地域消防事務組合並びに妙高警察署、上越労働基準監督署へ伝達するものとする。

上越地域消防事務組合は、妙高市総務課へ別紙様式1の概要を報告するものとし、市総務課は関係機関へ伝達する。

イ 災害応急対策実施中

事業所は、既にとった措置の状況について、「事業所等における異常現象速報伝達用紙(2)」(別紙様式2)により上越地域消防事務組合並びに妙高警察署、上越労働基準監督署へ伝達するものとする。

上越地域消防事務組合は、妙高市総務課へ別紙様式2の概要を報告するものとし、市総務課は関係機関へ伝達する。

ウ 災害応急対策完了後

(ア) 確定した被害状況

(イ) 応急対策の実施結果

(2) 災害対策本部等への報告

上越地域消防事務組合並びに防災関係機関等は、防災活動実施中に確認した事項及び担当する防災活動の内容等について現地対策本部を通じて災害対策本部に報告するものとする。

4：通信手段の確保

防災関係機関等は、災害時の通信連絡を迅速に行うため、有線及び無線電話等の通信手段を確保しておくものとする。

(1) 非常・緊急通話用電話の登録

防災関係機関等は、非常・緊急通話に使用する加入電話番号について、あらかじめ東日本電信電話株式会社の承諾を受けておくものとする。

(2) 無線施設の活用

防災関係機関等は、無線施設の配備を推進するとともに、新潟県非常無線通信協議会の協力を得て無線施設の活用を図るものとする。

(3) 通信施設の相互利用

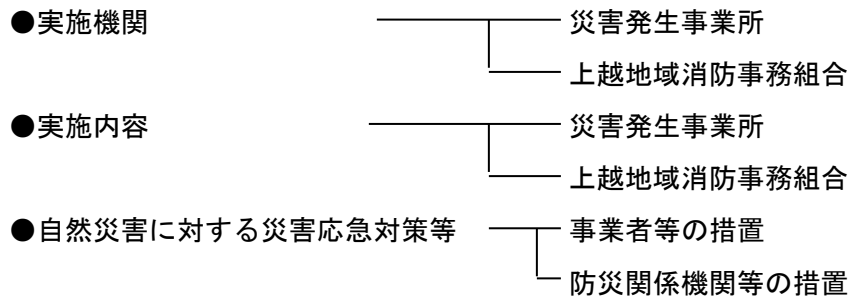
防災関係機関等は、自己の所有する通話設備が損壊し、使用できないときは、他の防災関係機関等の通信施設、携帯無線、移動無線等の利用により通信手段の確保に努めるものとする。

このため、防災関係機関等は、相互に通信施設の利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

第2節 災害防御対策

化学工業地帯等において石油、高圧ガス、その他の危険物等の火災、爆発、ガスの漏洩、または流出等が発生した場合における、地域住民の安全対策を最優先とした防災関係機関及び関係企業のとるべき災害防御対策の基本的事項を定める。

【計画の体系】



1：実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 上越地域消防事務組合

2：実施内容

- (1) 災害発生事業所

災害発生事業所は、直ちに関連施設の運転を停止するとともに、次の措置を講ずるものとする。

ア 危険物の流出及び火災に対する措置

- (ア) 流出した危険物の引火防止のため火気規制を行うとともに、消防車等防災資機材を配備するものとする。
- (イ) 爆発した場合は負傷者の救護を第一義とし、二次的な災害防止に努めるものとする。
- (ウ) 災害の規模に応じ、迅速かつ機動的な防災活動に努めるものとする。
- (エ) 流出を最小限に食い止めるため、破損箇所の応急措置、流出系統のバルブ閉止又は危険物の移送を図るものとする。
- (オ) 消防機関の実施する消防活動に協力すること。

イ 可燃性ガスの漏洩、拡散及び爆発に対する措置

- (ア) 漏洩を最小限に食い止め、破損箇所の応急措置、漏洩系統のバルブ閉止、散水による温度低下を図るものとする。
- (イ) 風速、風向等気象条件を考慮し、立入禁止区域の設定及び火気使用を制限するものとする。
- (ウ) 災害の規模に応じ迅速、機動的な防災活動に努めるものとする。

ウ 毒性ガスの漏洩及び拡散に対する措置

- (ア) 緊急遮断弁を作動し、漏洩箇所を閉鎖・密閉するものとする。
- (イ) ガス濃度の測定を行い、風速、風向等気象条件を考慮し、立入禁止区域の設定を行うものとする。
- (ウ) できるだけ多くの防毒マスク等保護具を準備した上で、防災活動にあたるものとする。
- (エ) 施設内の残ガスの回収及び移送を図るとともに、流出したガスについては除害設備及び除害剤で措置するものとする。

エ 河川流出油に対する措置

- (ア) 周辺の火気使用の制限、禁止措置をとるものとする。
- (イ) 流出範囲の拡大を防止するため、土のう積、築堤等を行うこと。
- (ウ) 流出油については、「関川・姫川水系水質汚濁対策連絡協議会」（以下「水質汚濁協」という。）及び上越地域消防事務組合の指揮をうけ、オイルフェンスの展張等により拡散を防止して、油防除資機材による油の回収を行うものとする。
- (エ) 火災が発生した場合には、上越地域消防事務組合の指揮をうけ、消防車等により消火作業を行う。

(2) 上越地域消防事務組合

上越地域消防事務組合は、災害発生事業所の自衛防災組織等を指揮し、消火及び被害の拡大防止にあたり、必要に応じ他の消防機関に応援を要請するものとする。

3：自然災害に対する災害応急対策等

(1) 事業者等の措置

事業者等は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象により施設が損壊した場合は、直ちに応急修復するとともに、施設の損壊により火災、爆発、漏洩、流出等が発生した場合は、前記2に掲げるところにより、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 防災関係機関等の措置

新潟県地域防災計画及び妙高市地域防災計画風水害等共通対策編の定めるところに準じて行うものとする。

第3節 災害広報

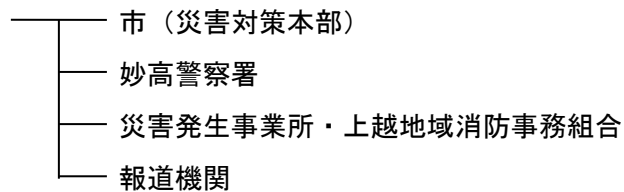
災害が発生し又は発生するおそれがある場合、地域住民の安全確保と人心の安全を図るため必要な広報活動を行うものとする。

【計画の体系】

●実施機関

●広報の内容

●広報の方法及び各実施機関の措置



1：実施機関

- (1) 市（災害対策本部）
- (2) 妙高警察署
- (3) 上越地域消防事務組合
- (4) 災害発生事業所
- (5) 報道機関

2：広報の内容

- ア 災害の状況（日時、場所、災害原因等）
- イ 住民のとるべき措置及び心得
- ウ 避難指示等及び避難場所
- エ 医療救護所の開設状況
- オ 災害応急対策の実施状況
- カ その他必要な事項

3：広報の方法及び各実施機関の措置

(1) 市（災害対策本部）

ア 住民に対する広報

市は、広報車、防災行政無線等により早期に対象地域に対し、重点的に広報を行うものとする。

イ 報道機関への協力要請

災害の状況及び応急対策等に関する情報を、記者クラブ等を通じて報道機関へ提供し、広報活動について協力を要請するものとする。

ウ 広報の調整

防災関係機関等が実施する広報に関する調整を行うものとする。

(2) 妙高警察署

妙高警察署は、警察措置に関する事項についてパトロールカー等により広報を行うものとする。

(3) 災害発生事業所・上越地域消防事務組合

災害発生事業所等は、広報車等により早期に対象地域に対し、重点的に広報を行うものとする。

(4) 報道機関

市（災害対策本部）からの協力要請に基づき、災害状況等について報道するものとする。

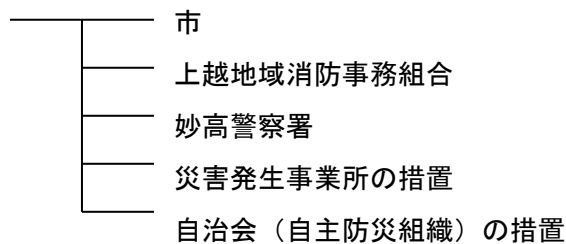
第4節 避難対策

化学工業地帯等に係る区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要に応じ避難指示等を行うとともに、特に必要があると認めるときは、避難所を開設して地域住民の生命、身体及び財産の保護と防災活動の円滑を図るものとする。

【計画の体系】

●実施機関

●避難指示等



1：実施機関

- (1) 市（災害対策本部）
- (2) 上越地域消防事務組合
- (3) 妙高警察署
- (4) 災害発生事業所
- (5) 自治会（自主防災組織）

2：避難指示等

(1) 市

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するため必要と認められる場合は、避難指示等を行うものとする。また、避難所を開設したときは、地域住民を安全かつ迅速に避難させるため、誘導員を配置して行うものとする。この場合において避難指示ができないときは、妙高警察署に避難指示等を要請するものとする。

なお、避難指示等を行い、又は警察署から指示を行った旨の連絡を受けたときは、速やかに県危機管理防災課に対して避難の場所、人員等を報告するものとする。

(2) 上越地域消防事務組合

現場最高指揮者は、火災の拡大又はガスの拡散が迅速で、人命危機が著しく切迫していると認めるときは、地域住民に避難指示等を行うものとする。この場合、直ちに市長に通報するものとする。

(3) 妙高警察署

警察官は、市長が避難指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、避難を指示し、遅滞なく避難の場所、人員等を市長に通知するものとする。

避難にあたっては、避難路の確保、交通整理、誘導、被災地の警戒警備などの措置を講ず

るものとする。

(4) 災害発生事業所の措置

災害発生事業所は、部外作業員等に対して避難の指示を行うものとする。その災害が地域住民に被害を与える危険性がある場合は、市長に対し避難の指示を要請し、緊急の必要がある場合、地域住民に対して避難の要請をするものとする。

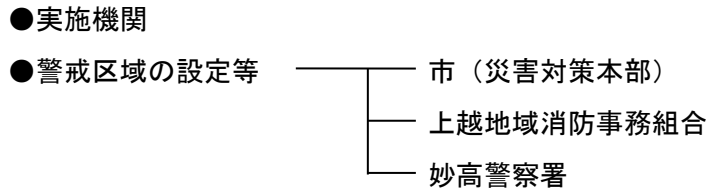
(5) 自治会（自主防災組織）の措置

自治会、自主防災組織は避難情報に基づき、住民に対して避難命令の伝達等適切な指示を行うとともに、避難誘導員を配置し、迅速に避難できるよう明確な誘導を行うものとする。また、災害時要援護者の安全確保と避難への支援について十分な配慮を行う。

第5節 警戒区域の設定

化学工業地帯等の区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要に応じ警戒区域を設定して、地域住民の生命、身体及び財産の保護と防災活動の円滑化を図るものとする。

【計画の体系】



1：実施機関

- (1) 市（災害対策本部）
- (2) 上越地域消防事務組合
- (3) 妙高警察署

2：警戒区域の設定等

- (1) 市（災害対策本部）

市長は、地域住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限し、若しくは禁止、又はその区域から退去を命ずるものとする。

この場合において、自らその措置をとることができない場合は、警察官に要請するものとする。

- (2) 上越地域消防事務組合

ア 火災警戒区域の設定・・・火災・災害などの発生前（恐れのある場合）

ガス、火薬、又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災の発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与える恐れがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、人命又は財産の保護、災害の発生防止又は消防活動の確保を図るため、必要に応じて「火災警戒区域」を設定し、その区域内における火気の使用の禁止、応急対策に従事する者以外の者の退去、出入りの禁止又は制限をするものとする。

この場合において、自らその措置をとることができないときは、警察官に要請するものとする。

イ 消防警戒区域の設定・・・火災の現場（発生中）

火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、「消防警戒区域」を設定して、応急対策に従事する者以外の者に対してその区域からの退去、又はその区域への出入りを禁止もしくは制限するものとする。

この場合において、自らその措置をとることができないときは、警察官に要請するものとする。

(3) 妙高警察署

警察官は、市長若しくはその委任を受けた市の職員又は消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずるものとする。

なお、災害対策基本法第63条を根拠にこれらの措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

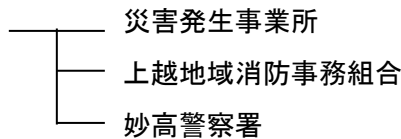
第6節 救出・救急・救護対策

防災関係機関等は、被災者の救出・救急・医療救護について相互に協力し、迅速かつ的確に実施するものとする。

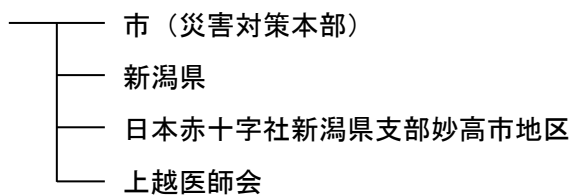
【計画の体系】

●実施機関

●救出・救急対策



●医療救護



1：実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 市（災害対策本部）
- (3) 上越地域消防事務組合
- (4) 新潟県
- (5) 妙高警察署
- (6) 日本赤十字社新潟県支部妙高市地区
- (7) 上越医師会

2：救出・救急対策

- (1) 災害発生事業所

ア 自衛防災要員等は、被災従業員等を救出するものとする。

イ 上越地域消防事務組合の救助隊到着後は、相互に連携を保ち、その指揮を受けて救出にあたるものとする。

- (2) 上越地域消防事務組合

上越地域消防事務組合は、妙高警察署との緊密なる連携のもとに、災害発生事業所を指揮して、被災者を救出し、医療機関へ搬送するものとする。

- (3) 妙高警察署

妙高警察署は、関係機関と綿密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容するものとする。

3：医療救護

- (1) 市（災害対策本部）

市は、上越医師会の協力を得て医師等の確保、医療救護班の編成、救護所の設置、医療機関による傷病者の手当並びに医薬品、医療用具及び衛生材料（以下「医薬品等」という。）の手配等必要な措置を講ずるものとする。

また、自らの医療救護活動のみで対処できない場合は、県に援助の要請をするものとする。

(2) 新潟県

県は、市の要請により、県の医療機関等により医療救護班を編成し、医療救護にあたるものとする。

(3) 日本赤十字社新潟県支部妙高市地区

日本赤十字社新潟県支部妙高市地区は、市から援助の要請があったとき、又は自ら必要を認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護にあたるものとする。

(4) 上越医師会

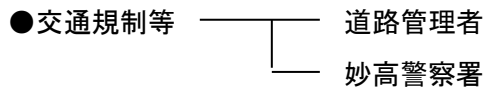
上越医師会は、市（災害対策本部）から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し、医療救護活動を行うとともに、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合には、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。

第7節 交通対策

化学工業地帯等で大規模災害が発生し、又は大規模災害に発展するおそれのある災害が発生した場合において、被災者の救出及び避難誘導を迅速に行うため、発生した災害の規模、態様に応じた交通規制等を実施し、交通を確保するものとする。

【計画の体系】

●実施機関



1：実施機関

- (1) 道路管理者（国土交通省・新潟県・東日本高速道路(株)・市）
- (2) 妙高警察署

2：交通規制等

(1) 道路管理者

道路管理者は、その被害の状況に応じて応急工事により交通の確保を図るとともに、妙高警察署と綿密な連携をとりながら交通規制を行うものとする。

(2) 妙高警察署

妙高警察署は、道路管理者と綿密な連携をとりながら交通規制を行うものとするが、災害の発生場所、規模、態様、天候等の状況により、規制区域の拡大、縮小、一部解除等弾力的に運用するものとする。

ア 車両通行禁止路線の設定

被災者の救出、避難誘導路線及び災害救助関係車両の通行路線を確保するため、区域及び道路の区間を定めて車両の通行を禁止し、又は制限を行うものとする。

イ 迂回路の設定

一般車両の通行路線を確保するため、迂回路を設定するものとする。

ウ 交通整理警察官等の配置

交通規制の目的を確保するため、主要交差点等に警察官等を配置するものとする。

第8節 応援協力要請

防災関係機関等は、災害の拡大を防止するため、災害の規模・態様に応じた確、かつ迅速に応援協力を要請し、受入体制について相互に連絡し、遺憾のないようにするものとする。

【計画の体系】

- 相互応援協定に基づく要請
- 自衛隊に対する災害派遣要請
- 応援協力要請手段
- 応援協力の調整

1：相互応援協定に基づく要請

防災関係機関等は、相互に連絡調整をとりながら応援協定等の規定により応援を求め、災害の拡大防止を図るものとする。

2：自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊に対する災害派遣要請については、市長（災害対策本部長）が必要と認めたときに、県知事に対して派遣要請を行う。なお、派遣要請は市地域防災計画風水害等共通対策編に定めるところに準じて行うものとする。

また、自衛隊は、災害発生により必要があると認めたときは、自主派遣することができる。

3：応援協力要請手段

応援協力の要請は、それぞれの応援協定に定めるところによるが、その他の場合には、文書により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員及び防災資機材の数
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 応援を必要とする区域及び活動内容
- (5) その他必要な事項

4：応援協力の調整

応援の措置について調整が必要な場合は、災害対策本部がこれにあたるものとし、事態の推移に応じてそれぞれの応援要請者は、災害対策本部に状況報告するものとする。

第5編

化学工業地帯等対策編

第4章 災害復旧対策

第 4 章 災害復旧対策

公共施設及び民有施設の災害復旧については、市地域防災計画風水害等共通対策編及び新潟県地域防災計画に定めるところに準じて行うものとする。